個人情報保護事務の手引

令和６年１０月

宮　　城　　県

個人情報保護事務の手引
総　　目　　次

Ⅰ　個人情報の保護に関する法律等の解釈及び運用基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　規程等

1　個人情報保護事務取扱要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

個人情報の保護に関する法律等の

解釈及び運用基準

令和５年４月現在

目次

Ⅰ　総則編 2
1　本解釈運用基準について 3
2　本解釈運用基準の参照が想定される者 3
3　定義等 5
3-1　法第 5 章の規律対象となる主体 5
3-1-1　行政機関等（法第 2 条第 11 項） 5
3-1-2　行政機関の長等 7
3-1-3　実施機関 7
3-1-4　法第 4 章の適用を受ける法人及び業務（法第 58 条並びに第 125 条第 1 項及び第 2 項） 8
3-2　法第 5 章の保護対象となる情報 10
3-2-1　個人情報（法第 2 条第 1 項） 10
3-2-2　個人識別符号（法第 2 条第 2 項） 12
3-2-3　保有個人情報・行政文書等（法第 60 条第 1 項） 15
3-2-4　個人情報ファイル（法第 60 条第 2 項） 18
3-2-5　要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項） 20
3-2-6　条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項） 23
3-2-7　仮名加工情報（法第 2 条第 5 項） 24
3-2-8　匿名加工情報（法第 2 条第 6 項） 25
3-2-9　行政機関等匿名加工情報（法第 60 条第 3 項） 27
3-2-10　行政機関等匿名加工情報ファイル（法第 60 条第 4 項） 29
3-2-11　個人関連情報（法第 2 条第 7 項） 31
3-2-12　特定個人情報（番号利用法第 2 条第 8 項） 32
3-3　その他（法令） 34
Ⅱ　個人情報等の取扱い編 35
4　個人情報等の取扱い 36
4-1　保有に関する制限（法第 61 条） 36
4-2　取得及び利用の際の遵守事項 38
4-2-1　利用目的の変更（法第 61 条第 3 項） 38
4-2-2　本人から書面により取得する際の利用目的の明示（法第 62 条） 39
4-2-3　不適正な利用・取得の禁止（法第 63 条及び第 64 条） 41
4-2-4　正確性の確保（法第 65 条） 42
4-3　安全管理措置等 43
4-3-1　安全管理措置（法第 66 条） 43
4-3-2　従事者の義務（法第 67 条） 48

4-4　漏えい等の報告等（法第 68 条） 50
4-4-1　委員会への報告（法第 68 条第 1 項） 50
4-4-2　本人への通知（法第 68 条第 2 項） 56
4-5　利用及び提供の制限（法第 69 条） 59
4-5-1　利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則（法第 69 条第 1 項） 59
4-5-2　例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（法第 69 条第 2 項） 61
4-5-3　他法令との適用関係（法第 69 条第 3 項） 64
4-5-4　行政機関等の内部における利用の制限（法第 69 条第 4 項） 64
4-5-5　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条） 65
4-6　利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条） 66
4-6-1　利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条第 1 項） 66
4-6-2　同意取得時の情報提供（法第 71 条第 2 項） 68
4-6-3　個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等（法第 71 条第 3 項） 73
4-7　個人関連情報及び仮名加工情報の取扱い 80
4-7-1　個人関連情報の取扱い（法第 72 条） 80
4-7-2　仮名加工情報の取扱い（法第 73 条） 82
Ⅲ　個人情報ファイル編 85
5　個人情報ファイル 86
5-1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条） 86
5-1-1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条第 1 項から第 4 項まで） 86
5-1-2　個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表（法第 75 条第 5 項） 94
Ⅳ　開示、訂正及び利用停止編 95
6　開示、訂正及び利用停止 96
6-1　開示 96
6-1-1　開示請求（法第 76 条） 96
6-1-2　開示請求の手続 98
6-1-3　開示・不開示の審査 112
6-1-4　開示決定等の通知 135
6-1-5　開示決定等の期限 139
6-1-6　事案の移送（法第 85 条） 143
6-1-7　第三者意見の聴取（法第 86 条） 146
6-1-8　開示の実施 149
6-1-9　手数料 154
6-2　訂正 155

6-2-1　訂正請求（法第 90 条第 1 項及び第 2 項） 155
6-2-2　訂正請求の手続 155
6-2-3　訂正・不訂正の審査（法第 92 条） 160
6-2-4　訂正決定等の通知 161
6-2-5　訂正決定等の期限 163
6-2-6　事案の移送（法第 96 条） 164
6-2-7　保有個人情報の提供先への通知（法第 97 条） 165
6-3　利用停止 166
6-3-1　利用停止請求（法第 98 条第 1 項及び第 2 項） 166
6-3-2　利用停止請求の手続 167
6-3-3　利用停止・不利用停止の審査（法第 100 条） 170
6-3-4　利用停止決定等の通知 171
6-3-5　利用停止決定等の期限 173
6-4　審査請求対応 175
6-4-1　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する審査請求 175
6-4-2　行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問（法第 105 条第 3 項） 183
6-4-3　審査請求事案の事務処理の迅速化 184
6-5　個人情報保護審査会（条例第 6 条～第 16 条、第 18 条及び第 19 条） 185
Ⅴ　行政機関等匿名加工情報編 189
7　行政機関等匿名加工情報 190
7-1　行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第 109 条） 190
7-2　提案の対象となる個人情報ファイルの選定及び個人情報ファイル簿への記載（法第 60 条第 3 項及び第 110 条） 191
7-2-1　提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定 192
7-2-2　個人情報ファイル簿への記載 194
7-3　提案の募集（法第 111 条） 195
7-3-1　募集の手続 195
7-3-2　情報提供等（法第 127 条） 196
7-4　提案の手続 197
7-4-1　提案書の受付・審査対応部署 197
7-4-2　事前チェック 197
7-4-3　提案することができる者の範囲（法第 113 条） 197
7-4-4　代理人による提案書の提出 198
7-4-5　提案書の記載事項の確認（法第 112 条） 198
7-4-6　提案書の添付書類 201
7-4-7　本人確認書類 202
7-4-8　提案書等に関する説明の要求及び訂正の求め 203
7-4-9　提案書の受付方法 203

7-5　提案の審査等（法第 114 条第 1 項） 204
7-6　手数料等の額（法第 119 条） 208
7-6-1　手数料の額の積算方法 208
7-6-2　手数料等の額の確定 209
7-7　審査結果の通知等（法第 114 条第 2 項及び第 3 項） 210
7-7-1　審査基準に適合する場合 210
7-7-2　審査基準に適合しない場合 211
7-8　手数料等の納付及び契約の締結（法第 115 条） 212
7-9　行政機関等匿名加工情報の作成等（法第 116 条） 213
7-9-1　特定の個人を識別することができる記述等の削除 214
7-9-2　個人識別符号の削除 215
7-9-3　情報を相互に連結する符号の削除 215
7-9-4　特異な記述等の削除 216
7-9-5　個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置 217
7-9-6　行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の対応 218
7-9-7　作成した行政機関等匿名加工情報の確認 218
7-10　作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表（法第 117 条） 219
7-11　識別行為の禁止等（法第 121 条） 221
7-11-1　識別行為の禁止（法第 121 条第 1 項） 221
7-11-2　行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置（法第 121 条第 2 項） 221
7-11-3　行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第 121 条第 3 項） 223
7-12　従事者の義務（法第 122 条） 223
7-13　匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く）の取扱いに係る義務（法第 123 条） 224
7-13-1　匿名加工情報の第三者提供に係る義務（法第 123 条第 1 項） 224
7-13-2　識別行為の禁止等（法第 123 条第 2 項） 225
7-13-3　匿名加工情報の漏えいの防止に係る措置（法第 123 条第 3 項） 225
7-13-4　行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第 123 条第 4 項） 225
7-14　行政機関等匿名加工情報の提供 226
7-15　行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の留意事項 226
7-16　取扱従事者の変更 227
7-17　提供後の行政機関等匿名加工情報に係る規律 228
7-18　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除及び不適切利用への対応（法第 120 条） 228
7-18-1　契約の解除 228

7-18-2　不適切利用を把握した場合の対応 229
7-19　作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（法第 118 条） 230
7-19-1　既作成の行政機関等匿名加工情報の提供希望 232
7-19-2　既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更 232
7-20　苦情処理（法第 128 条） 234
Ⅵ　その他編 235
8　雑則 236
8-1　適用除外等 236
8-2　開示請求等をしようとする者への情報提供等 237
8-3　（参考）委員会による総合的な案内所の整備 239
8-4　苦情処理 239
8-5　地方公共団体に置く審議会等への諮問 240
9　委員会による監視等 241
9-1　委員会による監視 241
9-2　情報公開・個人情報保護審査会との連携 241
9-3　施行の状況の報告等（法第 165 条） 242
9-4　地方公共団体による必要な情報等の提供の求め（法第 166 条） 242
9-5　条例の届出（法第 167 条） 243
10　罰則 244
10-1　行政機関等の職員等に係る罰則 244
10-2　開示請求者に係る罰則 247
10-3　旧条例の罰則に係る経過措置 248
Ⅶ　資料編 251
開示決定通知書（様式第 3 号）の記載要領 252
開示をしない旨の決定通知書（様式第 4 号）の記載要領 255
開示決定等期限延長通知書（様式第 5 号）の記載要領 257
開示決定等期限特例延長通知書（様式第 6 号）の記載要領 258
他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（様式第 7 号）の記載要領 259
開示請求者への事案移送通知書（様式第 8 号）の記載要領 260
第三者意見照会書（様式第 9 号及び第 10 号）の記載要領 261
開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第 12 号）の記載要領..... 262
訂正決定通知書（様式第 15 号）の記載要領 263
訂正をしない旨の決定通知書（様式第 16 号）の記載要領 264
訂正決定等期限延長通知書（様式第 17 号）の記載要領 265
訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 18 号）の記載要領 266
他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（様式第 19 号）の記載要領 267
訂正請求者への事案移送通知書（様式第 20 号）の記載要領 268

保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第 21 号）の記載要領 269
利用停止決定通知書（様式第 23 号）の記載要領 270
利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 24 号）の記載要領 271
利用停止決定等期限延長通知書（様式第 25 号）の記載要領 272
利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 26 号）の記載要領 273

【凡例】

「法」　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「政令」　個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

「規則」　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

「条例」　個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宮城県条例第 72 号）

「細則」　個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年宮城県規則第 9 号）

「旧条例」　個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）（※1）

「情報公開条例」　情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）

「行政機関情報公開法」　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

「独立行政法人等情報公開法」　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

「デジタル手続法」　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）

「デジタル手続法施行規則」　個人情報保護委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 2 号）

「行政機関個人情報保護法」　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）（※2）

「独立行政法人等個人情報保護法」　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）（※2）

「番号法」　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

「令和 3 年改正法」　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）

「ガイドライン」　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

「民間部門ガイドライン（〇〇編）」　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国第三者提供編又は仮名加工情報・匿名加工情報編）

「事務対応ガイド」　個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

「委員会」　個人情報保護委員会

（※1）条例附則第 2 条の規定により、令和 5 年 4 月 1 日に廃止。

（※2）令和 3 年改正法附則第 2 条の規定により、令和 4 年 4 月 1 日に廃止。

Ⅰ　総則編

1　本解釈運用基準について

本解釈運用基準は、委員会が作成した事務対応ガイドから県に関わる内容を抜粋し、条例及び細則で定める内容を加筆したもので、法の適正かつ円滑な運用を図るとともに、統一的な運用を確保するため、個人情報等の適正な取扱いに関し、職員の事務処理の手順やその際に参考となる法令の条項等の考え方その他各開示等（開示、訂正及び利用停止をいう。以下同じ。）請求に係る判断を行う際の参考となる事項を整理したものである。

2　本解釈運用基準の参照が想定される者

本解釈運用基準は、条例第 2 条第 2 項に定める実施機関及び実施機関から個人情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者において参照されることが想定される。

なお、当該委託を受けた者が個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項、第 5 項～第 7 項。以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する場合には、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第 4 章）が適用されるため、個人情報取扱事業者等に適用される民間部門ガイドライン（※1）及びＱ＆Ａ（※2）も参照することが必要である。

なお、実施機関のうち地方独立行政法人宮城県立病院機構、地方独立行政法人宮城県立こども病院並びに公立大学法人宮城大学、及び県の機関が行う診療所等の運営に係る業務については、個人情報等の取扱いに関して、基本的に、公的部門の規律（法第 5 章）ではなく、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第 4 章）が適用されるため、個人情報取扱事業者等に適用される民間部門ガイドライン（※1）及びＱ＆Ａ（※2）も参照することが必要である。公的部門の規律のうち、適用を受けるものについては、（参考）（法の適用対象となる機関及び法人の種別と法第 4 章及び第 5 章の主な適用関係）及び 3-1-4　法第 4 章の適用を受ける法人及び業務 （法第 58 条並びに第 125 条第 1 項及び第 2 項）を参照のこと。

（※1）ここでいう民間部門ガイドラインとは、次のガイドラインを指す。
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）

（※2）Ｑ＆Ａとは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａを指す。

（参考）法の適用対象となる機関及び法人の種別と法第 4 章及び第 5 章の主な適用関係

<table>
<tr><th></th><th>個人情報等の取扱い等に関する規律</th><th>個人情報ファイル簿に関する規律</th><th>開示、訂正、利用停止等に関する規律</th><th>匿名加工情報に関する規律</th></tr>
<tr><td>県の機関</td><td>公的部門の規律（法第 5 章第 2 節）</td><td rowspan="4">公的部門の規律（法第 5 章第 3 節（ただし、法第 75 条のみ））</td><td rowspan="4">公的部門の規律（法第 5 章第 4 節）</td><td>公的部門の規律（法第 5 章第 5 節）</td></tr>
<tr><td>病院若しくは診療所又は大学の運営の業務（※1）</td><td><u>民間部門の規律</u>（法第 4 章）（※3、4、5）</td><td rowspan="2">公的部門の規律（法第 5 章第 5 節（ただし、当面の間は法第 110 条及び第 111 条を除くことができる。））</td></tr>
<tr><td>地方独立行政法人</td><td>公的部門の規律（法第 5 章第 2 節）</td></tr>
<tr><td>試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置・管理若しくは病院事業の経営を目的とするもの（※2）</td><td><u>民間部門の規律</u>（法第 4 章）（※3、4、5）</td></tr>
</table>

※1　保健福祉部の各保健所、子ども総合センター、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センターで行う診療所業務が該当する（法第 58 条第 2 項第 1 号）。

※2　地方独立行政法人宮城県立病院機構、地方独立行政法人宮城県立こども病院、及び公立大学法人宮城大学が該当する（法第 58 条第 1 項第 2 号）。

※3　第 2 節中保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条）並びに開示、訂正等及び利用停止等（法第 33 条～第 39 条）に関する規定は適用が除外された上で、法第 5 章第 3 節及び第 4 節の規定が適用される。

※4　匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 4 章第 4 節）に関する規定は適用が除外された上で、法第 5 章第 5 節の規定が適用される。

※5　安全管理措置義務（法第 66 条第 2 項）に関して、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについては、民間部門の規律に加えて、行政機関等に対する規律が準用される。

3　定義等

3-1　法第 5 章の規律対象となる主体

3-1-1　行政機関等（法第 2 条第 11 項）

法第 2 条（第 8 項～第 11 項）

8　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

(2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

(3) 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

(4) 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

(5) 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

(6) 会計検査院

9　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第 1 に掲げる法人をいう。

10　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第 3 章及び第 69 条第 2 項第 3 号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。第 16 条第 2 項第 3 号、第 63 条、第 78 条第 1 項第 7 号イ及びロ、第 89 条第 4 項から第 6 項まで、第 119 条第 5 項から第 7 項まで並びに第 125 条第 2 項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第 16 条第 2 項第 4 号、第 63 条、第 78 条第 1 項第 7 号イ及びロ、第 89 条第 7 項から第 9 項まで、第 119 条第 8 項から第 10 項まで並びに第 125 条第 2 項において同じ。）

政令第 3 条

1　法第 2 条第 8 項第 4 号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2　法第 2 条第 8 項第 5 号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

「行政機関」とは、国の全ての行政機関をいい、県は「行政機関」には含まれない。「地方公共団体の機関」「行政機関等」「行政機関の長等」という用語が用いられている規定が県に適用される。

(1) 地方公共団体の機関（法第 2 条第 11 項第 2 号）

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する（※1）（※2）。

「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。

（※1）公営企業管理者、警察本部長及び消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、「地方公共団体の機関」に該当する。

（※2）附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項）、支所及び地方事務所（同法第 155 条第 1 項）等については当該附属機関が置かれる執行機関や長等が「地方公共団体の機関」となる。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第 2 条第 11 項第 2 号）、法第 5 章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、宮城県議会においては、宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年宮城県条例第 67 号）が適用される。

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- 国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第 2 章）
- 個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第 3 章）
- 行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第 69 条第 2 項第 3 号）

(2) 行政機関等（法第 2 条第 11 項及び別表第 2）

「行政機関等」とは、次の機関及び法人をいい、これらの主体が行う個人情報等の取扱いに対して法第 5 章の規律が適用される。

① 行政機関
② 地方公共団体の機関
③ 独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）
④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第 2 号（大学等の設置及び管理）若しくは第 3 号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）

なお、行政機関等が行う業務のうち、「個人情報取扱事業者」等の義務等に係る規定（法第 4 章）の適用を受けるもの（診療所等の運営業務）については、3-1-4（法第 4 章の適用を受ける法人及び業務）を参照のこと。

3-1-2　行政機関の長等

法第 63 条

行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

政令第 18 条

法第 63 条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 警察庁にあっては、警察庁長官
(2) 最高検察庁にあっては、検事総長
(3) 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
(4) 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
(5) 区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

行政機関の長等は、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人をいい、法第 5 章が定める個人情報等の取扱いに関する義務の対象や開示等の実施を行う主体とされている。

なお、行政機関のうち、内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関、内閣府設置法第 40 条及び第 56 条の特別の機関、国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関として政令で定める者については、その機関ごとに政令第 18 条で定める者を行政機関の長とすることとしている。

3-1-3　実施機関

条例第 2 条（第 2 項）

2　この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

本項は、条例により個人情報保護制度を実施する機関について定めたものである。

各実施機関は、法及び条例に基づく事務を自らの判断と責任において管理し、執行する義務を負うものである。

条例における「実施機関」とは、地方自治法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）並びに地方独立行政法人法により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各課室等、地方機関及び附属機関をいう。

3-1-4　法第 4 章の適用を受ける法人及び業務（法第 58 条並びに第 125 条第 1 項及び第 2 項）

法第 58 条

1　個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第 32 条から第 39 条まで及び第 4 節の規定は、適用しない。

(1) 別表第 2 に掲げる法人

(2) 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

2　次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第 32 条から第 39 条まで及び第 4 節を除く。）及び第 6 章から第 8 章までの規定を適用する。

(1) 地方公共団体の機関　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第 2 項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の運営

(2) 独立行政法人労働者健康安全機構　病院の運営

法第 125 条（第 1 項及び第 2 項）

1　第 58 条第 2 項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第 1 節、第 66 条第 2 項（第 4 号及び第 5 号（同項第 4 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第 1 項、第 75 条、前 2 節、前条第 2 項及び第 127 条を除く。）の規定、第 176 条及び第 180 条の規定（これらの規定のうち第 66 条第 2 項第 4 号及び第 5 号（同項第 4 号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第 181 条の規定は、適用しない。

2　第 58 条第 1 項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第 1 号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第 2 号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第 1 節、第 75 条、前 2 節、前条第 2 項、第 127 条及び次章から第 8 章まで（第 176 条、第 180 条及び第 181 条を除く。）の規定を適用する。

実施機関における個人情報の取扱いのうち、次に掲げる者及び業務については、民間部門の規律（法第 4 章）が適用される。ただし、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政部門の規律（法第 5 章）が適用される。法第 4 章については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を参照のこと。

(1) 法第 58 条第 1 項該当　地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの（地方独立行政法人宮城県立病院機構、地方独立行政法人宮城県立こども病院並びに公立大学法人宮城大学）

(2) 法第 58 条第 2 項該当　地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務（保健福祉部の各保健所、子ども総合センター、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センターで行う診療所業務）

(1) 法第 58 条第 1 項各号に掲げる者

次に掲げる者については、「行政機関等」には当たらず、個人情報の取扱いに関しては個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第 4 章）が適用される。ただし、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される（法第 58 条第 1 項並びに第 125 条第 2 項及び第 3 項）。

① 法別表第 2 に掲げる法人（法第 58 条第 1 項第 1 号）

② 地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの（同項第 2 号）

法別表第 2 には、国立研究開発法人や国立大学法人が掲げられている。

(2) 法第 58 条第 2 項各号に掲げる者

次に掲げる業務については、個人情報等の取扱いに関する規律に関し、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第 4 章）が適用される。

① 地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務（法第 58 条第 2 項第 1 号）

② 独立行政法人労働者健康安全機構が行う業務のうち病院の運営業務（同項第 2 号）

これらの業務においては、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等に係る規律が適用される（法第 58 条第 2 項並びに第 125 条第 1 項及び第 3 項）。

なお、当該地方公共団体の機関が行う業務のうち、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外の業務については、行政機関等に係る規律が適用される。

3-2　法第 5 章の保護対象となる情報

3-2-1　個人情報（法第 2 条第 1 項）

法第 2 条（第 1 項）

1　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第 2 条第 1 項第 1 号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第 2 号）をいう。個人情報の定義は民間部門と同一のため、個人情報保護委員会ホームページの「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するＱ＆Ａ」も参照のこと。

なお、開示請求における不開示情報の「個人に関する情報であって…特定の個人を識別することができるもの」（法第 78 条第 1 項第 2 号及び情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号）とは、容易照合性を要する点や死者に関する情報を含まない点で異なり、範囲に差異が生じ得る。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

【個人情報に該当する事例】

事例 1）本人の氏名

事例 2）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例 3）防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例 4）本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例 5）特定の個人を識別することができるメールアドレス（kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

事例 6）個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は

照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

事例 7）官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

(1) 法人等及び外国人に関する情報

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない。ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。法人等の役員は、法人に代わって当該法人等の行為を行うことから、法人等の役員に関する情報は、法人等の情報の一部と考えられるものの、個人に関する情報としての側面も併せ持つことから、保護対象になるものである。

事業を営む個人の当該事業に関する情報は、事業を営む主体が個人であり、個人事業主の当該事業に関する情報と個人に関する情報とを判然と区分することが困難であることなどから、保護対象になるものである。

なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

(2) 「他の情報と容易に照合することができ」る場合

「他の情報と容易に照合することができ」るとは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

当該情報を第三者に提供するとき、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかは、当該情報の提供元である行政機関等において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかで判断する。例えば、データベースの一部を第三者に提供するとき、提供先の第三者においては特定の個人を識別できない（提供先においては個人情報に該当しない）場合であっても、提供元ではデータベースと容易に照合することができ、特定の個人を識別できるならば、提供元では個人情報に該当し、個人情報の提供の制限（法第 69 条）の規律がかかる。

(3) 死者に関する情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる（6-1-2-1(1)（法の対象である「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に係る開示請求であるかどうか。）を参照のこと。）。

3-2-2　個人識別符号（法第 2 条第 2 項）

法第 2 条（第 2 項）

2　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令第 1 条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第 3 条

令第 1 条第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 令第 1 条第 7 号イに掲げる証明書　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(2) 令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(3) 令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書　同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第 4 条

令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

(4) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（※）。

（※）「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」（法第 2 条第 2 項第 2 号）とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

具体的な内容は、政令第 1 条及び規則第 2 条から第 4 条までに定められている。

「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの」（法第 2 条第 2 項柱書）

政令第 1 条第 1 号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第 2 条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものについては、事務対応ガイド 3-2-2（個人識別符号（法第 2 条第 2 項））を参照のこと。

3-2-3　保有個人情報・行政文書等（法第 60 条第 1 項）

法第 60 条（第 1 項）

1　この章及び第 8 章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第 8 章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第 4 号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

政令第 16 条

法第 60 条第 1 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ　当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ　当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ　次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

①　当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

②　当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

③　当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ　当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ　当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

「保有個人情報」とは、行政機関等（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者を含む。以下 3-2-3（保有個人情報）において同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、「行政文書等（行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書）」に記録されているものをいう。

(1) 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」（法第 60 条第 1 項本文）

「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関等が保有している」とは、行政機関情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

(2) 行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る（法第 60 条第 1 項ただし書）

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。その上で、法に基づく開示等請求に係る規律は、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有していることを踏まえ、行政機関情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書等に記録されているものに限ることとしている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

「行政文書」とは、行政機関情報公開法第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいい、「法人文書」とは、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第 4 号に掲げるものを含む。）をいう。

「地方公共団体等行政文書」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除くこととしており、具体的には政令第 16 条において、行政機関情報公開法において「行政文書」の対象から除外されている事項を参考に、次のとおり規定している。

① 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

② 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(イ) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

(ロ) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

(ハ) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(3) 保有個人情報の範囲の特定

開示等の場面において、どこまでが開示等請求者に関する保有個人情報となるのかは、形式的には決め難い。とりわけ行政文書等に散在的に記録されている個人情報（以下「散在情報」という。）の場合は、実務上問題となる。

そこで、法では、開示請求を行う者は、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を開示請求書に記載することとしており（法第77条第1項第2号）、また、行政機関の長等は、補正（6-1-2-3（開示請求書の補正）を参照のこと。）の参考となる情報を提供するよう努めることとしている（同条第3項）。このような請求手続の過程において、対象となる保有個人情報の範囲を特定することが必要である（開示請求については6-1（開示）を参照のこと。）。

3-2-4　個人情報ファイル（法第 60 条第 2 項）

法第 60 条（第 2 項） 2　この章及び第 8 章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、

① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル。以下「電算処理ファイル」という。）

又は

② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル。以下「マニュアル処理ファイル」という。）

をいう。

特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した「個人情報ファイル」は、行政機関等にとって利便性の高いものである反面、管理が適切に行われなければ、個人の権利利益を侵害するおそれも高くなる。このため、法では、個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条）並びに罰則（法第 176 条）において、「個人情報ファイル」を規律対象とする規定を設けている。ただし、マニュアル処理ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表の規律対象とされているが、罰則の規律対象からは除かれている。

(1)　「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（法第 60 条第 2 項第 1 号）

本号は、電算処理ファイルについて規定するものである。

「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者を含む。以下 3-2-4（個人情報ファイル）において同じ。）の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。

「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

(2) 「前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」（法第 60 条第 2 項第 2 号）

本号は、マニュアル処理ファイルについて規定するものである。

「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）が想定される。

3-2-5　要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項）

法第 2 条（第 3 項）

3　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

政令第 2 条

法第 2 条第 3 項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

規則第 5 条

令第 2 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害

(2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から⑪までの記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

① 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

② 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

③ 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

④ 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

⑤ 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

⑥ 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

⑦ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害（※）があること（政令第 2 条第 1 号）。

次のイからロまでの情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと。）も該当する。

イ 「身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

ロ 「知的障害者福祉法にいう知的障害」があることを特定させる情報

- 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

ハ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

・　都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

ニ　「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

・　医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。

⑧　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号）（※）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

⑨　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号）（※）。

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状況、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供

する施設において調剤の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

⑩　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第 2 条第 4 号）。

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

⑪　本人を少年法第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第 2 条第 5 号）。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

（※）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第 2 条第 2 号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第 2 条第 3 号）に該当し得る。

3-2-6　条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）

法第 60 条（第 5 項）
5　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

本県では、条例要配慮個人情報を定めていないため、条例要配慮個人情報に係る規定の適用はない。

3-2-7　仮名加工情報（法第 2 条第 5 項）

法第 2 条（第 5 項）

5　この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1)　第 1 項第 1 号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2)　第 1 項第 2 号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

「仮名（かめい）加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて次の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

①　法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合
　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること。

②　法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合
　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、まだなお法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

(1)　「削除すること」

「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

仮名加工情報には「個人情報」に該当するものとしないものがあり、該当するものには法第 61 条から第 71 条までの規律、該当しないものには法第 73 条の規律が適用される。仮名加工情報（個人情報に該当しないもの）の取扱いについては 4-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。

3-2-8　匿名加工情報（法第 2 条第 6 項）

法第 2 条（第 6 項）

6　この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1)　第 1 項第 1 号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2)　第 1 項第 2 号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次の①及び②に記載する措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の適用の対象外となる。

①　法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除すること。

②　法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除すること（この措置を講じた上で、まだなお法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

(1)　「削除すること」

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

(2)　「特定の個人を識別することができる」

「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要

件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により特定することができないような状態にすることを求めるものである。

(3) 「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」

「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、匿名加工情報から匿名加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により復元することができないような状態にすることを求めるものである。

(4) 行政機関等における取扱い

「匿名加工情報」は、個人情報該当性が認められないため、行政機関等においても、一般的な個人情報としての保護に関する規定が適用されないこととなる。これにより、法第 69 条第 2 項（利用及び提供の制限）の適用対象外となり、行政機関等の所掌事務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、法第 5 章において、「匿名加工情報」の安全性を担保するための規律として、識別行為の禁止等の規律が設けられている。

匿名加工情報（法第 5 章第 5 節の規定に基づき作成及び提供される「行政機関等匿名加工情報」を含む。）の取扱い等については 3-2-9（行政機関等匿名加工情報）及び 7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。

3-2-9　行政機関等匿名加工情報（法第 60 条第 3 項）

法第 60 条（第 3 項）

3　この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1)　第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2)　行政機関情報公開法第 3 条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第 3 条、独立行政法人等情報公開法第 3 条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ　行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3)　行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

「行政機関等匿名加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。

法第 112 条の提案を受けて作成する場合のほか、提案募集によらず自主的に行政機関等匿名加工情報を作成する場合、他の行政機関等から行政機関等匿名加工情報を取得する場合に取り扱うことが想定される。

なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものである。したがって、保有個人情報に情報公開条例に規定する不開示情報（※）が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。

（※）情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 7 号までに該当する不開示情報（同条第 3 号ただし書に規定する情報（法人等に関する情報のうち、一般的には不開示情報とな

るが公益的理由から例外的に開示対象となる情報）を除く。）をいう。同条第2号（個人に関する情報）のみ該当する情報が含まれる場合には、加工の対象となる。

(1)「法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと」（法第60条第3項第1号）

本人の個人情報の利用の実態を的確に把握するための仕組みとして個人情報ファイル簿（法第75条第1項）の作成・公表の仕組みが設けられていることを踏まえ、本人があずかり知らないところで自らの個人情報から行政機関等匿名加工情報が作成・提供されることがないようにするため、個人情報ファイル簿に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象から除外される、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査・犯則事件の調査等のために作成・取得するもの等は加工対象とならない。

(2)「[前略] 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求［中略］があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること」（法第60条第3項第2号）

① 「当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること」（同号イ）

情報公開条例第4条に基づく開示請求があった場合に、上述の不開示情報に該当する部分を除いた残りの部分において、記録されている保有個人情報の部分開示すらできない（又は残りの部分に保有個人情報が記録されていない）ものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で行政機関匿名加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとしている。

② 「情報公開条例［中略］の規定により意見書の提出の機会を与えること」（法第60条第3項第2号ロ）

情報公開条例第12条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書について開示請求があったときは、第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置を定めている。これは、開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であるところ、上記①の判断を行い得るのはこの手続を要しない場合に限られる。

このことを踏まえ、法第60条第3項第2号ロは、保有個人情報の全部又は一部を開示する決定等をするに当たって、当該手続を要する場合について、上記①とは別に、情報公開条例の規定により意見書提出の機会を与えることとなる個人情報ファイルであることを要件として規定している。

具体的には、例えば、次のものが該当する。

イ　開示決定等に当たって第三者に意見書提出の機会を与える必要があると実施機関が判断するもの（情報公開条例第12条第1項）

ロ　公益的開示をしようとする場合（同条第2項）

(ｲ) 法人等情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（情報公開条例第8条第3号ただし書）

(ﾛ) (ｲ)以外で公益上特に必要があると認められるもの（情報公開条例第 10 条）

(3) 「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること」（法第 60 条第 3 項第 3 号）

行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであることとするものである。

行政機関等匿名加工情報の提供等については 7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。

3-2-10 行政機関等匿名加工情報ファイル（法第 60 条第 4 項）

法第 60 条（第 4 項） 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの 政令第 17 条 法第 60 条第 4 項第 2 号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、

① 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報ファイル）

又は

② その他の方法で特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

をいう。

(1) 「行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物」であって、「特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」

特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物をいう。

(2) 「特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」

紙媒体の情報の記述等の一部を加工した行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

ただし、紙媒体の個人情報ファイルを加工して、行政機関等匿名加工情報ファイルとして提供することは、加工することができる状態にするための負担が大きく一般的には法第 60 条第 3 項第 3 号に該当しないと考えられる。

3-2-11　個人関連情報（法第 2 条第 7 項）

法第 2 条（第 7 項）
7　この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例 1）Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例 2）メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例 3）ある個人の行政サービスの利用履歴

事例 4）ある個人の位置情報

事例 5）ある個人の興味・関心を示す情報

（※）個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

個人関連情報の取扱いについては 4-7-1（個人関連情報の取扱い）を参照のこと。

3-2-12　特定個人情報（番号利用法第 2 条第 8 項）

番号利用法第 2 条（第 8 項）
8　この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 48 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

「特定個人情報」とは、とは、個人番号（番号利用法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいい、「個人情報」のうちの一部である。

(1) 特定個人情報に関する規律

① 収集等の制限

番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保有してはならない（番号利用法第 20 条）。保有の制限については、4-1（保有に関する制限）を参照のこと。

② 利用の制限

番号利用法第 30 条により、行政機関等が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、法第 69 条第 2 項第 2～4 号は適用せず、法第 69 条第 1 項及び第 2 項は次のとおり読み替える。

法第 69 条
1　行政機関の長等は、利用目的以外の目的（独立行政法人等にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 5 項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的）のために保有個人情報を自ら利用してはならない。
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(1)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 提供の制限

番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない（番号利用法第 19 条）。提供できる場合については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」第 4-3-(2)を参照のこと。

(2) 情報提供等の記録

番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者は、番号利用法第 19 条

第 8 号（同法第 26 条において準用する場合は第 19 条第 9 号）の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされている。「情報提供等の記録」とは、当該電子計算機に記録された記録をいう。

情報提供等の記録は、特定個人情報である。

なお、番号利用法第 23 条第 3 項の規定による内閣総理大臣が記録することとされている記録は対象としないものである。

3-3　その他（法令）

行政機関等の義務等を定める法第5章においては、特に定めがある場合を除いて、「法令」に条例が含まれない。ただし、「法令」に条例が含まれないこととされている場合においても、「法令」の委任に基づき定められた条例については、「法令」に含まれる。

【法令の委任に基づく規定の例】

事例）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定に基づき定められた条例の規定

以下の規定においては、「法令」に条例及びこれに基づく規則等が含まれる。

① 個人情報の保有を法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り認める規定（法第61条第1項）（4-1（保有に関する制限）を参照のこと。）

② 行政機関に準じた安全管理措置の義務が準用される場合として、一定の者が行う一定の業務を定める規定（法第66条第2項第3号及び第4号）（4-3-1-2（行政機関の長等の安全管理措置義務の準用）を参照のこと。）

③ 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合又は保有個人情報の提供を受ける一定の者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用する場合であって、かつ、それぞれ相当の理由があるときに、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用又は提供できることを定める規定（法第69条第2項第2号及び第3号）（4-5-2（例外的に目的外利用・提供が認められる場合）を参照のこと。）

④ 開示等に係る規律（法第5章第4節）において、開示義務が及ばない不開示情報から除かれる法令の規定等により開示請求者が知ることができる情報等を定める規定（法第78条第1項第2号イ）（6-1-3-1-1（不開示情報（個人に関する情報））を参照のこと。）、開示の実施並びに訂正及び利用停止請求が行われる際に、他の法令の規定に特に定めがある場合の調整規定（法第88条、第90条第1項、第98条第1項）（6-1-2-1（開示請求の内容の確認）、6-2-1（訂正請求）、6-3-1（利用停止請求）を参照のこと。）

Ⅱ　個人情報等の取扱い編

4　個人情報等の取扱い

4-1　保有に関する制限（法第 61 条）

法第 61 条 1　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 2　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

行政機関等は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、以上に加えて、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

(1)　「個人情報を保有する」（法第 61 条第 1 項）

個人情報の保有の概念については、3-2-3（保有個人情報）を参照のこと。すなわち、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。

(2)　「法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」（法第 61 条第 1 項）

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を行政機関等として、法第 5 章の規律が適用される。従来、行政機関個人情報保護法において行政機関については「所掌事務」を、独立行政法人等個人情報保護法において独立行政法人等については「業務」を遂行するものとしていたことも踏まえて、法においては行政機関等が遂行するものとして、「所掌事務又は業務」と規定している。

各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。また、地方自治法以外にも、地方公共団体の機関の職務権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）、警察法、地方公営企業法等の各法律に規定されている。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第 61 条第 1 項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

特定個人情報については、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、収集し、又は保有してはならないことに留意すること（番号利用法第 20 条）。

(3) 「その利用目的をできる限り特定しなければならない」（法第 61 条第 1 項）

個人情報が無限定に取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。「利用目的」は、保有から利用及び提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素である。

「その利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

なお、特定した利用目的については、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから（法第 82 条第 1 項）、内部において適切に整理・管理する必要がある。そのため、利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくといった対応などが考えられる。

(4) 行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」（法第 61 条第 2 項）

利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこととしている。

4-2　取得及び利用の際の遵守事項

4-2-1　利用目的の変更（法第 61 条第 3 項）

法第 61 条（第 3 項）
3　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところであり、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。

しかしながら、いったん特定された利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質的意味は失われることから、本項では、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる。

(1)　「相当の関連性を有する」

「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

(2)　「合理的に認められる」

「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

(3)　利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係

利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

4-2-2　本人から書面により取得する際の利用目的の明示（法第 62 条）

法第 62 条

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(1) 利用目的の明示

「本人から直接書面（電子的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について、法が定める個人情報の取扱い等に係る規律は行政文書等に記録されていることを前提とする保有個人情報に対して課せられているところであり、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載等することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の行政機関等における事務や事業の運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

なお、「電磁的記録を含む」こととしたのは、行政のデジタル化に伴い、オンラインによる申請等も一般化しつつあることから、このような方法を介して取得する場合も含む趣旨である。

「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である（※）。

（※）ホームページにおいてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合も考え得るが、この場合には、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に 1 回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

他方、行政機関等に対して一方的に個人情報をその内容に含む書面が送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合についてまで「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

(2) 利用目的の明示の適用除外

利用目的を明示することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合等、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や、利用目的が明らかである場合にまで、一律にあらかじめ利用目的を明示することは合理的でなく、法第 62 条第 1 号から第 4 号まではこれらの適用除外について定めている。

① 「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（同条第 1 号）

本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

② 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」（同条第 2 号）

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

③ 「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（同条第 3 号）

「国の機関」には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下 4-2-2（本人から書面により取得する際の利用目的の明示）において「国の機関等」という。）の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

国の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等はこれに該当すると考えられる。

④ 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（同条第 4 号）

個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関に提出する場合であって、行政機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

4-2-3　不適正な利用・取得の禁止（法第 63 条及び第 64 条）

4-2-3-1　不適正な利用の禁止（法第 63 条）

> 法第 63 条
>
> 行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する県民等の信頼確保の観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない（法第 63 条）。

(1)「違法又は不当な行為」

「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

(2)「おそれ」の有無

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、行政機関等が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該行政機関等が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

4-2-3-2　不適正な取得の禁止（法第 64 条）

> 法第 64 条
>
> 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する県民等の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならない（法第 64 条）。

なお、例えば、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

4-2-4　正確性の確保（法第 65 条）

法第 65 条 　行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

行政機関の長等は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならない（法第 65 条）。

個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要のない個人情報は、法第 61 条第 2 項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

（参考）「事実」と評価・判断の内容

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」にとどまり、評価・判断の内容そのものには及ばない（※）。

（※）本条の規定に基づき保有個人情報に記録されている「事実」について訂正を行った結果として、「評価・判断の内容」が変更されるといったことはあり得る。

なお、評価・判断の内容そのもの単体は「事実」に含まれないが、「個人Ａが○○（※）と評価・判断された」、「評価者Ｂが○○（※）と評価・判断した」という情報は「事実」に含まれる。

（※）「○○」は評価・判断の内容を指す。

4-3　安全管理措置等

4-3-1　安全管理措置（法第 66 条）

4-3-1-1　行政機関の長等が講ずべき安全管理措置（法第 66 条第 1 項）

法第 66 条（第 1 項）
1　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない（法第 66 条第 1 項）。

個人情報取扱事業者が安全管理のための措置を講じる対象は「個人データ」であること（法第 23 条）に対し、行政機関等については（個人情報ファイル等ではなく）「保有個人情報」が対象とされており、散在情報も含めて安全管理措置を講じる必要がある。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、ガイドライン、事務対応ガイドその他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。

(1)　「安全管理のために必要かつ適切な措置」

「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握が挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

保有個人情報を記録した媒体が電子か紙かに関わらず、セキュリティの確保等については、宮城県情報セキュリティ対策基準（平成 24 年 4 月 1 日施行）の定めによる。

(2)　委託先の監督

県が保有個人情報の取扱いを委託する場合は、行政機関等として講ずべき安全管理措置として、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

委託先が講ずべき措置については 4-3-1-2(1)（行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者）を参照のこと。

保有個人情報の取扱いの委託を行う際に講ずべき措置の具体的な内容については、個人情報取扱事務の委託基準（平成 8 年 12 月 18 日私文第 434 号総務部長通知）に基づき、実施することが求められる。

なお、近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があり得るが、当該クラウドサービス上で取り扱う情報が保有個人情報に該当する場合には、行政機関等は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

特に、当該民間事業者が外国にある事業者の場合（※）や当該民間事業者が国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合においては、当該保有個人情報は外国において取り扱われることとなるため、当該外国（クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（※）日本国内に所在するサーバに個人情報が保存される場合も含む。

以上につき、委託元である行政機関等が委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、委員会による指導、助言、勧告等の対象となる。

【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例 1）保有個人情報の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適時把握せず外部の事業者に委託した結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例 2）保有個人情報の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例 3）契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先において保有個人情報が滅失や毀損した場合

事例 4）委託先が保有個人情報の処理を再委託している場合に、委託元において再委託先の保有個人情報の取扱状況の確認を怠った結果、再委託先で保有個人情報が滅失や毀損した場合

また、委託先が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなるところ、行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

4-3-1-2　行政機関の長等の安全管理措置義務の準用（法第 66 条第 2 項）

法第 66 条（第 2 項）

2　前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者　当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）　公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者　法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者　同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務

政令第 19 条

1　法第 66 条第 2 項第 3 号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務

(2) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 2（第 9 号に係る部分に限る。）又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 15 条の 2 第 1 項（同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務

(4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務

(5) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

(7) がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務

(8) 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

2　法第 66 条第 2 項第 4 号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

(2) 法第 58 条第 2 項第 1 号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合等、法第 66 条第 2 項各号に掲げられた者が当該各号に掲げられた業務を行う場合については、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない（法第 66 条第 2 項）。

なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、法第 66 条第 2 項の適用対象となる。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者

行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

「個人情報の取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

(2) 指定管理者

指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、指定管理者の指定を行う地方公共団体は、指定管理に係る条例、仕様書等において、個人情報の保有・管理主体や安全管理措置を含む取扱い方法、開示等請求があった場合の対応（※）等について明確に定めておく必要がある。

（※）一般的には指定管理者が個人情報の保有・管理主体となり開示請求先になることが想定されるが、地方公共団体が個人情報の保有・管理主体である場合には、地方公共団体の機関が開示請求及び審査請求先となることが想定される。

(3) 法第 58 条第 1 項各号に掲げる者

法第 58 条第 1 項各号に掲げる者（①法別表第 2 に掲げる法人及び②地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの）は、政令第 19 条各号で定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

政令第 19 条第 1 項各号において、次の業務を規定している。

①～⑦　略

⑧　法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって①から⑦に類するものとして条例で定めるもの（※）

（※）地方独立行政法人が条例に基づき行う業務について、①から⑦までの業務に類するものとして条例に定めるものを行う場合に、行政機関等に対する安全管理措置に係る規律を準用するが、該当するものは無いことから、条例では規定していない。

(4) 法第 58 条第 2 項各号に掲げる者

法第 58 条第 2 項各号に掲げる者（①地方公共団体の機関及び②独立行政法人労働者健康安全機構）は、同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

① 医療観察法第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

地方公共団体の機関が行う病院の運営においては、医療観察法第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づく業務を行うことが想定されるところ、当該業務を行う場合における個人情報の取扱いについては、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う（政令第 19 条第 2 項第 1 号）。

② 法第 58 条第 2 項第 1 号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって①の業務に類するものとして条例で定めるもの

地方公共団体の機関が病院及び診療所並びに大学の運営の業務として条例に基づき行う業務のうち、指定入院医療機関として医療観察法の規定に基づき行う業務に類するものとして条例で定めるものを行う場合、当該業務を行う場合における個人情報の取扱いについては、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う（政令第 19 条第 2 項第 2 号）。

なお、地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外の業務については、行政機関等としての安全管理措置義務を負う。

(5) 上記(1)から(4)までの業務の委託を受けた者

上記(1)から(4)までの者からそれぞれに定められた業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、再委託の前提となる委託関係において委託元となる行政機関等は、委託に係る安全管理措置として、委託契約において、再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項を定めるなどの対応が必要となる。具体的な措置については、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づき、実施することが求められる。

(6) 個人情報取扱事業者に適用される規定との関係

法第 66 条第 2 項各号に掲げられた者が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当し、又は個人情報取扱事業者とみなされる（法第 58 条第 2 項）場合には、上記のとおり行政機関等と同様に安全管理措置を講ずべき義務を負うことに加えて、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負う（※）こととなる。

（※）安全管理措置を講ずべき義務以外の個人データの取扱い等に係る規律（法第 4 章第 2 節等）も当然に適用される。

(7) 法第 66 条第 2 項各号に定める業務に対する他の規定の適用

法第 66 条第 2 項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者については、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせるなどしてはならないとする義務規定が適用されるとともに（法第 67 条）、行政機関の職員等と同様の罰則規定の一部が適用される（法第 176 条及び第 180 条）。

4-3-2　従事者の義務（法第 67 条）

法第 67 条

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

① 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員等若しくは職員であった者
② 法第 66 条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者
③ 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者

が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することを禁止するものである。

(1) 「行政機関等の職員若しくは職員であった者」

「行政機関等の職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員、独立行政法人等の役員又は職員並びに地方独立行政法人法第 12 条及び第 20 条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員であり、常勤又は非常勤いずれの者も含む。

また、「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。

(2) 「派遣労働者」

「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。

(3) 「知り得た個人情報」

「知り得た」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

(4) 「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」

「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。

また、「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

(5) 従事者の義務違反に対する措置等

本条に違反した者が行政機関等の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る（国家公務員法第 82 条、地方公務員法第 29 条等)。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（国家公務員法第 100 条及び第 109 条、地方公務員法第 34 条及び第 60 条等）の適用があり得る。

本条に違反した者が行政機関等からの委託業務の従事者である場合は、行政機関等との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。

なお、個人情報の不適正な取扱いをしたこれらの行政機関等の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、法第 176 条及び第 180 条に規定する罰則が適用され得る。

4-4　漏えい等の報告等（法第 68 条）

4-4-1　委員会への報告（法第 68 条第 1 項）

法第 68 条（第 1 項）

1　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

規則第 43 条

法第 68 条第 1 項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第 68 条第 1 項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

規則第 44 条

1　行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(4) 原因

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(6) 本人への対応の実施状況

(7) 公表の実施状況

(8) 再発防止のための措置

(9) その他参考となる事項

2　前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が前条第 3 号に定めるものである場合にあっては、60 日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3　法第 68 条第 1 項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第 6 による報告書を提出する方法）により行うものとする。

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告するとともに、原則として本人に通知しなければならない（法第 68 条第 1 項及び第 2 項）。

(1) 「漏えい」の考え方

保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

【保有個人情報の漏えいに該当する事例】

事例 1）保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例 2）保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合

事例 3）複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合

事例 4）情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合

事例 5）保有個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 6）不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合

事例 7）保有個人情報の開示請求を受け、本来は非開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

なお、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、行政機関等が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合（※）は、漏えいに該当しない。

（※）行政機関の長等は、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項各号に該当する場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない（4-5（利用及び提供の制限）を参照のこと。）。

(2) 「滅失」の考え方

保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

【保有個人情報の滅失に該当する事例】

事例 1）保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合（※1）

事例 2）保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等を当該行政機関等の内部で紛失した場合（※2）

なお、上記事例 1）及び事例 2）の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、行政機関等が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

（※1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、保有個人情報の漏えいに該当する場合がある。

（※2）当該行政機関等の外部に流出した場合には、保有個人情報の漏えいに該当する。

(3) 「毀損」の考え方

保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例 1）保有個人情報の内容が改ざんされた場合

事例 2）暗号化処理された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例 3）ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合（※）

なお、上記事例 2）及び事例 3）の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は毀損に該当しない。

（※）同時に保有個人情報が窃取された場合には、保有個人情報の漏えいにも該当する。

(4) 「発生したおそれがある事態」の考え方

報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

(5) 漏えい等報告の対象となる事態

法に基づく漏えい等報告を要する事態は、次の①から⑤までのとおりである。

なお、法第 8 条、第 9 条及び第 11 条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、行政機関等は、法に基づく報告の対象とならない場合であっても、県民等の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

また、漏えい等事案については、原則として本人通知の対象となるが、本人以外との関係という観点において、当該事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下②から⑤までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例）医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例）収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

③　不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。

【報告を要する事例】

事例 1）不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合（※1）

事例 2）ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

事例 3）保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 4）従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合（※2）

（※1）サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次のイからロまでの場合が考えられる。

イ　保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

ロ　保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

ハ　マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ（C&C サーバ）が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN（Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ（サーバ等）を特定するもの。）への通信が確認された場合

ニ　不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

（※2）従事者による保有個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

④　保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

「保有個人情報に係る本人の数」は、当該行政機関等が取り扱う保有個人情報のうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数をいう。「保有個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で報告対象に該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には、報告対象に該当する。

【報告を要する事例】

事例 1）情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合

事例 2）書類の発送を請け負った委託先事業者の誤り等により、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合

事例 3）ワークショップの開催に関する案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が 100 人を超える場合

⑤　条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

本県は条例要配慮個人情報を定めていないため、本号の適用はない。

(6) 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。

保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が保有個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合としては、委託先が①個人情報取扱事業者である場合や②行政機関等である場合が考えられる。

①の場合には、委託元である行政機関等については法第 68 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については法第 68 条第 1 項の規定ではなく法第 26 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負うこととなる。

他方、②の場合には、委託元である行政機関等及び委託先である行政機関等について、法第 68 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ報告義務を負うこととなる。

なお、①の場合には、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるところ（法第 26 条第 1 項ただし書）、②の場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が報告する義務を負うこととなると考えられる。

また、行政機関 A が保有個人情報（保有個人情報 A）の取扱いを委託している場合において、委託を受けた者が別の行政機関 B から保有個人情報（保有個人情報 B）の取扱いを受託もしており、保有個人情報 B について当該委託を受けた者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関 A は報告義務を負わず、行政機関 B 及び当該委託を受けた者のみが報告義務を負うことになる。

(7) 速報

行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の①から⑨までの事項を報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、漏えい等が発生した部署において当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、行政機関等が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内である。

委員会への漏えい等報告については、次の①から⑨までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

① 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第 43 条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

② 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目について、媒体や種類（県民等の情報、職員の情報の別等）とともに報告する。

③ 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数について報告する。

④ 「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

⑤ 「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

⑥ 「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

⑦ 「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況や予定について報告する。

⑧ 「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

⑨ 「その他参考となる事項」

上記①から⑧までの事項を補完するため、委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

(8) 確報

行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、当該事態を知った日から 30 日以内（規則第 43 条第 3 号の事態においては 60 日以内。同号の事態に加え、同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の事態にも該当する場合も 60 日以内。）に、当該事態に関する上記(7)①から⑨までの事項を報告しなければならない。

30 日以内又は 60 日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、漏えい等が発生した部署において当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を 1 日目とする。

確報においては、上記(7)①から⑨までの事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（※1）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1 回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

（※2）確報の報告期限（30 日以内又は 60 日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30 日目又は 60 日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12 月 29 日～1 月 3 日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 2 条)。

(9) 報告の方法

漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォームから行う。）が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、規則が定める様式にのっとり報告書を提出する方法により行う。

漏えい等が発生した部署は、法に基づく漏えい等報告の対象となるときは、速やかに総務部県政情報・文書課に内容を報告し、県政情報・文書課を経由して委員会に報告する（公安委員会及び警察本部長においては、県政情報・文書課を経由せずに委員会に報告する）ものとする。

4-4-2 本人への通知（法第 68 条第 2 項）

法第 68 条（第 2 項）
2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
(2) 当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
規則第 45 条
行政機関の長等は、法第 68 条第 2 項本文の規定による通知をする場合には、第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項に規定する場合（委員会への報告対象となる事態が生じた場合）には、原則として、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない（法第 68 条第 2 項)。

なお、法第 68 条第 1 項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、県民等の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

(1) 通知義務の主体

通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。

保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が保有個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場

合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。漏えい等した保有個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合としては、委託先が①個人情報取扱事業者である場合や②行政機関等である場合が考えられる。

①の場合には、委託元である行政機関等については法第 68 条第 2 項の規定に基づき通知義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については法第 68 条第 2 項の規定ではなく法第 26 条第 2 項の規定に基づき通知義務を負うこととなる。

他方、②の場合には、委託元である行政機関等及び委託先である行政機関等について、法第 68 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ通知義務を負うこととなると考えられる。

なお、委託先が個人情報取扱事業者である場合には、委託先が、本人への通知義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は本人への通知義務を免除されるところ（法第 26 条第 2 項）、委託先が行政機関等である場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が通知する義務を負うこととなると考えられる。

(2) 通知の時間的制限等

行政機関の長等は、規則第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例（※）】

事例 1）漏えいした複数の保有個人情報がインターネット上の掲示板等にアップロードされており、行政機関等において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例 2）漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

（※）「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。

(3) 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第 44 条第 1 項第 1 号）、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」（同項第 2 号）、「原因」（同項第 4 号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要

するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

なお、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

事例 1) 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。

事例 2) 漏えい等が発生した保有個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

（※）規則第 44 条第 1 項第 9 号に定める事項とは、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

(4) 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び保有個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

事例 1）文書を郵便で送付することにより知らせること。

事例 2）電子メールを送信することにより知らせること。

(5) 通知の例外

行政機関の長等は、委員会への報告対象となる事態が生じた場合であっても、次のいずれかに該当するときには、本人への通知義務を負わない。

① 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置（※1）をとるとき。

② 当該保有個人情報に第 78 条各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれるとき。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例 1）保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例 2）連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合

【代替措置に該当する事例】

事例 1）事案の公表（※2）

事例 2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること

（※1）代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

（※2）公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

4-5　利用及び提供の制限（法第 69 条）

本条は、保有個人情報の利用・提供について、利用目的外の利用・提供を原則として禁止し、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合にのみ、利用目的外に利用・提供することができることを定めるものである。

特定個人情報の利用及び提供については、番号利用法において法の特例が定められているため、3-2-12（特定個人情報）を参照のこと。

4-5-1　利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則（法第 69 条第 1 項）

法第 69 条（第 1 項）
1　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。

ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれる（※）が、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、それ以外のものは「法令」に含まれない。

（※）本項にいう「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第 2 条第 2 項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

なお、法第 69 条第 1 項において、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではなく、義務かどうかはそれぞれの法令による。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

【該当し得る法令の例】

- 会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 24 条から第 28 条まで（帳簿等の提出要求等）
- 国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条（審査又は調査のための記録の提出の求め）

- 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項（捜査関係事項照会）及び第 507 条（裁判の執行に関して必要な事項の照会）
- 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 118 条第 6 項（登記事項証明書の交付請求）
- 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2（弁護士照会）
- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 2 第 2 項（麻薬中毒者の報告）
- 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 186 条（裁判のための必要な調査の嘱託）、第 223 条第 1 項（裁判所の文書提出命令）及び第 226 条（文書送付嘱託）
- 総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項（評価又は監視のための資料提出の求め）

「提供」とは、実施機関が当該実施機関以外のものへ個人情報を提供することをいう。例えば、知事部局において保有している個人情報を教育委員会等の他の実施機関に渡す場合や、行政機関、他の地方公共団体、民間団体に渡す場合、刊行物等により不特定多数のものに対し公表する場合などが該当する。

なお、実施機関が個人情報を取り扱う業務を委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、委託先又は指定管理者に当該業務に係る個人情報を提供する場合は、利用目的内の提供に当たると考えられる。

4-5-2　例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（法第 69 条第 2 項）

法第 69 条（第 2 項）

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

行政機関の長等は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第 69 条第 2 項）。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである（4-2-1(3)（利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係）を参照のこと。）。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第 69 条第 2 項第 1 号）。

「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。

保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

なお、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる（※）。

（※）口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等請求における本人確認の方法等も参考に、適切に対応する必要がある。試験結果の提供については、開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の事務取扱要綱（令和5年3月8日県情文第109号総務部長通知）に基づき行う。

なお、本号に基づく本人への保有個人情報の提供は、法第76条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第2項第2号）。

ここでいう「法令の定める所掌事務又は業務の…場合」の解釈は、法第69条第1項の「法令に基づく場合」とは異なり、法第61条第1項の「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」と同じである（4-1（保有に関する制限）(2)を参照のこと。）。

すなわち、「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務・業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、ここでいう「法令」には、条例が含まれる（法第61条第1項）ほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】

事例）農地情報を集約した「eMAFF地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第2項第3号）。

「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は、上記(2)と同様である。

なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる（法第2条第11項第2号）。

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 4 号）。

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】

事例 1）緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

事例 2）災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供（※）することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。

（※）行政機関等に対して、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき、「相当の理由」がある場合であるかを判断することとなる。

【特別な理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例】

事例 1）在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合

事例 2）国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行う（※）こと。

（※）『国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について（通知）』（総管情第 63 号平成 19 年 5 月 22 日）における整理を踏襲し、同通知に基づく幹部公務員の略歴の公表は、利用目的以外の目的のために行われる場合には、法第 69 条第 2 項第 4 号に規定する「特別の理由」がある場合に該当するものとする。

4-5-3　他法令との適用関係（法第 69 条第 3 項）

法第 69 条（第 3 項）
3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

法第 69 条第 2 項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない（法第 69 条第 3 項）。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

【該当する他の法令の例】

- 刑事訴訟法第 53 条（訴訟記録の閲覧）
- 住民基本台帳法第 30 条の 29（本人確認情報等の利用及び提供の制限）
- 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 186 条（特許に関する証明等の請求）

4-5-4　行政機関等の内部における利用の制限（法第 69 条第 4 項）

法第 69 条（第 4 項）
4　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

行政機関等の内部においては、法第 69 条第 2 項第 2 号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。しかし、その場合であっても、行政機関の長等は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限定することとし、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用はできないこととなる（法第 69 条第 4 項）。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等）により、それが利用目的以外の目的のために利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいために、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。

また、「部局若しくは機関又は職員」としては、行政機関等の内部部局、地方支分部局、施設等機関、特別の機関のみならず、更に特定の課室等の組織に限ることも可能である。

4-5-5　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条）

法第 70 条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

行政機関の長等は、保有個人情報を提供する次の場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者（以下 4-5-5（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）において「受領者」という。）に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める（法第 70 条）。

① 利用目的のために提供する場合
② 法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（下記③において「他の行政機関等」という。）に提供する場合
③ 法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に提供する場合

(1) 「必要があると認めるとき」

受領者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。例えば、受領者が当該保有個人情報を利用目的以外に利用するおそれがある場合や、受領者における安全管理措置のレベルが当該保有個人情報の性質から求められるレベルに比し不十分な場合等が考えられる。

(2) 「必要な制限」又は「必要な措置」

提供に係る保有個人情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定（法第 93 条第 1 項）を行った場合において提供先に対して訂正に応ずべき旨を求めること等が考えられる。

(3) 措置要求の遵守状況の把握等

行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

4-6　利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条）

4-6-1　利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条第 1 項）

法第 71 条（第 1 項）

1　行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第 16 条第 3 項に規定する個人データの取扱いについて前章第 2 節の規定により同条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

規則第 46 条

法第 71 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

(2) 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（法第 71 条第 1 項）。

① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している本邦の域外にある国又は地域（以下 4-6（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）において「外国」という。）として規則で定める外国にある場合

② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下 4-6-1（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）及び 4-6-3（個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等）において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

③ 法令に基づく場合（※）

（※）「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

④ 法第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合

(1) 外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意

ここでいう「本人の同意」とは、本人に係る保有個人情報が、行政機関等によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

また、「本人の同意を得（る）」とは、以上の承諾する旨の本人の意思表示を当該行政機関の長等が認識することをいい、個人情報の保有状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、保有個人情報が外国にある第三者に提供されることに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

法第 71 条第 1 項において求められる本人の同意を得ようとする場合には、本人に対し、同条第 2 項の規定に基づく情報提供を行わなければならない。同意取得時に本人に提供すべき情報については、4-6-2（同意取得時の情報提供）を参照のこと。

⑵ 外国にある第三者

「外国にある第三者」について、「第三者」とは、保有個人情報を提供する行政機関等と当該保有個人情報によって識別される本人以外の者であり、海外事業者や外国政府、国際機関などもこれに含まれる。具体的には、次のように該当性が判断される。

まず、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、例えば、日本国内に事務所を設置している場合、又は日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるとき（※）は、当該外国法人は、「外国にある第三者」には該当しない。

（※）ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

なお、我が国の行政機関が在外公館に対して保有個人情報の提供を行う場合には、当該在外公館は「外国にある第三者」に該当しない。

⑶ 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるもの

現時点において、規則で定められている外国はない。

⑷ 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している者

個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準については、下記①及び②として、規則第 46 条に規定されている。

なお、必要な体制が整備されていることについて、委員会に対する事前の届出等は要しない。

① 「行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」（規則第 46 条第 1 号）

規則第 46 条第 1 号の「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、保有個人情報の提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。

例えば、次の事例が該当する。

【提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保するための方法の例】

事例）外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合　提供先事業者との契約、確認書、覚書等

なお、この措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該保有個人情報」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。

法第71条第1項の「個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第46条第1号に「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。

「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により保有個人情報が取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドラインやアジア太平洋経済協力（APEC）におけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

具体的には、民間部門ガイドライン（外国第三者提供編）4-2（法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置）を参照のこと。

② 「保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」（規則第46条第2号）

「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、当該枠組みは、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要がある。

これには、提供先の外国にある第三者が、APECの越境プライバシールール（CBPR）システム（※）の認証を取得していることが該当する。

（※）APEC CBPRシステム

事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APECの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティエージェント（AA）を登録する。このAAが事業者について、その申請に基づきAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

4-6-2　同意取得時の情報提供（法第71条第2項）

法第71条（第2項）

2　行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第 47 条

1　法第 71 条第 2 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2　法第 71 条第 2 項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

(1) 前項第 1 号に定める事項が特定できない旨及びその理由

(2) 前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4　第 2 項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

行政機関の長等は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、規則第 47 条第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならない（法第 71 条第 2 項）。

保有個人情報の越境移転に当たっては、提供元の行政機関等において、提供先の第三者が所在する外国に保有個人情報を移転することについてのリスクを評価し、保有個人情報の移転の必要性について吟味した上で、本人に対しても、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。

(1) 情報提供の方法（規則第 47 条第 1 項）

本人に対する情報提供は、規則第 47 条第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。

なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例 1）必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例 2）必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例 3）必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例 4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

(2) 提供すべき情報（規則第 47 条第 2 項）

法第 71 条第 1 項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、次の①から③までの情報を提供しなければならない。

①　「当該外国の名称」（規則第 47 条第 2 項第 1 号）

提供先の第三者が所在する外国（※1）の名称をいう（※2）（※3）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人情報の移転先を合理的に認識することができると考えられる名称でなければならない。

外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合の取扱いについては、4-6-2(3)（提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合）を参照のこと。

（※1）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第 71 条第 1 項）。

（※2）ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人の予測可能性の向上に資する場合には、本人に対して、提供先の外国にある第三者が所在する州を示した上で、州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましい。

（※3）提供先の外国にある第三者が、A 国に所在しているが、B 国にサーバを設置している場合には、規則第 47 条第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」における「外国」は、サーバが所在する外国ではなく、提供の相手方である第三者が所在する外国をいうため、A 国の名称を提供する必要がある。

なお、当該提供の相手方である第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することが望ましい。

② 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 47 条第 2 項第 2 号）

「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければならない。

【適切かつ合理的な方法に該当する事例】

事例 1）提供先の外国にある第三者に対して照会する方法

事例 2）我が国又は外国政府等が公表している情報を確認する方法

保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならず、具体的には、次のイからロまでの観点を踏まえる必要がある。

なお、ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られる。

イ 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

提供先の第三者が所在する外国における制度に、当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、そのこと自体が保有個人情報の越境移転に伴うリスクの存在を示すものであることから、個人情報の保護に関する制度が存在しない旨を本人に対して情報提供しなければならない（※1）。

ロ 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度について、個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標となり得る情報が存在する場合、当該指標となる情報が提供されることにより、保有個人情報の越境移転に伴うリスクについての本人の予

測可能性は一定程度担保されると考えられる。したがって、この場合には、当該指標となり得る情報を提供すれば足り、次のハに係る情報の提供は求められない。

なお、当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が保有個人情報の越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい。

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例 1）当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条の規定に基づく十分性認定の取得国であること。

事例 2）当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること。

ハ　OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利の不存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（※2）に対応する事業者等の義務又は本人の権利が存在しない場合には、当該事業者等の義務又は本人の権利の不存在は、我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との本質的な差異を示すものであることから、その内容について本人に情報提供しなければならない。

なお、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務及び本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

【OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利の不存在に該当する事例】

事例 1）個人情報について原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在

事例 2）事業者等が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在

ニ　その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への保有個人情報の越境移転に伴い当該保有個人情報に係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】

事例 1）事業者等に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者等が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2）事業者等が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（※1）提供先の第三者が所在する外国において、個人情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。

（※2）OECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則（Collection Limitation Principle）、②データ内容の原則（Data Quality Principle）、③目的明確化の原則（Purpose Specification Principle）、④利用制限の原則（Use Limitation Principle）、

⑤安全保護措置の原則（Security Safeguards Principle）、⑥公開の原則（Openness Principle）、⑦個人参加の原則（Individual Participation Principle）、⑧責任の原則（Accountability Principle）の8原則を、基本原則として定めている。

③ 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」（規則第47条第2項第3号）

保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識することができる情報でなければならない。

具体的には、当該外国にある第三者において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。）を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識することができる情報が提供されなければならない。

なお、提供先の外国にある第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供することができない場合の取扱いについては、「(4)提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供することができない場合」を参照のこと。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供に該当する事例（提供先の第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合）】

事例）「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うこと

(3) 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第47条第3項）

行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、当該外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、次の①及び②の情報を本人に提供しなければならない。

なお、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

また、例えば、外国の事業者に対して保有個人情報の取扱いを委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が具体的に定まっていない場合には、その時点で次の①及び②の情報を本人に提供したうえで本人の同意を得て個人情報を提供するのではなく、提供先の第三者が具体的に定まった後に、当該第三者との間で契約を締結すること等により、当該第三者における規則第46条に定める基準に適合する体制を整備した上で、保有個人情報の提供を行うことも考えられる。

① 特定できない旨及びその理由（規則第47条第3項第1号）

行政機関の長等は、提供先の第三者が所在する外国を特定することができない場合であっても、保有個人情報の越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣

旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に保有個人情報の提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

② 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（規則第 47 条第 3 項第 2 号）

提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。

「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」の該当性は、本人への情報提供が求められる制度趣旨を踏まえつつ、個別に判断する必要があるが、例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当する。

【提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報に該当する事例】

事例）本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称

(4) 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供することができない場合（規則第 47 条第 4 項）

行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に保有個人情報の提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

また、事後的に当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

4-6-3 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等（法第 71 条第 3 項）

法第 71 条（第 3 項）

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第 48 条

1 法第 71 条第 3 項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第 71 条第 3 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
(1) 当該第三者による法第 71 条第 1 項に規定する体制の整備の方法
(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
(3) 第 1 項第 1 号の規定による確認の頻度及び方法
(4) 当該外国の名称
(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
(6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
(7) 前号の支障に関して第 1 項第 2 号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

4 行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない（法第 71 条第 3 項）。

法第 71 条第 3 項は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に保有個人情報を提供した場合、行政機関の長等には、その後も当該第三者による当該保有個人情報の適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものである。そのため、行政機関の長等は、当該第三者において当該保有個人情報の取扱いが継続する限り、同項の規定に基づく措置等を講ずる必要がある。

ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、行政機関の長等が、本人の同意を根拠として外国にある第三者に保有個人情報を提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、同項の規定に基づく措置等は求められない。

(1) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第 48 条第 1 項）

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の①及び②の措置を講じなければならない。

① 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第 48 条第 1 項第 1 号）。

行政機関の長等は、保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない。

ここでいう「定期的に確認」とは、年に 1 回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。

相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する保有個人情報の内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、保有個人情報を取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる（※）。

【相当措置の実施状況の確認に該当する事例】

事例）外国にある非営利組織に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合は、当該契約の履行状況を確認すること。

また、外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国政府等が公表している情報を確認する方法が考えられる。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

事例 1）事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2）事業者が本人からの消去等の請求に対応することができないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（※）提供先である外国にある第三者において相当措置を実施すべき対象は行政機関等が実際に提供を行った保有個人情報であることから、相当措置の実施状況の確認においても、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで確認することが求められているものではない。

② 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること（規則第 48 条第 1 項第 2 号）。

行政機関の長等は、保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【支障発生時の必要かつ適切な措置に該当する事例】

事例）外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合で、

当該委託先が当該委託契約上の義務の一部に違反して当該保有個人情報を取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること。

また、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への保有個人情報の提供を停止しなければならない。

【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例】

事例 1) 外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して当該保有個人情報を取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、当該提供先が合理的な期間内にこれを是正しない場合

事例 2) 外国にある事業者において行政機関等から提供を受けた保有個人情報に係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

(2) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供の方法（規則第 48 条第 2 項）

本人に対する情報提供は、規則第 48 条第 3 項の規定により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識することができると考えられる適切な方法で行う必要がある。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例 1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例 2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例 3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例 4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

(3) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関して提供すべき情報（規則第 48 条第 3 項）

行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による本人の求めを受けた場合には、遅滞なく、次の①から⑦までの情報を本人に提供しなければならない。

ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

【情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】

事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

① 「当該第三者による法第 71 条第 1 項に規定する体制の整備の方法」（規則第 48 条第 3 項第 1 号）

保有個人情報の提供先である外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法について情報提供しなければならない。

【基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例】

事例 1) 外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合

事例 2)「提供先との契約」である旨の情報提供を行うこと。

② 「当該第三者が実施する相当措置の概要」(規則第 48 条第 3 項第 2 号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者が実施する相当措置の概要について情報提供しなければならない。

提供すべき情報は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、当該外国にある第三者において、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置がどのように確保されているかが分かるような情報を提供する必要がある。

なお、行政機関等が当該外国にある第三者との間で締結している契約等の全ての規定の概要についての情報提供を求めるものではない。

【相当措置の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1) 外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合

事例 2)「契約において、特定した利用目的の範囲内で提供した保有個人情報を取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には行政機関等が委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人情報の第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うこと。

③ 「第 1 項第 1 号の規定による確認の頻度及び方法」(規則第 48 条第 3 項第 3 号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度について情報提供しなければならない。

なお、外国にある第三者による相当措置の実施状況の確認の方法及び頻度と、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度が異なる場合には、それぞれについて情報提供する必要がある。

【確認の方法及び頻度についての情報提供に該当する事例】

(外国にある第三者による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度)

事例 1)「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨の情報提供を行うこと。

(当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度)

事例 2)「毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している」旨の情報提供を行うこと。

④ 「当該外国の名称」(規則第 48 条第 3 項第 4 号)

保有個人情報の提供先の第三者が所在する外国(※1)の名称について情報提供しなければならない(※2)(※3)。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人情報の移転先を合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。

(※1)「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く(法第 71 条第 1 項)。

（※2）ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、本人が外国にある第三者における自己の個人情報の取扱状況等について把握することができるようにするという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法において外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在する等、州法に関する情報提供が本人による当該第三者における個人情報の取扱状況等の把握に資する場合には、当該第三者が所在する州を示した上で、当該制度についても情報提供を行うことが望ましい。

（※3）提供先の外国にある第三者が、A 国に所在しているが、B 国にサーバを設置している場合には、規則第 48 条第 3 項第 4 号の「当該外国の名称」における「外国」は、サーバが所在する外国ではなく、当該提供の相手方である第三者が所在する外国をいうため、A 国の名称を提供する必要がある。

なお、当該提供の相手方である第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することが望ましい。

⑤　「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」（規則第 48 条第 3 項第 5 号）

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1）「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨の情報提供を行うこと。

事例 2）「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと。

⑥　「当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要」（規則第 48 条第 3 項第 6 号）

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障の概要についての情報提供に該当する事例】

（外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合において、当該委託先が当該委託契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該保有個人情報を取り扱っていた場合）

事例）「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて保有個人情報の取扱いを行っていた」旨の情報提供を行うこと。

⑦　「前号の支障に関して第 1 項第 2 号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要」（規則第 48 条第 3 項第 7 号）

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の行政機関の長等が講ずる措置の概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障に関して行政機関の長等が講ずる措置の概要についての情報提供に該当する事例】

（外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合において、当該委託先が当該委託契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該保有個人情報を取り扱っていた場合）

事例 1)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて保有個人情報の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請した」旨の情報提供を行うこと。

事例 2)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて保有個人情報の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、〇年〇月〇日以降、個人情報の提供を停止した上で、既に提供した保有個人情報について削除を求めている」旨の情報提供を行うこと。

(4) 情報提供しない旨の決定を行った際の通知等（規則第 48 条第 4 項及び第 5 項）

行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

この場合、行政機関の長等は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。

4-7　個人関連情報及び仮名加工情報の取扱い

4-7-1　個人関連情報の取扱い（法第 72 条）

> 法第 72 条
>
> 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合であって、当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める（法第 72 条）。

なお、個人関連情報の定義については、3-2-11（個人関連情報）を参照のこと。

(1)　「個人情報として取得する」

「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、識別子（ID）等を介して提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。

(2)　「想定される」

「想定される」とは、提供元の行政機関の長等において、提供先の第三者が「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合をいう。

①　「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合

提供元の行政機関の長等が、提供先の第三者において個人情報として取得することを現に認識している場合をいう。

【現に想定している場合に該当する例】

事例 1）提供元の行政機関の長等が、個人情報を保有する提供先の第三者に対し、識別子（ID）等を用いることで個人関連情報を個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合

事例 2）提供元の行政機関の長等が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

② 「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合

提供元の行政機関の長等において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務・事業の内容等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。

【通常想定することができる場合に該当する例】

事例）個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる識別子（ID）等も併せて提供する場合

(3) 契約等による対応

提供元の行政機関の長等及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されず、法第 72 条は適用されない。この場合、提供元の行政機関の長等は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されない。

もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人情報として利用することがうかがわれる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人情報として取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

(4) 「必要があると認めるとき」

保有個人情報の提供を受ける者（以下 4-7-1（個人関連情報の取扱い）において「受領者」という。）に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。

(5) 「必要な制限」「必要な措置」

提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況（※）に関する所要の報告の要求等が考えられる。

（※）提供先においては「個人情報」として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることから、提供する行政機関等においては提供時に提供先に注意喚起を行うことも考えられる。

(6) 措置要求の遵守状況の把握等

行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

4-7-2　仮名加工情報の取扱い（法第 73 条）

仮名加工情報のうち、「個人情報」（法第 2 条第 1 項）に該当しないものについての規律である。

仮名加工情報については、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等（※）を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当するが、既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合など、そのような状態にない場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しない。

（※）「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう（法第 73 条第 3 項）。

仮名加工情報のうち、「個人情報」に該当するものについては、法第 73 条の対象とはならないが、個人情報に関する法の規律（法第 61 条から 71 条まで、法第 5 章第 4 節等）の適用を受ける。

なお、事業者には法第 4 章第 3 節の規律が適用される。事業者における取扱いについては、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照のこと。

4-7-2-1　第三者提供の禁止（法第 73 条第 1 項）

法第 73 条（第 1 項）
1　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 128 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。仮名加工情報の定義については 3-2-7（仮名加工情報）を参照のこと。

4-7-2-2　安全管理措置（法第 73 条第 2 項）

法第 73 条（第 2 項）
2　行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

行政機関の長等は、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下 4-7-2-2（安全管理措置）において同じ。）について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（法第 73 条第 2 項）。

安全管理のために必要かつ適切な措置の具体的内容については、4-3（安全管理措置等）を参照のこと。

なお、仮名加工情報には識別行為の禁止義務や本人への連絡等の禁止義務が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報を取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないよう、仮名加工情報に該当することを明確に認識することができるようにしておくことが重要である。そのため、仮名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

4-7-2-3　識別行為の禁止（法第 73 条第 3 項）

法第 73 条（第 3 項）

3　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない（法第 73 条第 3 項）。

①　当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること。

②　当該仮名加工情報を他の情報（※）と照合すること。

（※）「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

【識別行為に当たらない取扱いの事例】

事例 1）複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。

事例 2）仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、特定の財やサービスの取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

事例 1）個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。

事例 2）仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

4-7-2-4　連絡先等の利用の禁止（法第 73 条第 4 項）

法第 73 条（第 4 項）

4　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

規則第 49 条

法第 73 条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない（法第 73 条第 4 項）。

ここでいう「電磁的方法」とは、次の(1)から(3)までのいずれかの方法をいう。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 1 号）

いわゆるショートメールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 2 号）

電子メールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 3 号）

電子メールを送信する方法のほか、受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

【受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法に該当する事例】

事例 1）いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法

事例 2）CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容をインターネット上で表示する方法

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

4-7-2-5 委託を受けた者への準用（法第 73 条第 5 項）

法第 73 条（第 5 項）
5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関等から仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者に対しても法第 73 条第 1 項から第 4 項までの規定が準用される（法第 73 条第 5 項）。

なお、当該委託を受けた者は、再委託を行った場合の再委託先等二以上の段階における委託を受けた者も含む。

Ⅲ　個人情報ファイル編

5　個人情報ファイル

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第 75 条）。

なお、法第 125 条第 2 項の規定により、法第 75 条の規定については、法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

なお、法第 74 条（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）は、国にのみ課される義務であり、県において事前通知をする必要はない。

5-1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条）

5-1-1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条第 1 項から第 4 項まで）

法第 75 条（第 1 項から第 4 項まで）

1　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3　第 1 項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第 1 項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

法第 74 条（第 1 項及び第 2 項）

1　行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本

人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

(9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(11) その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

(2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

(6) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

(10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

(11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル

政令第20条（第2項及び第3項）

2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第74条第2項第10号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ　次に掲げる者又はこれらの者であった者

①　当該機関以外の行政機関等の職員

②　行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

③　行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

④　行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ　法第 74 条第 2 項第 3 号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 法第 74 条第 2 項第 3 号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

政令第 21 条

1　行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第 75 条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第 4 項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2　個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3　行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4　行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5　行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6　法第 75 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル又は同項第 2 号に係る個人情報ファイルの別

(2) 法第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7　法第 75 条第 2 項第 3 号の政令で定める個人情報ファイルは、法第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第 75 条第 1 項の規定による公表に係る法第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の義務（法第 74 条第 1 項）は、行政機関に対してのみ課されるものであるが、個人情報ファイル簿の作成及び公表は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を含む行政機関の長等が行わなければならない（法第 75 条第 1 項）。

すなわち、行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、法第 75 条第 2 項又は第 3 項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

なお、その記載内容については、できるだけ分かりやすい内容とするとともに、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性の判断については、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

個人情報ファイル簿については、電算処理ファイルのほか、マニュアル処理ファイルについても、その存在及び利用の実態をできる限り県民等に明らかにするという観点から、作成・公表を行う必要がある。ただし、マニュアル処理ファイルであって政令第 21 条第 7 項に該当するもの（※）については、同条に規定する電算処理ファイルに係る個人情報ファイル簿においてその存在を明らかにすれば足りる（政令第 21 条第 6 項第 2 号）。

（※）既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル

(1) 個人情報ファイル簿の作成時期

行政機関の長等は、個人情報ファイル（個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除く。）を保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

(2) 個人情報ファイル簿の作成

個人情報ファイル簿は、各行政機関等がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、各行政機関等単位に、個々の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿（細則様式第 1 号を 1 冊のファイルにまとめた帳簿（例えば、バインダーやフラットファイルなど。電磁的記録によることも可能（※））を 1 冊作成する（政令第 21 条 2 項）。

（※）デジタル手続法第 9 条第 1 項及びデジタル手続法施行規則第 10 条の規定による。

個人情報ファイル簿に掲載する記載事項は次のとおりである。

① 個人情報ファイルの名称（法第 74 条第 1 項第 1 号）
② 行政機関等の名称（同項第 2 号）
③ 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第 2 号）
④ 個人情報ファイルの利用目的（同項第 3 号）
⑤ 個人情報ファイルの記録項目（同項第 4 号）
⑥ 記録範囲（同項第 4 号）
⑦ 記録情報の収集方法（同項第 5 号）
⑧ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第 6 号）
⑨ 記録情報の経常的提供先（同項第 7 号）
⑩ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（同項第 9 号）
⑪ 他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度（同項第 10 号）
⑫ 電算処理ファイル又はマニュアル処理ファイルの別（政令第 21 条第 6 項第 1 号）
⑬ 政令第 21 条第 7 項に該当する個人情報ファイルの有無（同条第 6 項第 2 号）
⑭ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第 110 条第 1 号）（※1）

⑮　行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第 2 号）（※1）
⑯　行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（法第 117 条第 1 号及び規則第 63 条）（※1）
⑰　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（法第 117 条第 2 号）（※1）
⑱　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第 3 号）（※1）
⑲　条例要配慮個人情報が含まれる旨（法第 75 条第 4 項）（※2）
⑳　備考
（※1）行政機関等匿名加工情報については、7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。
（※2）本県は条例要配慮個人情報を定めていないため、含まれない旨を記載することとなる。

(3) 個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル

行政機関の長等は、次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない（法第 75 条第 2 項）。

①　「前条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル」（法第 75 条第 2 項第 1 号）

次に掲げる個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しない。

イ　「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 1 号）

「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。

(ｲ)　「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

(ﾛ)　「外交上の秘密」とは、対外関係事務の処理に関する情報のうち、その内容が漏えい等することにより、例えば、①国の安全が害される、②相手国との信頼関係が損なわれる、③交渉上重大な不利益を被ることになる、④それらのおそれがあるなど、これが漏えい等しないよう周到な注意の下に保護しなければならないものをいう。

(ﾊ)　「その他の国の重大な利益」とは、国の安全、外交上の秘密に匹敵するような国の重大な利益をいい、具体的には、公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なもの、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であって重要なものなどが考えられる。

なお、「国の重大な利益」は、法令上一般に、議院の調査権、刑事司法手続上の公正確保の要請等の国政上の尊重を要する事柄との対比において、公にすること自体が国政上の利益に反すると考えられる事柄の守秘（非公開）を規定する場合に用い

られている。

例えば、「国（家）の重大な利益」は、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 5 条第 3 項、刑事訴訟法第 103 条等に規定されているが、何が国の重大な利益かについては、個別に具体的な事案に即して判断することとしている。

ロ　「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 2 号）

(ｲ)　「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

(ﾛ)　「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」には、徴税吏員の行う地方税に関する犯則事件の調査（地方税法第 22 条の 3 及び第 22 条の 4）がある。犯則事件の告発後は、租税の犯則事件における差押物件又は領置物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によって押収されたものとみなされる（国税通則法第 159 条第 4 項、関税法第 148 条第 4 項）ことなどから、刑事司法手続に準ずるものとして、「犯罪の捜査」と同様に取り扱う。

(ﾊ)　「公訴の提起」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいい、「公訴の維持」とは、提起された公訴を維持し、終局裁判を得るまでに検察官が行う訴訟行為をいう。

ハ　「当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）」（法第 74 条第 2 項第 3 号）

法第 75 条第 2 項第 1 号が引用する場合の第 74 条第 2 項第 3 号の「当該機関」には、地方公共団体の機関も含まれる。

(ｲ)　「職員又は職員であった者」については、4-3-2（従事者の義務）を参照のこと。

(ﾛ)　「専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」

「専ら」とは、ほぼ全てが当該目的のために使われることを意味し、他に主たる目的で使われているという事実があれば含まれない。

「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「給与に関する事項」としては、俸給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられる。

(ﾊ)　「当該機関が行う職員の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む」

当該採用試験等に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは当該機関の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしている。

ニ　「専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 4 号）

行政機関等が個人情報ファイルを用いて本来の事務を開始する前に、模擬データでは足りず、電子計算機処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用しなければならない場合においては、このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、①これに基づき本来の事務が行われることもなく、②規模も小さく継続性もないことから、事前通知の適用除外とされている。

なお、「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理を行う情報システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。したがって、全国規模の情報システム整備に先立って、一部地域を限定して情報システムの運用を行う場合であっても、当該個人情報ファイルに基づいて実際の事務が行われる場合は、本号に該当しない。

ホ　「前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」（法第 74 条第 2 項第 5 号）

事前通知は国が保有する個人情報ファイルに係る規定であるので、この規定を県が適用することは想定されない。

ヘ　「一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 6 号）

「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、例えば、統計データ化するなど個人情報に該当しない情報に加工することも含まれる。

ト　「資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの」（法第 74 条第 2 項第 7 号）

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいう。本号に該当する例として、審議会等の構成員に対して、謝金等を支払うための口座番号等を記載したリストが考えられる。

なお、本号は、物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録する個人情報ファイルを適用除外としているが、記録情報が他の目的にも利用される場合は、本号には含まれない。

チ　「職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの」（法第 74 条第 2 項第 8 号）

本号には、自発的な学術研究のために作成又は取得するものである限り、共同研究のように複数の職員により作成される個人情報ファイルも含まれる。

リ　「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 9 号）

「政令で定める数」は、政令第 20 条第 2 項において、1,000 人とされている。

なお、一つの個人情報ファイルかどうかは、その利用目的や個人情報の内容、利用の実態などを総合的に勘案して判断されるべきものである。本来一つの個人情報ファイルとみなされるべきものを、複数の磁気テープ等に分散して、それぞれの磁気テープ等に記録される本人の数が 1,000 人未満となっているとしても、本号には該当しない。

ヌ　「第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 10 号）

具体的には、政令第 20 条第 3 項において、ハ（当該機関の職員等の人事等に関する個人情報ファイル）に準ずるものとして、当該機関以外の行政機関等の職員等の人事等に関する個人情報ファイルを定めている。

② 「前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」（法第 75 条第 2 項第 2 号）

既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが本号に該当する。

③ 「前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（法第 75 条第 2 項第 3 号）

既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電算処理ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル処理ファイルとして保有している場合には、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイルについて、重ねて個人情報ファイル簿を作成し公表する必要がないことから、これらの個人情報ファイルは適用除外とされている（政令第 21 条第 7 項）。

(4) 個人情報ファイル簿の記載事項の修正

個人情報ファイル簿の作成後に記載すべき事項に変更が生じたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正する（政令第 21 条第 3 項）。

(5) 個人情報ファイルの保有終了等

個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人を下回ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除する（政令第 21 条第 4 項）。具体的には、上記（2）の帳簿から該当する個人情報ファイル簿（単票）を消除する。

(6) 個人情報ファイル簿の公表等

① 事務所への備付け

県政情報センター等の情報公開・個人情報保護窓口に備え、県民等が閲覧できるようにしておくことをいう。

② インターネットによる公表

ホームページに掲載して公表することをいう。

(7) 個人情報ファイル簿の一部不記載

記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる（法第 75 条第 3 項）。

「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」については、個人情報ファイルの作成及び公表を行う趣旨からすれば、判断を行う行政機関の長等の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。

（参考）ある個人情報ファイルが特定個人情報ファイルにも該当する場合の扱い

ある個人情報ファイルが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルである特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項）に当たる場合には、法第 75 条の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、番号法第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価としてファイル名や記録項目等を公表する必要がある。

5-1-2 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表（法第 75 条第 5 項）

法第 75 条（第 5 項）
5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等。）を作成し、公表することも可能とされている（法第 75 条第 5 項）。

このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第 75 条第 5 項）。

本県は、これを条例で定めていないため、個人情報取扱事務登録簿は作成しない。

Ⅳ　開示、訂正及び利用停止編

6　開示、訂正及び利用停止

行政機関等における開示、訂正及び利用停止については、法第5章第4節において規定されている。なお、法第125条第2項の規定により、同節の規定については、法第58条第1項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

6-1　開示

6-1-1　開示請求（法第76条）

法第76条 1　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

県民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる（法第76条第1項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている（法第76条第2項）。

(1) 開示請求権

イ　「何人も」とは、自然人すべてをいい、実施機関において自己を本人とする個人情報が保有されている限り、県民に限らず他県の者や外国人も含まれる。

ロ　開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。したがって、配偶者や家族等が個人情報の本人となっている場合は、開示請求をすることができない。

　なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用除外とされている（法第124条第1項。8-1（適用除外等）を参照のこと。）。

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

イ　「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満18歳に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号）第4条）。

ロ　「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

ハ　「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第839条等）であり、成年被後見人の場合は成年後見人（民法第843条等）である。

ニ　「本人の委任による代理人」とは、本人の意思に基づいて開示請求等を代理する権限を委任された者をいう。

(3) 本人に代わって開示の請求をすることができる

代理人が本人の保有個人情報について開示請求をすることができるという趣旨であり、本人が開示請求をしていない場合のみ代理人が開示請求できるという趣旨ではない。本人が既に開示請求をしている場合においても、代理人は開示請求をすることができる。

なお、代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、法第 78 条第 1 項第 1 号により、不開示とすることができる。

6-1-2　開示請求の手続

行政機関等に対する開示請求には、①行政機関等に来所して行う場合、②開示請求書を行政機関等に送付して行う場合（※）がある。

（※）ファクシミリによる請求は、6-1-2-2【表 1】（政令第 22 条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に示す本人確認書類を添付することができないことから、認めていない。また、本県はオンラインによる開示請求及び開示の実施を導入していない。

開示請求書が行政機関等に提出された場合、行政機関等は、①開示請求書の内容の確認（法第 77 条第 1 項）、②開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて、③開示請求書の補正（同条第 3 項）及び④事案の移送（法第 85 条）等の手続を行う。

6-1-2-1　開示請求書の内容の確認（法第 77 条第 1 項）

法第 77 条（第 1 項）

1　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

政令第 23 条

開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第 87 条第 1 項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない（法第 77 条第 1 項）。そのため、口頭による開示請求は認められない。

なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である（4-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）(1)を参照のこと。）。

行政機関等において、開示請求書（細則様式第 2 号）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。

(1) 法の対象である「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に係る開示請求であるかどうか。

(2) 開示請求の宛先が正しいかどうか。

(3) 開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

(4) その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。

（注 1）以上の確認に当たっては、6-1-2-1(5)（その他確認に当たって留意すべき事項）も参照のこと。

（注 2）本人確認書類に関しては 6-1-2-2（本人確認）を参照のこと。

これらの確認事項については、本来、開示請求に係る保有個人情報を保有していると考えられる関係部局と十分に連携を図るなどにより、行政機関等において、開示請求書の受付時に適切に確認することが望ましい。

特に、確認事項(3)及び(4)について不備が認められる場合は、法令に定められた形式上の要件に適合しない開示請求書として、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づき、不開示決定を行うことも可能であるが、開示請求者の利便性を考慮して、法第 77 条第 3 項の規定に基づき、開示請求書の補正を求める（行政機関等において、記載事項について確認し、開示請求書の記載の変更等を求めることも、当然に、6-1-2-3（開示請求書の補正）で説明する「開示請求書の補正」に該当する。）。

(1) 法の対象である「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に係る開示請求であるかどうか。

開示請求者の求める個人情報が、次に該当する場合には、それぞれその旨を教示するとともに、他の法令に基づく開示制度等がある場合（例えば、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 12 条の 2 など）には当該他の制度について教示するなど適切な情報提供に努める。

① 保有個人情報に該当しない場合（法第 60 条第 1 項に規定する行政文書等に記録されていないもの）

② 開示請求の対象外となっている場合（例えば、法第 124 条第 1 項が規定する刑事事件の裁判に係る個人情報（8-1（適用除外等）を参照のこと。）や、個別法において法の適用除外が規定されている基幹統計を作成するために集められた個人情報（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 52 条）、戸籍等に記録されている個人情報（戸籍法第 129 条）、登記簿に記録された個人情報（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 141 条）に当たる場合など。）

③ 保有されていない場合（法第 124 条第 2 項の規定に基づき行政機関等に保有されていないものとみなすものを含む。）（※）

（※）開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求の時点において保有されている必要がある。開示請求の時点において保有していない個人情報に対する開示請求が行われた場合については、不存在又は存否応答拒否（法第 81 条）を理由とする不開示決定を行うこととなる。

なお、死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象ともならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある（3-2-1(3)（死者に関する情報）を参照のこと。）。

(2) 開示請求の宛先が正しいかどうか。

次のような宛先間違いの開示請求については、それぞれに示す処理を行う。

① 当該行政機関の長等ではなく、他の行政機関の長等に対して行うべき開示請求である場合には、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由に不開示決定を行うことも法制度上は可能ではあるが、開示請求者の利便性を考慮して、開示請求書を開示請求者に返戻するとともに、正しい開示請求先を把握することができる場合には、当該行政機関の長等を教示する必要がある。

② 次の場合には、本来は、開示請求書を開示請求者に返戻し、正しい開示請求先を教示するべきであるが、開示請求者の利便性を考慮し、開示請求先が明らかであるときには、開示請求者に連絡を取り、宛先を修正した上で開示請求書を正しい開示請求先に回送する旨を説明する必要がある。

イ 権限又は事務の委任を受けていない地方支分部局等の長宛てに開示請求が行われた場合

ロ 権限又は事務の委任を受けた地方支分部局等の長に開示請求すべきものが当該行政機関の長等宛てに行われた場合

なお、以上の場合、開示請求者に対して、正しい宛先に開示請求書が到達した時点が法第83条第1項に規定する「開示請求があった日」に当たることとなる旨を説明する必要がある。

(3) 開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、開示請求を受けた行政機関等において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要である。保有個人情報が特定されるためには、個人情報ファイル簿上のファイル名の引用や、これに更に限定を加える等により、対象となる保有個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要である。このため、開示請求者から求める保有個人情報の内容を十分に聴取し、関係部局等と連絡を取りながら、特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図ることが望ましい。

例えば、開示請求書の記載が、「県の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。このため、開示請求者に対して補正を求めることになる。なお、開示請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。

(4) その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。

① 開示請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。

② 開示請求書の記載事項について使用言語の規定はないが、本開示請求制度は日本国の制度であることから、氏名や住所等の固有名詞、外国語表記の行政文書等の名称などを除いて、日本語で記載することが必要である。外国語で記載された開示請求書は、形式的な不備があるものとして、補正を求めることになる。

③ 明らかな誤字や脱字など開示請求書の記載に軽微な不備がある場合には、法第77条第3項の規定に基づく補正を求めることなく、職権で補正することができる。

(5) その他確認に当たって留意すべき事項

① 開示請求書の様式（細則様式第2号を参照のこと。）を定めているが、当該様式によらない書面であっても、法第77条第1項に規定する必要的記載事項が記載されていれば、有効な開示請求書となる。

② 開示請求書には、通知等の連絡先として、開示請求者の氏名及び住所又は居所を記載することとされているが、電話番号も補正を求める際等の連絡に必要となる場合があることから、記載することとしている。

なお、請求者の勤務先、メールアドレス等も連絡先として記載することがあり得るが、これらの記載は、請求者の任意によるものであり、連絡目的以外の目的で利用することのないようにする。

また、開示請求は、未成年者や成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって行うこともできる。この場合においては、開示請求者のみならず、本人の氏名、住所又は居所及び電話番号についても記載する。

③ 開示請求に係る個人情報が大量であるため、当該請求に係る事務処理に長期間を要するような場合には、開示請求者に対して、事務遂行上の支障等の事情を説明し、抽出請求や分割請求にしてもらうよう要請することも考えられる。ただし、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるから、要請が拒否されることもあり得る。この場合には、開示決定等の期限の延長（法第83条第2項）等について検討することになる。

④ 開示請求者は、政令第23条の規定により、(ｲ)求める開示の実施の方法、(ﾛ)事務所における開示の実施を希望する日及び(ﾊ)写しの送付の希望について、開示請求書に任意的に記載することができる。

「開示の実施の方法」とは、保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは電磁的記録を用紙に出力したものやCD-ROM等の記録媒体に複写したもの（不開示情報が含まれるときは、当該部分を確実に削除できる場合に限る。）の閲覧又は写しの交付をいう。

「事務所（以下「個人情報窓口」という。）における開示」とは、県政情報センター及び各県政情報コーナーでの開示をいう。

これらの任意的記載事項が記載されている場合には、その内容について確認する（例えば、個人情報窓口における開示を求める場合に、実施希望日が記載されているか、電磁的記録に記録されている保有個人情報についてどのような開示方法を求めているかなど）。

開示請求書に記載された開示の実施の方法による開示の実施ができない場合には、政令第24条第2項第2号の規定により、その旨を開示決定通知書に記載して開示請求者に通知することになる。このとき、開示請求者から開示の実施方法等申出書（細則様式第13号）の提出が必要となるため、個人情報窓口での請求の場合は、開示請求者の利便性を考慮し、受付の時点で明らかなものについては、その時点でその旨を教示することが望ましい。

⑤ 開示請求に係る保有個人情報について、他の法令の規定による開示の制度があり、その開示の方法が法による開示の方法と同一である場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うことになる（ただし、当該他の法令に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。）（法第88条）。

イ 他の法令の規定による閲覧等の例としては、次のようなものがある。

(ｲ) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条による提出書類等の閲覧及び写しの

交付

(ﾛ) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 10 条による宅地建物取引業者名簿の閲覧

(ﾊ) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 9 条による貸金業者登録簿の閲覧

(ﾆ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条の 2 による建築計画概要書の閲覧

(ﾎ) 公害紛争処理法施行令（昭和 45 年政令第 253 号）第 15 条の 3 による公害審査会の事件の記録の閲覧

(ﾍ) 自動車安全運転センター法（昭和 50 年法律第 57 号）第 29 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる通知等

ロ 「同一の方法」について、例えば、他の法令において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本法では行わず、他の法令によることとする。その場合であっても、写しの交付の方法による開示については、本法に基づく開示請求を行い、開示決定があれば、写しの交付を行うこととなる。

「開示の期間が定められている場合」について、他の法令における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整の対象となるものである。すなわち、当該期間外においては、本法に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には開示することとなる。

「当該他の法令に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」について、他の法令の規定において、開示請求者に保有個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」「○○のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本法に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の対象とはならない。

実際に開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかについては、不開示情報に該当するかどうかにより判断するものであるが、特に、法令が請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等が可能な保有個人情報の範囲を限定して定めている趣旨について、十分に検討する必要がある。

6-1-2-2 本人確認（法第 77 条第 2 項）

法第 77 条（第 2 項）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

政令第 22 条

1 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第 126 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第 25 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたもの

3 法第 76 条第 2 項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第 85 条第 1 項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

開示請求は、保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人のみが行うことができる。このため、開示請求が行われた場合には、行政機関の長等は、本人確認書類（政令第 22 条第 1 項各号に掲げる書類のいずれか又は同条第 2 項各号に掲げる書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合はこれに加えて同条第 3 項に規定する書類）をいう。以下同じ。）の提示又は提出を求めて本人確認を行うことが必要となる。

なお、本人確認の方法としては、保有個人情報を取り扱う事務又は業務の内容、保有個人情報の項目や取扱状況、開示される保有個人情報が漏えい等した場合における本人の権利利益に対する影響の有無や程度、開示請求の受付方法等に応じて、適切なものである必要がある。また、本人確認のために求める情報についても、行政機関等が取り扱う個人情報に比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する必要がある。

(1) 本人による開示請求の場合

① 開示請求を行う者に対して、6-1-2-2【表 1】（政令第 22 条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に従って本人確認書類の提示又は提出を求め、本人であることを確認する。

② 開示請求者から提示され、又は提出された本人確認書類について、行政機関等において適切に本人確認を行ったことを記録として残すなどの目的で、その原本若しくは複写物を保管

し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存する場合には、これを保有個人情報として適切な管理（保存する必要がなくなったときは、シュレッダーによる裁断処分等）を行う必要がある。

なお、本人確認書類の原本若しくは複写物を保管し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存することは法及び政令を遵守する上での必須事項ではないので、他にも、複数の職員で本人確認書類を確認し、その旨を記録に残すのみとする方法が望ましい。やむを得ず、個人番号が記録された本人確認書類の原本又は複写物を保管する必要が生じた場合には、個人番号が容易に判明しない措置を必ず講じ、これを保管する必要がない場合には、本人確認をした後に、裁断又は溶解を行う必要がある。

【措置の例】

事例）個人番号が容易に判明しない措置としては、個人番号を黒塗りした書類をコピーしたものを保管する、剥離すると被覆部分が判読不能となる被覆シールを個人番号に貼付して保管するなどが考えられる。

(2) 法定代理人による開示請求の場合

① 開示請求を行う法定代理人に対して、上記(1)に記載した事項に留意しながら、6-1-2-2【表1】（政令第 22 条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に従って、政令第 22 条第 1 項又は第 2 項に規定する法定代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、法定代理人本人であることを確認するとともに、同条第 3 項に規定する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有することを確認する。

② なりすましや利益相反の防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【本人確認の対応の例】

事例 1）請求者（法定代理人）の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が法定代理人本人であることを確認する。

事例 2）請求者（法定代理人）の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が法定代理人本人であることを確認する。

【法定代理人の代理権を確認するための対応の例】

事例）市町村において請求を受けた場合において、当該市町村で管理する戸籍簿で法定代理人であることを確認する（※）。

（※）開示等請求において法定代理人の資格の有無を確認するために同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の情報を参照することは、一般に法第 69 条第第 2 項第 2 号の規定に基づき可能と考えられる。

③ 開示請求を行う法定代理人に対して、開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、政令第 22 条第 4 項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提示又は提出された書類等から、開示の実施が想定される日に法定代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。

(4) 任意代理人による開示請求の場合

① 開示請求を行う任意代理人に対して、上記(1)に記載した事項に留意しながら、6-1-2-2【表1】（政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、政令第22条第3項に規定する資格を証明する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人（委任者）の任意代理人の資格を有することを確認する。

② なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【本人確認の対応の例】

事例1）請求者（任意代理人）の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

事例2）請求者（任意代理人）の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例1）請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口に呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例2）請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者（任意代理人）との関係について確認する（※）。

事例3）請求者（任意代理人）又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

（※）ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要となるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。

③ 開示請求を行う任意代理人に対して、開示を受ける前に任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。

【表1】政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例）

請求区分	必要書類
本人	(1) 窓口での請求（政令第22条第1項） 本人確認書類として、以下のうち１点を提示又は提出（開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載

	されていることが原則必要。そうでない場合については注 1 を参照。） ・運転免許証　・健康保険の被保険者証（注 2、注 3） ・個人番号カード（注 4）　・在留カード ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（注 5） ・小型船舶操縦免許証　・運転経歴証明書　・猟銃･空気銃所持許可証 ・宅地建物取引主任者証　・国民健康保険の被保険者証 ・後期高齢者医療保険の被保険者証　・船員保険の被保険者証 ・共済組合員証　・恩給証書　・児童扶養手当証書　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　等 （以上は政令第 22 条第 1 項第 1 号に通常該当する書類） 上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの （政令第 22 条第 1 項第 2 号） ・上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 ・旅券　・船員手帳　・海技免状　・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証　・電気工事士免状　・調理師免許証 ・外国政府が発行する外国旅券　・印鑑登録証（地方） ・敬老手帳（地方）　・り災証明書（地方）　・国立大学の学生証等 ・療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）　等 ※　（地方）とあるのは、国の法令の根拠はないが、地方公共団体により発行されることがある書類を指す。 ※　上記のほか、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等については注 6 を参照。 ※　その他書類に疑義がある場合については注 7 を参照。 ※　通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類については、注 8 を参照。
	(2) 郵送による請求（政令第 22 条第 2 項） 次の２点を提出（②で①を兼ねることはできず、異なる２点の書類が必要。） ①　(1)の本人確認書類の複写物（政令第 22 条第 2 項第 1 号） ②　住民票の写し【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】（政令第 22 条第 2 項第 2 号） 住民票の写しを用いることができない場合に代替として有効な書類になり得ると考えられるもの【30 日以内に作成されたもの】（注 9） ・在外公館の発行する在留証明 ・開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物 ・開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等

	※　①及び②いずれにも開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所の記載されていることが原則必要。そうでない場合については注 10 を参照。 ※　その他書類に疑義がある場合については注 7 を参照。 ※　「住民票の写し」は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。コピー機で複写すると「複製」「COPY」等の文字が転写されるので、そのような複写物が提出されたときは「住民票の写し」の送付を求める。
法定 代理人	(3) 窓口での請求 次の２点を提示又は提出 ①　法定代理人に係る(1)の本人確認書類 ②　法定代理人の資格を証明する書類【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】(注 11)（政令第 22 条第 3 項） ・戸籍謄本　・戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明書 ・家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第 47 条）　等
	(4) 郵送による請求 次の３点を提出 ①　法定代理人に係る(1)の本人確認書類の複写物 ②　法定代理人に係る(2)②の住民票写し等【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】 ③　(3)②の資格確認書類【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】
任意 代理人	(5) 窓口での請求 次の２点を提示又は提出 ①　任意代理人に係る(1)の本人確認書類 ②　任意代理人の資格を証明する委任状【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】(政令第 22 条第 3 項) ※　委任状の真正性の確認のために添付を求める書類については注 12 を参照。
	(6) 郵送による請求 次の３点を提出 ①　任意代理人に係る(1)の本人確認書類の複写物 ②　任意代理人に係る(2)②の住民票写し等【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】 ③　(5)②の資格確認書類【複写物は不可】【30 日以内に作成されたもの】

注 1　【窓口請求において氏名・住所不一致の場合】

婚姻や転居等の事由により、本人確認書類に記載されている氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名等が記載されている他の本人確認書類の提示又は提出を求める。ただし、災害により一時的に転居している場合等やむを得ない理由がある場合は、住所又は居所が開示請求書と一致しない書類しか準備できなくとも、下記に従い、有効な本人確認書類として認める余地がある。

【窓口請求において住所不記載・不一致の書類しかない場合】

住所が記載されていない本人確認書類しか提示又は提出ができないとする場合又は開示請求書の記載と異なる住所が記載された本人確認書類しか提示又は提出できないとする場合は、開示請求者に事情の説明を求め、災害による一時的転居、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由があることを確認した上で、それらの本人確認書類の提示又は提出を求める。なお、この場合は、住所の確認が取れていないことを念頭に置いて、その後の補正、開示の実施等の手続を進める必要がある。

注２　【被保険者証の取扱い】

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、被保険者証の取扱いには十分注意する。

注３　【複数の者が記載された書類】

複数の者の氏名が記載された被保険者証は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように被保険者証のみで本人確認をしにくい場合においては、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどの慎重な対応が必要である。

注４　【個人番号カードの取扱い】

番号法では、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し、提供の求めの制限（第15条）、特定個人情報の提供の制限（第19条）、収集等の制限（第20条）等の制限が規定されていることから、誤って個人番号を収集等することのないよう、個人番号カードの取扱いには十分注意する。

注５　【外国人登録証明書の経過措置】

特別永住者が所持する外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）附則第３条の規定により、次に示す日まで特別永住者証明書とみなされ、引き続き使用可能である。

○特別永住者証明書とみなされる期限（特別永住者）：外国人登録証明書に記載されている旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間の始期である誕生日。ただし平成24年７月９日に16歳未満の場合は16歳の誕生日

注６　【他人へ提出することを常とする書類】

住民票の写し、納税証明書、印鑑登録証明書等は、それ単独で政令第22条第１項の本人確認書類として認める余地がないわけではないが、他人へ提出することを通常とする書類であり本人以外の者が所持している可能性も高いことから、原則として、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどして慎重に確認することが必要である。

注７　【その他疑義がある場合】

上記のほか、提示又は提出された書類に疑義がある場合は、適宜、事情の説明を求め、又は追加で他の本人確認書類の提示又は提出を求める。

注８　【通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類の取扱い】

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長は、平成27年８月28日付け府番第285号及び総行住第102号において、各府省等に対し、番号法第16条の規定に基づく本人確認以外の一般的な本人確認の手続において、通知カード（令和２年

5 月以降、通知カードによる個人番号の通知は廃止され個人番号通知書に変更）及び表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類を本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられる旨を通知している。

注 9　【送付請求において住民票の写し以外を用いる場合】

災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所若しくは居所が異なる場合は、住民票の写し以外の(2)②の書類であって開示請求書の住所又は居所と記載が一致するものの送付を求める。この場合、(2)①の書類の住所の記載については、記載されていなくとも、又は開示請求書と異なるものが記載されていても構わないが、疑義が残る場合は、開示請求者に説明した上で、所在施設の管理者等の関係者に問い合わせ、事情を確認することが必要である。

なお、(2)②の書類として、開示請求者が申告した住所又は居所に宛てて確認のための書面を転送不要扱いで送付し、当該請求者自身が署名した当該書面の提出を求めることとすれば、より確実に住所又は居所の確認をすることができる（時間がかかるため、開示請求者には当該書面等において当該確認の必要性について十分な説明をすることが望ましい）。また、刑事施設又は地方入国管理官署に収容されている等の事情で他の確認手段がない場合にも、これらの施設の発行する在所証明等の送付（(2)①の書類に相当）を求めることと併せて、この方法を用いることが考えられる。

注 10　【送付請求において住所不一致・不記載の場合】

(2)①又は(2)②のいずれかの書類について、婚姻や転居等の事由により氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合や住所の記載がない場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名、住所等が記載されている他の本人確認書類の送付を求める。ただし、注 9 に該当する場合は、この限りでない。

注11　【法人による開示請求】

成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求をする場合については、法定代理人の資格を証明する書類（政令第22条第3項）として成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第47条）等が必要となるほか、提示又は提出を求める本人確認書類の例は次のとおり。

① 窓口請求の場合（政令第 22 条第 1 項）：請求の任に当たる者（担当者）に係る上表(1)の書類に加えて、法人の印鑑証明書（又は印鑑カード）及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状（代表者本人が請求の任に当たる場合は委任状不要）。

② 送付請求の場合（政令第 22 条第 2 項）：①の本人確認書類の複写物に加え、法人の登記事項証明書。なお確認のため開示請求書にも押印を求めることが考えられる。

注12　【任意代理人の資格を証明する書類として委任状を提出する場合】

任意代理人の資格を証明する書類として委任状の提出を受ける場合には、その真正性を確認するために、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める。これらの措置については、法令上の義務ではなく、委任状の真正性の確認のための運用上の措置であることに留意する。

なお、委任状の様式については、事務対応ガイド標準様式第 2-29-1 から第 2-29-6 までを参照の上、作成されたい。

6-1-2-3　開示請求書の補正（法第 77 条第 3 項）

法第 77 条（第 3 項）
3　行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

開示請求書に形式上の不備があると認める場合には、開示請求者に対して、相当の期間を定めて、開示請求書の補正を求めることができる（法第 77 条第 3 項）。補正を求めるに当たっては、次の事項に留意する。

(1) 形式上の不備

開示請求書に形式上の不備があるときは、行政手続法第 7 条の規定により、速やかに、補正を求めるか請求を拒否する決定（法第 82 条第 2 項による不開示の決定）をするかのいずれかを行わなければならないが、適切な情報提供を行うなどにより、できる限り補正を求めることが望ましい。

形式上の不備がある場合としては、例えば、次のような場合がある。

① 法第 77 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合

② 同項第 2 号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合

③ 開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合

④ 手数料が納付されていない場合

※なお、特定個人情報を開示請求された場合において、個人番号をその内容に含まない保有個人情報しか存在しないとき、

イ　開示請求者が個人番号をその内容に含まない保有個人情報を開示請求すると意思表示し、かつ手数料の免除申請がされていた場合には、免除申請の取下げを求めるとともに、手数料の追納を求めて形式上の不備を補正させる必要がある。

ロ　開示請求者が個人番号をその内容に含む保有個人情報を開示請求すると意思表示した場合には、不存在を理由とする不開示決定を行うこととなる。

⑤ 本人確認書類や代理人の資格を証明する書類が提示又は提出されていない場合（※）

（※）提示又は提出された書類に不備があり、補正の求めを行っても不備が解消されない場合も含む。

(2) 相当の期間

行政手続法第 7 条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて行政機関の長等が判断する。

(3) 補正の方法

補正については、開示請求者に対して、窓口への来所による開示請求書の修正又は開示請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求め、開示請求者本人に開示請求書の記載を修正してもらうことが望ましい。

なお、明らかな誤字・脱字など不備が軽微な場合や、開示請求者本人に開示請求書の記載の修正を求めることが困難な場合等には、開示請求者の了解を得た上で、窓口等の担当者が本人に代わって記載を修正することも可能である。この場合には、修正した開示請求書の写しを開示請求者に送付し確認を求めるなど事後のトラブルが生じないように十分配慮する。

(4) 補正の参考となる情報の提供

保有個人情報の特定が不十分である開示請求がなされた場合には、法第 77 条第 3 項の趣旨を踏まえ、開示請求者に対して、保有個人情報の特定に資する情報の提供を積極的に行うことが必要である。特定不十分として不開示決定を行うということは、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など開示請求者側に特別の事情がなければ生じないものであるということに留意する。

6-1-3　開示・不開示の審査

6-1-3-1　不開示情報該当性の審査（法第 78 条）

法第 78 条 1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(7)　（略） 2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第 82 条第 1 項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第 2 項）かの判断を行う。

(1) 不開示情報該当性の審査

当該判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

なお、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法（以下「情報公開法等」という。）に基づく開示・不開示の決定に係る先例が相当大量に蓄積されている。法と情報公開法等の不開示情報は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（法第 78 条第 2 項）以外は、基本的に同様としている。その意味で情報公開法等における先例も十分参考になり得るものと考えられる。また、不開示情報は、法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の不開示情報に該当することもあるのでその点にも留意する。

また、法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合、番号法第 2 条第 6 項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第 78 条第 1 項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる。

(2) 審査基準の策定

保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長等が本項各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、行政機関の長等は、行政手続法第 5 条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

本県は、審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱に基づき、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて公表している。

(3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合等の取扱い

開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となっている場合等には、行政機関等において開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような場合であっても、開示請求が行われることがあり得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

また、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合や手数料が納付されていない等の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

6-1-3-1-1　不開示情報（個人に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

法第 78 条（第 1 項第 1 号及び第 2 号）

1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 76 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 86 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

【具体例】

例 1）患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

例 2）児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報（法第 78 条第 1 項第 2 号本文）

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下 6-1-3-1-1(2)（開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報）及び(3)（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）において同じ。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

具体的には、以下のいずれかに該当するものは不開示情報となる。

① 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの

② 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外されている。

ロ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

(ｲ) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができるものであり、氏名を含んでいる場合のほか、住所、役職名、個人別に付された番号等により個人が識別できる場合も含まれる。

(ﾛ) 「（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報のみでは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものをいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査を行わなければ入手し得ないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。実施機関は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

ハ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっ

ても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの（法第 78 条第 1 項第 2 号各号）

以下の情報は、上記(2)の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれている。

公務員等に関する情報については、氏名（特段の支障の生ずるおそれがある場合を除く。(※)）は本号イに該当するとして開示し、職名及び職務遂行に係る情報は本号ハに該当するとして開示することとなる。

（※）警察職員の氏名については、警部補以下の場合は公表されていないため、本号イには該当しない。また、警察職員の氏名を公開することによって、当該警察職員やその家族等に危害等が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、本項第 5 号にも該当し、不開示となる。

① 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第 78 条第 1 項第 2 号イ）

イ 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

ロ 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

ハ 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ロ）

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

本号ロの規定により開示しようとする場合には、開示決定に先立ち、第 86 条第 2 項第 1 号の規定により、当該個人に対して意見を聴かなければならない。

③　公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ハ）

イ　「公務員等」とは、国家公務員法第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

ロ　「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。公務員等の住所、電話番号、学歴、健康状態等明らかに個人に関する情報であるものや、勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員等としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

ハ　「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については、行政の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から開示することとしている。

（参考）公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

職員の人事異動をホームページ等で公表するなど氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

6-1-3-1-2　不開示情報（法人等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 3 号）

法第 78 条（第 1 項第 3 号）

1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の①又は②に該当するものは、不開示情報とされている。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

① 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

② 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(2) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第 78 条第 1 項第 3 号本文）

イ　「法人その他の団体に関する情報」

(ｲ) 株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

(ﾛ) 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

ロ　「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報としての側面を持つものの、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む

上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

当該情報に該当するものは、事業内容、事業用資産、事業所得等の事業活動に直接関係する情報であり、当該事業活動と直接関係のない事業者個人に関する情報は、本項第 2 号の規定より判断する。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第 78 条第 1 項第 3 号ただし書）

本号ただし書は、第 2 号ロと同様に、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に個人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

本号ただし書の規定により開示しようとする場合には、開示決定に先立ち、第 86 条第 2 項第 1 号の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に対して意見を聴かなければならない。

(4) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法第 78 条第 1 項第 3 号イ）

イ　「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

ロ　「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(5) 任意に提供された情報（法第 78 条第 1 項第 3 号ロ）

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、行政機関等の情報収集能力の保護は、別途、本項第 7 号の規定によって判断されることとなる。

イ　「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の号イにより成立する。

ロ　「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

6-1-3-1-3　不開示情報（国の安全等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 4 号）

法第 78 条（第 1 項第 4 号）

1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(4) 行政機関の長が第 82 条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 国の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関（※）の長が、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされている。

（※）法第 2 条第 8 項の「行政機関」であり、地方公共団体の機関は含まれない。

なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号イが適用される。

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろ

うとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

「おそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

6-1-3-1-4　不開示情報（公共の安全等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 5 号）

法第 78 条（第 1 項第 5 号）

1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 公共の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長又は地方公共団体のうち都道府県の機関が、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされている。

なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号ロが適用される。

イ　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」について、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 2 章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。

ロ　「公共の安全と秩序の維持」

(ｲ)　「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防･捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって､開示することにより､公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

(ﾛ)　一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本項第 7 号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

ハ　「おそれがあると当該地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての当該地方公共団体の機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（｢相当の理由｣があるか）否かを審理・判断することとしたものである。

【具体例】

例 1）現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより、当該捜査に支障を及ぼすおそれのあるもの

例 2）公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、開示することにより、当該活動に支障が生ずるおそれのあるもの

例 3）開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

例 4）捜査の手法、技術、態勢、方針等に関する情報で、開示することにより、将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

例 5）犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、態勢、方針等に関する情報で、開示することにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれのあるもの

例 6）犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

例 7）犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより、当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

例 8）被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障が生ずるおそれがある情報

6-1-3-1-5　不開示情報（審議、検討等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 6 号）

法第 78 条（第 1 項第 6 号） 1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報となる。

イ　対象となる情報の範囲

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。法第 2 条第 8 項の「行政機関」には国会及び裁判所が含まれないが、これらを含む趣旨である。

「地方公共団体」には、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関が含まれる。

それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、県等又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、県等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

ロ　「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

ハ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

ニ「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

ホ　「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

(2) 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、県等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

6-1-3-1-6　不開示情報（事務又は事業に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 7 号）

法第 78 条（第 1 項第 7 号）

1　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第 78 条第 1 項第 7 号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報とされている。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

(2) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第 7 号本文）

イ　「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

ロ　「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

【具体例】

例 1）開示することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われるおそれのある情報

例 2）開示することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱するおそれのある情報

例 3）開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれのある情報

例 4）国等の事務に関して県に協議されている情報で、国等においても当該事務に関する情報を開示していないもの

例 5）国等からの依頼、委託等による調査等で、当該依頼、委託等の中に国等の承認なしに公表してはならない旨の条件が付されているもの

例 6）国等からの依頼、委託等による県又は市町村の行政の実態調査で、国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がある情報

例 7）全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報

例 8）その他開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報

(3) 支障を及ぼすおそれの例（第 7 号イ～ト）

イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

国の安全が害されるおそれ等については、6-1-3-1-3（不開示情報（国の安全等に関する情報））を参照のこと。

ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

犯罪の予防等については、6-1-3-1-4（不開示情報（公共の安全等に関する情報））を参照のこと。

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ)「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(ロ)「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(イ)「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

(ロ)「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県等が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるがある場合が考えられる。

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、(ｲ)知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、(ﾛ)試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

ﾍ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

ﾄ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

県が経営する企業等に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、本項第 3 号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

6-1-3-2　部分開示の可否（法第 79 条）

法第 79 条 1　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2　開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、次の場合には部分開示をしなければならない（法第 79 条）。

① 不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合（同条第 1 項）

② 開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合（法第 79 条第 2 項）

(1) 不開示情報が含まれている場合の部分開示（法第 79 条第 1 項）

不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示情報部分を除いて開示しなければならない。特に、電磁的記録に記録された保有個人情報については、その記録媒体の特性等から、容易に区分して除くことができるか否かが問題となることがあり、6-1-8-1(2)「部分開示の実施方法」を参考に個別に判断する必要がある。

なお、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

(2) 個人識別性の除去による部分開示（法第 79 条第 2 項）

開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分を除いて開示しなければならない。

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても「開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれ」があるものとしては、例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等が想定される。

6-1-3-3　裁量的開示の判断（法第 80 条）

法第 80 条 　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第 78 条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができるとするものである。

第三者の情報が含まれている個人情報について、本条に基づき開示しようとする場合には、開示決定に先立ち、第 86 条第 2 項第 2 号の規定により、当該第三者に対して意見を聴かなければならない。

6-1-3-4　存否応答拒否の適否（法第 81 条）

法第 81 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる（法第 81 条）。

なお、このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求者に対し、個人情報が存在する、存在するが不開示情報に当たる又は存在しないと回答するだけで不開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらし、不開示情報として保護すべき利益が害される場合をいう。

【具体例】

例 1）特定の病歴に関する情報

例 2）表彰候補者に関する情報

例 3）捜査関係事項の照会回答に関する情報

本条の規定は、例外的な規定であること、また、個人情報という情報の性質上、本人の関与が予定されていることから、適用に当たっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

当該拒否処分の誤用又は濫用を防止し、実施機関の判断の妥当性を確保していくため、本条により不開示決定を行った場合には、審査会へ事後報告しなければならないこととする。ただし、事後報告前に審査請求があった場合（審査請求が不適法であり、却下する場合を除く。）には、事後報告があったものとみなすこととする。

なお、事後報告にかかる具体的な事務取扱は、個人情報保護事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

6-1-4　開示決定等の通知

6-1-4-1　開示決定（法第 82 条第 1 項）

法第 82 条（第 1 項）

1　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

政令第 24 条

1　法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第 87 条第 3 項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2　開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）　その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合　その旨及び前項各号に掲げる事項

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示することを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面（細則様式第 3 号）により通知する。当該書面には、このほか開示の実施に関して政令第 24 条に規定する事項についても記載する。

なお、開示決定通知書を送付する際には、保有個人情報の開示の実施方法等の申出書の様式（細則様式第 13 号）を同封する。

(1) 開示する保有個人情報の利用目的

開示することとした保有個人情報が、行政機関等においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるように、少なくとも個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的と同程度の具体的な記載とする。

(2) 開示請求者が求めることのできる開示の実施の方法

開示することとした保有個人情報の開示の実施方法については、当該保有個人情報の記録の状況等に応じて、閲覧、写しの交付等実施できる全ての方法について記載し、その中から開示請求者が希望する方法を選択することができるようにする。

(3) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

いつ、どこで開示の実施が可能か記載する。

(4) 写しの送付による開示を実施する場合の準備日数及び送付費用

写しを送付する場合に、当該写しを作成し、発送するまでのおおよその日数と送付費用を記載する。

(5) 不開示とした部分がある場合の不開示部分及び不開示理由

開示請求に係る保有個人情報の一部について開示することを決定したときには、どの部分を不開示としたか記載するとともに、当該部分を不開示とした理由について記載する。不開示理由については、不開示とした部分ごとに、該当する不開示事由の全てについて記載する必要がある。

なお、部分開示の決定の場合には、不開示の場合と同様、不服申立ての教示が必要である（詳しくは、6-1-4-2（不開示決定）を参照のこと。）。

(6) 開示請求書に任意的に記載された開示の実施の方法による開示の実施等の可否

開示請求書に開示の実施の方法等に係る任意的記載事項が記載されているとき（政令第23条）は、上記(1)から(6)までに加え、記載された方法による開示の実施が可能か否かについても記載する（6-1-8-3【表2】（開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い）を参照のこと）。

6-1-4-2　不開示決定（法第 82 条第 2 項）

法第 82 条（第 2 項）
2　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨を書面（細則様式第 4 号）により通知する。

(1) 不開示理由の記載

開示請求に係る保有個人情報について全部を開示しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不開示理由は全て提示する。

(2) 理由の記載方法

不開示理由の記載は、適法に不開示決定及び部分開示の決定をするための要件である。したがって、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の決定は、瑕疵ある処分とみなされる場合もあるので、行政手続法第 8 条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する法第 78 条のどの規定に該当するかだけでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

①　不開示情報に該当する場合

開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法第 78 条のどの規定に該当するかを記載する。

②　不存在の場合

開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由（○年○月○日に保存期間○年が満了したので廃棄等）を具体的に記載する。

③　開示請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

④　存否応答拒否をする場合

存否応答拒否をする場合においても、不開示情報が明らかにならない範囲で、法第 81 条の条項を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に法第 78 条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。

なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の開示請求に対しても、同じ対応を採る必要があることから、存否応答拒否に該当する類型として整理しておく必要がある。

6-1-4-3　1件とみなされる複数の行政文書の開示決定等（政令第27条第2項）

政令第27条（第2項） 2　開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなす。 (1) 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第2項第1号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書 (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

行政機関の長に対して、1通の開示請求書により1件とみなされる複数の行政文書に記録された保有個人情報について開示請求が行われ、当該複数の保有個人情報について開示決定等を行った場合は、基本的には、当該複数の開示決定等は1通の通知書により行う（開示決定と不開示決定とがある場合はそれぞれ1通の通知書)。ただし、各保有個人情報について、その量や開示・不開示の審査の難易度が異なるとの事情により、開示決定等の期限が異なるような場合には、審査が終了し開示決定等をしたものから順次通知することもできる（6-1-9-1(1)（行政機関の長に対する開示請求の場合）を参照のこと。)。

6-1-5　開示決定等の期限

6-1-5-1　開示決定等を行う期限（法第 83 条第 1 項）

法第 83 条（第 1 項）
1　開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30 日以内に、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならない。

(1) 起算時点

「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある行政機関等の個人情報窓口に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が相手の支配領域に入った日をいう（宛先間違いの開示請求を正しい宛先に回送した場合の取扱いについては、6-1-2-1（2）（開示請求の宛先が正しいかどうか。）を参照のこと）。

①　行政機関等に来所して開示請求を行う場合

この場合には、開示請求者が行政機関等に来所して開示請求書を提出した日が「開示請求があった日」となる。

②　開示請求書を行政機関等に送付して開示請求を行う場合

この場合には、開示請求書が個人情報窓口に配達された日が「開示請求があった日」となる。

(2) 期間計算

民法第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（※）は算入されない。

（※）補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正書の発送等を行った日をいう。

6-1-5-2　期限の延長（法第 83 条第 2 項）

法第 83 条（第 2 項）

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30 日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30 日以内に限りその期限を延長することができる（法第 83 条第 2 項）。

(1) 開示請求者への通知

期限を延長する場合には、開示請求者に対して、遅滞なく、書面（細則様式第 5 号）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から 30 日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者に到達するよう送付するものとする。

(2) 延長後の期間

「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。

なお、併せて開示決定等の期限についても具体的な年月日を記載する。

(3) 延長の理由

「事務処理上の困難その他正当な理由」は、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

したがって、延長の理由としては、例えば、開示請求に係る保有個人情報の量が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることといった事情を記載する。

6-1-5-3　期限の特例（法第 84 条）

法第 84 条

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項

に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内はもとより、法第83条第2項の規定に基づく期限の延長（30日以内）を行ったとしても、当該期限内（60日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、法第84条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、60日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの分であることに留意する。

(1) 開示請求者への通知

特例規定を適用する場合には、開示請求者に対して、書面（細則様式第6号）により、特例規定を適用する旨、その理由及び60日以内に開示決定等できないと考えられる残りの保有個人情報についての開示決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、開示請求があった日から30日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者になされなければならない。

なお、この書面においては、60日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、30日以内に通知しなければならないため、その時点で60日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、60日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。「この規定を適用する理由」としては、本条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」であることを踏まえ、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことが必要である。

(3) 延長の理由

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるかどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。

また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じていると解される。

6-1-5-4　期限についての留意点

開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下

同じ。）がある場合には、開示請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法第 3 条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-4-1-1(2)（不作為についての審査請求）を参照のこと。）。

なお、開示決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第 49 条第 1 項）。

また、6-1-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、60 日以内に開示決定等がされなかった部分について、開示決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

6-1-6　事案の移送（法第 85 条）

法第 85 条

1　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 82 条第 1 項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等をすることに正当な理由があるときには、事案を移送することができる。事案の移送は、行政機関及び独立行政法人等の間における場合のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間においても行うことが可能である。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第 31 条）。

なお、事案の移送は、開示請求を受けた行政機関等において開示請求の対象となる保有個人情報を保有していることが前提となることから、当該開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合には、保有している他の行政機関等を教示するか、不存在又は存否応答拒否（法第 81 条）を理由とする不開示決定を行うことになる。

事案を移送するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

(1) 移送の協議を行うべき場合

開示請求を受けた行政機関の長等は、少なくとも次の①から③までの場合には、移送に関する協議を行うものとする。なお、このことは、①から③まで以外の場合における移送の協議を行うことを妨げるものではない。

また、移送に関する協議を行う際には、移送対象となっている保有個人情報の特定を確実に行った上で、移送先の機関において当該保有個人情報を保有しているか、開示・不開示の判断を行うことが可能か等について、移送先と十分に協議を行うことが必要である。

①　開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合

②　開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が他の行政機関等と共同で作成されたものである場合

③　開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合

なお、移送の協議先の窓口は、行政機関の場合には当該他の行政機関又はその長が法第 126 条の規定により権限又は事務を委任した当該行政機関の部局の個人情報保護担当課等、独立行政法人等の場合には当該独立行政法人等の個人情報保護担当課等とする。

地方公共団体の機関の場合には当該機関の個人情報保護を担当する課や請求の対象となっている情報と関係が深い担当課（例えば、請求の対象となっている情報の提供元など。）、あるいは、地方公共団体における個人情報の取扱いを統括する課等が考えられる。地方独立行政法人の場合には当該地方独立行政法人の個人情報保護担当課等とすることが考えられる。

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30 日以内に、開示決定等を行わなければならないが、地方公共団体においては条例に規定することにより開示決定等を行う期限を 30 日より短い日数とすることが可能である。

移送先が地方公共団体の機関又は地方独立行政法人となる場合には、移送先における開示決定等を行う期限が 30 日よりも短い可能性もあるため、移送に関する協議は速やかに開始することが望ましい。

(2) 協議期間

移送に係る協議を含め移送に要する日数は、開示決定等を行うまでの期間（原則 30 日以内）に算入されることになるため、移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則 1 週間以内に終了するものとする。

なお、移送に関する協議が整わない場合には、移送することはできず、開示請求を受けた行政機関の長等が開示決定等を行う。

(3) 他の行政機関の長等に対する移送

他の行政機関の長等に対して、事案を移送する場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称、請求者の氏名等を記載した書面（細則様式第 7 号）に、必要な資料を添付して行う。なお、関係機関と協議の結果、複数の機関に事案を移送することとなる場合には、その旨書面に記載する。

(4) 移送した旨の開示請求者への通知

移送に関する協議が整い、他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、移送した行政機関の長等は、直ちに、開示請求者に対して、事案を移送した旨のほか、次に掲げる事項を書面により通知する（細則様式第 8 号）。

① 移送先の行政機関の長等（連絡先を含む。）
② 移送年月日
③ 移送の理由

(5) 移送した行政機関の長等の協力

事案を移送した場合には、移送を受けた行政機関の長等において開示決定等を行うことになる。その際、移送した行政機関の長等は、開示の実施に必要な協力をする（法第 85 条第 3 項）こととされており、また、移送前にした行為は移送を受けた行政機関の長等が行ったものとみなされる（同条第 2 項）。このため、移送した行政機関の長等は、次のような協力を行う。

① 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供
② 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した行政機関等では開示請

求書の写しを作成し保管）

③　移送先の行政機関等が開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等を保有していない場合には、当該行政文書等の写しの提供又は原本の貸与

④　閲覧する方法による開示の実施のための行政文書等の貸与又は閲覧場所の提供

(6) 措置結果の連絡

移送を受けた行政機関の長等は、開示決定等を行ったときには、移送した行政機関の長等に対して、速やかに開示決定等の結果について連絡する。

(7) 開示決定等を行う期限が異なる地方公共団体の機関又は地方独立行政法人間で移送が行われた場合の開示決定等を行う期限

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30 日以内に、開示決定等を行わなければならないが、地方公共団体においては条例に規定することにより開示決定等を行う期限を 30 日より短い日数とすることが可能である。

例えば、移送を受けた地方公共団体において開示決定等を行う期限を 30 日より短い日数としていることを一因として、当該地方公共団体の機関において、移送を受けた時点で、開示決定等を行う期限まで時間的猶予がない場合も考えられるが、この場合であっても、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かを判断し、事務処理上の困難がある場合には、移送先において期限の延長を行うこととなる。

なお、移送がなされた場合の開示決定の期限は、移送元における期限の定めに拘束されるものではなく、移送を受けた行政機関等における期限による。

(8) その他

開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が複数存在し、かつ、それらが複数の行政機関等により作成されたものである場合には、開示請求者の利便性を確保する観点から、開示請求を受けた行政機関等において一括して開示決定等を行うことが望ましいが、記録されている保有個人情報の内容により他の行政機関等が開示・不開示の判断を行うことが適当な行政文書等については、移送する。

6-1-7　第三者意見の聴取（法第 86 条）

法第 86 条

1　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 105 条第 2 項第 3 号及び第 107 条第 1 項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 80 条の規定により開示しようとするとき。

3　行政機関の長等は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 105 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(1) 任意的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該情報が法第 78 条に規定する不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聞く必要があると認められる場合には、より的確な開示決定等を行うため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

なお、この場合の「第三者」とは、開示請求者以外の者（個人又は法人その他の団体）であるが、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない（国等に関する情報が含まれている場合の取扱いについては、(5)（開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に関する情報が含まれている場合の取扱い）を参照のこと。）。

第三者に関する情報が含まれているといっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見書提出の機会を与える必要がない場合もあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかについては行政機関の長等の判断に委ねている。

(2) 必要的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために、次の①又は②の規定に基づき当該情報を開示しようとするときは、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず、所在が判明しない場合には、その必要はない。

① 法第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同条第 3 号ただし書の規定（法第 78 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の不開示情報を含んでいるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）

② 法第 80 条の規定（法第 78 条の不開示情報を含んでいるが、個人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であると認められる情報）

(3) 意見聴取の手続

必要的意見聴取については、当該第三者に対し、所定の事項を書面（細則様式第 10 号）により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。意見書の様式（細則様式第 11 号）は、通知書に同封する。

なお、任意的意見聴取については、通知を書面により行うことが法令上定められているわけではないが、意見照会を行ったことを明確にしておく観点から、通常は書面（細則様式第 9 号）によることが望ましい。

第三者に通知する書面には、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日、意見書の提出先等を記載する（政令第 25 条第 2 項及び第 3 項）。このうち、「当該第三者に関する情報の内容」については、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しつつ（政令第 25 条第 1 項）、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する必要がある。

(4) 意見書の提出期限

行政機関の長等は、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなければならないことから、意見書の提出は提出期限を設けることとしている（政令第 25 条第 2 項及び第 3 項）。

提出期限を設定するに当たっては、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する。

通常、提出期限として 1 週間程度の期間を確保することが考えられるが、意見書の提出を短期間に行うことができないことについて合理的な理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、結果として 30 日以内に開示決定等を行うことができないこととなる場合には、法第 83 条第 2 項の規定に基づき期限の延長を行う。

(5) 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に関する情報が含まれている場合の取扱い

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、法第 86 条の「第三者」に含まれていないため、開示請求に係る保有個人情報にこれらの情報が含まれている場合であっても、同条の意見聴取手続の対象とはならない。

しかしながら、開示・不開示の判断を行うに当たって必要と判断する場合には、開示・不開

示の判断を行うための調査の一環として、適宜、関係する国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して意見の照会や事実関係の確認を行うものとする。

(6) 反対意見書を提出した第三者への通知

開示決定をするに当たり、開示請求に係る保有個人情報に自己に関する情報が含まれている第三者に意見聴取を行い、当該第三者から反対意見書が提出されている場合であって、第三者の意に反して開示をするとき（当該情報を不開示とする場合は含まれない）には、保護されるべき第三者の権利利益のの救済は極めて困難となり、当該処分は第三者に対する不利益処分となるため、争訟の機会（審査請求又は取消訴訟）を保障するため、開示決定の日と開示を実施する日との間に 2 週間の期間を置くとともに、開示決定後直ちに、当該第三者に対して書面（細則様式第 12 号）により、開示決定を行った旨、その理由及び開示実施日を通知しなければならない。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立てを行うことを要する。

6-1-8　開示の実施

6-1-8-1　開示の実施方法（法第 87 条第 1 項及び第 2 項）

法第 87 条（第 1 項及び第 2 項）

1　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2　行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 保有個人情報を記録する行政文書等の種類による具体的な開示の実施方法

保有個人情報の開示については、開示請求に係る保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは各行政機関等が定める方法により行う。

具体的な開示の方法については、個人情報保護事務取扱要綱においてこれを定める。

(2) 部分開示に係る留意事項

保有個人情報の部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう保有個人情報が記録された行政文書等の種類に応じ適切に行う必要がある。

なお、不開示部分の範囲や量を明らかにしておく必要があるため、不開示情報を除去し、除去した部分を詰めた形で当該文書のコピーを作成することは、適当ではない。ただし、電磁的記録に記録された保有個人情報について部分開示を行う場合で、当該電磁的記録が Excel ファイル等のときは、不開示情報を特定の記号に置き換えて複製物を作成することができる。

(3) 電磁的記録の部分開示に係る留意事項

不開示部分の情報を削除することなく、単に当該部分を黒く塗りつぶしただけでは、不開示部分のテキストデータが保持されているため、当該不開示情報を判読することが可能であり、マスキング処理の方法としては不十分である。

不開示情報を含む行政文書等を電子的に開示する場合、結果として不開示部分の内容が判明してしまうことのないよう、複数人で確認を行う等、確実に作業を行う必要がある。

なお、不開示部分のマスキングに関する措置については、開示の実施段階において確実に講じられている必要がある。開示の実施に当たっては、開示しようとする文書の不開示部分にマスキングが施されているか、当該部分が判読できる状態になっていないか等、再度、目視確認した上で行うことが必要である。

(4) その他留意すべき事項

①　開示の実施方法

開示の実施は、開示の実施方法等の種類に応じて次のとおり行う。

イ　個人情報窓口における開示

個人情報窓口において、閲覧等により保有個人情報の開示を行う場合には、開示決定通知書を持参した当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人に対して行う。開示決定通知書を持参していない場合であっても、開示請求者が当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることが証明されれば、開示の実施を行うことができる。

ロ　郵送による開示

保有個人情報が記録された行政文書等の写しを開示請求者に送付する場合には、先に個人情報窓口において写しの交付にかかる複写料及び送料を現金又は郵便為替により徴収し、開示請求書に記載されている住所又は居所宛てに送付する。

② 代理人に対する開示

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって開示請求を行うことができるが、開示の実施を受ける前にその資格を喪失したときには、開示の実施を受けることができない（政令第 22 条第 4 項及び第 5 項）。このため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示の実施を行う場合には、提示又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどにより、法定代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。

任意代理人に対して開示の実施を行う場合にも、本人に対して任意代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。

③ 開示対象

法に基づく開示請求の対象は保有個人情報であることから、開示決定に基づき保有個人情報の開示を実施する場合には、同一の行政文書等に記載されている開示決定に基づく保有個人情報でない部分（例えば台帳のうち一行だけが本人の個人情報で、他の行は第三者の個人情報である場合に、第三者に係る部分）については開示しなくてもよい。この場合、開示決定に基づく保有個人情報でない部分については、必要に応じ被覆や白抜き処理を行うことになる。

こうしたケースは、特に、保有個人情報と他の情報がこん然一体として同一の行政文書等内に記録されているような散在情報に対して開示請求が行われた場合に生じ得るものと考えられる。一方、データベース化した保有個人情報については、記録されている情報の全てが何らかの形で個人情報として整理されることになるものと考えられることから、通常は、こうしたケースは生じないものと考えられる。

また、開示決定に基づく保有個人情報でない部分を含めて開示する場合には、開示決定に基づく保有個人情報の部分が明確になるようにすることが必要である。

④ 他の法令による開示の実施との調整

開示請求に係る保有個人情報について、他の法令において開示の制度が定められており、その実施方法が法第 87 条第 1 項本文に規定する方法と同一である場合には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うことになる（法第 88 条）。

⑤ 特定個人情報を含む情報の開示

特定個人情報については、法第 88 条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わない（番号法第 30 条及び第 31 条）。

特定個人情報の記載のある保有個人情報を開示請求者に送付するに当たっては、発送前の確認作業を徹底した上で、送付する必要がある。

6-1-8-2　開示の実施方法等申出書の確認（法第 87 条第 3 項及び第 4 項）

法第 87 条（第 3 項及び第 4 項）

3　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4　前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

政令第 26 条

1　法第 87 条第 3 項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2　第 24 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の法第 82 条第 1 項の規定による通知があった場合において、第 23 条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第 87 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

3　法第 87 条第 3 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

条例第 3 条（第 1 項）

1　開示決定を受けた者は、法第 82 条第 1 項の規定による通知があった日から 90 日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

開示決定に基づき開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として 30 日以内に、求める開示の実施の方法等（政令第 26 条第 3 項各号）を書面（細則様式第 13 号）により申し出ることになる。

開示の実施方法等申出書についての主な確認事項は、次のとおりである。

(1) 求める開示の実施の方法

求める開示の実施の方法は、開示決定通知書で提示した方法のうちから選択するものであるので、この点を確認する。開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出をした開示請求の本人、法定代理人又は任意代理人（以下「申出人」という。）に連絡を取り、開示の実施の方法を確定する。また、開示決定に係る保有個人情報について部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めている場合には、それぞれ求める部分が明確になっているかについて確認する。

(2) 開示の実施を求める部分の特定

開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求めている場合で、「○○に関連す

る部分」などのように開示の実施を求める部分が不明確な記載となっているときには、申出人に対して、開示の実施を求める部分を明確にするよう求める。

(3) 開示の実施を希望する日

個人情報窓口における開示の実施を希望する日については、開示決定通知書で提示した日のうちから選択するものであるので、これを確認する。選択した日が複数ある場合や提示した日以外の日を記載している場合には、申出人に連絡を取り、実施日を確定する。

(4) 本人限定受取郵便による写しの送付の希望の有無

写しの送付を求める旨が記載されている場合には、開示物の作成後、申出人に複写料及び送料の合計額を連絡する。

(5) 開示の実施の方法等の申出

開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として 30 日以内に開示の実施の方法等を書面により行政機関等に申し出ることになる。この場合の 30 日とは、開示を受ける者が行政機関等の発出した開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に、当該申出書を投かん等すれば足りる。

行政機関等が郵送により開示決定通知書を発出する場合には、一般的に当該通知があったことを知り得る状態になるのは、日本国内であれば、開示決定通知書の発出からおおよそ 2 ないし 3 日後と考えられることから、その日が「通知があった日」に当たるものと考えられる。

なお、30 日の申請期間内に申出をすることができなかったことについて、災害や病気療養中等の正当な理由がある場合には、30 日経過後であっても申し出ることができる。このため、30 日経過後の申出があった場合には、期間内に申出ができなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは開示をする。

(6) 開示決定の失効

法第 87 条第 4 項により、通知があった日から 30 日以内に申出がなかった場合には開示手続は打ち切りとなるが、申出はあったが個人情報窓口へ開示を受けに来所しない又は郵送による開示に要する費用を送付しない場合は、条例第 3 条第 1 項により 90 日で開示手続が打ち切りとなる。

「通知があった日から 90 日以内に開示を受けなければならない」こととしたのは、開示決定に係る保有個人情報の内容、取扱い、判断等が、開示時点と異なることにはならない相当の期間と考えられることによるものである。

当該期間を経過したときは、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要になる。90 日経過後に開示の実施について申出があった場合は、実施機関は、期間内に開示を受けることができなかったことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。

6-1-8-3　開示請求書に開示の実施方法等が記載されている場合の取扱い

開示請求者は、任意的記載事項として、開示請求書に開示の実施の方法等について記載することができる（政令第 23 条）。開示請求書にこれらの事項が記載されている場合には、当該記載の

とおりに開示を実施することができるか否かにより、【表 2】（開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い）のような取扱いを行う。

なお、開示請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、開示請求者は当該方法を変更しないのであれば、開示の実施方法等申出書を提出する必要がない（政令第 26 条第 2 項）。この場合、行政機関等は、例えば「写しの交付のみ　○年○月○日以降」の希望であれば、希望日以降に個人情報窓口で写しの交付を受けられるように開示物を準備する。開示決定等を行う前に実施方法及び希望日について開示請求者と調整できる場合、開示請求書の追完又は訂正により開示請求者の希望する方法等により開示を実施することとなれば、開示の実施方法等申出書を提出する必要はなくなるため、開示請求者の利便性を考慮し、調整を行うことが望ましい。

【表 2】　開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い

<table>
<tr><td colspan="3">開示請求書に記載された開示の実施方法等への対応可能性</td><td>行政機関等及び開示請求者の対応等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開示請求書に記載された開示の実施方法等により開示を実施することができる場合</td><td rowspan="2">個人情報窓口における開示の実施を求める場合</td><td>希望する日に開示を実施することができる場合</td><td>【開示決定通知書】
・希望する方法による開示を実施することができる旨記載
【開示の実施方法等申出書】
・実施方法、希望日を変更しない場合には、提出不要</td></tr>
<tr><td>希望する日に開示を実施することができない場合</td><td>【開示決定通知書】
・希望する日に開示を実施することができない旨記載
【開示の実施方法等申出書】
・提出必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">郵送による開示の実施を求める場合</td><td>【開示決定通知書】
・希望する方法による開示を実施することができる旨記載
【開示の実施方法等申出書】
・実施方法を変更しない場合には、提出不要</td></tr>
<tr><td colspan="3">開示請求書に記載された開示の実施方法等により開示を実施することができない場合</td><td>【開示決定通知書】
・希望する方法等による開示を実施することができない旨記載
【開示の実施方法等申出書】
・提出必要</td></tr>
</table>

6-1-9　手数料

法第 89 条（第 2 項）
2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
条例第 4 条
1　法第 89 条第 2 項に規定する手数料は、徴収しない。
2　法第 87 条第 1 項の規定により保有個人情報の開示を受け、写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費の範囲内において条例で定めることとされている。

条例第 4 条は、開示に係る手数料は徴収せず、写しの交付その他物品の供与を受ける場合に、当該供与に要する費用を負担しなければならないことを定めている。開示請求者は、開示された行政文書等を閲覧した上で、必要なページに絞って写しの交付を受けることや、開示された行政文書等の写真を撮ることも可能である。

「その他の物品の供与」とは、電磁的記録等を複写した複製物を供与することをいう。

「供与に要する費用」とは、当該保有個人情報を記載した行政文書等を複写することに要する経費並びに写し及び物品の送付に要する郵送料をいう。郵送料の納付の方法は、現金又は郵便為替による（細則第 9 条第 5 項）。

費用の徴収事務は、県政情報センター又は県政情報コーナーが行う。費用の徴収等に関する具体的な事務取扱については、個人情報保護事務取扱要綱等の定めるところにより行うものとする。

6-2　訂正

6-2-1　訂正請求（法第 90 条第 1 項及び第 2 項）

法第 90 条（第 1 項及び第 2 項）

1　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 98 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第 127 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる（法第 90 条第 1 項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている（法第 90 条第 2 項）。

行政機関等に対する訂正請求には、開示請求と同様に、①行政機関等に来所して行う場合、②訂正請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。

訂正請求書が提出された場合、行政機関等は、①訂正請求書の内容の確認（法第 91 条第 1 項）、②訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて③訂正請求書の補正（同条第 3 項）及び④事案の移送（法第 96 条）等の手続を行う。

「事実」とは、住所、氏名、年齢、生年月日、学歴等の客観的に正誤の判断が行えるものをいう。

「事実でない」とは、保有個人情報を取り扱っている事務又は事業の目的、内容等及び当該保有個人情報の性質、内容、当該事務又は事業における位置付け等からみて、事実とされるべき保有個人情報と現実に記録されている保有個人情報とが合致していないことをいう。具体的な形態としては、単純な書き間違い、書かれるべきでない情報の記載、不十分又は古いため読む者に誤解を生じさせる記載等が考えられる。

「訂正（追加又は削除を含む。）」とは、事実に合致していない個人情報の記録を修正し事実に合致させることをいい、一部の記録の加筆又は削除により記録内容をより正確にすることを含む。

6-2-2　訂正請求の手続

6-2-2-1　訂正請求書の内容の確認（法第 90 条第 3 項及び第 91 条第 1 項）

法第 90 条（第 3 項）

3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

法第 91 条（第 1 項）

1　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

行政機関等において、訂正請求書（細則様式第 14 号）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。これらの事項を確認する際には、開示請求書の内容の確認と同様の点に留意して行う必要がある（6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）を参照のこと。）。

なお、以下の(1)から(3)までの要件（法第 90 条）を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第 65 条（正確性の確保）の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。

(2) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求であるかどうか。

(3) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

(4) 訂正請求の宛先が正しいかどうか。

(5) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

(6) 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

(7) その他訂正請求書の記載に不備がないかどうか。

（※1）以上の確認に当たっては、6-2-2-1(8)（その他確認に当たって留意すべき事項）も参照のこと。

（※2）本人確認書類に関しては 6-2-2-2（本人確認）を参照のこと。

(1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。

訂正請求者が訂正を求める保有個人情報について、①法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報、②法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令（※）の規定により開示を受けたもの、のいずれかに該当するものであるか否かについて、訂正請求書に記載されている「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」（法第 91 条第 1 項第 2 号）等を基に確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載等に基づき、開示を受けた保有個人情報かどうかを確認する。

（※）条例を含む。ただし、当該条例の規定による開示が、理由なく保有個人情報の利用目的以外の目的にために提供するものであってはならない（法第 69 条。4-5-1（目的外利用及び提供の禁止の原則）及び 4-5-2（例外的に目的外利用・提供が認められる場合）を参照のこと。）

法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに、何らかの方法により入手した情報について直接、訂正請求が行われることも考えられるが、この場合には、まず、法の規定による開示

決定を受ける必要があること及び法の規定による開示請求手続等について教示するなど適切な情報提供を行う。

なお、開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

(2) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求であるかどうか。

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行うことを要する（法第 90 条第 3 項)。このため、訂正請求書に記載されている「保有個人情報の開示を受けた日」を基に保有個人情報の開示を受けた日を確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載等に基づき､行政機関等において当該開示の実施日を確認し､90 日以内かどうかについて確認する。

期間の計算は、開示決定等の場合と同様に、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して 90 日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。「開示を受けた日」とは、個人情報窓口における開示の場合には当該実施日、郵送による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。

請求期間を徒過している場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

(3) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

訂正請求者が求める保有個人情報の訂正に関して、他の法令の規定に基づく特別の手続がある場合には、当該手続による（法第 90 条第 1 項ただし書)。この場合には、訂正請求者に対して他の法令の規定に基づく訂正手続について教示するなど情報提供を行う。

(4) 訂正請求の宛先が正しいかどうか。

宛先間違いの訂正請求については、開示請求と同様の処理を行う（6-1-2-1(2)（開示請求の宛先が正しいかどうか。）を参照のこと。)。

(5) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

訂正請求の対象は、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、訂正請求書に「保有個人情報の開示を受けた日」が記載されている場合には、この記載を基に、行政機関等が管理する開示請求手続の関係書類等と照合することにより訂正請求に係る保有個人情報を特定することが可能である。

訂正請求者が開示を受けた日を失念している場合には、訂正請求を受けた行政機関等において訂正請求者が訂正を求める特定の保有個人情報を識別することができる程度に、開示請求や開示決定等のおおよその時期、開示を受けた保有個人情報の内容等が訂正請求書に記載されている必要がある。

これらの記載がない場合、行政機関等は請求者に対して補正を求める。

行政機関等において、訂正請求者が訂正を求める保有個人情報を特定することができる場合であっても、それが法の規定による開示決定を受けたものでない場合には、訂正請求の対象とならない。

(6) 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

訂正請求の趣旨の記載については、「○○を△△に訂正せよ。」、「○○を削除せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのかが明確となっているか確認する。単に、「○○を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める。

訂正請求の理由の記載については、当該訂正請求を受けた行政機関等が事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要である。

これらの記載が不十分な場合、行政機関等は請求者に対して補正を求める。

なお、訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。

(7) その他訂正請求書の記載に不備がないかどうか。

6-1-2-1(4)（その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。）を参照のこと。

(8) その他確認に当たって留意すべき事項

6-1-2-1(6)（その他確認に当たって留意すべき事項）を参照のこと。

6-2-2-2 本人確認（法第 91 条第 2 項）

法第 91 条（第 2 項） 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 政令第 29 条 第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 76 条第 2 項」とあるのは、訂正請求については「第 90 条第 2 項」と、利用停止請求については「第 98 条第 2 項」と読み替えるものとする。

開示請求の場合と同様に、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する（6-1-2-2（本人確認）を参照のこと。）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、訂正請求の時点でその資格を有していれば足り、訂正請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を行政機関の長等に届け出る必要はない（政令第 29 条）。

他方で、後記のとおり、訂正請求後、訂正することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい（6-2-4-1（訂正決定）を参照のこと。）。

6-2-2-3　訂正請求書の補正（法第 91 条第 3 項）

法第 91 条（第 3 項）
3　行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

開示請求の場合と同様に、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合には、訂正請求書の補正を求めることができる（法第 91 条第 3 項。6-1-2-3（開示請求書の補正）を参照のこと。）。

なお、形式上の不備とは、法第 91 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報が法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び同条第 3 項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。これらは、補正の範囲を超えることになるため、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、法第 93 条第 2 項の規定により訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で訂正請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

6-2-3　訂正・不訂正の審査（法第 92 条）

法第 92 条 　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の訂正をする」（法第 93 条第 1 項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第 2 項）かの決定を行う。

なお、当該決定は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

(1) 訂正請求に理由があると認められない場合

① 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。

② 行政機関等による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい（6-2-4-2(2)（理由の記載方法）を参照のこと。）。

③ 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、行政機関等において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

(2) 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」とは、保有個人情報を取り扱う事務の利用目的に応じて、その達成に必要な範囲内で訂正をする必要があることをいい、例えば、過去の特定時点における事実を記録しておく必要がある場合には、現在の事実に合致するように訂正する必要はないことになる。また、請求者がより詳細に記載することを請求した場合であっても、利用目的との関係において請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がない場合には、訂正しないことができる。

整理すると、【表 3】（訂正請求に係る判断）のとおりである。

【表 3】　訂正請求に係る判断

訂正請求に係る保有個人情報の内容の事実性		利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容かどうか	決定内容	備考
事実であることが判明した場合		－	不訂正	－
事実であるか判明しなかった場合		－	不訂正	事実関係が不明確な旨を注記
事実でないことが判明した場合	a 請求内容の全部	全部範囲内	訂正	－
		一部範囲内	訂正(利用目的の達成に必要な範囲内)	訂正決定通知書には、不訂正とした部分とその理由を記載する。
		全部範囲外	不訂正	－
	b 請求内容の一部	※訂正請求に理由があると判断した部分について、a と同様の判断を行う。	－	－

（注）請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定をした上で、必要に応じて職権で訂正を行う。

6-2-4　訂正決定等の通知

6-2-4-1　訂正決定（法第 93 条第 1 項）

法第 93 条（第 1 項）
1　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正することを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を書面（細則様式第 15 号）により通知する（法第 93 条第 1 項)。

訂正請求者が代理人である場合であって、訂正することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合(例えば、訂正請求書には 10 か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。

6-2-4-2　不訂正決定（法第 93 条第 2 項）

法第 93 条（第 2 項）
2　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、

訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

訂正請求に理由があるとは認められない又は訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えるとして、訂正しないことを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を書面（細則様式第 16 号）により通知する（法第 93 条第 2 項）。

(1) 不訂正理由の記載

訂正請求に係る保有個人情報について訂正しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた訂正請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは訂正請求の内容を変更して再度訂正請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不訂正理由は全て提示する。

(2) 理由の記載方法

不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。

① 訂正請求に理由があると認められない場合

行政機関等として事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。

② 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合

訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。

③ 訂正請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

④ 訂正請求に係る保有個人情報が法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合又は同条第 3 項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合

法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から 90 日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

6-2-5　訂正決定等の期限

6-2-5-1　訂正決定等を行う期限（法第 94 条第 1 項）

法第 94 条（第 1 項）

1　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

訂正請求を受けた行政機関の長等は、法第 94 条第 1 項の規定に基づき、原則として、訂正請求があった日から 30 日以内に、「保有個人情報の訂正をする」か「保有個人情報の訂正をしない」かの決定を行わなければならない。

なお、条例に規定することにより訂正決定等を行う期限を 30 日より短い日数とすることが可能だが、本県は短縮していない。

6-2-5-2　期限の延長（法第 94 条第 2 項）

法第 94 条（第 2 項）

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30 日以内に訂正決定等を行うことができない場合には､30 日以内に限りその期限を延長することができる。期限を延長する場合には、訂正請求者に対して、遅滞なく、書面（細則様式第 17 号）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

なお、条例に規定することにより延長できる日数を 30 日より短い日数とすることが可能だが、本県は短縮していない。

「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するかの判断に時間を要する場合等が想定される（6-1-5-2（期限の延長）を参照のこと。）。

6-2-5-3　期限の特例（法第 95 条）

法第 95 条

行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や、調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から30日以内はもとより、法第94条第2項の規定に基づく期限の延長（30日以内）を行ったとしても当該期限内（60日以内）に訂正決定等を行うことが困難な場合には、法第95条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

特例規定を適用する場合には、訂正請求者に対して、書面（細則様式第18号）により、特例規定を適用する旨、その理由及び訂正決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、訂正請求があった日から30日以内に訂正請求者になされなければならない。

6-2-5-4　期限についての留意点

訂正請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作為がある場合には、訂正請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-1-5-4（期限についての留意点）を参照のこと。）。

なお、6-2-5-1（訂正決定等を行う期限）及び6-2-5-2（期限の延長）のとおり訂正決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。

また、6-2-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に訂正決定等がされなかった部分について、訂正決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

6-2-6　事案の移送（法第96条）

法第96条

1　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報が、他の行政機関等に移送され、当該移送先において開示の実施を行ったものである場合など他の行政機関等において訂正決定等をすることに正当な理由がある

ときには、法第 96 条第 1 項の規定により、事案を移送することができる（6-1-6（事案の移送）を参照のこと。細則様式第 19 号及び第 20 号）。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第 31 条）。

なお、開示請求の場合と異なり、移送先において訂正決定を行った場合には、移送した行政機関等において訂正の実施を行う。

6-2-7　保有個人情報の提供先への通知（法第 97 条）

法第 97 条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該保有個人情報を基に行政処分等が行われる等の事情があると判断されるときには、提供先に対して、訂正を行った旨を書面（細則様式第 21 号）により通知する。

なお、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報について訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、当該記録と同一の記録を保有する者である内閣総理大臣（※1）及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（※2）に通知する（※3）ものとしている（番号法第 31 条）。

（※1）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合は除く。

（※2）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合に限る。

（※3）情報照会者、情報提供者、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者のうち訂正を実施した自己（行政機関の長等）については、通知の対象外。

6-3　利用停止

6-3-1　利用停止請求（法第 98 条第 1 項及び第 2 項）

法第 98 条（第 1 項及び第 2 項）

1　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)　第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2)　第 69 条第 1 項及び第 2 項又は第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第 127 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる（法第 98 条第 1 項）。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求が認められている（法第 98 条第 2 項）。

行政機関等に対する利用停止請求には、開示請求及び訂正請求と同様に、①行政機関等に来所して行う場合、②利用停止請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。

利用停止請求書が提出された場合、行政機関等は、①利用停止請求書の内容の確認（法第 99 条第 1 項）、②利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて、③利用停止請求書の補正（同条第 3 項）等の手続を行う。

ただし、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報については利用停止請求ができない（番号法第 31 条）。

(1) 利用の停止又は消去の請求（第 1 号）

「第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。法第 61 条第 3 項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用目的の対象となる。

「第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により保有個人情報を利用している場合をいう。

「第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

「第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき」とは、目的外利用ができる場合に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(2) 提供の停止の請求（第 2 号）

「第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき」とは、目的外提供ができる場合に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

「第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき」とは、必要な安全管理措置が講じられていないにもかかわらず、外国にある第三者に利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合や、本人の同意を得る際に適切な情報提供を行っていない場合等をいう。

6-3-2　利用停止請求の手続

6-3-2-1　利用停止請求書の内容の確認（法第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項）

法第 98 条（第 3 項）
3　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。
法第 99 条（第 1 項）
1　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

行政機関等において、利用停止請求書（細則様式第 22 号）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである（6-2-2-1（訂正請求書の内容の確認）を参照のこと）。

なお、以下の(1)から(4)までの要件（法第 98 条）を満たしていない利用停止請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第 61 条（個人情報の保有の制限等）、第 69 条（利用及び提供の制限）等の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。

(2) 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の

同意なく外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当することを理由とする利用停止請求であるかどうか。

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の利用停止請求であるかどうか。

(4) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

(5) 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。

(6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

(7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

(8) その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。

（※1）以上の確認に当たっては、6-3-2-1(9)（その他確認に当たって留意すべき事項）も参照のこと。

（※2）本人確認書類に関しては 6-3-2-2（本人確認）を参照のこと。

(1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。

6-2-2-1(1)（法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。）を参照のこと。

(2) 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当することを理由とする利用停止請求であるかどうか。

利用停止請求者が利用停止を求める保有個人情報が以下の①から⑤までのいずれかに該当することを理由として利用停止請求が行われているか否かについて、利用停止請求書に記載されている「利用停止請求の趣旨及び理由」を基に確認する。

① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている

② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている

③ 偽りその他不正の手段により取得されている

④ 所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的に利用又は提供されている

⑤ 所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されている

なお、特定個人情報（※）については、

① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている

② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている

③ 偽りその他不正の手段により取得されている

④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、利用目的の達

成に必要な範囲を超えて利用されている（独立行政法人等においては番号法第 9 条第 5 項の規定に基づく場合を除く）

⑤　番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている　又は第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている

⑥　番号法第 19 条の規定に違反して提供されている

ときは、利用停止請求をすることができる（番号法第 30 条）。

（※）番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報については、利用停止請求の対象外とされている（番号法第 31 条）。

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の利用停止請求であるかどうか。

6-2-2-1(2)（保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求であるかどうか。）を参照のこと。

(4) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

6-2-2-1(3)（保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。）を参照のこと。

(5) 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。

6-2-2-1(4)（訂正請求の宛先が正しいかどうか。）を参照のこと。

(6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

6-2-2-1(5)（訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。）を参照のこと。

(7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

利用停止請求の趣旨の記載については、「○○の利用を停止せよ。」、「○○を消去せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるのかが明確となっているか確認する。

特に、開示を受けた保有個人情報の一部について利用停止を求める場合や部分ごとに異なる措置を求める場合には、注意する必要がある。

当該保有個人情報が、行政機関等により適法に取得されたものでなく、かつ、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることを理由として保有個人情報の消去（法第 98 条第 1 項第 1 号）及び提供の停止（同項第 2 号）を同時に求めることも可能である。

なお、例えば、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることのみを理由とする場合には、保有個人情報の提供の停止を求めることができる（法第 98 条第 1 項第 2 号）が、保有個人情報の消去を求めることはできない。そのような請求があった場合には、利用停止請求者に対して補正を求める。また、当該提供を受けた提供先に対して保有個人情報又は保有個人データが適法に取得されたものではないことを理由として当該保有個人情報又は保有個人データの消去及び利用の停止を求めることが可能であると考えられる場合には、その旨を教示する。

利用停止請求の理由の記載については、当該請求を受けた行政機関等が事実関係を確認するために必要な調査を行うことができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。

(8) その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。

6-1-2-1(4)（その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。）を参照のこと。

(9) その他確認に当たって留意すべき事項

6-1-2-1(6)（その他確認に当たって留意すべき事項）を参照のこと。

6-3-2-2 本人確認（法第 99 条第 2 項）

法第 99 条（第 2 項）
2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

開示請求及び訂正請求の場合と同様に、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する（6-1-2-2（本人確認）を参照のこと）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、訂正請求の場合と同様に、利用停止請求の時点でその資格を有していれば足り、利用停止請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を行政機関の長等に届け出る必要はない。

他方で、後記のとおり、利用停止請求後、利用停止することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい（6-3-4-1（利用停止決定）を参照のこと。）。

6-3-2-3 利用停止請求書の補正（法第 99 条第 3 項）

法第 99 条（第 3 項）
3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

6-2-2-3（訂正請求書の補正）を参照のこと。

6-3-3 利用停止・不利用停止の審査（法第 100 条）

法第 100 条
行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由がある

と認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の利用停止をする」（法第 101 条第 1 項）か「保有個人情報の利用停止をしない」（同条第 2 項）かの判断を行う。

なお、当該判断は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

① 行政機関等による調査の結果、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。

② 行政機関等による調査の結果、当該保有個人情報が、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

(2) 利用停止請求に理由があると認められる場合

行政機関等による調査の結果、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第 100 条ただし書）。

6-3-4 利用停止決定等の通知

6-3-4-1 利用停止決定（法第 101 条第 1 項）

法第 101 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすることを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を書面（細則様式第 23 号）により通知する。

利用停止請求者が代理人である場合であって、利用停止することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合（例えば、利用停止請求書には10か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの5か所だけとした場合等）には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、当該利用停止請求を受けて必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に、不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。

6-3-4-2　不利用停止決定（法第101条第2項）

法第101条（第2項）
2　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるとは認められない又は法第100条ただし書に該当するとして利用停止をしないことを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を書面（細則様式第24号）により通知する。

(1) 不利用停止理由の記載

利用停止請求に係る保有個人情報について利用停止しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた利用停止請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは利用停止請求の内容を変更して再度利用停止請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不利用停止理由は全て提示する。

(2) 理由の記載方法

不利用停止理由は、利用停止請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある（6-2-4-2（不訂正決定）を参照のこと）。

6-3-5　利用停止決定等の期限

6-3-5-1　利用停止決定等を行う期限（法第 102 条第 1 項）

法第 102 条（第 1 項）
1　前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6-2-5-1（訂正決定等を行う期限）を参照のこと。

6-3-5-2　期限の延長（法第 102 条第 2 項）

法第 102 条（第 2 項）
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6-2-5-2（期限の延長）を参照のこと（細則様式第 25 号）。

6-3-5-3　期限の特例（法第 103 条）

法第 103 条
　行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 利用停止決定等をする期限

6-2-5-3（期限の特例）を参照のこと（細則様式第 26 号）。

6-3-5-4　期限についての留意点

利用停止請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作為がある場合には、利用停止請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法第 3 条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-4-1-1(2)（不作為についての審査請求）を参照のこと。）。

なお、6-3-5-1（利用停止決定等を行う期限）及び 6-3-5-2（期限の延長）のとおり利用停止決定等を行う期限は法定されており、当該期限（※）が経過した後も何らの処分をしないことは、

一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第 49 条第 1 項）。

（※）条例において、法が定める開示決定等の期限を短縮している場合には、当該条例の定めによる期限による。

また、6-3-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、60 日以内に利用停止決定等がされなかった部分について、利用停止決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

6-4　審査請求対応

6-4-1　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する審査請求

6-4-1-1　審査請求手続（法第 106 条及び第 107 条第 2 項）

行政不服審査法第 4 条

　審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合［後略］　当該処分庁等

(2)及び(3) 略

(4) 前三号に掲げる場合以外の場合　当該処分庁等の最上級行政庁

法第 106 条

1　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条、第 40 条、第 42 条、第 2 章第 4 節及び第 50 条第 2 項の規定は、適用しない。

2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

［表］　略

法第 107 条（第 2 項）

2　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

政令第 30 条

　法第 106 条の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［表］　略

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、令和 3 年改正法の施行前における地方公共団体における一般的な運用を考慮した上で、審理員指名及び審理員審理の規定を適用しないこととした上で、審査庁における審理手続を行うこととしている。

(1) 審査請求先

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、処分行政庁（処分庁等に上級行政庁がない場合。行政不服審査法第 4 条第 1 号）や最上級行政庁（行政不服審査法第 4 条第 4 号。例：都道府県知事、市区町村長）に対して、審査請求をすることができる（行政不服審査法第 2 条)。

なお、行政不服審査法第 4 条に規定する「上級行政庁」とは、当該行政事務に関し、処分庁等を直接指揮監督する権限を有し、処分庁が違法又は不当な処分をしたときは、これを是正すべき職責を負い、職権をもって当該処分の取消し、停止を行い得るものをいうと解されており、個別の処分についての審査請求先については、組織法令等にしたがって判断することとなる。

(2) 不作為についての審査請求

開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者は、当該請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、行政不服審査法第 4 条各号に定める審査請求をすべき行政庁に対して、当該不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法第 3 条)。ここで「相当の期間」とは、行政不服審査法においては、社会通念上処理するのに必要とされる期間を意味するとされており、法においても、処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいうとされていることに留意する必要がある。

なお、決定を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下される（行政不服審査法第 49 条第 1 項)。

また、期限の特例規定を適用する場合には、60 日以内に決定がされなかった部分について、決定がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

(3) 審査請求を受けた場合の対応

審査請求を受けたときは、審査請求書の記載事項について確認を行い、補正を要する場合（行政不服審査法第 19 条の規定に違反する場合）には、相当の期間を定めて補正を命じなければならない（行政不服審査法第 23 条)。補正命令に従って指定の期間内に補正された場合、当初から適法な審査請求があったものとして取り扱う。

なお、補正ができるにもかかわらず、補正を命じないで審査請求を却下した場合、当該裁決は違法なものとなる。

(4) 審査請求が不適法であり却下する場合の対応

審査請求が不適法であり却下する場合（法第 105 条第 1 項第 1 号）とは、①開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等についての審査請求が審査請求期間（処分があったことを知った日から 3 か月以内（行政不服審査法第 18 条第 1 項）又は処分があった日から 1 年以内（同条第 2 項））の経過後にされた場合又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求が当該不作為に係る開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求から相当の期間（行政不服審査法第 3 条）が経過しないでされたものである場合、②審査請求をすべき行政庁を誤った場合（※)、③審査請求人適格のない者からの審査請求である場合、④存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求である場合、⑤審査請求書の

記載の不備について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため形式的不備がある審査請求となっている場合等が該当する。

（※）処分庁が請求者に審査請求をすべき行政庁を誤って教示した場合、行政不服審査法第22条第1項の規定により、教示された行政庁に審査請求されたとき、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないこととされているため、却下とならない。

また、請求者が処分庁名を誤って審査請求書に記載した場合、一般的に補正を求めることができるため、直ちに却下する場合には該当しない。

(5) 開示決定に反対する第三者から審査請求があった場合の対応

開示決定に反対する第三者（第86条第3項）から審査請求があった場合、一般的には、行政機関の長等は、当該第三者の申立てにより又は職権で、開示の実施を停止（執行停止）することが必要になる（行政不服審査法第25条第2項及び第3項）。

なお、執行停止した場合には、当該第三者及び開示請求者に対してその旨を通知することが適当である。

6-4-1-2 審査庁の留意点

(1) 行政不服審査法の適用除外

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等についての審査請求又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、審理員の指名（行政不服審査法第9条第1項から第3項）、審理員となるべき者の名簿（同法第17条）、審理員による執行停止の意見書の提出（同法第40条）、審理員意見書（同法第42条）、行政不服審査会等への諮問（同法第2章第4節）及び裁決書への審理員意見書の添付（同法第50条第2項）の適用を除外し、審理員による審議手続を設けないこととするとともに、審理手続に関連する条項の読み替え規定を設けている。実施機関にあっては、審査庁において審理手続を終結した際は、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報保護審査会への諮問を行う。

(2) その他

行政不服審査法に基づく処分についての審査請求はすることができず、行政不服審査法に基づく処分の不作為についての審査請求もすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）。

（参考）法第106条第2項及び政令第30条による読み替え後の規定

行政不服審査法

第9条（第4項）

4　第4条又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、必要があると認めるときは、その職員（第2項各号（第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、同法第106条第2項において読み替えて適用する第31条第1項の規定による審査請求人若しくは第13条第4項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、同法第106条第2項

において読み替えて適用する第 34 条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第 35 条第 1 項の規定による検証をさせ、同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 36 条の規定による第 28 条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

第 11 条（第 2 項）

2　共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審査庁は、総代の互選を命ずることができる。

第 13 条（第 1 項及び第 2 項）

1　利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審査庁の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2　審査庁は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

第 25 条（第 7 項）

7　執行停止の申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

第 28 条

審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審査庁は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第 29 条（第 1 項、第 2 項及び第 5 項）

1　審査庁は、審査請求がされたときは、第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2　審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するものとする。

5　審査庁は、第 2 項の規定により、処分庁等から弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

第 30 条（第 1 項から第 3 項まで）

1　審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2　参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第 40 条及び第 42 条第 1 項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3　審査庁は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）に、それぞれ送付しなければならない。

第 31 条（第 1 項から第 5 項まで）

1　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審査庁は、当該申立てをした者（以下この条及び第四 41 条第 2 項第 2 号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2　前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査庁が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第 50 条第 1 項第 3 号において同じ。）を招集してさせるものとする。

3　口頭意見陳述において、申立人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4　口頭意見陳述において、審査庁は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5　口頭意見陳述に際し、申立人は、審査庁の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

第 32 条（第 3 項）

3　前 2 項の場合において、審査庁が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第 33 条

審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審査庁は、その提出された物件を留め置くことができる。

第 34 条

審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

第 35 条（第 1 項及び第 2 項）

1　審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2　審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第 36 条

審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

第 37 条（第 1 項から第 3 項まで）

1　審査庁は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 31 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2　審査庁は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で

定めるところにより、審査庁及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3　審査庁は、前2項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第31条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第41条第1項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

第38条（第1項から第3項まで及び第5項）

1　審査請求人又は参加人は、第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審査庁に対し、提出書類等（第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査庁は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査庁が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査庁は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5　審査庁は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第39条

　審査庁は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

第41条（第1項から第3項まで）

1　審査庁は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2　前項に定めるもののほか、審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

(1)　次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ　第29条第2項　弁明書

ロ　第30条第1項後段　反論書

ハ　第30条第2項後段　意見書

ニ　第32条第3項　証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ　第33条前段　書類その他の物件

(2)　申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3　審査庁が前2項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第44条

審査庁は、第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。

第 50 条

裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審理関係人の主張の要旨

(4) 理由（第 1 号の主文が第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第 81 条第 3 項において準用する第 74 条（第 3 項）

3　前節第 2 款の規定は、前 2 項の機関について準用する。この場合において、第 78 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

第 74 条

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

行政不服審査法施行令

第 3 条（第 2 項）

2　審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。

第 5 条

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 29 条第 1 項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第 22 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 83 条第 3 項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し）によってする。

第 6 条（第 1 項及び第 2 項）

1　個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 29 条第 2 項の規定により提出し、又は作成する弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本とする。

2　個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 29 条第 5 項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によってする。

第 7 条（第 1 項及び第 2 項）

1　個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 30 条第 1 項の規定により提出する反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）に相当する通数の副本とし、個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 30 条第 2 項の規定により提出する意見書（次項及び第 15 条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）に相当する通数の副本とする。

2　個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 30 条第 3 項の規定による

反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。

第 8 条

審査庁は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

第 9 条

審査庁は、個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 37 条第 2 項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

第 10 条

個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象書面等又は対象電磁的記録について第 14 条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

第 11 条

個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象書面等の写しの交付にあっては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第 14 条（第 1 項）

1 個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

6-4-2　行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問（法第 105 条第 3 項）

法第 105 条

1　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2　前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び法第 107 条第 1 項第 2 号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3　前 2 項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第 1 項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関」と読み替えるものとする。

条例第 17 条

　諮問庁は、諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、審査請求についての裁決を行わなければならない。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第 105 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に対して諮問する。本県においては、個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が「行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関」に当たる。

行政不服審査法第 5 章第 1 節第 2 款（審査会の調査審議の手続）の規定は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関について準用されている（行政不服審査法第 81 条第 3 項）。

(1) 諮問の手続

実施機関による審査会への諮問は、諮問書（細則様式第 27 号から第 30 号まで）を提出して

行う。諮問に際しては、審査会における調査審議の効率化に資するため、原則として、開示請求書等、開示決定等通知書等及び審査請求書の写しのほか、審査請求に対する実施機関としての考え方やその理由を記載した書面を添付する。

なお、簡易・迅速な手続による県民等の権利利益の救済という行政不服審査法の趣旨に鑑み、実施機関は、行政不服審査法に基づく審査請求を受けた場合には、速やかに、不開示決定等の処分を行った理由等を整理したものを添えて、審査会に諮問する必要がある。また、実施機関は、審査会に速やかに諮問することができるように、不開示決定等の処分を行う時点において、その理由として、審査基準の内容、該当する事実、開示等決定を行った場合に想定される支障、こうした支障が生じるおそれがあると判断した根拠について具体的かつ詳細に整理しておくことが必要である。特に、部分開示等を行う場合にはこれらを項目ごとに整理する必要がある。

(2) 諮問通知書の送付

実施機関が審査会に諮問したときは、法第 105 条第 2 項各号に規定する者（審査請求人、参加人等）に対して、諮問通知書（細則様式第 31 号）を送付する。

(3) 審査会への資料の提出等

審査会から、条例第 11 条の規定に基づき、保有個人情報の提示、指定された方法により分類又は整理した資料の作成・提出、意見書又は資料の提出を求められた場合には、事案に応じて的確な検討を行い、指定された期限までに適切に対応することが必要である（6-5（個人情報保護審査会）を参照のこと。）。

なお、審査請求に係る保有個人情報の取扱いについて特別の配慮を必要とする場合、提出した資料に不開示情報が含まれている場合等には、あらかじめその旨を申し出るなど慎重な取扱いを要請することが必要である。

(4) 裁決

諮問庁（審査会に諮問をした実施機関）は、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により読み替えられる行政不服審査法第 44 条及び第 50 条第 1 項の規定に基づき、審査会から答申を受けたときは、理由（主文が答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）その他の事項を記載した裁決書により、遅滞なく裁決しなければならない。

当然ながら、審査会の答申を受けた後でなければ、裁決を行ってはならない。

(5) 請求を却下し若しくは棄却する処分の全部若しくは一部を裁決で取り消す場合又は不作為が違法若しくは不当である旨を裁決で宣言する場合

処分庁等（不作為庁を含む。）又は審査庁は、請求を却下し若しくは棄却する処分の全部若しくは一部を裁決で取り消す場合又は不作為が違法若しくは不当である旨を裁決で宣言する場合において、当該請求に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該処分をする（命ずる）措置を執る（行政不服審査法第 46 条第 2 項及び第 49 条第 3 項）。

6-4-3　審査請求事案の事務処理の迅速化

審査請求を受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要であることから、審査請求事案の迅速な事務処理について、十分留意する必要がある。

6-5　個人情報保護審査会（条例第 6 条～第 16 条、第 18 条及び第 19 条）

条例第 6 条

1　法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問及び他の法令の規定による諮問に関する事項について調査審議するため、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

条例第 7 条

1　審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

条例第 8 条

1　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

条例第 9 条

1　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

条例第 10 条

1　審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

条例第 11 条

1　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2　審査会は、必要があると認めるときは、法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第 2 項の規定により提示された保有個人情報に含まれている情報の内容及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5　第 2 項及び前項の規定によるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

条例第 12 条

1　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
2　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

条例第 13 条

審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

条例第 14 条

1　審査会は、第 11 条第 4 項若しくは第 5 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
2　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付その他の物品の供与（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。
3　審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
4　審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
5　第 2 項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

条例第 15 条

諮問庁からの諮問及び宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年宮城県条例第 67 号）第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公開しない。

条例第 16 条

1　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
2　審査会は、第 6 条第 2 項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

条例第 18 条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

条例第 19 条

この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

審査会の設置、組織、運営等について定めたものである。

条例第 6 条は、審査請求に係る諮問事項及び他の法令の規定による諮問事項を調査審議するため、知事の附属機関としての審査会を置くとともに、個人情報の保護制度に関する重要事項について、実施機関に建議できることとしたものである。

条例第 7 条から第 16 条まで、第 18 条及び第 19 条は、審査会の組織、任期、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の写しの送付等、調査審議の会議の非公開、答申書の公表等、秘密の保持及び会長への委任について定めたものである。

(1) 設置（条例第 6 条）

「法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問」とは、審査請求に関する諮問をいう(6-4-1(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する審査請求)を参照のこと。)。

「他の法令の規定による諮問」とは、例えば、住民基本台帳法第 30 条の 40 に規定する本人確認情報の保護に関する諮問、宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 45 条第 1 項に規定する審査請求に関する諮問が挙げられる。

審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行うものである。

「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的改善事項等をいう。

(2) 審査会の調査権限（条例第 11 条）

① 条例において審査会の権限に属するとされている諮問事項や個人情報の保護制度の運営に関する重要事項等に関し、審査会において、調査審議の上、迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し出席を求め、審査会の会議の場で意見を述べ、又は説明をすることのほか、必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができることとしたものである。「その他の関係者」とは、審査会の審議事項に係る専門家や関係者等をいい、例えば、特定個人情報保護評価指針第 5 の 3 の(3)のイで示されている情報システムに知見を有する専門家等が挙げられる。

② 審査会は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の審査請求について、諮問庁から諮問があった場合において、審査会において迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会委員が審査請求に係る個人情報が記録された行政文書を実際に見て、不開示とする理由となる情報が記録されているかの判断や開示範囲が適切であるか、不訂正とした実施機関の判断や一部訂正の場合の訂正範囲が適切であるか、又は不利用停止とした実施機関の判断や一部の利用停止をした場合の利用停止範囲が適切であるか等について審理する（インカメラ審理）ことが適当であることから、審査会は、必要があると認めるときは、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された行政文書」そのものについて諮問庁に対し、提示を求めることができることとしたものである。

③ 諮問庁に対し、審査会から前項の規定による求めがあったときは、審議の公平性の観点から必ず当該行政文書を提出しなければならない義務を課したものである。

④ 「必要があると認めるとき」とは、当該保有個人情報に含まれている情報の性質、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的、当該事案の証拠等に照らし、審査会が当該個人情報が記録されている行政文書を実際に見分したとしてもなお生ずる適切な判断の困難性がある場合をいう。

なお、第 4 項については、第 2 項の場合と異なり第 3 項の適用がないが、このことをもって第 4 項による審査会の求めを拒否するか否かの判断を諮問庁の裁量に委ねる趣旨と解することは適切ではない。条例が、審査会に第 4 項の権限を付与した以上、諮問庁はその求めに応ずるべきである。

⑤　「その他必要な調査」とは、専門家から意見を聴取するなど審査会が審議の参考とするためにする調査をいう。第 1 項とは異なり、対象は審査請求に係る事件に限定される。

(3) 意見書等の提出（条例第 13 条）

「意見書又は資料を提出することができる」とは、審査請求人等が、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

(4) 提出資料の写しの送付等（条例第 14 条）

審査会に対し審査請求人等から提出された資料等の写しの送付、閲覧等の手続を定めたものである。

①　第 1 項の送付の対象となる意見書又は資料は、条例第 11 条第 4 項若しくは第 5 項又は第 13 条の規定により審査会へ提出された意見書及び資料である。

②　第 2 項の閲覧又は写しの交付の対象となる意見書又は資料は、第 1 項の対象となる意見書又は資料よりも範囲が広く、第 1 項の対象となる意見書及び資料に加え、諮問書及びその添付書類又は条例第 11 条第 1 項の規定により審査会へ提出された資料も含まれる。

(5) 秘密の保持（条例第 18 条）

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、審査会の機能にかんがみ、審査会の委員に対し、守秘義務を課すことを条例上定めたものである。

(6) 審査会への委任（条例第 19 条）

審査会の運営に関し、条例第 6 条から第 18 条までの規定のほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるということである。

Ⅴ　行政機関等匿名加工情報編

7　行政機関等匿名加工情報

行政機関等における行政機関等匿名加工情報の提供等については、法第 5 章第 5 節において規定されている。

なお、法第 125 条第 2 項の規定により、同節の規定については、法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人による取扱いについても地方独立行政法人等による取扱いとみなして適用される。ただし、地方独立行政法人は当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集（法第 110 条及び第 111 条）の実施は任意のため、提案募集を実施せず自主的な作成もしない場合、法第 109 条第 2 項及び第 121 条から第 123 条までの義務のみが適用される。自主的に作成した場合、法第 117 条各号の事項を個人情報ファイル簿に記載することとなり、法第 118 条の提案を受ける可能性が生じる。

7-1　行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第 109 条）

法第 109 条

1　行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

2　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3　第 69 条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4　前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

行政機関の長等（※）は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの提案を受けて個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することができる（法第 109 条第 1 項）。なお、本節の規定に基づいて作成及び提供する行政機関等匿名加工情報については、行政機関等匿名加工情報ファイル（第 60 条第 4 項）を構成するものに限られる。

（※）都道府県及び政令指定都市については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集（法第 111 条）は令和 5 年度から義務付けられたが、それ以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、当分の間、任意である（法附則第 7 条）。

(1) 行政機関等匿名加工情報の提供

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

①　法令に基づく場合（法第 5 章第 5 節の規定に従う場合を含む。）

②　保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

(2) 削除情報の利用及び提供

法第 5 章第 5 節に定める手続に従い作成する行政機関等匿名加工情報の提供は、上記（1）①及び②に掲げる場合に限られる。削除情報（※）は、それ自体が保有個人情報に該当する場合があり得るところ、行政機関等匿名加工情報の提供が可能な場合と同等の場合となるよう、利用及び提供できる場合を①法令に基づく場合及び②利用目的の範囲内とすることとしている。

（※）「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号として定義される。

7-2 提案の対象となる個人情報ファイルの選定及び個人情報ファイル簿への記載（法第 60 条第 3 項及び第 110 条）

法第 60 条（第 3 項）

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に［中略］地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) ［前略］地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（［中略］情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ ［前略］情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

法第 110 条

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 75 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 10 号」とあるのは、「第 10 号並びに第 110 条各号」とする。

(1) 第 112 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第 112 条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが提案の募集対象となるかどうかを判断し、次に当該個人情報ファイルが提案の募集対象になると認める場合は、「提案の募集をする個人情報ファイル」である旨などを個人情報ファイル簿に記載しなければならない（法第 60 条第 3 項及び第 110 条）。

7-2-1　提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定

提案の募集対象となる個人情報ファイルは、法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当するものである（※1）（※2）。したがって、行政機関等は、以下を参考に法第 60 条第 3 項各号の該当性を適切に判断し、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定しなければならない。

（※1）行政機関等匿名加工情報の作成に用いる保有個人情報については、法第 2 条第 1 項に規定する個人情報であるため、仮に、個人情報ファイルを構成する保有個人情報が、生存する個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等そのものからは特定の個人を識別することができず、かつ、個人識別符号が含まれないが、他の情報と容易に照合し、特定の個人を識別することができることとなるものである場合には、提案の募集対象となる。

（※2）加工対象の除外規定から、情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号（特定の個人を識別することができる記述等）が除かれているため、同号に該当する情報が記載されている個人情報ファイルは、提案募集の対象となる。

その際、行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める義務（法第 128 条）があることを踏まえ、あらかじめ提案の募集対象に選定した理由及び不選定とした理由をともに明確にし、その選定・不選定の理由に関する問合せに対応する必要がある。

(1) 法第 60 条第 3 項第 1 号

個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイルであることを要件とするものである（法第 75 条。なお、個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイルについては、3-2-4（個人情報ファイル）を参照のこと。）。

(2) 法第 60 条第 3 項第 2 号

行政機関等に対して、情報公開条例第 4 条の規定に基づく開示請求があったとしたならば（※）、次の①又は②のいずれかを行うことになるものに該当することを要件とするものである。

（※）個人情報ファイルを一の行政文書として、これに対する開示請求があったとしたならば、という意味である。また、情報公開条例が適用除外としているものは、提案の募集の対象外となる。

① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）

個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の開示・不開示を判断するに当たり、情報公開条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見書の提出の機会を与える必要がなく、かつ、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるものをいう（※1）（※2）。

（※1）個人情報ファイルの名称、記録項目等個人情報ファイル簿で公表することとされている事項（法第 75 条第 1 項及び第 4 項）はここでの判断の考慮要素に含まず、個人情報ファイルを構成する個々の保有個人情報の内容について、その全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるものを意味する。

（※2）保有個人情報の一部を開示する旨の決定をすることとなるものである場合に、不開示とする部分のうち次の部分は加工対象外となる。

- 情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの各号に定める不開示情報（第 3 号ただし書に規定する情報を含む）に該当する部分（法第 60 条第 3 項柱書）
- 行政機関情報公開法第 6 条第 2 項の規定による部分開示(保有個人情報のうち、特定の個人が識別できる記述等の部分を不開示とし、開示しても特定の個人が識別できず個人の権利利益が害されるおそれがない部分を開示する手法）ができない部分。なお、情報公開条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見書の提出の機会を付与する必要があるものは、次の②（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）に該当することとなる。

② 情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）

情報公開条例第 12 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができるとしている。

このため、本項で規定する「意見書の提出の機会を与える」場合とは、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人はこの第三者に該当するので、当該本人に対して意見書の提出の機会を与える必要があると認める場合をいう。

情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第 8 条第 1 項第 3 号ただし書の情報（※1）に該当すると認められるとき。
- 第三者に関する情報が記録されている行政文書を情報公開条例第 10 条の規定により開示しようとするとき（※2)。

（※1）法人その他の団体に関する情報として同条第 3 号柱書に規定する情報に該当するが、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

（※2）不開示情報を公益上特に必要があると認めて開示しようとするとき。

(3) 法第 60 条第 3 項第 3 号

法第 60 条第 3 項第 3 号は、例えば、次のいずれかに該当する個人情報ファイルについては、これを用いて行政機関等匿名加工情報を作成した場合に行政の適正かつ円滑な運営に支障が生

じることから、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集対象とすることは適当でないことから規定されたものである。

【行政の適正かつ円滑な運営に支障が生じることとして提案の募集の対象とすることが適当ではない場合の例】

事例 1) 加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの（電子計算機処理されていないマニュアル処理ファイルであって、多大な作業が必要なもの等）

事例 2）行政機関等匿名加工情報の作成のためには情報システムの運用を長期間停止する必要がある等適正かつ円滑な運営ができなくなるもの

事例 3）情報システムの仕様上、電磁的記録としての出力が不可能であるもの

事例 4) 情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が一の情報項目の内容に限られる等極めて限定的であり、かつ、情報公開請求した場合に、当該情報項目の内容が開示されるため、情報公開請求すれば足り、行政機関等匿名加工情報の提案の募集を行う実質的意義がなく、提案の募集対象とすることで非効率な行政運営となるもの

いずれにしても、各行政機関等は本号の趣旨を踏まえて慎重に判断（※）するものとする。

（※）上記の事例 1）から事例 4）までは例示であり、各行政機関等は、本号に当てはまるかどうかを十分に検討し、適切に判断することが必要である。

7-2-2　個人情報ファイル簿への記載

行政機関等においては、当該行政機関等が保有している個人情報ファイルが法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない（法第 110 条）。

① 法第 112 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

② 法第 112 条第 1 項の提案を受ける組織の名称（※）及び所在地

（※）所管課室等の具体的名称を記載すること。

7-3　提案の募集（法第 111 条）

募集の手続については、以下によるほか、行政機関等匿名加工情報提供実施要領の定めるところによる。

7-3-1　募集の手続

法第 111 条 　行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。 規則第 53 条 1　法第 111 条の規定による提案の募集は、毎年度 1 回以上、当該募集の開始の日から 30 日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 2　提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル（法第 110 条）について、定期的に当該提案の募集を行わなければならない（法第 111 条）。

また、提案をする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供等を行う必要がある（法第 127 条）。

(1) 提案の募集の公示

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関して必要な事項をあらかじめ公示する（規則第 53 条第 2 項）。この公示は、行政機関等が行政機関等匿名加工情報に関する提案について募集することを広く一般に周知するものであり、提案の募集に関して必要な事項を募集要綱として公表する。

この募集要綱は、とりわけ提案を予定する者に対して提案をするために了知しておくべき情報を提供するものとしなければならない。

(2) 提案の募集の実施

行政機関等は、毎年度 1 回以上、募集の開始の日から 30 日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、提案を募集しなければならない（規則第 53 条第 1 項）（※1）（※2）。その時期及び期間については、本制度の理念にのっとり、提案募集は年度のうち可能な限り早い時期に開始し、また、提案者の利便と各機関及び法人の事務負担等とのバランスを考慮し、30 日にこだわらず、複数月にわたり提案募集の期間を設けるよう努める。

提案の募集を開始する場合、提案をする者の利便性を考慮し、各年度の募集開始の日よりも前に、あらかじめインターネットを利用して提案の募集を開始するときはホームページ（ウェブサイト）に、その他の方法により提案の募集を開始するときは当該方法に、次に掲げる事項を、当該ホームページ等の新着情報等のトップページ及び個人情報関連のページに、見やすく表示する（規則第 53 条）。

① 提案の募集の開始日及びその期間
② 提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧
③ 各個人情報ファイルの概要

（※1）提案の募集対象となる個人情報ファイルを保有しない場合は、提案の募集をする必要はないが、その行政機関等は提案を募集しないことについて、問い合わせ等があった場合には説明責任を負う。

（※2）提案の募集期間は、その年度内とするものであり、年度をまたぐものではない。

(3) 提案の募集の単位

提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行うものとする。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の部局や複数の地方支分部局にわたって保有している場合は、これらを取りまとめて提案を募集しても差し支えない。

7-3-2 情報提供等（法第 127 条）

法第 127 条

行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 112 条第 1 項若しくは第 118 条第 1 項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

提案をしようとする者は、行政機関等匿名加工情報の提供に関する具体的な手続や、提案の募集対象となっている個人情報ファイル簿の内容等について十分に制度を理解していない場合があり、行政機関等に対して、電話又は来訪等により、制度や個人情報ファイル簿の内容等について情報提供を求めることが考えられる。

そこで、行政機関等においては、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、7-3-1(1)（提案の募集の公示）のほか、提案に資する情報の提供等を行う必要がある（法第 127 条）。

なお、この情報は、提案をしようとする者等からの問合せに対応して行うほか、できる限り各行政機関等のホームページ(ウェブサイト)などにより提供するようにしておくことが望ましい。

【提案に資する情報の例】

事例 1）提案をしようとしている者がその対象とすることを想定している個人情報ファイルに含まれている保有個人情報

事例 2）提案をしようとしている者がその対象とすることを想定している個人情報ファイルに含まれる本人の数の規模等

7-4　提案の手続

7-4-1　提案書の受付・審査対応部署

個人情報ファイル簿に記載した組織（7-2-2（個人情報ファイル簿への記載）を参照のこと。）において、「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（規則別記様式第 7）又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（規則別記様式第 12）（以下「提案書」という。）の受付を行う。

提案の審査については、対象の個人情報ファイルがその用に供される事務を遂行する組織等、審査を適切に行うことができる部署において行う。

7-4-2　事前チェック

行政機関等においては、提案書の提出後において書類不備などによる提案書の再提出を求めることが極力ないよう、また提案の手続を円滑かつ効率的に進めるため、提案をしようとしている者との間で、面談、電子メール、電話などにより、募集要綱に記載した項目を踏まえ、できる限り提案しようとする者の書類の案について事前チェックするとともに、手数料に関する情報等を十分に説明する。ただし、この事前チェックをもって提案をしようとする者に審査基準に適合するという予断や確信を抱かせることがないよう十分に注意しなければならない。

7-4-3　提案することができる者の範囲（法第 113 条）

法第 113 条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

(2) 心身の故障により前条第 1 項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(5) 第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

規則第 55 条

法第 113 条第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問わない。また、単独提案、共同提案のいずれも可能である。

ただし、行政機関等匿名加工情報の提供は、個人の権利利益の保護に支障を生じるおそれがない範囲で行うものであるから、次の欠格事由に該当する者は、行政機関等匿名加工情報に関する提案を行うことはできない（法第 113 条、法第 118 条、7-5(1)（欠格事由）を参照のこと。）。

① 未成年者
② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（規則第 55 条）
③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
⑤ 法第 120 条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者（※1）
⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの（※2）

（※1）法第 112 条第 1 項の提案先である行政機関等以外の行政機関等から契約を解除された者を含む。

（※2）ここにいう役員とは、役職名を問わず、法人その他の団体の業務執行の意思決定に影響を及ぼす権限を有する者（例えば、理事、取締役、執行役、執行役員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者）をいう。

7-4-4 代理人による提案書の提出

提案をする者が代理人（法定代理人であるか任意代理人であるかを問わない。以下同じ。）により提案をする場合、提案書に代理人の権限を証する書面（委任状）を添えなければならない（規則第 54 条第 2 項）。

代理人は、その委任の範囲内において行政機関等匿名加工情報に関する提案について、随時、行政機関等とやりとりをすることとなることから、提案内容について精通している者であることが望まれる。また、提案をする者から代理人を通じて提案に関して行政機関等からの情報提供の依頼があった場合は、必要な情報提供を行うものとする。

なお、行政機関等は、代理人による提案がなされた場合であっても、必要と認めるときは、提案をする者にヒアリングなどを求めることを妨げるものではない。

7-4-5 提案書の記載事項の確認（法第 112 条）

法第 112 条

1 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第 116 条第 1 項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
(8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
(1) 第 1 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
(2) 前項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

規則第 54 条

1 法第 112 条第 1 項の提案は、別記様式第 7 により行うものとする。
2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第 7 に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。
3 法第 112 条第 2 項第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。
4 法第 112 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前 6 月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前 2 号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
(4) 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第 1 項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第 1 号から第 3 号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6　法第 112 条第 3 項第 1 号（法第 118 条第 2 項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第 8 によるものとする。
7　行政機関の長等は、法第 112 条第 2 項の規定により提出された書面又は同条第 3 項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第 1 項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

規則第 57 条

法第 114 条第 1 項第 5 号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第 112 条第 2 項第 5 号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

行政機関等匿名加工情報に関する提案に当たっては、規則別記様式第 7 に基づいて作成した書面を提出する必要があるため、提案を受け付けた行政機関等は、以下の事項（法第 112 条第 2 項各号）が適切に記載され不備がないことを確認することとなる。

① 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名（法第 112 条第 2 項第 1 号）

提案をする者が個人の場合、氏名、住所又は居所、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス（※））が記載されていることを確認する必要がある。

法人その他の団体（以下「法人等」という。）の場合、法人等の名称、代表者の氏名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス、また、担当部署等がある場合には、当該担当部署名及び担当者の氏名）が記載されていることを確認する必要がある。

② 提案に係る個人情報ファイルの名称（法第 112 条第 2 項第 2 号）

行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの名称が記載されていることを確認する必要がある。

③ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数（法第 112 条第 2 項第 3 号）

個人情報ファイルごとに本人の数の上限が決まっていること、また、下限が 1,000 人と定められていること（規則第 56 条）に沿っていることを確認する必要がある。

④ 加工の方法を特定するに足りる事項（法第 112 条第 2 項第 4 号）

行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報が記載されていることを確認する必要がある。

具体的には、提案対象となる個人情報ファイルに含まれる記録項目のうち、どの項目について行政機関等匿名加工情報として提供を希望し、また、提供を希望する各々の記録項目について、どの程度の情報（例えば、「住所」について、「都道府県名のみ」の情報を希望する等）が記載されているかを確認する必要がある。

⑤ 利用の目的及び方法その他事業の内容（法第 112 条第 2 項第 5 号）

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法及び利用に供する事業の内容が記載されていることを確認することとなる。

利用の目的及び方法その他事業の内容は、いずれも明確に記載されていることを確認することとなるが、とりわけ事業の内容は、記載されている利用の目的及び方法が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する理由を含め、添付書類（7-4-6（提案書の添付書類）を参照のこと。）と併せて具体的かつ詳細に記載されていることを確認する必要がある。

⑥　事業の用に供しようとする期間（法第 112 条第 2 項第 6 号）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が、事業の目的及び内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間（規則第 57 条）が記載されていることを確認する必要がある。

⑦　行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止等適切な管理のための措置（法第 112 条第 2 項第 7 号）

行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止等の適切な管理のための措置には、7-11-2（行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置）を踏まえた措置が記載されていることを確認する必要がある（※）。

なお、行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者の氏名、所属及び職名並びに実際に利用する場所、利用する環境、保管場所及び管理方法等も併せて記載を求める。

（※）行政機関等匿名加工情報が民間事業者等に提供された場合、行政機関等匿名加工情報は法上の匿名加工情報に包含されるため、匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となり、これを適切に取り扱う義務が課される（7-5(6)（行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置）を参照のこと。）。

⑧　希望する提供方法（法第 112 条第 2 項第 8 号及び規則第 54 条第 3 項）

提案書に記載されている希望する提供媒体及び提供の方法を確認するものであり、行政機関等匿名加工情報を提供する場合に用いる電子記録媒体として CD-R 又は DVD-R のいずれ（規則別記様式第 12）を希望し、また、その提供の方法として、窓口での直接受領又は郵送による方法のいずれを希望しているかを確認する。

7-4-6　提案書の添付書類

行政機関等匿名加工情報に関する提案に当たっては、提案書のほか、以下の書類（以下「添付書類」という。）が添付され、当該書類に不備がないことを確認する（法第 112 条第 3 項）。

①　欠格事由に該当しないことの誓約書（法第 112 条第 3 項第 1 号及び規則第 54 条第 6 項）

提案をする者が法第 113 条に定める欠格事由に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）（規則別記様式第 8 を参照のこと。）を確認する必要がある。ただし、提案をする者が法人等の場合、当該法人等の役員全員の全誓約書を確認するという趣旨ではないことに注意しなければならない。

②　事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面（法第 112 条第 3 項第 2 号）

行政機関等匿名加工情報をその利用に供する事業が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにするための書面が具体的かつ詳細に説明されていることを確認する必要がある。

例えば、「事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面」の裏付けとして、事業計画等、事業内容及びその目的・効果を具体的に説明された書類を求め、これを確認することが考えられる。

③　その他行政機関の長等が必要と認める書類（規則第 54 条第 4 項第 4 号）

上記①及び②の書類のほか、必要に応じ、提案の審査に必要と認める書類を求めることができる。

なお、「行政機関の長等が必要と認める書類」は、できる限り募集要綱に記載しておくことが望ましい。

7-4-7　本人確認書類

行政機関等は、提案書に添付された以下の書類により、提案者（代理人による提案の場合は、提案者及び代理人）が本人であることを確認する必要がある（法第 112 条第 3 項柱書及び規則第 54 条第 4 項及び第 5 項）。

(1) 提案をする者（又は代理人）が個人である場合

① 規則第 54 条第 4 項第 1 号に定めるもの

提案の日において有効な「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるものを添付する（規則第 54 条第 4 項第 1 号）。

また、同号で明記されている書類のほかに、次の書類が考えられる。

- 旅券（パスポート）
- 運転経歴証明書
- 身体障害者手帳等官公庁が発行・交付した各種福祉手帳
- 外国人登録証明書

② やむを得ない理由により規則第 54 条第 4 項第 1 号が定める書類を添付することができない場合

やむを得ない理由により上記①の書類を添付できない場合にあっては、提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類を添付する（規則第 54 条第 4 項第 3 号）。

- 上記①の書類が更新中の場合に発行・交付される仮証明書や引換書類

(2) 提案をする者（又は代理人）が法人等である場合

① 規則第 54 条第 4 項第 2 号が定めるもの

法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案日前 6 月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるものを添付する（規則第 54 条第 4 項第 2 号）。

また、同号で明記されている書類のほか、法人番号指定通知書が挙げられる。

② やむを得ない理由により規則第 54 条第 4 項第 2 号が定める書類を添付することができない場合

やむを得ない理由により上記①の書類を添付できない場合にあっては、提案者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類を添付する（規則第 54 条第 4 項第 3 号）。

③ 行政機関の長等が必要と認める書類（規則第 54 条第 4 項第 4 号）

提案書中、提案をする者として列記されている「連絡先」に記載されている「担当者」の本人確認書類が挙げられる（※）。

（※）当該担当者自身の本人確認書類に加え、必要に応じて、当該法人等から当該担当者に提案の任に当たらせることを証する書類の提出を求めることが考えられる。

7-4-8　提案書等に関する説明の要求及び訂正の求め

行政機関等においては、提案書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、又は記載が不十分である場合、提案をする者（又は代理人）に対して、期間を定めて、説明を求め、又は提案書等の訂正を求めることができる（規則第 54 条第 7 項）。

7-4-9　提案書の受付方法

提案書の受付には、①行政機関等の担当窓口で提案をする者又はその代理人から直接受け付ける場合、②郵送（※）により受け付ける場合が挙げられる。

（※）信書便による受付も認められるが、いわゆる宅配便による受付は認められない。

7-5　提案の審査等（法第 114 条第 1 項）

法第 114 条（第 1 項）

1　行政機関の長等は、第 112 条第 1 項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第 112 条第 1 項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第 112 条第 2 項第 3 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 第 112 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が第 116 条第 1 項の基準に適合するものであること。

(4) 第 112 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 第 112 条第 2 項第 6 号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第 112 条第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

規則第 56 条

法第 114 条第 1 項第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める数は、1,000 人とする。

規則第 57 条

法第 114 条第 1 項第 5 号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第 112 条第 2 項第 5 号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

規則第 58 条

法第 114 条第 1 項第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

受け付けた提案については、提案書及び添付書類等に記載された内容に関し、以下の各審査基準に適合するかどうかについて審査しなければならない。なお、当該審査及び通知については、行政手続法第 7 条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければならない(法第 114 条第 1 項)。

なお、提案の審査に当たっては、規則第 62 条で定める加工基準（※）や規則第 65 条で定める安全管理の措置の基準に照らして適切な提案内容となっていることはもとより、行政機関等匿名加工情報を利用した事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する観点から妥当なものとなっていること等が求められる。

（※）規則第 34 条において定める匿名加工情報の加工基準と同様のものとしている。

(1) 欠格事由（法第 114 条第 1 項第 1 号及び規則第 55 条）

提案をした者の法第 113 条に定める欠格事由の該当性を審査する場合、提案書に添付された誓約書（法第 112 条第 3 項第 1 号、規則第 54 条第 6 項）により判断するほか、当該提案をした者が法第120条による契約解除の日から2年を経過しない者等に該当するかどうかを審査する。

(2) 行政機関等匿名加工情報の本人の数（法第 114 条第 1 項第 2 号及び規則第 56 条）

行政機関等匿名加工情報の本人の数は、行政機関等匿名加工情報を民間事業者に効果的に活用させる観点から、その下限となる本人の数は 1,000 人であること、また、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下としていることを審査する。

個人情報ファイルに含まれる本人の数（※）を計上する時点（加工対象となる個人情報ファイルの更新時点）は、行政機関等において適時判断を行うこととなるが、原則として提案募集期間終了時における人数によるものとする（加工の対象とするファイルについても同様である。）。

（※）個人情報ファイルに含まれる本人が当該ファイルの中で重複して出てくる場合は、名寄せをした上で人数を計上するものとする。

(3) 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法（法第 114 条第 1 項第 3 号及び規則第 62 条）

提案書記載事項等から特定される加工方法が規則第 62 条で定める加工基準（7-9（行政機関等匿名加工情報の作成等）を参照のこと。）に照らして適切なものであることを審査する必要がある。

また、本審査に当たっては、提案書等から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者に対して説明又は訂正を求め、行政機関等及び提案をした者との間で認識に相違が生じないように留意しなければならない。

(4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容（法第 114 条第 1 項第 4 号）

提案書記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを審査する必要がある。ただし、本審査に関しては、事業の目的及び内容の重要度や有用性を評価し、定量的な指標に合致することを判断することや複数の提案があった場合に各々の提案の間で優劣をつけるようないわば比較審査をすることまでを求めるものではないことに注意しなければならない。

また、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は本基準に適合し得るが、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、事業内容からして提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

(5) 行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間（法第 114 条第 1 項第 5 号及び規則第 57 条）

提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が利用目的及び方法、事業内容からみて必要な期間であることを事業計画等の書類により審査する必要がある。したがって、事業内容に照らして明らかに不要な期間と認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

なお、当該期間は、法第 118 条第 1 項の提案手続により実質的に延長をすることができる場合がある（7-16（取扱従事者の変更）(1)②を参照のこと。）。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置（法第 114 条第 1 項第 6 号）

提案書記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置（以下「安全管理の措置」という。）が本人の権利利益を保護するために適切なものであることを審査する必要がある。

本審査に当たっては、行政機関等匿名加工情報に係る安全管理の措置等を総合的に判断することとなるが、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、当該行政機関等匿名加工情報を法における匿名加工情報として取り扱うこととなることに鑑み、法において匿名加工情報について求められる安全管理の措置に照らして適切なものであることを審査する。

（参考）民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

3-2-3-2　匿名加工情報の安全管理措置等

（略）

個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理措置、苦情処理等の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

当該安全管理等の措置については、個人情報と同様の取扱いを求めるものではないが、例えば、法第 23 条から第 25 条までに定める個人データの安全管理、従業者の監督及び委託先の監督並びに法第 40 条に定める個人情報の取扱いに関する苦情の処理で求められる措置の例（※）を参考にすることも考えられる。具体的には、事業の性質、匿名加工情報の取扱状況、取り扱う匿名加工情報の性質、量等に応じて、合理的かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

なお、匿名加工情報には識別行為の禁止義務が課されていることから、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、それを取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないよう、匿名加工情報に該当することを明確に認識できるようにしておくことが重要である。そのため、作成した匿名加工情報について、匿名加工情報を取り扱う者にとってその情報が匿名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

（※）詳細は、民間部門ガイドライン（通則編）3-4-2（安全管理措置）、3-4-3（従業者の監督）、3-4-4（委託先の監督）、3-9（個人情報の取扱いに関する苦情処理）を参照のこと。

(7) 行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成することができること（法第 114 条第 1 項第 7 号及び規則第 58 条）

提案に係る行政機関等匿名加工情報を行政機関等が作成する場合に行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障が及ぶとなると、当該事務又は事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じることから設けている審査基準であり、次のような例が考えられる（※）。

【行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすこととなる例】

事例 1）提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成するに当たり、作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関等自らが作成するとなると事務又は事業の遂行に著しい支障が及ぶ場合

事例 2）記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要があり、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

事例 3）抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければ抽出できないデータ量を有する個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

（※）一つの個人情報ファイルについて提案が多数なされた場合、法第 114 条第 1 項第 7 号（規則第 58 条）の審査基準を満たさない場合が考えられる。このような場合、行政機関等匿名加工情報の作成を効率的に遂行するため、提案を一本化又は共通化するよう各提案者の承諾を得て提案の内容を調整する方法も考えられる。

7-6　手数料等の額（法第 119 条）

法第 119 条（第 3 項及び第 4 項）

3　第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4　前条第 2 項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

条例第 5 条

1　法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2　法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者　法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　12,600 円

審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、提案をした者にその旨と併せて手数料又は利用料（以下「手数料等」という。）の額を通知する。このため、審査結果の通知前にはあらかじめ手数料等の額を積算しておく必要がある（法第 114 条第 2 項、政令第 31 条及び規則第 59 条第 2 項）。

なお、手数料等に関しては、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、行政機関における手数料の額を標準として条例で手数料の額を定める（法第 119 条第 3 項及び政令第 31 条第 4 項）。本県は、行政機関における手数料の額（政令第 31 条第 1 項及び第 2 項）と同額としている。

7-6-1　手数料の額の積算方法

手数料の額は、条例第 5 条の規定に基づき、次の①から③までに掲げる額に基づいて積算する。

① 基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円

② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円

③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

(1) 基本事務に対応する金額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料として、提案1件当たり21,000円とする（※）。

（※）行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、次の事務を考慮して積算している。

- 提案の審査の事務
- 審査結果等の通知及び契約の締結の事務
- 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価3,950円を乗じた額とする。

(3) 作成委託をする場合

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者に委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算する。

なお、作成の委託をする場合、行政機関等において委託手続をするために生じる事務（例えば、委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間については、作成に要する時間に応じた金額に含まれ、委託を受けた者に対して支払う委託費については、行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に委託を受けた者に対して支払う実費として積算する（※）。

（※）同一の募集期間内に特定の個人情報ファイルに対して、全く同一の提案が複数あった場合は、作成に要した費用を各々案分し手数料を算定することとなる。

7-6-2 手数料等の額の確定

上述の手数料の額の積算方法に従って、算定した額を検算し確定させた後は、審査結果通知書に当該手数料等の額その他必要事項を記載し、当該審査結果通知書を送付しなければならない(法第114条第2項、規則第59条第2項)。

なお、手数料等の額が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料等の額を積算するための工数と相違する場合など実際に要した経費等の額と納付された手数料等の額との乖離が生じることがあり得るが、差額の還付や追加納付は行わない。ただし、審査結果通知書で示した手数料等の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等、手数料等の額の数値や単位を誤って記載した場合が挙げられる）はこの限りでない。

このため、提案をした者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点から、できる限り、このような乖離が生じることのないよう、行政機関等においては加工方法や作業内容の把握に努め、必要に応じ工数の算定方法を見直すこととし、正確な手数料等の積算を行う。

7-7　審査結果の通知等（法第 114 条第 2 項及び第 3 項）

法第 114 条（第 2 項及び第 3 項）

2　行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第 112 条第 1 項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3　行政機関の長等は、第 1 項の規定により審査した結果、第 112 条第 1 項の提案が第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

規則第 59 条

1　法第 114 条第 2 項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第 9 の通知書により行うものとする。

(1) 別記様式第 10 により作成した法第 115 条（法第 118 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

2　法第 114 条第 2 項第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額

(2) 手数料等の納付方法

(3) 手数料等の納付期限

(4) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3　法第 114 条第 3 項の規定による通知は、別記様式第 11 の通知書により行うものとする。

行政機関の長等は、審査後、提案をした者に対して審査結果を通知（※）しなければならない（法第 114 条第 2 項及び第 3 項）。

（※）審査結果の通知について、当該審査は契約という私法上の行為のための準備的行為として、契約相手を決定するための要件該当性を審査するものであり、行政処分として構成されるものではない。

7-7-1　審査基準に適合する場合

(1) 通知の内容及び方法

審査の結果、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則別記様式第 9 により作成した審査結果通知書により通知する必要があり、当該審査結果通知書には、次の事項（以下「規則記載事項」という。）を記載しなければならない（規則第 59 条第 2

項)。ただし、規則記載事項以外に行政機関の長等が必要と認める事項を通知することを妨げるものではない（例：行政機関等匿名加工情報の名称)。

① 法第 115 条の規定により行政機関の長等との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
② 納付すべき手数料等の額
③ 手数料等の納付方法
④ 手数料等の納付期限
⑤ 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(2) 通知の際に添付する書類

審査結果通知書には、次の書類を添付する必要がある（規則第 59 条第 1 項各号)。

① 規則別記様式第 10 により作成した行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する申込書（以下「契約締結に関する申込書」という。）
② 契約書

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書は 2 通とし、各行政機関の長等が作成する。この場合、提案に係る行政機関等匿名加工情報の性質や事業の内容、提案をした者の意向も踏まえて個別の条項を設けることを妨げない。

7-7-2 審査基準に適合しない場合

審査の結果、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、規則別記様式第 11 により作成した通知書により通知を行う必要がある（法第 114 条第 3 項、規則第 59 条第 3 項)。また、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に該当しない理由については、どの基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載する。

7-8　手数料等の納付及び契約の締結（法第 115 条）

法第 115 条

前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

規則第 61 条

法第 115 条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第 59 条第 1 項の書類を提出することにより行うものとする。

審査基準に適合する旨の通知を受けた提案をした者は、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる（法第 115 条）。

行政機関の長等は、手数料等の納付及び契約の締結の申込みがあったときは、納付された手数料等の収納及び契約の締結を行うものとする。具体的な手続は以下のとおり。

(1) 手数料等の納付

提案をした者が契約の締結をしようとする場合、審査結果通知書により行政機関等から通知された手数料等の額を、同じく通知された納付方法により、行政機関等に納付しなければならない。

本県では、手数料の納付方法は、納入通知書による。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する申込書の提出

審査基準に適合する旨の通知を受けた提案をした者は、審査結果の通知書に添付された申込書に必要事項を記入し、契約書 2 通に添付して提出する（規則第 61 条）。

なお、10,000 円を超える契約となる場合には、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の規定に基づき、2 通提出する契約書のうち 1 通に手数料とは別に契約額（納付する手数料額）に応じた収入印紙を貼付する必要があり、当該貼付は提案をした者が行う。

(3) 契約書の送付

契約締結に関する申込書及び契約書を受領した行政機関等は、手数料等の納付を確認の上、提案した者から受領した契約書 2 通に記名し、うち 1 通は提案をした者に送付する。

7-9　行政機関等匿名加工情報の作成等（法第 116 条）

法第 116 条

1　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2　前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第 62 条

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

(4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。行政機関の長等は、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容や仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報の作成等を実施することとなるが、その作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約を締結した提案をした者又は代理人に照会するなど確認を行いながら処理を遂行する。

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第 62 条各号に定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。

また、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合、当該委託を受けた者にもこれを準用する。

なお、当該委託を受けた者が、個人情報取扱事業者に該当する場合には、法第 4 章の規定に基づき、個人情報等を適正に取り扱う必要がある。

○委員会事務局レポート：匿名加工情報パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office.pdf

7-9-1　特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則第 62 条（第 1 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

行政機関等が取り扱う保有個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれている。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもある。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければならない（※）。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換える方法がある。

【想定される加工の事例】

事例 1）氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の①から③までの措置を講ずる。

① 氏名を削除する。

② 住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。

③ 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例 2）氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の①及び②の措置を講ずる。

① 氏名、電話番号を削除する。

② 住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。

（※）仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、当該記述等に同じ関数を単純に用いると元の当該記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、当該記述等（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。

なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなど　の手法を用いる場合、行政機関等匿名加工情報の作成後に、仮 ID への置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められないことについて、7-11-2（行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置）を参照のこと。

7-9-2　個人識別符号の削除

規則第 62 条（第 2 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる保有個人情報が、個人識別符号（3-2-2（個人識別符号）を参照のこと。）を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

7-9-3　情報を相互に連結する符号の削除

規則第 62 条（第 3 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

行政機関等が加工対象となる保有個人情報を取り扱う上で、例えば、取得した保有個人情報を分散管理等しようとするために、当該保有個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報と保有個人情報とを相互に連結するための符号として ID 等を付することが考えられる。このような ID は、保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる保有個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければならない。

保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関において取り扱う情報（※1）を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。具体的には、ここで対象となる符号は、行政機関等匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のための ID として実際に使われているものであれば、管理用に附番された ID あるいは電話番号等もこれに該当する。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法でなければならない。

【想定される加工の事例】

事例 1）個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を分散管理した上で、それらを管理用 ID を付すことで連携している場合、その管理用 ID を削除する。

事例 2）委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用 ID を付すことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用 ID を仮 ID（※2）に置き換える。

（※1）「現に行政機関において取り扱う情報」とは、行政機関等匿名加工情報を作成する時点において取り扱われている情報のことを指し、これから作成する行政機関等匿名加工情報は含まれない。

（※2）仮 ID を付す際の注意点については、7-9-1（特定の個人を識別することができる記述等の削除）のうち（※）を参照のこと。

7-9-4　特異な記述等の削除

規則第 62 条（第 4 号） 法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。 （4） 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第 62 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第 5 号において必要な措置が求められる。

【想定される加工の事例】

事例 1）特殊な世帯（子どもが 10 人以上等）に関する情報を削除する。

事例 2）年齢が「116 歳」という情報を「90 歳以上」に置き換える。

7-9-5　個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置

規則第 62 条（第 5 号） 法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。 (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関等匿名加工情報を作成する際には、規則第 62 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第 62 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、7-9-5【表 4】（行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

【想定される加工の事例】

事例 1） 移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）

事例 2）ある行政機関がある一定要件を満たす者に限って特別に免許した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該免許された者の免許更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な免許情報（免許の種類）を広く免許というカテゴリーに置き換える。（一般化）

事例 3)小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が 170 ㎝という他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が 150㎝ 以上の情報について「150 ㎝以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

【表 4】行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例（※）

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての保有個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、教員免許のデータで「特別免許制度による教員免許」を「教員免許」に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80 歳以上の数値データを「80 歳以上」というデータにまとめること。
ミクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。

（※）行政機関等匿名加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。

7-9-6　行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の対応

行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託する場合は、7-15（行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の留意事項）を踏まえて実施する（※）。

（※）政令第 31 条第 3 項柱書により、収入印紙により納付された手数料は国庫に入るため、行政機関が行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合は、各行政機関の予算の範囲内において委託経費を措置することとなる。

7-9-7　作成した行政機関等匿名加工情報の確認

作成した行政機関等匿名加工情報については、これを提供する前に、行政機関等において、適正に加工されていることを確認する。

7-10　作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表（法第 117 条）

法第 117 条

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 110 条の規定により読み替えて適用する第 75 条第 1 項の規定の適用については、同項中「並びに第 110 条各号」とあるのは、「、第 110 条各号並びに第 117 条各号」とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

(2) 次条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第 1 項の提案をすることができる期間

規則第 63 条

法第 117 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

(1) 個人情報ファイル簿への記載

作成した行政機関等匿名加工情報（提案募集によらずに自主的に作成したものを含む。）については、作成に用いた個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次の事項を記載する必要がある（法第 117 条、規則第 63 条）。

① 行政機関等匿名加工情報の概要

次の事項を記載する。

イ　行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数

ロ　行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

情報の項目については、単に「住所」といった見出しの項目のみを記載するのではなく、各情報項目における情報の程度（例えば、「住所」であれば「都道府県単位」）を記載することが望ましい。

② 法第 118 条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

行政機関等匿名加工情報に関する提案の受付を行う部署及び所在地を記載する。

③ 法第 118 条第 1 項の提案をすることができる期間

提案を受け付ける期間は、元となる個人情報ファイルの更新頻度や、当該行政機関等匿名加工情報に関して法第 112 条の規定に基づき提案をした者との間で締結した契約における利用期間（※）を踏まえて設定する必要がある。

本期間の公開は、提案しようとする者の利便のために行うものであるから、一度設定した期間を短縮することは認められないが、実質的に延長することができる場合がある。例えば、作成後数年間提案を受け付けることとしつつ、提案の提出状況等を踏まえて年単位で延長するといった運用が想定される。

（※）行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は、当該行政機関等匿名加工情報に関する事業変更の提案を行うことができる（法第 118 条第 1 項）。ただし、提案の受付期間の終期を当該契約に基づく利用期間より前に設定した場合、契約者が当該利用期間中に事業変更の提案を行うことができないこととなるため、例えば、事業変更の提案を行う場合の提案の受付期間については、当該契約に基づく

利用期間中とするなど、当該契約締結者の不利益とならないよう留意する必要がある。

(2) 作成した行政機関等匿名加工情報の公表

作成した行政機関等匿名加工情報については、上記(1)の各項目のほか、行政機関等匿名加工情報の特定に資するよう、当該行政機関等匿名加工情報の名称をホームページなどで公表することが望ましい。

7-11　識別行為の禁止等（法第 121 条）

7-11-1　識別行為の禁止（法第 121 条第 1 項）

法第 121 条（第 1 項）

1　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

行政機関等匿名加工情報は、個人情報としての保護に関する規定が適用されないところ、法第 69 条の適用対象外となり、行政機関等の事務又は業務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、「匿名加工情報」の安全性を担保するために、特定の個人を識別するための行為を禁止することとしている。

行政機関等匿名加工情報については、当該行政機関等匿名加工情報の作成の元となった保有個人情報に係る特定の本人を識別する目的のために他の情報と照合することが禁止されている。一方、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合に照合を禁止するものではない。

照合の対象となる「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

7-11-2　行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置（法第 121 条第 2 項）

法第 121 条（第 2 項）

2　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

規則第 65 条

法第 121 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、行政機関等匿名加工情報等（行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（削除情報）並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）（※）をいう。以下同じ。）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（規則第 65 条）。

当該措置の内容は、対象となる行政機関等匿名加工情報等が漏えいした場合における復元リスクの大きさを考慮し、当該行政機関等匿名加工情報等の量、性質等に応じた内容としなければならないが、具体的に講じなければならない項目及び具体例については、表 5（行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置の具体例）を参照のこと。

（※）「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。なお、氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名等と仮 ID の対応表は、行政機関等匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより行政機関等匿名加工情報の作成の元となった保有個人情報に係る特定の個人を識別することができるものであることから、行政機関等匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。また、行政機関等匿名加工情報を作成した行政機関等が、氏名等の仮 ID への置き換えに用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、行政機関等匿名加工情報とその作成の元となった個人情報とを容易に照合でき、それにより行政機関等匿名加工情報の作成の元となった保有個人情報に係る特定の個人を識別することができることから、行政機関等匿名加工情報の作成後は、氏名等の仮 ID への置き換えに用いた乱数等のパラメータを破棄しなければならない。

【表 5】行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置の具体例

講じなければならない措置	具体例
① 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化 （規則第 65 条第 1 号）	・行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるための組織体制の整備
② 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った行政機関等匿名加工情報等の適切な取扱い並びに行政機関等匿名加工情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施 （規則第 65 条第 2 号）	・行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ・行政機関等の職員又は受託業務に従事している者の教育 ・行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を確認する手段の整備 ・行政機関等匿名加工情報等の取扱状況の把握、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置の評価、見直し及び改善
③ 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置 （規則第 65 条第 3 号）	・行政機関等匿名加工情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ・機器、電子媒体等の盗難等の防止 ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・削除した情報や加工方法等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 ・行政機関等匿名加工情報等へのアクセス制御 ・行政機関等匿名加工情報等へのアクセス者の識別と認証 ・外部からの不正アクセス等の防止

	・情報システムの使用に伴う行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の防止

7-11-3　行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第 121 条第 3 項）

法第 121 条（第 3 項）

3　前 2 項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、識別行為の禁止や当該委託を受けた者にも適切な管理のために必要な措置に係る規定が準用される。

行政機関等においては、委託先（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）において、適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定することや委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

7-12　従事者の義務（法第 122 条）

法第 122 条

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を他人に知らせることをいう。

「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を利用する場合、その他正当性を欠く目的のために、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を利用することをいう。

例えば、特段の合理的な理由（所掌事務の遂行に必要であり、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要であること等）なく、特定の個人を識別するために行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合することは本規定に違反することとなる。

7-13　匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く）の取扱いに係る義務（法第 123 条）

法第 123 条
1　行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
2　行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
3　行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
4　前 2 項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関等が民間事業者等から匿名加工情報を取得した場合、以下の匿名加工情報の取扱いに係る義務に従わなければならない。

なお、他の行政機関等から行政機関等匿名加工情報を取得した場合は、本条ではなく行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第 109 条第 2 項、第 121 条及び第 122 条）が適用される。

7-13-1　匿名加工情報の第三者提供に係る義務（法第 123 条第 1 項）

規則第 66 条
1　法第 123 条第 1 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2　法第 123 条第 1 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（規則第 66 条第 1 項）。

また、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない（規則第 66 条第 2 項）。

7-13-2　識別行為の禁止等（法第 123 条第 2 項）

行政機関等が第三者から提供を受けた匿名加工情報を取り扱う場合には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報に係る特定の個人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。

① 受領した匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得すること

② 受領した匿名加工情報を、特定の本人を識別するために他の情報（※）と照合すること。

（※）「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

7-13-3　匿名加工情報の漏えいの防止に係る措置（法第 123 条第 3 項）

規則第 67 条

法第 123 条第 3 項の個人情報保護委員会で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

詳しくは、7-11-2（行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置）を参照のこと。

7-13-4　行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第 123 条第 4 項）

行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者にも識別行為の禁止及び安全管理の措置に関する規律が準用される。

行政機関等においては、委託先（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）において、適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定することや委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

7-14　行政機関等匿名加工情報の提供

(1) 提供の時期

法第 112 条の提案を受けて行政機関等匿名加工情報を作成した後は、速やかに契約者に提供する必要があるが、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約において提供期限を設けている場合には、当該期限までに提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに契約者に通知する。

(2) 提供の窓口

原則として、行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌する部署において提供することが考えられるが、適切な窓口で対応する。

(3) 提供の方法

行政機関等匿名加工情報は、提案書に記載された「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」に従って提供するものとする。この場合、提供する行政機関等匿名加工情報は、法第 121 条第 2 項の規定に基づき、漏えい防止のために安全管理の措置（暗号化などセキュリティ対策等）を講ずる。

7-15　行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の留意事項

(1) 委託先の選定

法第 116 条第 2 項の規定に基づいて、行政機関等匿名加工情報の作成を委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合、手数料等の積算を適切に行うため、提案をした者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査したものが積算した手数料等となる。ただし、審査結果通知の段階においては、提案者が行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において提案をする者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、委託契約書の締結に当たっても、当該契約が提案をする者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を明らかにしておく必要がある。

(2) 適切な管理のために必要な措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、法上遵守する必要がある規律（※）の周知徹底を図ることはもとより、行政機関等において整備している個人情報の適正な取扱いに関する定めに従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講じるものとする（行政機関等が委託を行う場合において講ずべき安全管理措置については、4-3（安全管理措置等）を参照のこと。）。

（※）行政機関等匿名加工情報の作成等を委託する場合、法において、委託先に対しても行政機関等と同様に、次の①から④までの規律を設けている。また、委託先が個人情報取

扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の義務等に関する法の規律の適用を受ける。

① 規則で定める加工基準に従って加工する義務（法第 116 条第 2 項）
② 識別行為の禁止及び適切な管理のために必要な措置を講じる義務（法第 66 条第 2 項第 1 号及び第 121 条第 3 項）
③ 業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない義務（法第 67 条及び第 122 条）
④ 罰則（法第 176 条、第 180 条及び第 183 条）

7-16 取扱従事者の変更

(1) 変更が生じた場合

行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書記載事項について、契約者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

① 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更とまで言えないもの（行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）又は代理人の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等）については、直ちに行政機関等へ届出を行わせること。
② 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更にあたるもの（利用期間の延長、利用目的の追加・変更等）については、法第 118 条の規定に基づき、作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案を行わせること。

(2) 取扱従事者の変更

取扱従事者の変更については次のとおり対応する。

① 取扱従事者の除外

取扱従事者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出を行わせる。

② 取扱従事者の追加

取扱従事者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出を行わせるようにし、当該申出を受けた行政機関等はその理由が適切なものであることを確認する。

③ 取扱従事者の交代

取扱従事者の交代の必要が生じた場合は、その前に記載事項変更申出書により申出を行わせるようにし、当該申出を受けた行政機関等はその理由が適切なものであることを確認する。

7-17　提供後の行政機関等匿名加工情報に係る規律

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者においては、提供を受けた行政機関等匿名加工情報は法第 2 条第 6 項の匿名加工情報に含まれることから、匿名加工情報取扱事業者として法が定める以下の規律が適用される。

(1) 匿名加工情報取扱事業者に係る規律（法第 44 条から第 46 条までに規定する識別行為の禁止義務等）

匿名加工情報の第三者提供（法第 44 条）については、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-5（匿名加工情報の第三者提供）を参照のこと。

識別行為の禁止（法第 45 条）については、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-6（識別行為の禁止）を参照のこと。

匿名加工情報等の安全管理措置等（法第 46 条）については、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-3（匿名加工情報等の安全管理措置等）を参照のこと。

(2) 委員会による監督

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者は、法第 6 章第 2 節第 1 款の規定に基づき委員会による指導及び助言、勧告、命令等の対象となる。

(3) 罰則

法第 178 条、第 182 条及び第 184 条の規定に基づく罰則の適用がある。

7-18　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除及び不適切利用への対応（法第 120 条）

法第 120 条

行政機関の長等は、第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第 113 条各号（第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の　いずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

7-18-1　契約の解除

(1) 法に基づく契約の解除

法第 120 条の規定により、行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次のいずれかの事由（以下「法定解除事由」という。）に該当するときは、契約を解除できる。ただし、行政機関の長等は、法定解除事由に該当しない場合であっても、契約で定める解除事由に該当すれば、契約を解除することができる。

① 偽りその他不正の手段により契約を締結したとき。

② 欠格事由に該当することとなったとき。

③ 契約において定められた事項について重大な違反（※）があったとき。

（※）「重大な違反」に当たるかどうかは個別具体的な事情により判断することとなるが、例えば、再提供が禁止されているにもかかわらず無断で第三者に提供した場合が考えられる。

(2) 契約が解除された場合の提案禁止期間

法第 113 条第 5 号の規定により、法第 120 条の規定により契約を解除された者について、契約解除の日から起算して 2 年を経過するまでは、法第 112 条第 1 項の提案をすることができない。

7-18-2　不適切利用を把握した場合の対応

(1) 不適切利用が行われた場合

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法違反その他の契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合は、直ちに、その旨を委員会に報告する。

(2) 契約を解除する場合

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法第 120 条各号に該当すると認め契約を解除しようとするとき及び解除したときは、直ちに、その旨を委員会に報告しなければならない。

7-19　作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（法第 118 条）

法第 118 条

1　前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第 1 号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2　第 112 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 115 条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第 112 条第 2 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに」と、同項第 4 号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第 116 条第 1 項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第 8 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から前号まで」と、第 114 条第 1 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに」と、同項第 7 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び前 3 号」と、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と読み替えるものとする。

（参考）法第 118 条第 2 項による読み替え後の規定

法第 112 条（第 2 項及び第 3 項）

2　前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

(4) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(8) 第 1 号及び第 4 号から前号までに掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3　前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第 1 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

法第 113 条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の提案をすることができない。

(1) 未成年者
(2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
(5) 第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
(6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

法第114条

1 行政機関の長等は、第112条第1項の提案があったときは、当該提案が第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
(1) 第112条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
(2) 第112条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
(3) 第112条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第116条第1項の基準に適合するものであること。
(4) 第112条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
(5) 第112条第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
(6) 第112条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
(7) 第1号及び前3号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
(1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第1項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

法第115条

前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

既に作成された行政機関等匿名加工情報は、次の場合について、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者による提案の対象となる（法第 118 条）。

① 当初の提案に基づき契約を締結した者以外の者が新たに当該行政機関等匿名加工情報の提供を希望する場合

② 当初の提案に基づき契約を締結した者及び上記①の者が、既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報について、提案書記載の利用目的以外での利用や、提案書に記載した期間を超えた利用を希望する場合

7-19-1 既作成の行政機関等匿名加工情報の提供希望

(1) 作成された行政機関等匿名加工情報の公表及び提案の契機

7-10（作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表）のとおり、作成された行政機関等匿名加工情報の概要等は個人情報ファイル簿で公表することとなるため、当該行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、公開された情報を見て、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案ができる（法第 118 条第 1 項前段）。

(2) 提案の手続等

提案の手続等は、基本的に当初の提案に準ずるが、次の点に留意しなければならない。

- 提案の手続及び審査については、既に作成された行政機関等匿名加工情報を提供することになるため、本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項を提案書に記載する必要はなく、これらについての審査も不要である。
- 提案者となる欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様である（7-4-3（提案することができる者の範囲）を参照のこと。）。
- 手数料は、募集に対する提案をした者に係る手数料と同一の額である（条例第 5 条第 2 項第 1 号）。

なお、本手続に関しては、規則別記様式 12 を用いることとなり、また、契約書は、各行政機関等において作成することとなる。

7-19-2 既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更

(1) 提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する提案

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、利用目的の変更や利用期間の延長等、提供を受けた行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の変更に関する提案をすることができる。

(2) 提案の手続等

提案の手続等は、基本的に当初の提案に準ずるが、以下の点に留意しなければならない。

・　提案の手続及び審査については、既に作成された行政機関等匿名加工情報を提供することになるため、本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項を提案書に記載する必要はなく、これらについての審査も不要である。
・　提案者となる欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様である（7-4-3（提案することができる者の範囲）を参照のこと。）。
・　手数料は、12,600 円である（条例第 5 条第 2 項第 2 号）。

本提案には規則別記様式第 12 を用いることとなる。

なお、作成した行政機関等匿名加工情報が様々であることから、各行政機関等は提案内容を踏まえて契約書を作成するものとする。

7-20　苦情処理（法第 128 条）

法第 128 条 　行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を含む匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。行政機関等にとって、県民等から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する県民等からの信頼を確保するために重要である。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

(1) 苦情処理に関する責任体制の明確化

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な責任体制を明確化するとともに苦情処理窓口を設置する。

(2) 苦情の適切かつ迅速な処理

行政機関等は、上記(1)の責任体制の下で、例えば、提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定に当たり、選定・不選定の理由を明らかにしておき、選定に関する苦情等が寄せられた場合に、当該理由を教示（7-2-1（提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定）を参照のこと。）するなど、適切な対応に努める必要がある。

Ⅵ　その他編

8　雑則

8-1　適用除外等

法第 124 条 1　第 4 節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。 2　保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 節（第 4 款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

(1) 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外

刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第 5 章第 4 節の規定は適用しない（法第 124 条第 1 項）。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第 5 章第 4 節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。

【法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外される場合の例】

事例）雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合

【法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外されない場合の例】

事例）拘置所に収容されている者について、その健康等を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として診療を受けた場合において、当該診療に関する情報を開示請求する場合

（参考）刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係

刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項は、「訴訟に関する書類及び押収物」について、法の適用除外としている。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、本項において適用除外とする旨を明記している。

(2) 検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い

行政機関等において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例第 8 条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）については、法第 5 章第 4 節第 4 款（審査請求）を除く同章第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第 124 条第 2 項）。

これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第 5 章第 4 節の規定が適用される。

また、本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、法第 5 章第 4 節第 4 款（審査請求）の規定が適用され、個人情報保護審査会に諮問する（審査請求について、6-4（審査請求対応）を参照のこと。）。

8-2 開示請求等をしようとする者への情報提供等

> 法第 127 条
>
> 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 112 条第 1 項若しくは第 118 条第 1 項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等をすることができるように、適切な措置を講じなければならない（法第 127 条）。

(1) 各行政機関等における案内窓口の整備

県民等から行政機関等に対して、例えば、①個人情報の保護に関する制度の仕組み、②行政機関等が保有している個人情報の内容、③行政機関の長等に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求に関する具体的な手続等について、オンラインによるほか、来所又は電話等により、情報提供の求めがあることも考えられる。

平素から、各行政機関等においてもホームページ等を通じて県民等の参考となる情報を提供することが好ましいところであるが、県民等からのこうした情報提供の求めがあった場合には、県民等の利便性の向上を確保する観点から、懇切かつ丁寧な説明等を行うことが求められるところであり、このことは、行政機関等における事務処理の円滑化にも資することとなる。具体的には、委員会に「個人情報保護総合案内所」を整備して制度全般に関する案内を行い、各行政機関等の保有する個人情報についての参考情報を提供する（法第 169 条）。

本県では、「個人情報窓口」として県政情報センター（県庁舎地下 1 階）及び県政情報コーナー（各地方振興事務所）を設置している。

(2) 各行政機関等の個人情報保護窓口における相談への対応や案内に際しての留意点

以下の点について留意する。

① 相談への対応、案内

制度の仕組みや開示請求等の手続に関する相談への対応、案内については、委員会が公表する資料に加え、当該行政機関等の個人情報保護窓口の一覧や開示請求書等の記載見本等の各行政機関等が独自に作成した資料を用いるなどして効率的に行う。

② 他の制度の教示

開示を求める個人情報について、他の法令の規定による開示、訂正又は利用停止の制度があるとき（法第 88 条等）や、報道公表資料、官報公示資料等のように、法に基づく開示請求を行うまでもなく情報提供することができるものであるときには、その旨を説明し、関係部局等と適切に連携を取りつつ、対応する。

③ 個人情報の特定に資する情報の提供等

行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる必要がある（法第 127 条）。このため、個人情報保護窓口では、開示請求の対象とされている保有個人情報が記録されている具体的な行政文書等や個人情報ファイルを特定することができるよう個人情報ファイル簿の活用、関係部局への照会等を行い、求める個人情報の特定に資する情報など開示請求等を行うのに役立つ情報を積極的に提供する。また、必要に応じて、開示請求等をしようとする者がどのような個人情報を知りたいのか、行政機関等に対してどのような対応を求めているのか等について十分聴取する。

なお、請求目的の聴取について法は規定していない。求める個人情報が特定されている場合、通例は、その必要がないものと考えられるが、求める個人情報を特定するために、結果として、請求者の関心事項等について聴取することが必要となる場合もある。この場合には、開示請求等をしようとする者がこれらの事項を明らかにするのはあくまで任意によるものであることに留意する。また、必要のない情報は聴取せず、聴取した情報を利用目的以外の目的のために利用することのないようにする。

④ 他の機関の個人情報保護窓口の紹介等

各行政機関等における個人情報保護窓口は、基本的に、当該行政機関等に係る開示請求等に関する相談への対応等を行うものであるが、内容が他の行政機関等に係るものである場合には、その旨を説明した上、当該他の行政機関等の個人情報保護窓口を紹介することなどが考えられる。

⑤ 応接記録の作成

相談、受付に際して応接記録を作成する場合には、記録した開示請求者に関する情報自体が保有個人情報、場合によっては個人情報ファイルに該当することとなることから、相談、受付業務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない（法第 61 条）。また、当該業務の遂行に関係のない者が閲覧することができないようにするなどその取扱いにも十分注意する必要がある。

⑥ 相談、案内等の方法

来所や電話によるもののほか、電子メールによる場合にも対応することができるように配慮する必要がある。

8-3　（参考）委員会による総合的な案内所の整備

法第 169 条
　委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

委員会は、個人情報の保護に関する法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所（以下「個人情報保護法相談ダイヤル」という。）を整備している。

個人情報保護法相談ダイヤルにおいては、法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問に関する問合せを電話により受け付けている。開示請求等に関しては、個別の受付は行わないが、開示請求等の仕組みや具体的な手続など制度全般に関する相談への対応、各行政機関等の個人情報ファイル簿等の検索・案内を行う。

個人情報保護法相談ダイヤルの受付時間は、平日 9 時 30 分から 17 時 30 分までである。また、個人情報保護法の基本的な事項については、チャットボットが 24 時間対応している。

8-4　苦情処理

法第 128 条
　行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(1) 各行政機関の長等における苦情の処理

行政機関等に対しては、個人情報等の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

また、行政機関等にとっても、県民等から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における個人情報の取扱いに関する県民等からの信頼を確保するために重要である。

このような苦情の多くは、各行政機関等における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該行政機関の長等の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要である。

(2) 行政機関等匿名加工情報についての苦情処理

7-20（苦情処理）を参照のこと。

8-5　地方公共団体に置く審議会等への諮問

法第 129 条 　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条）。

以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。本県では、条例で「特に必要な場合」として規定している諮問事項はない。

なお、令和 3 年改正法の施行前においては、類型事項及び個別の事案について審査会に諮問し、審査会からの答申を根拠とした旧個人情報保護条例の運用を行っていたが、これらについては、法に則った運用に改める必要がある。

9　委員会による監視等

9-1　委員会による監視

法第 156 条
　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。
法第 157 条
　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。
法第 158 条
　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。
法第 159 条
　委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
法第 160 条
　第 149 条第 1 項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第 57 条第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

委員会は、法第 5 章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等（会計検査院長を除く。）及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対して、資料の提出の要求及び実地調査（法第 156 条）、指導及び助言（法第 157 条）並びに勧告（法第 158 条）を行うとともに、勧告に基づいてとった措置についての報告の要求（法第 159 条）を行う。

委員会は、行政機関等の個人情報等の取扱いに関する監視等を担う（法第 132 条）ことから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第 5 章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。

なお、委員会は、行政機関の長等が、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者（報道機関、著述を業として行う者、宗教団体及び政治団体）（※）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しない（法第 160 条）。

（※）これらの者については、一定の場合において法第 4 章の規定の適用が除外されている。

9-2　情報公開・個人情報保護審査会との連携

情報公開・個人情報保護審査会とは、行政機関及び独立行政法人等に係る審査請求について諮問に応じ調査審議する、総務省に設置された審議会である。

委員会は、情報公開・個人情報保護審査会への諮問の内容とそれに対する答申の内容についての共有を情報公開・個人情報保護審査会から受けつつ、情報公開・個人情報保護審査会と連携して、法の円滑な施行の確保に努める。

なお、情報公開・個人情報保護審査会の答申等については、ホームページを通じて閲覧することが可能である。

○総務省ホームページ（情報公開・個人情報保護審査会）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/jyouhou/toushin.html

9-3　施行の状況の報告等（法第 165 条）

法第 165 条
1　委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
2　委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

委員会は、各行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人から、法の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度当該報告を取りまとめて概要を公表する（法第 165 条）。

委員会による法の施行状況の把握は、監視措置の実効性を担保するために不可欠であり、また、法の施行状況等を広く国民等に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることは個人の権利利益の保護に資するものであるから、行政機関等及び同項各号に掲げる法人においては、委員会に対して必要な情報を正確に報告することが求められる。

施行状況の調査事項については、的確に取りまとめて報告することができるように日頃から必要なデータ等の収集・管理を適切に行うことが必要である。

9-4　地方公共団体による必要な情報等の提供の求め（法第 166 条）

法第 166 条
1　地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。
2　委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第 166 条第 1 項）。

地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。

9-5　条例の届出（法第 167 条）

法第 167 条

1　地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2　委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3　前 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

規則第 70 条

法第 167 条第 1 項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

なお、当該届出の対象となる条例の範囲としては、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が対象となるが、届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。

10　罰則

10-1　行政機関等の職員等に係る罰則

法第 176 条

行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

法第 180 条

第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

法第 181 条

行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

法第 183 条

第 176 条、第 177 条及び第 179 条から第 181 条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

条例第 18 条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

条例第 22 条

第 18 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

法第 176 条及び第 180 条は、次の者に適用される罰則規定である。

① 行政機関等の職員若しくは職員であった者

② 行政機関等から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた個人情報、仮名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の取扱いの業務に従事している者若しくは従事していた者（法第 66 条第 2 項第 1 号並びに第 5 号、第 73 条第 5 項及び第 121 条第 3 項）

③ 指定管理者の公の施設の管理の業務又は指定管理者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者の当該受託業務に従事している者若しくは従事していた者（法第 66 条第 2 項第 2 号及び第 5 号）

④ 行政機関等において個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者

一方、法第 181 条は、行政機関等の職員にのみ適用される罰則規定である。

なお、実施機関のうち地方独立行政法人宮城県立病院機構、地方独立行政法人宮城県立こども病院及び公立大学法人宮城大学には、法第 176 条、第 180 条及び第 181 条の規定は適用されない（法第 125 条第 2 項）。

条例第 22 条は、審査会の委員にのみ適用される罰則規定である。

(1) 法第 176 条

「行政機関等の職員若しくは職員であった者」及び「派遣労働者」については 4-3-2（従事者の義務）を参照のこと。

「正当な理由がないのに」が要件となっているが、正当な理由がある場合としては、①利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合、②法令に基づき提供する場合、③法第 69 条第 2 項に該当する場合が考えられる。

「個人の秘密に属する事項」とは、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち「非公知性」及び「秘匿の必要性」の二つの要素を具備しているものをいう。

「第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル」とは、電算処理ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。3-2-4（個人情報ファイル）を参照のこと。）のことである。電算処理ファイルに対象が限定されているのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、一旦悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。」としているのは、電算処理ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、行政機関等が組織的に保有しているものではないことから、個人情報ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がなく提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、このような場合を含むものである。「複製」とは、例えば、データベースを自己所有の光ディスクにコピーすることなどが想定される。「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどが想定される（なお、加工したものも、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものとしての実質を備えている必要がある。）。

「提供」とは、個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の電磁的記録媒体による提供だけでなく、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

本条の罪と他の規定による罪との関係は、次のとおりである。

① 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、地方公務員法の秘密漏えい罪（地方公務員法第 60 条第 2 号）と本条の罪は、講学上の法条競合の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法の秘密漏えい罪は成立しない。

② 本条の罪の構成要件を満たす行為が、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われた場合は、本条と同時に法第 180 条の要件を満たすこととなる。このような場合、本条の罪と法第 180 条の罪は観念的競合となる。

③　法第 181 条の罪を犯して実施機関の外部から収集したものは、「職務上作成し、又は取得した個人情報」に該当せず、個人情報ファイルにはなり得ないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

一方、法第 181 条の罪を犯して実施機関の内部にある電算処理ファイルを収集し、当該個人情報ファイルを他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。

(2) 法第 180 条

本条と法第 176 条との違いは、電算処理ファイルに限定されないこと、個人の秘密に属する事項に限定されないこと、提供又は盗用の目的として、自己若しくは第三者の不正な利益を図ることを目的とすることである。本条の罪の典型例としては、職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

「知り得た保有個人情報」について、保有個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問うていない。

「提供」は、法第 176 条と同義である。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。例えば、実施機関から委託を受けて保有個人情報を取扱う事業者の社員が、当該保有個人情報を、委託業務とは無関係な自社の営業活動に利用するような場合などが考えられる。

本条の罪と他の規定による罪との関係は、次のとおりである。

①　本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、保有個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、地方公務員法の秘密漏えい罪との観念的競合となる。

②　法第 181 条の罪を犯して保有個人情報に該当する個人の秘密を収集し、その秘密（保有個人情報）を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

(3) 法第 181 条

本条の主体は、「行政機関等の職員」である。本条は、職権濫用による犯罪であるので、職権を有しない退職した職員、実施機関に派遣されている派遣労働者、受託業務従事者、指定管理業務の従事者は、本条の主体ではない。

「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰る行為は、既に自己の占有に移した文書等を利用する行為にすぎないので、本条の「収集」には当たらない（その後、不正な目的での提供等

があれば、法第 176 条、法第 180 条の罪が成立し得る)。しかし、他の職員が適法に収集して共用キャビネットや共用データベースに保存している文書等を取り出す行為は、本条の「収集」に当たる。

「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪が成立するには、このような目的をもって収集することが必要である。例えば、個人の秘密をたまたま職務遂行の過程で認知したり、行政文書等を閲覧して知った後に、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の罪は成立しない。本条の罪の具体例としては、職員が個人的興味を満たすために、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

本条の罪と公務員職権濫用罪（刑法第 193 条）との関係については、同罪は、「人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害すること」を構成要件としているため、職員がその職権を濫用して、人を介しないで収集する場合は、同罪の対象とならない。しかし、人を介して収集する場合は、同罪の対象となり得る、この場合、同罪と本条の罪は観念的競合となる。

(4) 条例第 22 条

本条は、条例第 18 条に定めた守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則について定めたものである。

審査会は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があった場合に、具体的に実施機関が行った決定の適否を審査するため、職務上個人情報を知る可能性があるとともに、いわゆるインカメラ審理を行う権限（条例第 11 条第 2 項）等が規定されている。そのため、実際の審議に当たる審査会の委員には、条例第 18 条で守秘義務が課されている。

本条は、当該規定に違反した場合に罰則を科することにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

10-2　開示請求者に係る罰則

法第 185 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。 (1) 第 30 条第 2 項（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 56 条の規定に違反した者 (2) 第 51 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (3) 偽りその他不正の手段により、第 85 条第 3 項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。

10-3　旧条例の罰則に係る経過措置

令和 3 年改正法附則第 10 条

1　地方公共団体の条例の規定で、第 51 条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第 51 条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

旧条例第 65 条

実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 15 条第 1 項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

旧条例第 66 条

前条に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（前条に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

旧条例第 67 条

第 65 条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

旧条例第 68 条

実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真若しくはスライドフィルム又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

旧条例第 69 条

第 57 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

旧条例第 70 条

1　第 15 条第 1 項の委託若しくは管理の事務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 65 条から第 67 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

旧条例第 71 条

偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示（第 25 条第 2 項の規定による開示を含む。）を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

条例附則第 3 条

5　前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第 57 条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6　前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

7　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる者

8　前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（前項に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

9　第 7 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録されている旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

条例附則第 4 条

附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

罰則の対象について、旧条例と法では次の点が異なる。

- 旧条例の「個人情報」には、死者に関する情報が含まれる。
- 旧条例の罰則の対象者には、地方独立行政法人宮城県立病院機構、地方独立行政法人宮城県立こども病院及び公立大学法人宮城大学の職員等が含まれる。

(1) 施行前に違反行為をした場合

令和 5 年 4 月 1 日より前にした違反行為については、改正法附則第 10 条第 2 項又は条例附則第 4 条の規定により、旧条例の罰則が適用される（旧条例第 65 条、第 67 条、第 68 条及び第 71 条については、法に同種の罰則があるため、改正法附則第 10 条第 2 項が適用される。旧条例第 66 条、第 69 条及び第 70 条については、旧条例で独自に置いていた罰則のため、条例附則第 4 条が適用される。）。

(2) 施行前に入手した情報について施行後に提供等をした場合

違反行為が施行前後にまたがる可能性がある、旧条例第 65 条～第 67 条及び第 69 条については、条例附則第 3 条の規定により、引き続き処罰できることとしている。

(3) 施行後に違反行為をした場合

旧条例第 65 条、第 67 条～第 69 条及び第 71 条に相当する罰則規定は法第 176 条、第 180 条、第 181 条並びに第 185 条及び条例第 22 条であり、令和 5 年 4 月 1 日以降の違反行為についてはこれらが適用される。

旧条例第 66 条及び第 70 条は、旧条例で独自に置いていた罰則であり、廃止したため施行後の違反行為については罰則が適用されない。

Ⅶ　資料編

開示決定通知書（様式第３号）の記載要領

1 「開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）」

保有個人情報が全部開示されるのか、部分開示されるのかについて該当する箇所に○をする。開示する保有個人情報については「保有個人情報開示請求書」に記載された「開示を請求する保有個人情報」により特定し、開示決定（部分開示を含む。）を行った保有個人情報の名称等を正確に記載する。

2 「不開示とした部分とその理由」

保有個人情報の一部を不開示（部分開示）とする場合は、不開示とした部分とその理由をできる限り具体的に記載する。全部開示する場合は「無し」と記載する。

また、本決定は、行政不服審査法による審査請求又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となるので、その旨教示する。全部開示する場合は教示を削除し、開示決定通知書裏面の説明事項の「2　決定に対する審査請求等」も削除する。

3 「開示する保有個人情報の利用目的」

法第61条第1項の規定に基づき特定した利用目的を記載する。なお、法第62条第2号又は第3号に該当するため利用目的を記載できない場合には、本欄に「法第62条第2号に該当」又は「法第62条第3号に該当」と記載する。

4 「開示の実施の方法等」

(1) 開示の実施の方法

開示決定した保有個人情報について、実施することができる「開示の実施の方法」等を全て記載するが、開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、その記載された方法による実施が可能か否かにより、記載内容を変えて記載する。

＜記載例＞

イ　開示請求書に希望する開示の実施方法等が記載されていない場合

(1) 開示の実施方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択して申し出てください。写しの交付の場合、枚数に応じた複写料がかかります。本人限定受取郵便による場合、複写料及び送料（一般書留料金及び本人限定受取料金が加算されます。）がかかります。

開示の実施の方法	
①個人情報窓口における開示	閲覧（必要に応じて写しの交付）、写しの交付（紙）、写しの交付（CD-R） 担当職員による説明の希望　有・無

②本人限定受取郵便による写しの送付	写しの交付（紙）、写しの交付（CD-R）

（注）　「写しの交付（CD-R）」は電磁的記録による開示が可能な場合にのみ記載し、そのときは「枚数に応じた複写料がかかります」を「枚数に応じた複写料又はCD-R代金がかかります」に修正する。

ロ　開示請求書において希望する実施方法等により開示ができる場合

(1) 開示の実施方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施できます。この場合には、開示の実施の方法等の申出は必要ありません。

＜実施の方法＞　写しの交付　＜実施の日時＞　○年○月○日以降

※　異なる方法又は別の日時に変更する場合

下表に記載した方法への変更、又は「(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載された日時のうち都合のよい日への日時の変更をすることもできます。この場合には、希望する開示の実施の方法等を選択して別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出てください。

なお、写しの交付の場合、枚数に応じた複写料がかかります。本人限定受取郵便による場合、複写料及び送料（一般書留料金及び本人限定受取料金が加算されます。）がかかります。

開示の実施の方法	
①個人情報窓口における開示	閲覧（必要に応じて写しの交付）、写しの交付（紙）、写しの交付（CD-R） 担当職員による説明の希望　有・無
②本人限定受取郵便による写しの送付	写しの交付（紙）、写しの交付（CD-R）

ハ　開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができるが、希望日での実施ができない場合

(1) 開示の実施方法

開示請求書において希望された開示の実施の方法により開示を実施できますが、御希望の日に実施することはできません。「(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載された日時から、都合のよい日を選択して別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出てください。

＜実施の方法＞　閲覧　＜希望された実施の日時＞　○年○月○日午後

＜実施できない理由＞　今後、開示の実施の方法等に係る申出等の手続が必要であり、○年○月○日には間に合わないため。

なお、開示の実施の方法について、下表に記載された方法に変更することもできます。

開示の実施の方法	
①個人情報窓口における開示	閲覧（必要に応じて写しの交付）、写しの交付（紙）、写しの交付（CD-R） 担当職員による説明の希望　有・無
②本人限定受取郵便による写しの送付	写しの交付（紙）、写しの交付（CD-R）

ニ　開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができない場合

(1) 開示の実施の方法

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法による開示の実施はできません。下表に記載した開示の実施の方法から選択してください。

＜希望された実施の方法＞　電子データでの写しの交付

＜実施できない理由＞　開示請求に係る保有個人情報は紙媒体で保有しており、電子データでの開示の実施ができないため。

開示の実施の方法	
①個人情報窓口における開示	閲覧（必要に応じて写しの交付）、写しの交付（紙） 担当職員による説明の希望　有・無
②本人限定受取郵便による写しの送付	写しの交付（紙）

(2) 個人情報窓口における開示を実施することができる期間、時間及び場所

期間及び時間については、開示を受ける者の申出期間を考慮するなど、適切に設定する。

場所については、県政情報センター又は各地方県政情報コーナーの場所、名称及び住所等を明確に記載する。

(2) 個人情報窓口における開示を実施することができる期間、時間及び場所

期間：○年○月○日から○年○月○日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：9:00～17:00まで

場所：県庁行政庁舎地下１階　県政情報センター（仙台市青葉区本町３丁目８－１）

開示をしない旨の決定通知書（様式第４号）の記載要領

1　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

不開示に該当する場合は、当該保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載すること。複数件の場合は「別紙『対象保有個人情報を含む行政文書一覧』のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

不存在、形式上不備又は存否応答拒否の場合は、原則として、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

2　「開示をしないこととした理由」

開示をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する不開示理由は全て提示する。1件の開示請求において複数の理由（一部は不存在、残りは不開示である場合など）が該当する場合は、1通の不開示決定通知書に列挙する。

なお、不開示とする理由及びその記載例は、次のとおり。

(1) 不開示に該当する場合

開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法第78条第1項各号のどの規定に該当するかを記載する。

（例）　開示請求のあった保有個人情報には、県が行う○○業務に関する情報が含まれており、開示することにより、……が困難となり、当該事務の性質上、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第78条第1項第7号に該当すると認められるため。

(2) 不存在の場合

開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由を具体的に記載する。

（例1）　開示請求のあった保有個人情報は、保存年限○年の文書に該当し、既に廃棄済みとなっており現在保有していないため。

（例2）　開示請求のあった個人情報は、｛記録を作成せずに口頭で処理しており／職員が組織的に用いるものではなく｝、法第60条第1項の行政文書等に記録されていないため。

(3) 開示請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定、適用除外の対象に当たらないこと等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

（例）　補正を求めたにも関わらず、対象保有個人情報の十分な特定がなされなかったため。

(4) 存否応答拒否をする場合

存否応答拒否をする場合においても、不開示情報が明らかにならない範囲で、法第81条の条項を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に法第78条第1項各号に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。

（例）　本件開示請求に対し、対象文書の存否を明らかにすれば、特定の法人が○○したという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになり、これは当該

法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、法78条第1項第3号イに該当することから、本件開示請求については、法第81条の規定により開示請求を拒否するもの。

開示決定等期限延長通知書（様式第５号）の記載要領

１　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。原則として、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

２　「延長後の期間」

開示請求に対する処分（開示決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、延長後の期間「○日」（当初の期間及び延長した日数の合計で、最大60日。）と記載するとともに、延長後の開示決定等期限についても「○年○月○日」と具体的に記載する。

開示請求書の補正が行われた場合には、当該補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は算入されない。補正が行われた場合は「なお、補正に要した日数が○日あります。」と記載すること。

３　「延長の理由」

開示決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。

「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、開示請求に係る保有個人情報の量が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることなどが想定される。

開示決定等期限特例延長通知書（様式第６号）の記載要領

1　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。原則として、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

2　「法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由」

法第84条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とされていることに鑑み、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。

3　「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」

最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全ての部分について開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。

開示請求の一部について、開示請求のあった日から60日以内に開示決定等する場合は、「〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。」と記載する。

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（様式第７号）の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「開示請求者氏名等」

開示請求者の氏名、住所、連絡先等、移送するに当たって必要な次の事項を記載する。法定代理人又は任意代理人からの請求にあっては、当該代理人の氏名等を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の状況に該当する□にレ点を記入し、本人の氏名等についても記載する。

(1) 氏名

開示請求者の氏名を記載する。

(2) 住所

開示請求者の住所又は居所を記載する。

(3) 連絡先

開示請求者と連絡の取れる電話番号やe-mailアドレスなどを記載する。

3 「添付資料等」

開示請求書の写し（複写したもの）、移送前に行った開示請求者とのやり取りの状況の概要等、参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。

4 「備考」

複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨を記載する。

開示請求者への事案移送通知書（様式第８号）の記載要領

１　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

２　「移送をした日」

事案を移送した日を記載する。

３　「移送の理由」

事案を移送した理由を記載する。

（例1）　開示請求に係る保有個人情報が○○省○○局○○○課（独立行政法人○○、○○県○○市○○局○○課）から提供されたものであるため。

（例2）　開示請求に係る保有個人情報は○○省○○局○○課（独立行政法人○○、○○県○○市○○局○○課）の事務・事業に係るものであり、同課の判断に委ねた方が適当であると判断したため。

４　「移送先の行政機関の長等」

移送先の行政機関の長等並びに担当課室名、所在地及び電話番号を記載する。

また、移送先が複数の場合には、移送先のそれぞれの行政機関の長等についても、同様に記載する。

第三者意見照会書（様式第 9 号及び第 10 号）の記載要領

1　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2　「開示請求の年月日」

開示請求が行われた年月日を記載する。

3　「法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由」（様式第10号のみ）

法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分について、該当する□にレ点を記入する。また、それぞれの適用理由について簡潔に記載する。

4　「開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容」

開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように配慮しつつ、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する。

5　「意見書の提出先」

開示請求に係る担当課室名及び連絡先（郵便番号、所在地等）を記載する。

6　「意見書の提出期限」

意見書の提出期限を記載する。意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮し、通常、提出期限として1週間程度の期間を確保する。

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第 12 号）の記載要領

1　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2　「開示することとした理由」

第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量開示が必要と判断した理由を記載する。

なお、本欄には、反対意見書を提出した当該第三者に係る部分のうち、第三者の意向に反して開示することとした部分のみの記載で足りる。

3　「開示決定をした日」

当該保有個人情報の開示を決定した日を記載する。

4　「開示を実施する日」

開示を実施することが見込まれる日を記載する。

なお、「開示決定をした日」と「開示を実施する日」との間に少なくとも2週間を置くこととされていることに留意すること（法第86条第3項）。

開示請求者と調整中の場合は、開示決定日の翌日から起算して15日目（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日）の日付とし、「〇年〇月〇日以降」と記載する。

訂正決定通知書（様式第15号）の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「訂正請求の趣旨」

訂正請求者が訂正請求書に記載した内容に基づき簡潔に記載する。

3 「訂正決定をする内容及び理由」

(1) 請求内容の全部について訂正する場合

訂正内容には、「『○○』を『××』に訂正する。」「『……』の記述を削除する。」等、訂正することとした部分について記載する。

訂正理由には、事実関係を確認した結果等、訂正請求に理由があると認めた根拠について具体的に記載する。

(2) 請求内容の当該請求内容の一部についてのみ訂正する場合

(1)のほか、不訂正とする内容及びその理由についても記載する。

訂正をしない旨の決定通知書（様式第16号）の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「訂正をしないこととした理由」

訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する全ての理由を具体的かつ簡潔に記載する。

(1) 訂正請求に理由があると認められない場合

事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのかなどを記載する。

なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。

(2) 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合

訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由を記載する。

(3) 訂正請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

(4) 訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報に該当しない場合又は同条第3項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合

訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報でない旨又は開示を受けた日から90日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

訂正決定等期限延長通知書（様式第17号）の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。原則として、訂正請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

2 「延長後の期間」

訂正請求に対する処分（訂正決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、延長後の期間「〇日」（当初の期間及び延長した日数の合計で、最大60日。）と記載するとともに、延長後の訂正決定等期限についても「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。

訂正請求書の補正が行われた場合には、当該補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は算入されない。補正が行われた場合は「なお、補正に要した日数が〇日あります。」と記載すること。

3 「延長の理由」

訂正決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。

「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要すること、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するかの判断に時間を要することなどが想定される。

訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 18 号）の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。原則として、訂正請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

2 「法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由」

法第95条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とされていることに鑑み、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。

3 「訂正決定等をする期限」

最終的に当該訂正請求に係る保有個人情報の全ての部分について訂正決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（様式第19号）の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「訂正請求者氏名等」

訂正請求者の氏名、住所、連絡先等、移送するに当たって必要な次の事項を記載する。法定代理人又は任意代理人からの請求にあっては、当該代理人の氏名等を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の状況に該当する□にレ点を記入し、本人の氏名等についても記載する。

(1) 氏名

訂正請求者の氏名を記載する。

(2) 住所

訂正請求者の住所又は居所を記載する。

(3) 連絡先

訂正請求者と連絡の取れる電話番号やe-mailアドレスなどを記載する。

3 「添付資料等」

訂正請求書の写し（複写したもの）、移送前に行った訂正請求者とのやり取りの状況の概要等、参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。

4 「備考」

複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨を記載する。

訂正請求者への事案移送通知書（様式第20号）の記載要領

1　**「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」**

訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2　**「移送をした日」**

事案を移送した日を記載する。

3　**「移送の理由」**

事案を移送した理由を記載する。

（例1）　訂正請求に係る保有個人情報が○○省○○局○○○課（独立行政法人○○、○○県○○市○○局○○課）から提供されたものであるため。

（例2）　訂正請求に係る保有個人情報は○○省○○局○○課（独立行政法人○○、○○県○○市○○局○○課）の事務・事業に係るものであり、同課の判断に委ねた方が適当であると判断したため。

4　**「移送先の行政機関の長等」**

移送先の行政機関の長等並びに担当課室名、所在地及び電話番号を記載する。

また、移送先が複数の場合には、移送先のそれぞれの行政機関の長等についても、同様に記載する。

保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第21号）の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報」

通知を受けた行政機関等において、保有個人情報を特定することができるよう、訂正請求者の氏名、住所等を記載する。

3 「訂正請求の趣旨」

訂正請求者が訂正請求書に記載した内容に基づき簡潔に記載する。

4 「訂正決定をする内容及び理由」

(1) 請求内容の全部について訂正する場合

訂正内容には、「『○○』を『××』に訂正する。」「『……』の記述を削除する。」等、訂正することとした部分について記載する。

訂正理由には、事実関係を確認した結果等、訂正請求に理由があると認めた根拠について具体的かつ簡潔に記載する。

(2) 請求内容の一部についてのみ訂正する場合

(1)のほか、不訂正とする内容及びその理由についても記載する。

利用停止決定通知書（様式第23号）の記載要領

1 「利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

利用停止請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「利用停止請求の趣旨」

利用停止請求者が利用停止請求書に記載した内容を踏まえて簡潔に記載する。

3 「利用停止決定をする内容及び理由」

(1) 請求内容の全部について利用停止する場合

利用停止決定の内容には、利用停止、消去、提供の停止を実施する内容について記載する。

利用停止の理由には、事実関係を確認した結果等、利用停止請求に理由があると認めた根拠について具体的かつ簡潔に記載する。

(2) 請求内容の一部についてのみ利用停止する場合

(1)のほか、不利用停止とする内容及びその理由についても記載する。

利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 24 号）の記載要領

1 「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」

利用停止請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書等の件名を記載する。

2 「利用停止をしないこととした理由」

利用停止をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する全ての理由を具体的かつ簡潔に記載する。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのかなどを記載する。

(2) 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要と判断した場合

利用停止請求に理由があると認められるにもかかわらず、個人情報の適正な取扱いを確保の観点からみて利用停止を行わないときは、当該保有個人情報を利用停止する必要がないと判断する具体的な理由を記載する。

(3) 利用停止をすることにより利用目的に係る事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

利用停止請求に理由があると認められるにもかかわらず、法第100条ただし書の規定に基づき利用停止を行わないときは、利用停止をすることにより、利用目的に係る事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められると判断する具体的な理由を記載する。

(4) 利用停止請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

(5) 利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号に掲げる保有個人情報に該当しない場合又は同条第3項の期間を徒過した後に利用停止請求がなされた場合

利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号に掲げる保有個人情報でない旨又は開示を受けた日から90日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

利用停止決定等期限延長通知書（様式第25号）の記載要領

1 「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。原則として、利用停止請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

2 「延長後の期間」

利用停止請求に対する処分（利用停止決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、延長後の期間「○日」（当初の期間及び延長した日数の合計で、最大60日。）と記載するとともに、延長後の利用停止決定等期限についても「○年○月○日」と具体的に記載する。

利用停止請求書の補正が行われた場合には、当該補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は算入されない。補正が行われた場合は「なお、補正に要した日数が○日あります。」と記載すること。

3 「延長の理由」

利用停止決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。

「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、利用停止請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要すること、調査の結果に基づき利用停止、消去又は提供の停止をするか否かあるいはどの範囲で利用停止等するかの判断に時間を要することなどが想定される。

利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 26 号）の記載要領

1　「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。原則として、利用停止請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄に記載された内容を転記すること。

2　「法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由」

法第103条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とされていることに鑑み、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。

3　「利用停止決定等をする期限」

最終的に当該利用停止請求に係る保有個人情報の全ての部分について利用停止決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。

Ⅱ　条例，規則等

目　　次

1　個人情報保護事務取扱要綱　…… 274
2　死者情報の提供等に関する事務取扱要綱　…… 325
3　開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の事務取扱要綱 329
4　事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱　…… 332
5　個人情報取扱事務の委託基準　…… 335
6　指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報保護基準　…… 344
7　情報公開・個人情報保護主任事務取扱要綱　…… 349
8　宮城県情報公開・個人情報保護調整委員会設置要綱　…… 350
9　宮城県個人情報保護審査会運営規程　…… 353
10　県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱　…… 356
11　行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用　…… 362
12　供与物品に対して負担しなければならない費用　…… 364
13　情報公開条例（抄）　…… 365

個人情報保護事務取扱要綱

第１　趣旨

この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第72号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関としての知事が行う個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（以下、「個人情報等」という。）に関する事務の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年宮城県規則第９号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集等については、別に定める。

第２　個人情報窓口等

１　個人情報窓口

(1) 保有個人情報開示請求書（細則様式第２号。以下「開示請求書」という。）、保有個人情報訂正請求書（細則様式第14号。以下「訂正請求書」という。）及び保有個人情報利用停止請求書（細則様式第22号。以下「利用停止請求書」という。）の受付その他の個人情報の保護に関する事務を行うための窓口は、県政情報センター及び県政情報コーナー（以下「個人情報窓口」という。）とする。

(2) 開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の提供（以下「簡易開示」という。）に係る窓口は、個人情報を管理する本庁各課室及び地方機関（以下「主務課等」という。）のうち、当該簡易開示に係る試験等を所管している主務課等とする。

(3) 事業者の取り扱う個人情報の取扱いに関する相談窓口は、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱（平成17年４月１日施行）の定めるところによる。

２　個人情報窓口の事務

(1) 個人情報窓口で行う事務は、この要綱に定めるもののほか県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成15年４月１日施行）の定めるところによる。

(2) 簡易開示に係る試験等を所管している主務課等で行う事務は、開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の事務取扱要領（令和５年４月１日施行）の定めるところによる。

３　主務課等で行う事務

主務課等が行う事務は、次のとおりとする。

(1) 所管する個人情報等の取扱いに関する案内及び相談に関すること。

(2) 保有個人情報の漏えい等報告書（別記様式第３号及び第４号）の作成及び法第68条第２項の規定による本人への通知に関すること。

(3) 個人情報ファイル簿（細則様式第１号。以下「ファイル簿」という。）の作成に関するこ

と。

(4) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る保有個人情報の検索及び特定に関すること。

(5) 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の補正に関すること。

(6) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定及びその通知に関すること。

(7) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る決定期限の延長及びその通知に関すること。

(8) 開示請求及び訂正請求に係る事案の移送及びその通知に関すること。

(9) 開示請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。

(10) 法第82条第１項の決定（以下「開示決定」という。）による保有個人情報の開示の実施に関すること。

(11) 法第93条第１項の決定（以下「訂正決定」という。）による保有個人情報の訂正の実施及び保有個人情報の提供先への通知に関すること。

(12) 法第101条第１項の決定（以下「利用停止決定」という。）による保有個人情報の利用停止の実施に関すること。

(13) 簡易開示の実施に関すること。

(14) 法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）、法第93条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）、法第101条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求書の受付その他行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する審査庁が行う手続に関すること。

(15) 法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問及び同条第２項の規定による諮問をした旨の通知に関すること（地方機関を除く。）。

(16) 審査請求についての裁決及びその通知に関すること（地方機関を除く。）。

(17) 他の法令の規定による審査会への諮問に関すること。

(18) 所管する事業者に対する法第13条に規定する支援等及び法第14条に規定する苦情処理のあっせん等に関すること（地方機関を除く。）。

(19) 所管する個人情報等の取扱いに係る苦情の処理等に関すること。

第３　個人情報の目的外利用及び提供の記録等

１　個人情報ファイルの目的外利用及び提供の記録

主務課等は、利用目的以外の目的のために個人情報ファイルの利用又は提供をしたときは、別記様式第１号により記録するものとする。

県政情報・文書課長は、毎年度、前年度の運用状況をとりまとめ、個人情報保護委員会に報告するものとする。

２　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

(1) 主務課等は、法第69条第２項第３号又は第４号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供するに当たっては、次に掲げる場合を除き、保有個人情報提供申請書（別記様式第２号）の提出を求め、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲並びに記録項目及び利用形態等を確認するものとする。

イ　条例の規定に基づき提供する場合

ロ　情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第８条に定める不開示情報が記録されてい

ない行政文書等を提供する場合（公表する場合を含む。）

(2) 主務課等は、法第69条第２項第３号又は第４号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(3) 主務課等は、法第69条第２項第３号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、(1)及び(2)に規定する措置を講ずるものとする。

第４　ファイル簿の作成及び公表

１　ファイル簿の作成等

(1) ファイル簿の簿冊等

ファイル簿の簿冊は、ファイル簿の単票及び目録により構成するものとし、簿冊及び目録は総務部県政情報・文書課長（以下「県政情報・文書課長」という。）が作成する。

(2) ファイル簿の単票の作成、提出、管理等

ファイル簿の単票は、主務課等が個人情報ファイル簿作成要領に定めるところにより作成するものとし、当該主務課等は、ファイル簿の単票を作成したときは、県政情報・文書課長に提出するとともに、その控えを保管して管理するものとする。また、当該主務課等は、記載事項に変更があったときは新規に作成した場合と同様に県政情報・文書課長に提出するものとし、当該個人情報ファイルの保有をやめたとき又は個人情報ファイルの本人の数が1,000人を下回ったときは、その旨及び廃止年月日を県政情報・文書課長に通知するものとする。

なお、主務課等が地方機関である場合は、本庁の主務課室を通じて県政情報・文書課長に提出又は通知するものとする。

(3) ファイル簿への掲載及び消除

ファイル簿への掲載（変更を含む。）は県政情報・文書課長が(2)により提出されたファイル簿の単票をファイル簿の簿冊につづり、目録を整理することにより行い、消除は保有をやめ又は本人の数が1,000人を下回った個人情報ファイルに係るファイル簿の単票を簿冊から除去し、目録を整理することにより行う。

２　ファイル簿の配架

一般の閲覧に供するため、県政情報・文書課長は県政情報センターにファイル簿を配架し、県政情報・文書課のホームページに掲載するものとし、県政情報センターの職員はファイル簿の加除整理を適切に行うものとする。

第５　保有個人情報の漏えい等の報告等

１　漏えい等の報告

(1) 主務課等は、所管する保有個人情報について次に掲げる漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発生したときは、宮城県情報化政策推進本部事務局への報告に加えて、別記様式第３号（特定個人情報の漏えい等にあっては、別記様式第４号）により、県政情報・文書課長に報告するものとする。

イ　要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ハ　不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ニ　保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 県政情報・文書課長は、前号の報告を受けたときは、法第68条第１項の規定による個人情報保護委員会への報告をするものとする。

２　本人への通知

主務課等は、保有個人情報の漏えい等に係る本人への通知について、宮城県情報化政策推進本部長が定めるところにより対応を行うものとするが、前項に規定する場合には、法第68条第２項の規定により、本人に対し、当該事態が発生した旨を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第78条第１項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるとき。

第６　保有個人情報の開示事務

１　案内及び相談等

(1) 案内及び相談

個人情報窓口では、担当者が面談により、来庁者の求めている保有個人情報の種類、内容等を把握し、適切な相談及び案内を行うものとする。

なお、開示請求を行おうとする者（以下「開示請求者」という。）が直接主務課等を来訪したときは、主務課等の職員は、個人情報窓口へ案内するものとする。

(2) 適用除外及び他の法令による開示の実施との調整

開示請求に係る個人情報が政令第16条に掲げる文書に記録され保有個人情報に該当しない場合、法第88条第１項の規定により他の法令による開示を行う保有個人情報である場合又は法第124条各項の規定により適用除外となる保有個人情報である場合においては、法の規定による開示請求の対象とはならない旨を、開示請求者に説明するものとする。

２　個人情報窓口における開示請求の手続事務

(1) 開示請求書による開示請求の方法

個人情報窓口の職員は、開示請求書に必要な事項を記入させ提出させるものとする。この場合、電話、ファクシミリ又は電子メール等若しくは口頭による開示請求は受け付けないものとする。

(2) 開示請求者の確認

開示請求者の確認は、次により行うものとする。

イ　開示請求者が本人である場合

次に掲げる書類の原本の提出又は提示を求め、確認するものとし、写真が貼られていない書類が提出されたときは、複数の書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

- 運転免許証
- 健康保険の被保険者証
- 個人番号カード（通知カードは不可）
- 在留カード
- 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの（国民健康保険、後期高齢者医療保険若しくは船員保険の被保険者証又は共済組合員証等）

上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合には、次に掲げる書類により確認するものとする。

- 旅券
- 印鑑登録証明書（印鑑登録手帳）
- その他本人であることを確認し得る書類

ロ　開示請求者が法定代理人（法人の場合を除く）であるとき

法定代理人に係るイに掲げる書類に加え、本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示請求者が本人の親権者、未成年後見人又は成年後見人であることを確認するため、次の書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示を求めるものとする。

- 戸籍謄本又は抄本（親権者の場合）
- 家庭裁判所の証明書
- 登記事項証明書（成年後見人の場合）
- その他法定代理人であることを確認し得る書類

ハ　開示請求者が法定代理人（法人の場合）であるとき

次に掲げる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

(ｲ) 実際に開示請求の窓口に来る者に係るイに掲げる書類の提出又は提示

(ﾛ) 法定代理人の資格を証明するロに掲げる書類の提出又は提示

(ﾊ) 窓口に来る者が当該法人を代表していることを確認し得る書類の提出

- 窓口に来る者が当該法人の代表者であるとき　それを証明する書類（法人の登記事項証明書等）
- 窓口に来る者が当該法人の代表者以外の者であるとき　当該法人の代表者から当該窓口に来る者に当該請求に関する手続について具体的に委任されている事実を証明する書類（法人の代表者印が押印されている委任状及び当該代表者印に係る印鑑証明書等）

ニ　開示請求者が任意代理人(法人の場合を除く)であるとき

任意代理人に係るイに掲げる書類に加え、開示請求者が本人の意思に基づいて委任された者であることを確認するため、委任状の提出を求めるものとする。原則として、委任状に本人（以下この号において「委任者」という。）の実印を押印することとした上で、委

任者の印鑑登録証明書の提出も併せて求めるものとする。実印によることが困難な場合にあっては、委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の提出を求めるものとする。

ホ　開示請求者が任意代理人(法人の場合)であるとき

次に掲げる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

(ｲ) 実際に開示請求の窓口に来る者に係るイに掲げる書類の提出又は提示

(ﾛ) 任意代理人の資格を証明するニに掲げる書類の提出又は提示

(ﾊ) 窓口に来る者に係るハ(ﾊ)に掲げる書類の提出

(3) 開示請求に係る保有個人情報の内容の特定

開示請求のあった保有個人情報については、ファイル簿からの検索、主務課等の職員の立会い等を求めることにより、当該保有個人情報の有無の確認及び当該保有個人情報の内容についてできる限り具体的に特定をするものとする。

(4) 保有個人情報の特定に当たっては、開示請求のあった保有個人情報が存在しているか否かを回答するだけで、法第78条第１項各号に該当する不開示情報を開示することとなり、保護すべき利害が害される場合があることに留意するものとする。

(5) 開示請求のあった保有個人情報が著しく大量であり、当該開示請求を処理することで他の行政事務の執行が著しく停滞することが予想される場合にあっては、開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認するとともに、開示請求の趣旨を損なわない形での抽出等について協力を求めるものとする。

(6) 同一内容の保有個人情報が複数の主務課等に存在する場合にあっては、当該保有個人情報を収集した主務課等又は当該保有個人情報に係る事務事業の主体となっている主務課等を当該保有個人情報の開示に関する事務の担当課（室）所とする。

(7) 開示請求書の受付に当たっての留意事項

イ　開示請求は、原則として開示請求内容１件につき１枚の開示請求書により行うものとする。ただし、同一人から複数の保有個人情報の開示請求があった場合は、「開示を請求する保有個人情報」欄に記入することができる範囲で、１枚の開示請求書により行うことができるものとする。

ロ　開示請求者の氏名が、婚姻等の理由により個人情報の本人の氏名と異なっているときは、(2)のイに掲げる書類のほか、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求め、開示請求者が本人であるかどうかを確認するものとする。

ハ　開示請求者の確認のため書類の提示を受けたときは、提示された書類の名称等を開示請求書の「請求者本人確認書類」欄及び「請求者資格確認書類」欄に記入するものとする。

ニ　開示請求書への開示請求者の押印は、必要ないものである。

ホ　任意代理人による開示請求を受け付ける場合であって、本人の実印が押印された委任状及び印鑑登録証明書の提出を受けたときは、委任状の本人の押印が本人の印鑑登録証明書の印影欄と同一の印影であることを確認するものとする。

ヘ　開示請求書の記入は、日本語により行うものとする。

(8) 郵送による開示請求

郵送により開示請求書が提出されたときの事務処理は、次によるものとする。

イ　開示請求内容の特定

「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容により開示請求に係る個人情報を検索し、特定できるかどうか確認するものとする。

ロ　本人等であることの確認

開示請求者の確認は、次により行うものとする。

(ｲ) 開示請求者が本人、法定代理人又は任意代理人（法人の場合を除く。）であるとき

２の(2)に定める書類の写しに加え、開示請求者の住民票の写し（又は２の(2)に定める書類に記載された本人であることを確認し得る書類）であって開示請求をする日前30日以内に作成されたものの提出を求めて確認するものとする。

(ﾛ) 開示請求者が法定代理人又は任意代理人（法人の場合）であるとき

２の(2)に定める書類の写しに加え、法人の登記事項証明書の提出を求めて確認するものとする。

ハ　開示請求書が到達した旨の通知等

郵送による開示請求があったときは、開示請求者に対し、開示請求書が到達した旨を連絡するとともに、当該開示請求が開示請求者の意思によるものであることを確認するものとする。

(9) 開示請求書の記入欄の確認

開示請求書の記入欄に必要事項が記入されているかどうかを確認するものとする。この場合において、記入漏れ又は不明な箇所があるときには、開示請求者に対し、当該箇所を補筆し、又は訂正するよう求めるものとする。

3　開示請求を受け付けた場合の説明等

開示請求書が提出されたときは、当該開示請求書に収受印を押印し、次の事項について説明するものとする。

(1) 保有個人情報の開示は、開示決定等に日時を要するため、原則として開示請求書の受付と同時には行われないこと。

(2) 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内に行い、保有個人情報の開示をする旨の決定について（細則様式第３号。以下「開示決定通知書」という。）又は個人情報の開示をしない旨の決定について（細則様式第４号）（以下これらを「開示決定等通知書」と総称する。）により通知するものであること。

(3) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときには、(2)に規定する期間を延長することがあり、その場合には保有個人情報開示決定等の期限の延長について（細則様式第５号。以下「開示決定等期限延長通知書」という。）により通知するものであること。

(4) 開示決定に基づき、保有個人情報の開示を受ける際は、開示決定通知書を持参し、提示するとともに、２の(2)の本人確認書類を再度提示しなければならないこと。

(5) 開示に係る写しの交付その他物品の供与（以下「写しの交付等」という。）には、費用の負担が必要であること。

(6) 任意代理人による開示請求を受け付けた場合は、本人の意思を電話等で確認する場合があること。

4　開示請求書の受付後の取扱い

開示請求書を受け付けた場合は、次により迅速に処理するものとする。

(1) 県政情報センターで受け付けた場合

開示請求書の写し（乾式複写機により複写した文書又はスキャナにより作成した電磁的記録をいう。以下同じ。）を主務課等へ送付すること。開示請求書の正本は、県政情報・文書課において保管するものとする。

(2) 県政情報コーナーで受け付けた場合

開示請求書の写しを県政情報センターへ送信するとともに、開示請求書の正本を県政情報センターへ送付すること。県政情報センターは、(1)により処理すること。

(3) 開示請求者が来訪して請求を行ったときは、開示請求書を受け付けた個人情報窓口は、開示請求書の副本を作成し、開示請求者に交付するものとする。

なお、任意代理人による開示請求書を受け付けた個人情報窓口は、必要に応じて電話等で本人の委任の意思を確認し、本人の意思と異なる疑いがある場合は主務課等にその旨を伝えるものとする。

5　主務課等における開示請求の手続事務

(1) 主務課等は、個人情報窓口から開示請求書の送付を受けたときは、形式的要件の具備を確認するものとする。この場合において、開示請求書の記入欄に記入漏れ又は不明な箇所があり、当該箇所の補正を求めるときは、社会通念上必要とされる相当の期間を定めるとともに、請求者に対し、補正の参考になる情報を提供するものとする。

(2) 任意代理人による開示請求書の送付を受けた主務課等は、必要に応じて電話等で開示請求の内容や委任の意思等本人の意思を確認し、本人の意思と異なる場合は補正等を求めるものとする。

6　開示請求の形式的不備

主務課等は、次に掲げる場合は、当該開示請求に対して不開示決定（法第82条第２項の決定をいう。）を行うものとする。

(1) 開示請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、開示請求者が補正に応じなかった場合又は相当の期間内に補正を行わなかった場合

(2) 任意代理人による開示請求書を受け付け、受付後に行った本人の意思確認の結果、開示請求者に補正を求めたにもかかわらず開示請求者が補正に応じなかった場合若しくは相当の期間内に補正を行わなかった場合又は委任関係に疑義がある場合等本人の意思とは異なる開示請求が行われていると認められる場合

(3) 開示請求のあった個人情報が政令第16条に掲げる文書に記録され保有個人情報に該当しない場合、法第88条第１項の規定により他の法令による開示を行う保有個人情報である場合又は法第124条各項の規定により適用除外となる保有個人情報である場合

7　開示決定等

(1) 個人情報の特定

主務課等は、開示請求のあった保有個人情報について、文書管理目録、文書分類表、文書件名目録及び個人情報ファイル簿による検索等により、当該保有個人情報の存在の有無の確

認、保有個人情報の内容等の特定を行うとともに、特定した保有個人情報の内容について、開示請求書を受付した個人情報窓口に速やかに報告するものとする。

(2) 個人情報の内容の検討

主務課等は、(1)により特定した保有個人情報の内容が法第78条第１項各号、第80条又は第81条に該当するかどうかを検討するものとする。

(3) 開示決定等の期限

個人情報窓口に開示請求書が提出された日をもって、法第83条第１項に規定する開示請求があった日として取り扱うものとし、当該開示請求があった日の翌日から起算して30日以内に開示決定等を行うものとする。この場合、開示請求書の補正に要した日数は、開示決定等の期間に含まないものとする。

(4) 開示決定等の決裁

イ　開示の可否の決定は、事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の定めるところにより、本庁にあっては各課室長、地方機関にあっては当該地方機関の長が行うものとする。

ロ　開示決定等に当たっては、総合文書システム又は回議用紙を用いて回議するものとする。この場合、回議書には、開示決定等の内容の案及び審査内容を記載するとともに、開示決定等通知書の案、第三者へ意見書提出の機会を付与した場合は、その意見書等を添付するものとする。

(5) 内部調整

開示決定等に当たっては、次により内部調整を行うものとする。

イ　県政情報・文書課長への協議

主務課等は、開示決定等（開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を除く。）に当たっては、当分の間、県政情報・文書課長に協議すること。この場合、地方機関にあっては、本庁の主務課室を通じて協議を行うこととし、協議書に開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の写し（開示請求の対象外となる部分又は不開示部分がある場合については、その部分が明確に分かるようにしたもの）及び開示決定等通知書の案を添付の上、原則として開示決定等の７日前（閉庁日は算入しない。）までに行うものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が過去に全部を開示した実績があるものである場合又は平成16年４月１日以降において開示決定等の実績があり、かつ、県政情報・文書課長が当該開示決定等の判断を変更する必要がないと認めるものである場合は、県政情報・文書課長への協議を省略することができるものとする。

ロ　関係課所等との連絡及び調整

主務課等は、開示請求に係る保有個人情報が他の主務課等に関連するものである場合、又は県の他の機関から提供を受けたものである場合は、必要な調整を行うものとする。

(6) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第三者の権利利益の保護の観点から、開示決定等を慎重かつ公正に行うため、第６の９に定めるところにより、第三者に対し、意見書の提出の機会を与えるものとする。

(7) 開示決定等通知書の記載要領

開示決定等通知書の作成については、「個人情報の保護に関する法律等の解釈及び運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）の資料編「記載要領」による。

(8) 開示決定等の期限の延長

事務処理上の困難その他正当な理由により、開示決定等の期限を延長する場合は、次のことに留意の上、開示請求者に対し、開示決定等期限延長通知書により通知するものとする。

イ　延長期間は、30日以内で必要最小限とすること。

ロ　開示決定等期限延長通知書は、個人情報窓口で開示請求書を受付した日の翌日から起算して30日以内に開示請求者に到達するよう送付すること。

ハ　主務課等は、開示決定等期限延長通知書の写しを県政情報・文書課に送付すること。

ニ　開示決定等期限延長通知書の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

(9) 開示決定等の期限の特例延長

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、次のことに留意の上、開示請求者に対し、保有個人情報開示決定等の期限の特例延長通知書（細則様式第６号）により通知するものとする。

イ　延長期間は、必要最小限とすること。

ロ　開示決定等期限特例延長通知書は、個人情報窓口で開示請求書を受付した日の翌日から起算して30日以内に開示請求者に到達するよう送付すること。

ハ　主務課等は、開示決定等期限特例延長通知書の写しを県政情報・文書課に送付すること。

ニ　開示決定等期限特例延長通知書の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

(10) 開示決定等通知書の送付

イ　主務課等は、開示決定等をした場合は、速やかに開示決定等通知書を作成し、開示請求者に送付すること。開示を実施する場合にあっては、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（細則様式第13号。以下「開示の実施方法等申出書」という。）を同封するものとする。ただし、開示請求書に記載された開示の実施方法及び開示の実施希望日により開示を実施できるときは、開示の実施方法等申出書は送付しないものとする。

ロ　開示決定等通知書の写しを県政情報・文書課に送付すること。

ハ　開示を実施する場所が県政情報コーナーである場合は、県政情報・文書課は、当該県政情報コーナーに開示決定通知書の写しを送付すること。

(11) 審査会への報告

主務課等は、法第81条の規定による開示請求を拒否する旨の決定をした場合は、審査会に対し、別記様式第６号により当該決定をした理由等を報告しなければならない。ただし、当該決定に対する審査請求があり、第９の３により審査会に諮問する場合はこの限りでない。

(12) 開示決定等の変更

イ　主務課等は、判決又は裁決等により、既に行った開示決定等を変更する場合には、変更決定通知書を作成し、開示請求者等に送付するものとする。

ロ　変更決定通知書は、細則様式第３号及び第４号に準じて作成するものとし、その作成に当たっては、県政情報・文書課長が指導、助言等を行うものとする。

8　開示請求に係る事案の移送

(1) 事案の移送の手続

主務課等は、開示請求のあった保有個人情報（情報提供等の記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第23条第１項及び第２項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。以下同じ。）を除く。(2)において同じ。）が、他の行政機関等において開示決定等をすることにつき正当な理由がある場合は、当該他の行政機関等と協議の上、当該他の行政機関等に対し、事案を移送することができる。この場合、主務課等は、事案を移送した旨を開示請求者に通知しなければならない。ただし、事案の移送は行政内部の問題であるから、開示決定等の期限については、法第83条第１項により、当初の開示請求のあった時点から進行することに留意するものとする。

イ　他の行政機関等との協議

主務課等は、他の行政機関等に開示請求に係る事案を移送しようとするときは、当該行政機関等の担当課（室）所と協議を行うものとする。この場合において、事案の移送に係る協議が整った場合は、主務課等は保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（細則様式第７号。以下「開示請求事案移送書」という。）により当該行政機関等に開示請求書を送付するものとする。

ロ　事案を移送した旨の通知

主務課等は、イにより他の行政機関等に事案を移送した場合は、次のことに留意の上、開示請求者に対し、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（細則様式第８号。以下「開示請求事案移送通知書」という。）により通知するものとする。

ハ　開示請求事案移送書及び開示請求事案移送通知書の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

ニ　主務課等は、開示請求事案移送書及び開示請求事案移送通知書の写しを県政情報・文書課に送付すること。

ホ　他の行政機関等の開示への協力

主務課等は、移送先である他の行政機関等が法第85条第３項の規定により開示を実施する場合、当該他の行政機関等の求めに応じて開示の実施に必要な協力を行うものとする。

(2) 他の行政機関等から事案の移送を受けた場合

主務課等は、他の行政機関等から事案の移送を受けた場合は、法第85条第２項及び第３項の規定により、開示決定等及び開示の実施を本要綱の定めるところにより行うものとする。この場合においては、移送元である他の行政機関等に対して開示の実施に必要な協力を求めるものとする。

9　第三者情報の取扱い

(1) 第三者に対する意見照会の手続

イ　開示請求の対象となった保有個人情報に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者を除く。以下この項、(3)、(4)及び第９の７において同じ。）に関する情報が含まれている場合は、第三者の権利利益の保護の観点から、開示決定等を慎重かつ公正に行うため、必要に応じ、当該第三者に対し、当該第三者の情報を含

む保有個人情報について開示請求があった旨を保有個人情報の開示請求に関する意見について（細則様式第９号）により通知し、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（細則様式第11号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。ただし、法第86条第２項に規定する場合は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（細則様式第10号）により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

ロ　イの意見書はおおむね一週間以内に提出されるよう協力を求めるものとする。

(2) 意見照会に当たっての注意事項

意見照会に当たっては、開示請求者の個人の識別性を可能な限り消去して行うなど、開示請求者の権利利益の保護に十分配慮した上で行うものとする。

(3) 意見照会の内容

第三者に意見を求める場合の内容は、おおむね次のとおりとする。

イ　個人に関する情報については、プライバシーの侵害の有無

ロ　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益の侵害の有無

(4) 反対意見書が提出された場合の措置等

意見書の提出の機会を与えた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該第三者が開示されると支障があるとした部分を開示する旨の決定をするときは、当該第三者に対して争訟の機会を確保するため、次の措置等を講ずるものとする。

イ　開示を実施する日

開示を実施する日は、開示決定の日の翌日から起算して15日目（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第１条第１項に規定する休日に当たるときは、その翌日）以降としなければならない。ただし、第三者の争訟の機会を確保するため正当な理由があるときは、２週間を超える期間を置くことができる。

ロ　保有個人情報の開示に反対の意思を表示した第三者への通知

(ｲ) 主務課等は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（細則様式第12号。以下「反対意見書提出者通知書」という。）を作成し、反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(ﾛ) 主務課等は、反対意見書提出者通知書及び反対意見書の写しを県政情報・文書課に送付するものとする。

10　保有個人情報の開示の方法

(1) 行政文書（電磁的記録を除く。）に記録された保有個人情報の開示の方法

文書又は図画（以下「文書等」という。）の場合は、閲覧又は写しの交付により行うものとする。

イ　閲覧の方法

原本又はそれを複写したものを指定の場所で閲覧に供することにより行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ記載したとおりに行う。

(ｲ) 原本を閲覧に供することにより、それを破損し、又は汚損するおそれがある場合

原本を複写したものを閲覧に供するものとする。

(ﾛ) 請求に係る保有個人情報が記録された文書等の中に、当該保有個人情報以外の記載部分がある場合

当該保有個人情報以外の記載部分がページ単位で区分できるときは、当該部分に係るページを取り外したものを閲覧に供するものとする。

当該部分が同一ページにあるときは、当該部分を被覆して複写し、当該白抜き部分は請求者の保有個人情報ではない旨明記する等の処理をした上で閲覧に供するものとする。

(ﾊ) 部分開示をする場合

不開示情報に係る部分がページ単位で区分できるときは、当該部分に係るページを取り外したものを閲覧に供するものとする。

当該部分が同一ページにあるときは、当該部分をカバーアップテープ等で覆ったもの又は該当ページを複写した上で当該部分を黒インク等で塗りつぶし、再度複写したものを閲覧に供するものとする。

ロ　写しの交付の方法

文書等の原本又はそれを複写したものについて、乾式複写機により作成した写しを交付することにより行うものとする。文書等の中に請求の対象となった保有個人情報以外の情報が含まれている場合又は部分開示をする場合は、イ(ﾛ)又は(ﾊ)に準じて分離した上で、その写しを作成する。

(2) 電磁的記録（パーソナルコンピュータ以外の専用機器により開示を行うものを除く。）に記録された保有個人情報の開示の方法

電磁的記録の場合は、請求者の申出内容等を勘案し、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付、パーソナルコンピュータにより再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取又は電磁的記録媒体に複製したものの供与により行うものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合であって、電磁的記録による開示の実施が容易でない、新たなソフトウェアの購入を要する等、請求者の希望する方法により開示することが困難なときは、可能な方法により行うものとする。

イ　閲覧、視聴又は聴取の方法

原則として、庁舎外利用パソコン等の行政情報ネットワークに接続していない端末により、複製物を閲覧、視聴又は聴取に供するものとする。ただし、原本がＣＤ－ＲＯＭ等の電磁的記録媒体に記録されている場合で、原本を閲覧、視聴又は聴取に供することにより業務に支障が生じないときは、この限りでない。

また、次に掲げる場合はそれぞれ記載したとおりに行う。

(ｲ) 請求に係る保有個人情報が記録された電磁的記録の中に、当該保有個人情報以外の記載部分がある場合

当該保有個人情報以外の記載部分が容易に分離できるときは、当該部分を除外したものを閲覧、視聴又は聴取に供するものとする。

当該部分が容易に分離できないときは、用紙に出力して上記(1)イ(ﾛ)と同様に処理するなど、当該部分について閲覧、視聴又は聴取ができない措置を講じた上で開示を行うものとする。

(ﾛ) 部分開示をする場合

請求に係る保有個人情報が記録された電磁的記録がエクセルファイルのときは、不開示情報を削除した後でセルを黒く塗り潰すか、不開示情報を＊（アスタリスク）等の特定の記号に置き換えたものを閲覧に供するものとする。

その他の電磁的記録のときは、実施機関が現に使用しているソフトウェアにより、不開示部分について閲覧、視聴又は聴取ができない措置を講じた上で開示を行うものとする。

ロ　写しの交付等の方法

用紙に出力して交付する場合は、上記(1)ロと同様に行うものとする。

電磁的記録の複製物を供与する場合は、原則として、光ディスク（ＣＤ－ＲＯＭ等）に電磁的記録を複製して複製物を作成し、これを供与するものとする。

電子メール等によるオンラインでの交付は行わないものとする。

(3) パーソナルコンピュータ以外の専用機器による保有個人情報の開示の方法

イ　閲覧、視聴又は聴取の方法

実施機関が現に使用している専用機器により、当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を出力又は再生したものを閲覧、視聴又は聴取に供するものとする。

ロ　写しの交付等の方法

実施機関が現に使用している専用機器により作成した複製物を供与することにより行う。

(4) 郵送による開示の実施

郵送による写しの交付等に当たっては、原則、本人限定受取郵便により送付するものとするが、施設へ入所・入院中であるその他本人限定受取郵便により送付することにより受け取ることができないやむを得ない事情がある場合は親展の簡易書留郵便その他適切な方法により送付するものとする。

11　保有個人情報の開示の実施事務

(1) 保有個人の開示の日時及び場所

保有個人情報の開示は、開示決定通知書であらかじめ指定した日時及び場所（開示の実施方法等申出書の提出を求めた場合にあっては、開示の実施方法等申出書において開示請求者が指定した日時及び場所）で実施するものとする。

(2) 指定した日時以外の保有個人情報の開示の実施

主務課等は、開示請求者がやむを得ない事情により、あらかじめ指定した日時に保有個人情報の開示を受けることができないときは、開示請求者と再度調整の上、別の日時に保有個人情報の開示を実施することができるものとする。この場合、新たに開示決定通知書の送付は要しないものとし、その旨を開示の場所として指定した個人情報窓口に連絡するものとする。

(3) 保有個人情報の閲覧、視聴又は聴取の際の担当職員の立会い

保有個人情報が記録された行政文書（複写した物を含む。）を閲覧、視聴又は聴取に供するときは、主務課等の職員が実施するものとする。

(4) 保有個人情報が記録された行政文書の写しの送付等

イ　保有個人情報が記録された行政文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付の場合

主務課等は、原則として開示を実施する日の前日までに保有個人情報が記録された行政

文書の写しを作成し、単色刷り、多色刷りの別ごとに枚数（両面印刷の場合には１枚ではなく２枚と数えることに注意）を確認して、開示の場所として指定した個人情報窓口に送付するものとする。ただし、開示請求者が当該保有個人情報が記録された行政文書の一部を指定して写しの交付を受けることを希望している場合は、この限りでない。

ロ　電磁的記録の複製物の供与の場合

主務課等は、原則として開示を実施する日の前日までに当該複製物を作成するとともに、その内容等を確認して、開示の場所として指定した個人情報窓口に送付するものとする。

(5) 開示決定通知書の提示及び本人確認

イ　保有個人情報の開示を実施するときは、保有個人情報の開示を受けようとする者に対して、開示決定通知書の提示を求めるとともに、当該開示を受ける者が開示請求者本人（法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、当該代理人本人）であることを確認するものとする。この場合、本人であることの確認は、２の(2)に準じて行うものとする。

ロ　あらかじめ指定した日時以外に開示を実施するときは、開示を行う日が開示決定等の通知を受けた日の翌日から起算して90日以内であるかどうかを確認するものとする。

(6) 保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付等の手続

保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付等の手続は、個人情報窓口において次により行うものとする。

イ　交付等申請書の提出

保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付等をするときは、開示請求者に対して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付等申請書（別記様式第５号）の提出を求めるものとする。

ロ　費用の徴収

(ｲ) 保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付等申請書の提出があったときは、財務規則（昭和39年宮城県規則第７号）第37条第１項の規定により、写しの交付等に要する費用を現金により領収するものとする。

(ﾛ) 郵送により開示を実施するときは、(ｲ)に掲げるもののほか、写しその他の物品の郵送等に要する費用を現金書留又は国内郵便為替により納付させるものとする。

(7) 実施に当たっての注意事項

イ　保有個人情報が記録された行政文書の閲覧、視聴又は聴取を実施するに場合において、開示請求者が当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときは、当該行政文書の閲覧、視聴又は聴取を中止し若しくは禁止するものとする。

ロ　開示請求者がデジタルカメラ等により保有個人情報が記録された行政文書の撮影を行うことは、フラッシュや撮影音等により県政情報センター又は県政情報コーナーの他の利用者の妨げとなるおそれがある場合を除き、これを容認するものとする。この場合、写しの交付等を伴わないことから、費用の徴収は行わないものとする。

第７　保有個人情報の訂正事務

１　案内及び相談等

(1) 個人情報窓口では、担当者が面談により、訂正請求者が訂正を求めている保有個人情報の種類、内容等を把握し、訂正請求として対応すべきものかどうかを確認するものとする。

(2) 適用除外及び他の法令による保有個人情報の訂正等との調整

訂正請求に係る個人情報が政令第16条に掲げる文書に記録され保有個人情報に該当しない場合若しくは法第124条各項の規定により適用除外となる保有個人情報である場合又は当該保有個人情報の訂正に関して他の法令により特別の手続が定められている場合においては、法の規定による訂正請求の対象とはならない旨を、訂正請求者に説明するものとする。

2　個人情報窓口における訂正請求の手続事務

(1) 開示の確認

イ　訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求者に対し、開示決定通知書の提示を求める等の方法により、次の事項を確認するものとする。

(ｲ) 法又は他の法令の規定により開示を受けていること。

(ﾛ) 開示を受けた日の翌日から起算して90日以内であること。

ロ　訂正請求者が開示を受けていない場合又は開示を受けた日から90日を経過している場合は、訂正請求をする前に、開示請求又は他法令の規定に基づく開示の手続を行う必要がある旨を説明するものとする。

(2) 訂正請求者の確認

開示請求の際の方法に準じて行うものとする。

(3) 訂正請求書による訂正請求の方法

開示請求の際の方法に準じて、行わせるものとする。

(4) 訂正請求に係る保有個人情報の内容の確認等

確認に当たっては、主務課等の職員の立会い等を求め、客観的に正誤の判断を行うことができる事実に関する保有個人情報が訂正請求の対象となることを説明する。

(5) 訂正請求書の受付に当たっての留意事項

開示請求の際の留意事項に準ずるものとする。

(6) 郵送による訂正請求

開示請求の際の取扱いに準ずるものとする。

なお、(1)の確認ができる書類を提出させるものとする。

(7) 訂正請求書の記入欄の確認

開示請求の場合に準じて行うものとする。

3　訂正請求を受け付けた場合の説明等

訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書に収受印を押印し、次の事項について説明するものとする。

(1) 保有個人情報の訂正は、訂正決定等に時間を要するため、原則として訂正請求書の受付と同時には行われないこと。

(2) 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に行い、保有個人情報の訂正をする旨の決定について（細則様式第15号。以下「訂正決定通知書」という。）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（細則様式第16号。以下「不訂正決定通知書」という。）により通知するものであること。

(3) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときには、(2)に規定する期間を延長することが

あり、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（細則様式第17号。以下「訂正決定等期限延長通知書」という。）により通知するものであること。

(4) 任意代理人による訂正請求を受け付けた場合は、本人の意思を電話等で確認する場合があること。

4　訂正請求書の受付後の取扱い

開示請求の際の取扱いに準じて行うものとする。

5　主務課等における訂正請求の手続事務

(1) 主務課等は、個人情報窓口から訂正請求書の送付を受けたときは、形式的要件の具備及びその内容を確認するものとする。この場合において、訂正請求書の記入欄に記入漏れ又は不明な箇所があり、当該箇所の補正を求める場合には、社会通念上必要とされる相当の期間を定めるものとする。

(2) 任意代理人による訂正請求書の送付を受けた主務課等は、必要に応じて電話等で訂正請求の内容や委任の意思等本人の意思を確認し、本人の意思と異なる場合は補正等を求めるものとする。

6　訂正請求の形式的不備

主務課等は、次に掲げる場合は、当該訂正請求に対して不訂正決定を行うものとする。

(1) 訂正請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、開示請求者が補正に応じなかった場合又は相当の期間内に補正を行わなかった場合

(2) 任意代理人による訂正請求書を受け付け、受付後に行った本人の意思確認の結果、訂正請求者に補正を求めたにもかかわらず訂正請求者が補正に応じなかった場合若しくは相当の期間内に補正を行わなかった場合又は委任関係に疑義がある場合等本人の意思とは異なる訂正請求が行われていると認められる場合

(3) 訂正請求のあった個人情報が政令第16条に掲げる文書に記録され保有個人情報に該当しない場合又は法第124条各項の規定により適用除外となる保有個人情報である場合又は当該保有個人情報の訂正に関して他の法令により特別の手続が定められている場合

(4) 開示を受けた日の翌日から起算して90日を経過している場合

7　訂正決定等

(1) 訂正請求に係る保有個人情報についての調査

主務課等は、訂正請求に係る保有個人情報について、関係書類の確認及びその他適切な方法により、速やかに調査を行うものとする。この場合、訂正請求者及び訂正請求者以外の個人の権利利益を侵害することのないよう十分配慮するものとする。

(2) 訂正決定等の期限

個人情報窓口において訂正請求書を受け付けた日をもって、法第94条第１項に規定する訂正請求があった日として取り扱うものとし、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正決定等を行うものとする。

(3) 訂正決定等の決裁

開示請求の際の決定の決裁と同様である。

(4) 内部調整

開示請求の際の内部調整に準じて行うものとする。ただし、過去の訂正実績に伴う県政情報・文書課長への協議の省略はできないものとする。

(5) 訂正決定通知書等の記載要領

訂正決定通知書等の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

(6) 訂正決定等の期限の延長

開示請求の際の取扱いに準じて行うものとする。ただし、訂正決定等期限延長通知書は、個人情報窓口において訂正請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に訂正請求者に到達するよう送付すること。

(7) 訂正決定等の期限の特例延長

主務課等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、次のことに留意の上、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（細則様式第18号。以下「訂正決定等期限特例延長通知書」という。）により通知するものとする。

イ　延長期間は、必要最小限とすること。

ロ　訂正決定等期限特例延長通知書は、個人情報窓口において訂正請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に訂正請求者に到達するよう送付すること。

ハ　主務課等は、訂正決定等期限特例延長通知書の写しを県政情報・文書課に送付すること。

ニ　訂正決定等期限特例延長通知書の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

(8) 訂正決定通知書等の送付

訂正決定通知書又は不訂正決定通知書により、開示請求の際の方法に準じて行うものとする。

8　保有個人情報の訂正の実施等

(1) 保有個人情報の訂正の時期

保有個人情報の訂正は、訂正決定を行った後速やかに行うものとする。

(2) 関係課所等が複数にわたる場合の処理

保有個人情報の訂正を行った主務課等は、当該保有個人情報を他の主務課等に利用させ、又は提供している場合にあっては、当該他の主務課等に対し、その訂正を依頼するものとする。

9　保有個人情報の訂正の方法

(1) 文書等に記録されている保有個人情報の訂正

訂正請求に係る保有個人情報が文書等に記録されている場合は、当該文書等の原本の訂正請求に対する決定に該当する部分を二重線で消し、その上部に正確な情報を記入した上で、余白に訂正請求により訂正した旨及び「○字削る○字加入」と記入するなどその他適当な方法により行うものとし、担当者が押印するものとする。この場合において、原本を訂正することに困難な事情があるときは、当該保有個人情報が事実と異なっている旨及び正確な保有個人情報を記した資料を添付する方法その他適当な方法により訂正を行うものとする。

(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の訂正

訂正請求に係る保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合は、当該電磁的記録の該当する部分について適当な方法を用いて訂正を行うものとする。

10　訂正請求に係る事案の移送

開示請求の場合に準じ、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（細則様式第19号）及び保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（細則様式第20号）により行うものとする。

11　提供先に対する訂正実施の通知

(1) 保有個人情報(情報提供等の記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、主務課等は、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、訂正を実施した旨を提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（細則様式第21号）により通知するものとする。

(2) 情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、主務課等は、必要があると認めるときは、番号利用法第31条第１項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、遅滞なく、訂正を実施した旨を前項の様式により通知するものとする。

第８　保有個人情報の利用停止事務

１　案内及び相談等

(1) 案内及び相談

個人情報窓口では、担当者が面接により、利用停止請求者が利用停止を求めている保有個人情報の種類、内容等を把握し、利用停止請求として対応すべきものかどうかを確認するものとする。

(2) 適用除外及び他の法令による保有個人情報の利用停止等との調整

利用停止請求に係る個人情報が政令第16条で定める文書に記録され保有個人情報に該当しない場合若しくは法第124条各項の規定により適用除外となる保有個人情報である場合又は当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令により特別の手続が定められている場合においては、法の規定による利用停止請求の対象とはならない旨を、利用停止請求者に説明するものとする。

(3) 特定個人情報のうち、情報提供等の記録については、番号利用法第31条第１項により利用停止請求は認められていないことに留意するものとする。

２　個人情報窓口における利用停止請求等の手続事務

(1) 開示等の確認

訂正請求の際の方法に準じて行うものとする。

(2) 利用停止請求者の確認

開示請求の際の方法に準じて行うものとする。

(3) 利用停止請求書による利用停止請求の方法

開示請求の際の方法に準じて、行わせるものとする。

(4) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容の確認等

確認に当たっては、必要に応じ主務課等が職員の立会い等を求め、利用停止を求める区分等を確認するものとする。

(5) 利用停止請求書の受付に当たっての留意事項

開示請求の際の留意事項に準ずるものとする。

(6) 郵送による利用停止請求

開示請求の際の取扱いに準ずるものとする。

なお、(1)の確認ができる書類を提出させるものとする。

(7) 利用停止請求書の記入欄の確認

開示請求の場合に準じて行うものとする。

3　利用停止請求を受け付けた場合の説明等

利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書に収受印を押印し、次の事項について説明するものとする。

(1) 保有個人情報の利用停止は、利用停止決定等に時間を要するため、原則として請求書の受付と同時には行われないこと。

(2) 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に行い、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（細則様式第23号。以下「利用停止決定通知書」という。）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（細則様式第24号。以下「不利用停止決定通知書」という。）により通知するものであること。

(3) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときには、(2)に規定する期間を延長することがあり、その場合には、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（細則様式第25号。以下「利用停止決定等期限延長通知書」という。）により通知するものであること。

(4) 任意代理人による利用停止請求を受け付けた場合は、本人の意思を電話等で確認する場合があること。

4　利用停止請求書の受付後の取扱い

開示請求の際の取扱いに準じて行うものとする。

5　主務課等における利用停止請求の手続事務

(1) 主務課等は、個人情報窓口から利用停止請求書の送付を受けたときは、形式的要件の具備及びその内容を確認するものとする。この場合において、利用停止請求書の記入欄に記入漏れ又は不明な箇所があり、当該箇所の補正を求める場合には、社会通念上必要とされる相当の期間を定めるものとする。

(2) 任意代理人による利用停止請求書の送付を受けた主務課等は、必要に応じて電話等で利用停止請求の内容や委任の意思等本人の意思を確認し、本人の意思と異なる場合は補正等を求めるものとする。

6　利用停止請求の形式的不備

主務課等は、次に掲げる場合は、当該利用停止請求に対して不利用停止決定を行うものとす

る。

(1) 利用停止請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、利用停止請求者が補正に応じなかった場合又は相当の期間内に補正を行わなかった場合

(2) 任意代理人による利用停止請求書を受け付け、受付後に行った本人の意思確認の結果、利用停止請求者に補正を求めたにもかかわらず利用停止請求者が補正に応じなかった場合若しくは相当の期間内に補正を行わなかった場合又は委任関係に疑義がある場合等本人の意思とは異なる利用停止請求が行われていると認められる場合

(3) 利用停止請求のあった個人情報が政令第16条で定める文書に記録され保有個人情報に該当しない場合若しくは法第124条各項の規定により適用除外となる保有個人情報である場合又は当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令により特別の手続が定められている場合

(4) 利用停止請求のあった特定個人情報が情報提供等の記録である場合

(5) 開示を受けた日の翌日から起算して90日を経過している場合

7　利用停止決定等

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報についての調査

主務課等は、利用停止請求に係る保有個人情報について、関係書類の確認及びその他適切な方法により、速やかに調査を行うものとする。この場合、利用停止請求者及び利用停止請求者以外の個人の権利利益を侵害することのないよう十分配慮するものとする。

(2) 利用停止決定等の期限

個人情報窓口において利用停止請求書を受け付けた日をもって、法第102条第１項に規定する利用停止請求があった日として取り扱うものとし、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に利用停止決定等を行うものとする。

(3) 利用停止決定等の決裁

開示請求の際の決定の決裁と同様である。

(4) 内部調整

開示請求の際の内部調整に準じて行うものとする。ただし、過去の利用停止の実績に伴う県政情報・文書課長への協議の省略はできないものとする。

(5) 利用停止決定通知書等の記載要領

利用停止決定通知書等の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

(6) 利用停止決定等の期限の延長

開示請求の際の取扱いに準じて行うものとする。ただし、利用停止決定等期限延長通知書は、個人情報窓口において利用停止請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に利用停止請求者に到達するよう送付すること。

(7) 利用停止決定等の期限の特例延長

主務課等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、次のことに留意の上、利用停止請求者に対し、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（細則様式第26号。以下「利用停止決定等期限特例延長通知書」という。）により通知するものとする。

イ　延長期間は、必要最小限とすること。

ロ　利用停止決定等期限特例延長通知書は、個人情報窓口において利用停止請求書を受け付

けた日の翌日から起算して30日以内に利用停止請求者に到達するよう送付すること。

ハ　主務課等は、利用停止決定等期限特例延長通知書の写しを県政情報・文書課に送付すること。

ニ　利用停止決定等期限特例延長通知書の作成については、解釈運用基準の資料編「記載要領」による。

(8) 利用停止決定通知書等の送付

利用停止決定通知書又は不利用停止決定通知書により、開示請求の際の方法に準じて行うものとする。

8　保有個人情報の利用停止の実施等

(1) 保有個人情報の利用停止の時期

保有個人情報の利用停止は、利用停止決定を行った後速やかに行うものとする。

(2) 関係課所等が複数にわたる場合の処理

保有個人情報の利用停止を行った主務課等は、当該保有個人情報を他の主務課等に利用させ、又は提供している場合にあっては、当該他の主務課等に対し、その利用停止を依頼するものとする。

9　保有個人情報の利用停止の方法

利用停止は、次に掲げる方法によるほか、利用停止する保有個人情報の取扱いの状況や保有個人情報が記録されている媒体の種類に応じ、適切な方法により行うものとする。

(1) 利用又は提供の停止

イ　保有個人情報が記録されたデータベースへのアクセスを停止する。

ロ　提供先への文書の送付を中止する。

(2) 消去の方法

イ　保有個人情報が記録された部分を塗りつぶす（文書又は図画の場合）。

ロ　保有個人情報が記録された部分を電磁的に消去する。

第9　審査請求

1　審査請求書の受付等

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 県政情報センターにおける審査請求書の受付

県政情報センターへ審査請求書が提出された場合は、当該審査請求書を受け付け、直ちに当該審査請求に係る開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る本庁各課室（地方機関が開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等をした場合又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る場合にあっては、本庁の主務課室）に送付するものとする。ただし、県政情報コーナーにおいては、審査請求書の受付は、行わないものとする。

(2) 本庁各課室における審査請求書の受付

本庁各課室へ審査請求書が提出され、又は所管に係る地方機関から審査請求書が送付された場合は、当該審査請求書を受付するとともに、その写しを県政情報・文書課に送付するものとする。

(3) 地方機関における審査請求書の受付

地方機関へ審査請求書が提出された場合は、当該審査請求書を受け付け、直ちに本庁の主務課室に送付するものとする。当該地方機関から当該審査請求書の送付を受けた本庁各課室は、その写しを県政情報・文書課に送付するものとする。

2　審査請求書の審査

(1) 記載事項の確認

審査請求は、行政不服審査法の規定に基づき、次の要件について確認するものとする。

イ　処分についての審査請求書の記載事項の確認

(ｲ) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(ﾛ) 審査請求に係る処分の内容

(ﾊ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

(ﾆ) 審査請求の趣旨及び理由

(ﾎ) 処分庁の教示の有無及びその内容

(ﾍ) 審査請求の年月日

(ﾄ) 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査請求をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所

ロ　不作為についての審査請求書の記載事項の確認

(ｲ) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(ﾛ) 当該不作為に係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求についての内容及び年月日

(ﾊ) 審査請求の年月日

ハ　代表者若しくは管理人、総代又は代理人があるときは、それぞれの資格を証明する書面の添付の有無（法人登記簿の謄本・抄本、代表者又は管理人を選任したことを証する総会議事録等の写し、代理人委任状等）

ニ　処分についての審査請求にあっては、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内の審査請求かどうか。

ホ　不作為についての審査請求にあっては、開示決定等については法第83条又は第84条、訂正決定等については法第94条又は第95条、利用停止決定等については法第102条又は第103条の規定による決定期間を経過した審査請求かどうか。

ヘ　審査請求適格の有無（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等によって直接に自己の権利利益を侵害された者又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る当該開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求をした者かどうか。）

(2) 審査請求書の補正

イ　本庁各課室は、審査請求が(1)の要件を満たさず不適法であっても、補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

ロ　補正を命ずる場合は、当分の間、県政情報・文書課長に協議するものとする。

(3) 審査請求についての却下等の裁決

イ　却下の裁決

本庁各課室は、審査請求が次のいずれかに該当する場合には、当該審査請求について却下の裁決を行い、審査請求人に対して裁決書の謄本を送達し、審査請求人以外の審理関係人(審査請求人及び参加人をいう。以下同じ。)へ裁決書の謄本を送付するとともに、その写しを県政情報・文書課へ送付するものとする。

なお、却下の裁決をする場合は、当分の間、県政情報・文書課長と協議するものとする。

(ｲ) 審査請求が不適法であり、かつ、補正不能である場合

(ﾛ) 補正命令に応じなかった場合

(ﾊ) 補正命令に定める補正の期間を経過した場合

ロ　全部認容の裁決

本庁各課室は、次のいずれかに該当する裁決を行う場合は、審査請求人に対して裁決書の謄本を送達し、審査請求人以外の審理関係人へ裁決書の謄本を送付するとともに、その写しを県政情報・文書課へ送付するものとする。

なお、全部認容の裁決をする場合は、当分の間、県政情報・文書課長と協議するものとする。

(ｲ) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする裁決（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(ﾛ) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする裁決

(ﾊ) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする裁決

3　弁明書の作成及び審査会への諮問

(1) 弁明書の作成等

イ　本庁各課室は、次に掲げる区分に応じ、審査請求人及び参加人の人数に応じて必要な部数の弁明書を作成するものとする。

なお、弁明書の作成に当たっては、開示決定等の内容を明示した上で、開示決定等の根拠となる法の条項を示して当該条項に該当する理由を具体的に記載するものとする。

(ｲ) 処分についての審査請求に対する弁明書（別記様式第７号）

(ﾛ) 不作為についての審査請求に対する弁明書（別記様式第８号）

ロ　弁明書の送付

本庁各課室は、弁明書送付書（別記様式第９号及び別記様式第10号）により、弁明書を審査請求人及び参加人に送付するとともに、提出すべき相当の期間及び部数を定めて反論書（参加人の場合は意見書）の提出を求めるものとする。

ハ　反論書（意見書）の送付

本庁各課室は、審査請求人から反論書の提出があったときは、これを参加人（他に審査請求人がいる場合は当該審査請求人）に送付するものとし、参加人から意見書の提出があったときは、これを審査請求人（他に参加人がいる場合は当該参加人）に送付するものとする。

なお、本庁各課室は反論書及び意見書の写しを審査会に送付するものとする。

(2) 審査会への諮問

本庁各課室は、審査請求を却下する場合又は２(3)ロの裁決をする場合を除き、改めて調査・検

討等を要さない事案にあっては、審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、その他の事案にあっては、特段の事情がない限り審査請求のあった日の翌日から起算して90日以内に次により審査会へ諮問するものとする。ただし、これらの期間には、当該審査請求に係る書類の補正に要した日数は含まないものとする。

なお、審査請求人の求めがあった場合は、事案の事務処理の進行状況及び見通し等について回答するものとする。

イ　諮問書の作成

本庁各課室は、諮問書（開示決定等に係る審査請求にあっては細則様式第27号、訂正決定等に係る審査請求にあっては細則様式第28号、利用停止決定等に係る審査請求にあっては細則様式第29号、不作為に係る審査請求にあっては細則様式第30号）を作成するものとする。ただし、不作為に係る審査請求にあっては、県政情報・文書課長と協議するものとする。

ロ　諮問書の提出

本庁各課室は、諮問書に次に掲げる書類等を添付して審査会に提出するものとする。

(ｲ) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（写し）

(ﾛ) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（写し）

(ﾊ) 審査請求書（写し）

(ﾆ) 弁明書（写し）

(ﾎ) 審査請求に係る経過説明書

(ﾍ) 当該諮問に係る事案の概要書

(ﾄ) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容及び当該決定等についての判断理由を分類し、又は整理した資料

(ﾁ) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された行政文書（写し）

(ﾘ) その他必要な書類

ハ　諮問をした旨の通知

本庁各課室は、審査会に諮問したときは、速やかに宮城県個人情報保護審査会への諮問について（細則様式第31号。以下「諮問通知書」という。）を作成し、法第105条第３項において準用する同条第２項に掲げるものに通知するとともに、その写しを県政情報・文書課に送付するものとする。

4　審理手続への対応

(1) 行政不服審査法に基づく審理手続への対応

本庁各課室においては、行政不服審査法第２章第３節の審理手続（口頭意見陳述、提出書類の閲覧等）に審査庁として対応するものとする。

なお、上記審理手続において作成又は取得した書類（証拠書類、証拠物、口頭意見陳述記録等）がある場合は、速やかに審査会に当該書類の写しを提出するものとする。

(2) 審査会の意見聴取等への対応

本庁各課室の職員は、審査会からの求めに応じ、審査会の指定する方法により審査会の審議に必要な資料を作成し、提出しなければならない。また、審査会から当該資料について説

明又は意見を求められた場合等は、これに応じなければならない。

5　提出資料の閲覧等において県政情報・文書課が行う事務

(1) 閲覧等申請書の受付

審査会に提出された意見書若しくは資料（以下「提出資料」という。）の閲覧又はそれらの写しの交付その他の物品の供与（以下「閲覧等」という。）の申請に係る閲覧等申請書（別記様式第11号）は、県政情報・文書課においてのみ受付するものとする。

(2) 閲覧等申請書の受付に当たっての留意事項

イ　審査請求人、参加人、諮問実施機関による申請であるかどうかを確認するものとする。この場合において、代理人による申請については、委任状等の提出等により代理関係を確認するものとする。

ロ　郵送又はファクシミリによる閲覧等の申請における閲覧等申請書の受付に当たっては、当該閲覧等申請書に必要事項がすべて記入されていること及びこれらの記入事項によって閲覧等の申請に係る提出資料の内容が特定できるかどうかを確認するものとする。

(3) 閲覧等申請書を受付した場合の説明等

閲覧等申請書を受付した場合は、当該申請書に収受印を押印し、その写しを申請者に交付するとともに、次の事項について説明するものとする。

イ　提出資料の閲覧等は、閲覧等の決定に日時を要するため、原則として閲覧等申請書の受付と同時には行われないこと。

ロ　提出資料の写しの交付等を受けるときは、費用の負担が必要であること。

(4) 提出資料の閲覧等の実施事務

イ　日時及び場所

提出資料の閲覧等は、審査会からの閲覧等に応じるか否かの回答書（以下「閲覧等回答書」という。）によりあらかじめ指定された日時において、県政情報センターで実施するものとする。

ロ　閲覧等回答書の提示

提出資料の閲覧等を実施する際には、閲覧等回答書の提示を求めるものとする。

ハ　提出資料の写しの交付等手続

提出資料の写しを交付する場合等の手続については、保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付等の例によるものとする。

6　答申の内容の公表

(1) 県政情報・文書課長は、諮問に対する答申の内容の公表に係る審査会の決定に基づき、当該答申の内容が記載された資料を個人情報窓口に送付し、県政情報・文書課のホームページに掲載するものとする。

(2) 個人情報窓口は、当該資料の送付を受けたときは、これを個人情報窓口に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

7　審査請求に対する裁決

(1) 本庁各課室は、答申書の送付を受け、審理手続を終結した時は、速やかに審理手続終結通

知書(別記様式第12号)を作成し、審理関係人に通知するものとする。

(2) 本庁各課室は、答申書の送付があったときは、原処分を妥当とする答申などにあっては、答申を受けた日の翌日から起算して30日以内に、その他の事案にあっては、特段の事情がない限り答申を受けた日の翌日から起算して60日以内に、事務決裁規程の定めるところにより部（局）長の決裁を経て当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(3) 本庁各課室は、当該審査請求に対する裁決をしたときは、審査請求人に対して裁決書の謄本を送達し、審査請求人以外の審理関係人へ裁決書の謄本を送付するとともに、その写しを県政情報・文書課へ送付するものとする。

(4) 審査請求についての裁決が、次のいずれかに該当する裁決である場合には、法第107条第１項において準用する法第86条第３項の規定により、第６の９に定める措置等に準じた措置等を講ずるものとする。

イ　開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

ロ　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(5) 本庁各課室が答申と異なる裁決をしたときは、審査会に対し、当該裁決の判断理由を説明しなければならない。

(6) 既に行った開示決定等を変更する場合等に係る保有個人情報が記録された行政文書の開示の実施に伴う費用の徴収については、以下のとおり取り扱うこととする。

イ　既に行った開示決定等を変更する場合における写しの交付等に要する費用及び郵送等に要する費用の徴収は、第６の11の(6)に準じて行うものとする。ただし、従前の開示決定等に基づく写しの交付等を行っていた場合においては、変更後に改めて開示を実施する保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付等に要する費用及び郵送等に要する費用から、既に徴収した従前の開示決定等に基づく写しの交付等に要した費用及び郵送等に要した費用を差し引いた額を徴収するものとする。

ロ　既に行った開示決定等が取り消された場合等、新たに開示決定等を行う場合における写しの交付等に要する費用及び郵送等に要する費用の徴収は、第６の 11 の(6)に準じて行うものとする。

第10　他の法令の規定による審査会への諮問等

１　審査会への諮問事項

主務課等が審査会へ諮問をしなければならない事項は、第９の３に定めるもののほか、次のとおりとする。

諮　問　事　項　の　内　容	根拠条項
住民票の記載等に係る本人確認情報の通知に係る本人確認情報の保護に関する事項	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項

特定個人情報保護評価の第三者点検	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号）

２　諮問等の手続

審査会への諮問の手続は次によるものとする。

(1) 内部調整

主務課等は、審査会への諮問事項について、諮問書を提出する場合には、事前に県政情報・文書課長に協議するものとする。また、地方機関が諮問する場合は、本庁の主務課室を通じて県政情報・文書課長に協議するものとする。

(2) 諮問書の作成及び諮問

主務課等は、(1)の協議が終了した後、次に掲げる資料を添付した諮問書を作成し、審査会に提出するものとする。

イ　諮問に係る個人情報の取扱い及びその理由について説明した資料

ロ　その他必要な資料

(3) 審査会における説明

主務課等は、審査会が必要と認めるときは、審査会において意見陳述又は説明若しくは必要な資料の提出を行うものとする。

第11　実施機関が取り扱う個人情報等に関する苦情の申出事務

１　案内及び相談

個人情報窓口では、実施機関が取り扱う個人情報等に関する苦情の申出（以下「苦情申出」という。）があったときは、担当者が面談により苦情申出の趣旨、内容等を把握し、苦情を申し出た者（以下「苦情申出者」という。）を担当する主務課等へ案内するなど適切な対応をするものとする。

２　苦情申出処理票への記入等

(1) 個人情報窓口の職員は、苦情の申出を受け付けたときは、その内容を苦情申出処理票（実施機関が保有する個人情報等）（別記様式第13号。以下「苦情申出処理票」という。）に取りまとめるものとする。この場合において苦情の申出者が回答を求めたときは、当該申出者の住所、氏名、電話番号等を確認するものとする。

(2) 電話による苦情の申出についても、この方法に準じて処理するものとする。

(3) 主務課等で苦情申出を受け付けたときは、個人情報窓口に準じて処理するものとする。

３　苦情申出に対する処理

苦情申出を受け付けた場合は、次により迅速に処理するものとする。

(1) 県政情報センターで受け付けた場合

苦情申出処理票を主務課等へ送付すること。この場合、苦情申出に係る個人情報等の主務課等が地方機関であるときは、管轄のコーナーにその写しを送付すること。

(2) 県政情報コーナーで受け付けた場合

苦情申出処理票を主務課等へ送付するとともに、その写しを県政情報センターへ送付すること。この場合において、主務課等が当該県政情報コーナーの置かれている地方振興事務所等の所管区域外に存する地方機関であるときは、その写しを管轄のコーナーへ送付すること。

(3) 主務課等で受け付けた場合

苦情申出処理票の写しを県政情報センターに送付すること。この場合、主務課等が地方機関であるときは、管轄のコーナーにもその写しを送付すること。

4　主務課等における苦情の処理及び処理結果等の通知

(1) 主務課等は、苦情申出処理票を作成し、又は個人情報窓口から苦情申出処理票の送付を受けたときは、その内容を検討の上、個人情報等の取扱いについて適切な措置を行うものとする。この場合、苦情申出者から回答を求められたときは、苦情申出者が求める方法により、回答するものとする。

(2) 主務課等は、苦情の申出に係る処理結果を苦情申出処理票に記入するとともに、その写しを県政情報センター（地方機関にあっては、県政情報センター及び管轄のコーナー）に送付するものとする。この場合、苦情申出者に文書で回答したときは、その写しを添付するものとする。

第12　運用状況の公表等

県政情報・文書課長は、毎年度、前年度の運用状況について、各実施機関分を取りまとめ、次の事項を宮城県公報に登載することにより公表するものとする。

(1) 個人情報ファイル簿の作成件数及び要配慮個人情報を含む個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成件数

(2) 番号利用法第２条第５項に規定する個人番号が含まれる特定個人情報ファイル簿の作成件数及び要配慮個人情報が含まれる特定個人情報ファイル簿の作成件数

(3) 個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの取扱いの業務委託等の状況

(4) 法第69条第１項に基づく個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用及び提供の件数

(5) 法第69条第２項に基づく個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用及び提供の件数

(6) 法第71条にいう外国にある第三者への個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための提供の件数

(7) 仮名加工情報データベース等の保有件数

(8) 匿名加工情報データベース等の保有件数

(9) 開示請求の件数及びその決定内容

(10) 開示決定等及び開示請求に係る不作為に対する審査請求の件数及びその処理状況

(11) 訂正請求の件数及びその決定内容

(12) 訂正決定等及び訂正請求に係る不作為に対する審査請求の件数及びその処理状況

(13) 利用停止請求の件数及びその決定内容

(14) 利用停止決定等及び利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の件数及びその処理状況

(15) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集の件数及び利用契約締結状況
(16) 行政機関等匿名加工情報ファイルの取扱いの業務委託等の状況
(17) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る訴訟の状況
(18) 個人情報の漏えい等事案に対する損害賠償請求事件の状況
(19) 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況
(20) 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況
(21) その他必要な事項

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際、現に実施機関に対してされている是正の申出については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

2　この要綱の施行の際、現に宮城県個人情報保護審査会に対してなされている閲覧等の申請は、改正後の規定により申請されたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年10月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成28年１月１日から施行する。

2　住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年５月31日法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年７月25日法律第81号。以下「第３号旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第３項の規定により交付された同条第１項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、第３号旧住民基本台帳法第30条の44第９項の規定によりその効力を失う時までの間は、第４の２の(2)のイに掲げる書類とみなす。

附　則

1　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は施行の日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 29 年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の個人情報保護事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）第４の７の(11)及び第７の７の(6)の規定は、個人情報保護事務取扱要綱の一部を改正する要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け県情公第 29 号。）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立てにおける決定に係る個人情報が記載された行政文書の開示の実施に伴う費用負担について適用する。この場合において、新要綱第４の７の(11)のイ中「裁決」とあるのは、「裁決又は決定」とする。

附　則

この要綱は、平成29年12月21日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成30年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の個人情報保護事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、新要綱の施行の日以後に行われる開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について適用する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月 26 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和６年４月１日から施行する。

(1) 改正後の個人情報保護事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）第３の１の規定に基づく個人情報保護委員会への報告

(2) 新要綱第12の規定に基づく公表

（経過措置）

2　新要綱の規定は、新要綱の施行の日以後に行われる開示決定等、訂正決定等又は利用停止決

定等について適用する。

3　第１項の規定の施行の日前に行う改正前の個人情報保護事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第10の規定に基づく公表については、なお従前の例による。

4　旧要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新要綱の規定によるものとみなす。

附　則

この要綱は、令和６年 10 月１日から施行する。

別記様式第１号

目的外利用・提供記録簿

１　法第69条第１項に基づく場合

個人情報ファイルの名称	利用･提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲（全部又は一部の別）		非公表とする理由
				全部	一部	

２　法第69条第２項に基づく場合

個人情報ファイルの名称	根拠規定（法第69条第２項各号の別）	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲（全部又は一部の別）		非公表とする理由
					全部	一部	

別記様式第２号

保有個人情報提供申請書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

住　　所
氏　　名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

保有個人情報の提供について、下記のとおり申請します。

記

１　利用目的

２　利用内容（法第69条第２項第３号に基づく提供の場合は、利用する業務の根拠法令）

３　利用する記録範囲及び記録項目

４　利用形態

別記様式第３号

年　　月　　日

個人情報漏えい等報告書

県政情報・文書課長　殿

所　属　長
（公印省略）

下記のとおり報告します。

記

１　報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規　□ 続報　前回報告：　　年　　月　　日

速報又は確報の別：□ 速報　□ 確報

２　報告事項

(1) 事態の概要（該当する□に印を付けること。）

発 生 日：　　年　　月　　日

発 覚 日：　　年　　月　　日

発生事案：□ 漏えい　□ 漏えいのおそれ　□ 滅失
□ 滅失のおそれ　□ 毀損　□ 毀損のおそれ

発 見 者：□ 自組織/委託先　□ 取引先
□ 取引先以外の外部指摘（例：国民等からの指摘）
□ カード会社/決済代行会社
□ その他（　　）

規則第43条各号該当性：□ 第１号（要配慮個人情報）
□ 第２号（財産的被害）
□ 第３号（不正の目的）
□ 第４号（百人超）
□ 非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

□ 有（名称：　　）
（住所：　　）
（電話：　　）

□ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

□ 有（名称：　　）
（住所：　　）

（電話：　　）

□ 無

事実経過：

概要： 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）： 外部機関による調査の実施状況（規則第43条第３号に該当する場合のみ記載）： □ 実施済（実施中）【依頼日：　　年　　月　　日】 □ 実施予定【依頼予定日：　　年　　月　　日】 □ 検討中 □ 予定なし （詳細：　　）

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：□ 紙　□ 電子媒体　□ その他（　　）

種類：□ 国民等　□ 職員　□ その他（　　）

項目：□ 氏名　□ 生年月日　□ 性別

□ 住所　□ 電話番号　□ メールアドレス

□ クレジットカード情報　□ パスワード

□ その他（　　）

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

（　　）人　うちクレジットカード情報含む（　　）人

(4) 発生原因（該当する□に印を付けること。）

主体：□ 報告者　□ 委託先　□ 不明

原因：□ 不正アクセス

（攻撃箇所：（　　））

（攻撃手法：（　　））

□ 誤交付　□ 誤送付（メール含む。）

□ 誤廃棄　□ 紛失　□ 盗難　□ 職員不正

□その他（　　）

詳細：

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：□ 有　　□ 無　　□ 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：□ 対応済（対応中）　　□ 対応予定

□ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

(7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：□ 実施済【公表日：　　年　　月　　日】

□ 実施予定【公表予定日：　　年　　月　　日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載　　□ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布

□ その他（　　）

公表文：

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

（注）「規則」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）をいう。

記載要領

１　続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。

２　記２(7)の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。

別記様式第４号

年　　月　　日

特定個人情報漏えい等報告書

県政情報・文書課長　殿

所　属　長
（公印省略）

下記のとおり報告します。

記

１　報告種別（該当する□に印を付けること。）
新規又は続報の別：□ 新規　□ 続報　前回報告：　　年　　月　　日
速報又は確報の別：□ 速報　□ 確報

２　報告事項
(1) 事態の概要（該当する□に印を付けること。）
発 生 日：　　年　　月　　日
発 覚 日：　　年　　月　　日
事務の内容：□ 個人番号利用事務　□ 個人番号関係事務　□ その他
事務の名称：
特定個人情報保護評価の実施の有無：□ 実施（義務）
□ 実施（任意）
□ 実施していない
評価の種類：□ 基礎項目評価　□ 重点項目評価　□ 全項目評価
発生事案：□ 漏えい　□ 漏えいのおそれ　□ 滅失
□ 滅失のおそれ　□ 毀損　□ 毀損のおそれ
□ 番号法第９条違反　□ 番号法第９条違反のおそれ
□ 番号法第19条違反　□ 番号法第19条違反のおそれ
□ その他（　　）
発見者：□ 報告者　□ 委託先　□ その他（　　）
番号法規則第２条各号該当性：□ 第１号（情報提供ネットワークシステム等）
□ 第２号（不正の目的）
□ 第３号（不特定多数の者に閲覧）
□ 第４号（百人超）
□ 非該当（上記に該当しない場合の報告）
報告者に特定個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

□ 有（名称：　　）
（住所：　　）
（電話：　　）
□ 無

報告者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：
□ 有（名称：　　）
（住所：　　）
（電話：　　）
□ 無

事実経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

外部機関による調査の実施状況（番号法規則第２条第２号に該当する場合のみ記載）：
□ 実施済（実施中）【依頼日：　　年　　月　　日】
□ 実施予定【依頼予定日：　　年　　月　　日】
□ 検討中
□ 予定なし
（詳細：　　）

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）
媒体：□ 紙　□ 電子媒体　□ その他（　　）
種類：□ 顧客情報　□ 住民情報　□ 従業員情報
□ その他（　　）
項目：□ 氏名　□ 生年月日　□ 性別
□ 住所　□ 電話番号　□ メールアドレス
□ パスワード　□ その他（　　）

(3) 特定個人情報に係る本人の数
（　　）人

(4) 発生原因（該当する□に印を付けること。）
主体：□ 報告者　□ 委託先　□ 不明
原因：□ 不正アクセス

（攻撃箇所：（　　））
（攻撃手法：（　　））

□ 誤交付　　□ 誤送付（メール含む。）
□ 誤廃棄　　□ 紛失　　□ 盗難　　□ 不正利用
□ 不正提供　　□その他（　　）

詳細：

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：□ 有　　□ 無　　□ 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：□ 対応済（対応中）　　□ 対応予定
□ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

(7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：□ 実施済【公表日：　　年　　月　　日】
□ 実施予定【公表予定日：　　年　　月　　日】
□ 検討中
□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載　　□ 記者会見
□ 報道機関等への資料配布
□ その他（　　）

公表文：

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

（注）「番号法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を、「番号法規則」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第３号）をいう。

記載要領

１　続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。

２　記２(7)の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。

別記様式第５号

保有個人情報が記録されている
行政文書の写しの交付等申請書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

住　　所
氏　　名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け　　第　　号で通知のありました保有個人情報について、次のとおり写しの交付等を申請します。

保有個人情報が記録されている行政文書等の名称	種　　別	数　　量 単　　価	金　　額
		 円	円
		 円	円
		 円	円
納　　付　　額　　計			円

（注）　日付、住所及び氏名を記入してください。

別記様式第６号

第　　号
年　　月　　日

宮城県個人情報保護審査会会長　殿

宮城県知事　　印

保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定について（報告）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第81条の規定に基づく保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定をしたので、個人情報保護事務取扱要綱第６－７－(11)により、下記のとおり報告します。

記

１　開示請求に係る保有個人情報の内容

２　決定年月日

３　開示請求を拒否することとした理由

４　関係書類
(1) 保有個人情報の開示をしない旨の決定について（写し）
(2) その他参考資料

担当　　部　　課
電話（　　）　　－

別記様式第７号

弁　明　書

審査請求人○○から　　年　　月　　日付けで提起のあった審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

１　審査請求に係る開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）の対象となった保有個人情報の内容

２　審査請求に係る開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）の種類

年　　月　　日付け　　第　　号　　決定

３　開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）をした具体的理由

４　　関係書類等

(1)　○○

年　　月　　日

審査庁 宮城県知事　　印

担当　　部　　課

電話（　　）　　－

別記様式第８号

弁　明　書

審査請求人○○から　　年　　月　　日付けで提起のあった審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

１　不作為に係る開示請求(訂正請求・利用停止請求)の内容及び年月日

２　開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）をしていない理由

３　予定される開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）の時期

４　予定される開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）の種類及び理由

５　　関係書類等

(1) ○○

年　　月　　日

審査庁 宮城県知事　　印

担当　　部　　課

電話（　　）　　－

別記様式第９号

第　　号
年　　月　　日

（　審査請求人　）　殿

審査庁 宮城県知事　　印

行政不服審査法第29条第５項に基づく弁明書の送付について

年　　月　　日付けで貴殿から提起のあった審査請求について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第２項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第５項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

なお、同法第30条第１項の規定により、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には　　年　　月　　日までに　部、同法第32条第１項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合は　　年　　月　　日までに、それぞれ提出してください。書類等の提出があった場合は、宮城県個人情報保護審査会での審議に使用します。

おって、反論書は、同法第30条第３項に基づき参加人（及び他の審査請求人）に送付します。また、証拠書類又は証拠物は、同法第38条第１項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断は、貴殿の意見と異なる場合があります。

担当　　部　　課
電話（　　）　　－

別記様式第10号

第　　号
年　　月　　日

（　参加人　）　殿

審査庁 宮城県知事　　印

行政不服審査法第29条第５項に基づく弁明書の送付について

年　　月　　日付けで提起のあった審査請求について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第２項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第５項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

なお、同法第30条第２項の規定により、弁明書に記載された事項に対する意見を記載した書面（意見書）を提出する場合には　　年　　月　　日までに　部、同法第32条第１項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合は　　年　　月　　日までに、それぞれ提出してください。書類等の提出があった場合は、宮城県個人情報保護審査会での審議に使用します。

おって、意見書は、同法第30条第３項に基づき審査請求人（及び他の参加人）に送付します。また、証拠書類又は証拠物は、同法第38条第１項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断は、貴殿の意見と異なる場合があります。

担当　　部　　課
電話（　　）　　－

別記様式第11号

閲　覧　等　申　請　書

年　　月　　日

宮城県個人情報保護審査会会長　殿

住　　所

氏　　名

電話番号　（　　）　　－

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第２項の規定により、次のとおり提出資料の閲覧又はそれらの写しの交付等を申請します。

申請する提出資料の内容	（閲覧したいと思う提出資料の内容を具体的に記入してください。）
申請者の区分	１　審査請求人　　２　参加人　　３　諮問庁
申請者の連絡先	※（事務所等の名称 事務所等の所在地 電話番号　（　　）　　－　　内線）
提出資料の閲覧方法の区分	１　閲覧　　２　写しの交付等　　３　１及び２

（注）１　※印の欄は、申請者欄と一致する場合は、記入する必要はありません。

別記様式第12号

第　　号
年　　月　　日

（審理関係人）　殿

審査庁 宮城県知事　　印

審理手続終結通知書

年　　月　　日付けで提起のあった審査請求についての審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第３項の規定により、通知します。

担当　　部　　課
電話（　　）　　－

別記様式第13号

苦 情 申 出 処 理 票

（実施機関が保有する個人情報等）

受 付 年 月 日	年　　月　　日
受 付 の 区 分	1　来庁　　2　電話　　3　その他（　　）
受付者の職氏名等	所属　　（内線）　　職　　氏名
苦 情 申 出 者	住所 氏名 電話番号　　連絡先
苦情の申出に係る個人情報の事務担当課等	
苦 情 申 出 の 内 容	
苦情の申出に対する処理の対応内容	

（注）1　「苦情申出者」欄は、申出者が回答を要する場合には必ず記入すること。

2　「苦情の申出に対する処理の対応内容」欄は、個人情報窓口では記入しないこと。

死者情報の提供等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１　この要綱は，知事が保有する死者に関する情報の取扱いについて，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 死者情報　死者に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人が識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) 主務課等　死者情報を管理する本庁各課室及び地方機関をいう。

(3) 行政文書　主務課等の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって，当該主務課等の職員が組織的に用いるものとして，当該主務課等が保有しているものをいう。

（死者情報の取扱い）

第３　死者情報の取扱いについては，第４に定める場合を除き，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 61 条，第 63 条から第 67 条まで，第 69 条及び第 70 条の規定を準用する。

（遺族への提供）

第４　主務課等の長は，次に掲げる場合は，死者情報（行政文書に記録されているものに限る。以下同じ。）を第２項に定める者（以下「遺族」という。）に提供することができる。

(1) 死者情報について，遺族から法第 76 条の規定による保有個人情報開示請求があり，当該情報を提供することで第三者の利益を害するおそれがないと認められるとき

(2) 遺族に提供することに相当な理由があると主務課等の長が認めるとき

２　提供することができる遺族は，次に掲げる者とする。

(1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが，当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は子

(2) 前号に掲げる者がない場合にあっては，当該死者の血族である父母

(3) 前２号に掲げる者がない場合にあっては，当該死者の血族である祖父母，孫又は兄弟姉妹

(4) 前３号に掲げる者がない場合など，相当の理由があると主務課等の長が認める者

３　未成年者若しくは成年被後見人である遺族の法定代理人又は遺族本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は，遺族本人に代わって提供を受けることができる。

（遺族への提供の手続）

第５　主務課等の長は，遺族への死者情報の提供の可否を判断するときは，当該遺族本人又は代理人（以下「遺族等」という。）に対して次に掲げる書類の提示又は提出を求め，そ

の資格を確認するものとする。

(1) 遺族等本人であることを示す書類（個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）第 22 条第１項各号に定める書類をいう。）

(2) 死者情報の本人が死者であること及び提供を受けようとする者が当該死者の遺族であることを証明する書類として次に掲げるもの

イ　戸籍謄本又は除籍謄本（本人が死者であること及び死者と遺族の続柄が確認できる内容が記載されているもの）

ロ　その他これらに類する書類で主務課等の長が認めるもの

(3) 代理人に提供する場合は，代理人であることを証明する書類として次に掲げるもの（提供をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）

イ　法定代理人の場合　戸籍謄本，戸籍抄本又は家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 47 条の証明書をいう。以下同じ。）

ロ　成年後見人の場合　成年後見登記の登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書（成年後見人が法人の場合にあっては，窓口に来る者が当該法人を代表していることを確認し得る書類として次に掲げるものの提示又は提出を追加で求める。）

(ｲ) 窓口に来る者が当該法人の代表者であるとき　それを証明する書類（法人の登記事項証明書等）

(ﾛ) 窓口に来る者が当該法人の代表者以外の者であるとき　当該法人の代表者から当該窓口に来る者に当該手続について具体的に委任されている事実を証明する書類（法人の登記事項証明書，代表者印が押印されている委任状及び当該代表者印に関する印鑑の証明書等）

ハ　任意代理人の場合　原則として，遺族本人の実印が押印された委任状及び遺族本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（実印によることが困難な場合にあっては，委任状及び遺族本人の運転免許証，個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の提出を求める。）

２　主務課等の長は，当該死者情報が記載された行政文書に，「開示請求者」を「当該死者又は遺族」と読み替えて法第 78 条第１項の規定を準用したときに同項各号に該当し不開示となる情報が含まれているときは，該当ページを複写した上で不開示情報を黒インク等で塗りつぶし，再度複写するなど，不開示情報を開示しない措置を講じ，開示ができる部分についてのみ提供するものとする。

（遺族への提供の方法）

第６　遺族への死者情報の提供の方法については，個人情報保護事務取扱要綱第６の 10 に定める保有個人情報の開示の方法の規定を準用する。

２　遺族への死者情報の提供は，個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいう。）において主務課等の職員が実施するものとする。

３　死者情報の提供を実施するときは，提供を受けようとする者が遺族等本人であることを確認するものとする。この場合，遺族等本人であることの確認は，第５第１項(1)に準

じて行うものとする。

（遺族への提供に要する費用の徴収）

第７　死者情報が記録された行政文書の写しの交付その他の物品の供与の手続は，個人情報窓口において次により行うものとする。

(1) 交付等申請書の提出

死者情報が記録された行政文書の写しの交付等をするときは，遺族等に対して，死者情報が記録されている行政文書の写しの交付等申請書（別記様式第１号）の提出を求めるものとする。

(2) 費用の徴収

死者情報が記録された行政文書の写しの交付等に係る費用の徴収については，行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用（平成 15 年宮城県告示第 311 号）の定めによるものとする。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

別記様式第１号

死者情報が記録されている行政文書の写しの交付等申請書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

住　　所
氏　　名

（法人その他の団体にあっては，事務所又は事業所の所在地，名称及び代表者の氏名）

次のとおり死者情報が記録されている行政文書の写しの交付等を申請します。

死者情報が記録されている行政文書等の名称	種　　別	数　　量 単　　価	金　　額
		 円	円
		 円	円
		 円	円
納　　付　　額　　計			円

（注）　日付，住所及び氏名を記入してください。

開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の事務取扱要綱

第１　趣旨

この要綱は，試験結果等の保有個人情報であって，その内容が定型的であらかじめ開示するかどうかの判断を一律に行うことが可能で，開示請求が一定数見込まれるものに関し，開示請求者の負担軽減及び事務の効率化を図るため，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第２項第１号の規定に基づき保有個人情報を本人に提供するに当たり，開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報として取扱うものとし，必要な事項を定めるものとする。

第２　開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報

１に掲げる要件を満たす試験等を所管している本庁の課室又は地方機関（以下「主務課等」という。）の長は，必要があると認めるときは，２に掲げる保有個人情報について，あらかじめ開示に係る判断を行い，申込みに応じて直ちに提供することができるものとする。この場合において，主務課等の長は，第３の期間及び場所を定め，本人に告知するものとする。

１　試験等の要件

(1) 本人への提供に対する需要が多く，一度に多くの申込みが見込まれるもの

(2) 提供について特に即時性が要求されるもの

(3) 情報の記録形態が定型的で提供に対する判断をあらかじめ一律に行っておくことができるもの

(4) 実務上即時に提供することが可能なもの

２　試験結果等の保有個人情報

(1) 得点により合否が判定される場合にあっては，原則として，得点（総合得点又は科目別得点）

(2) 順位により合否が判定される場合にあっては，原則として，順位

(3) 得点及び順位により合否が判定される場合にあっては，原則として，得点（総合得点又は科目別得点）及び順位

(4) 得点及び得点以外の判定要素を含む場合にあっては，それぞれの試験等の性質，内容，提供に対する需要，提供した場合の影響等個別の事情を勘案して決定する事項

第３　開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の提供（以下「簡易開示」という。）を行う期間及び場所

１　簡易開示を行う期間は，原則として，試験等の合格発表の日から起算して１月間とする。

２　簡易開示を行う場所は，原則として，主務課等の事務室とする。

第４　簡易開示の申込みの受付

１　簡易開示の申込みは，簡易開示を行う場所で受け付けるものとし，主務課等は簡易開示受付簿（様式第１号）に必要事項を記入するものとする。

２　簡易開示の申込みを受け付ける場合の本人等の確認の方法は，次のとおりとする。

(1) 本人が申し込む場合は，原則として顔写真が貼り付けられている受験票により行うものとする。

(2) 法定代理人が申し込む場合は，原則として本人の顔写真が貼り付けられている受験票及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第１項及び第３項に掲げる書類により行うものとする。

第５　簡易開示の方法等

１　簡易開示は申込みを受け付けた後直ちに実施するものとし，その方法は行政文書又はその写しの閲覧のみとする。ただし，主務課等が必要と認めた場合は，開示請求によらずに即日提供ができる保有個人情報の内容を転記した書類の交付の方法により実施することができるものとする。

２　閲覧の方法は，行政文書又はその写しに記載された本人の開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報に係る部分のみを閲覧させるものとし，同一の行政文書に本人以外の情報が記載されている場合は，その部分を紙等で覆う等，本人以外の個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講ずるものとする。

３　電話による簡易開示の申込みは，できないものとする。

第６　実施状況の記録

簡易開示を実施した主務課等の長は，当該簡易開示の期間が終了した後，簡易開示受付簿を１年間保存するものとする。

第７　その他

その他必要な事項は，主務課等の長と県政情報・文書課長が協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

（旧要領の廃止）

２　口頭により開示請求を行うことができる個人情報の事務取扱要領（平成９年４月１日施行。以下「旧要領」という。）は，廃止する。

（経過措置）

３　前項の規定による廃止前の旧要領の規定により実施した簡易開示に係る旧要領第８の規定による報告については，なお従前の例による。

様式第１号

簡 易 開 示 受 付 簿

試験等の名称		主務課等の名称	

受付年月日	申 込 者 の 氏 名 (受 験 番 号)	本 人 等 確 認 の 書 類	備　　考

※　申込者が本人の法定代理人であるときは，備考欄に本人の氏名を記入すること。

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１　この要綱は，個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第 72 号）第 21 条の規定に基づき，個人情報保護の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第３章第３節の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総括所管課　総務部県政情報・文書課をいう。

(2) 事業者所管課室　次に掲げる各実施機関の課室をいう。

ア　事業者が行う事業であって実施機関が所管するものについて，報告の徴収，検査，勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部の事務を行うこととされている課室

イ　事業者の設立の許可又は認可に係る実施機関の権限に属する事務を行うこととされている課室

(3) 個人情報窓口　県政情報センター及び県政情報コーナーをいう。

（事務担当）

第３　法第 13 条の規定による事務は，次に掲げる区分によりそれぞれが担当するものとする。

(1) 総括所管課

ア　法第 13 条の規定による事務の執行に係る連絡調整

イ　法第 13 条の規定による普及啓発

ウ　事業者所管課室がない事業者に対する法第 13 条の規定による指導及び助言

(2) 事業者所管課室

所管する事業者に対する法第 13 条の規定による普及啓発，必要な指導及び助言

２　法第 14 条の規定による事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談（消費生活に関連し，消費生活その他の苦情相談窓口になされたものを除く。）は，次に掲げる区分によるものとし，その担当職員は，必要な助言，情報提供等を行うほか，事業者，総括所管課，関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

(1) 個人情報窓口

事業者の個人情報の取扱いに関する総括的な苦情相談

(2) 事業者所管課室

所管する事業者の個人情報の取扱いに関する直接の苦情相談

３　消費生活その他の相談窓口に事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは，その担当職員は，当該窓口の事務取扱いにより，必要な助言，情報提供等を行うほか，事業者指導が必要であると認めるときは，事業者所管課室等に当該苦情相談内容を送付するものとする。

（報告及び立入検査）

第４　個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 40

条第１項の規定により，個人情報保護委員会の権限に属する事務を地方公共団体の長等が行うこととされた場合においては，事業者所管課室は，法第 146 条の規定に基づき，必要な報告若しくは資料の提出を求め，又は立入検査等を実施するものとする。

２　前項の規定により，必要な報告若しくは資料の提出を求め，又は立入検査等を実施した事業者所管課室は，令第 40 条に定めるところにより，個人情報保護委員会に報告するものとする。

（指導助言）

第５　総括所管課又は事業者所管課室は，第３において担当することとされた事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めたときは，書面により，法第 13 条の規定による指導及び助言を行うものとする。

（苦情相談の処理）

第６　個人情報窓口又は事業者所管課室の職員は，第３第２項により事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談を受け付けたときは，申立ての趣旨を把握して適切な対応を行うものとする。

２　前項の規定による苦情相談の受付後の処理は，次のとおりとする。

(1) 個人情報窓口で受け付けた場合にあっては，受付後，苦情相談記録票（別紙様式）にその内容を記録するものとし，当該記録票を総括所管課に送付するものとする。

(2) 前号の送付を受けた総括所管課は，苦情相談に係る事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがある場合であって，当該事業者を所管する事業者所管課室があるときは，速やかに，当該記録票を当該事業者所管課室に送付するものとする。

(3) 総括所管課又は事業者所管課室は，前２号の規定により苦情相談記録票の送付を受けた場合において，当該苦情相談に係る事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めたときは，速やかに，当該事業者に対し第５により指導助言を行うものとする。

３　総括所管課又は事業者所管課室は，苦情相談を行った者に回答を要すると認めるときは，事業者に対する措置の結果又は経過について，適切な方法により回答するものとする。

附　則

この要綱は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

苦 情 相 談 記 録 票

受付年月日	年　　月　　日	
受付機関		
受付者の職氏名		
受付の区分	□来訪　□電話　□文書	
相談者	氏名	
	電話番号	
	住所	
	年齢	歳　□不明
	性別	□男性　□女性　□不明
	職業	□給与　□自営・自由　□家事　□学生　□無職　□不明
相談内容	○苦情の対象の事業者の事業分野 □医療・福祉　□金融・信用　□情報通信　□その他の事業分野	
	○相談事項 個人情報の取得・利用に関すること □目的外利用　□不適正な取得	
	個人情報の管理に関すること □情報内容の誤り　□漏えい・紛失　□委託先等の監督	
	個人情報の第三者への提供に関すること □同意のない提供　□オプトアウト違反	
	本人関与の仕組みに関すること □開示等　□苦情等の窓口対応	
	□その他（　　）	
	事業者名	
	○相談の具体的な内容	
処理経過	□他機関紹介　□指導・助言　□その他の情報提供　□処理不能 □処理不要	
	○処理の具体的な経過	
	○処理完了日	年　　月　　日

個人情報取扱事務の委託基準

平成　８年　１２月　１８日
私文第 434 号総務部長通知
（一部改正）平成１６年　　３月　２４日
県情公第 119 号総務部長通知
（一部改正）平成１９年　　３月　２８日
県情公第 64 号総務部長通知
（一部改正）平成２８年　　２月　　１日
県情公第 23 号総務部長通知
（一部改正）令 和 ４ 年 １ ２ 月 １ ２ 日
県情文第５９号総務部長通知

（趣旨）

第１　この基準は，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第１項，第 73 条第２項，第 121 条第２項又は第 123 条第３項の規定に基づき，実施機関が個人情報，法第 73 条第１項に規定する仮名加工情報，法第 109 条第１項に規定する行政機関等匿名加工情報又は法第 123 条第１項に規定する匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合において個人情報等の安全管理について講ずべき措置に関し，必要な事項を定めるものとする。

（基準の対象となる委託契約）

第２　この基準の対象となる委託契約とは，実施機関が個人情報等の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼する契約のすべてをいい，一般に委託と称されるもののほか，印刷，筆耕及び翻訳等の契約並びに使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は含まない。

（委託に当たっての留意事項）

第３　実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは，次の事項に留意するものとする。

(1) 委託先の選定に当たっては，個人情報の保護に関し安全管理措置がなされ，別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。

なお，特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う事務を委託する場合にあっては，実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて，あらかじめ確認すること。

(2) 入札に当たっては入札前に，随意契約に当たっては見積書を徴する時に，委託事務及び当該事務で取り扱う個人情報の性質を考慮し，次の内容を相手先に周知すること。

なお，周知に当たっては，仕様書に記載するなど，明確にできる方法により行うこと。

イ　受注者は，法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務，法第 67 条の規定による従事者等の秘密保持義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

ロ　受注者は，当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者を指定し，実施機関に報告すること。

ハ　受注者において目的外使用が生じないよう，委託の内容により当該事務で取り扱う個人情報の使用目的，使用範囲等を明確にすること。

ニ　引き渡した個人情報の返還，廃棄等の時期を明確にすること。また，業務完了後も受注者に個人情報を保管させる場合等は，その方法及び保管期間を明確にすること。

ホ　個人情報の運搬が伴う場合には，運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように，受注業務従事者等が直接運搬するなど，運搬及び受渡方法について受注者は確実な措置を講じなければならないこと。

ヘ　特記事項に違反した場合には，損害賠償請求や指名停止等の措置を行う場合があるとともに，法に違反した場合には，法の規定に基づき処罰される場合があること。

ト　その他個人情報の適正な取扱いを確保するため実施機関が別途指示する事項を遵守し，一定事項の報告及び必要な資料の提出が必要であること。

(3) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は，委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとすること。

（委託契約の類型）

第４　個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約については，事務の性質によって個人情報の取扱いの実態が異なるため，個人情報を取り扱う事務の委託契約を分類し，それぞれの類型ごとに個人情報保護のために必要な項目を措置するため，事務の実態に応じて適切な契約を受注者と締結することが必要であることから，個人情報の取扱いの形態に着目して，次のとおり分類することとする。

【類型１】県が保有する個人情報を受注者に引き渡してその処理を行わせるもの

例：電算入力データエントリーの委託，通知書等の封入封かん作業

【類型２】県は個人情報を引き渡さないが，委託事務の性質上，受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

例：世論調査，アンケート調査等，大会・研修会等の運営の委託

【類型３】委託事務の性質上，個人情報を取り扱うことが予定されていないが，受注者が当該事務又は事業の遂行に当たって，個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を入手できる状況となり得るもの

例：庁舎等警備業務，システム等の保守点検・開発業務等

（契約に当たっての措置）

第５　個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては，契約書に受注者が特記事項を守るべき旨を記載するものとし，当該特記事項は，第４の類型に係る委託契約上の措置例（類型別）に基づき，記載するものとする。ただし，契約書中に特記事項に掲げる内容を記載すること，又は当該委託事務の性質を考慮し，不要な事項を省略し，又は，必要な事項を追加することができる。

２　契約書によらないで契約するときは，受注者に別記個人情報取扱特記事項を契約事項として

交付するものとする。

3　前２項の契約締結時には，第３(2)の内容を再度周知するものとする。

契約書記載例

（個人情報の保護） 第〇条　受注者は，この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託事務の遂行に当たっての留意事項）

第６　委託事務の遂行に当たっては，個人情報の適切な取扱いを確保するため，当該委託事務の実態等に応じて，受注者に次の事項を指示し，又は報告を求めるものとする。

(1) 個人情報管理責任者及び受注業務従事者の指定及びその報告

(2) 個人情報の取扱いに関する教育研修の実施状況の報告

(3) 保管方法・場所，作業場所等の管理体制の状況の報告

(4) 個人情報が記録された資料等の運搬が伴う場合には，運搬状況の記録及び記録の保管

(5) 事故発生時の対応の報告

(6) その他委託事務の遂行に当たって取り扱う個人情報の保護のために必要な事項の報告

2　実施機関は，特記事項で発注者の書面による承諾を必要とする事項について受注者から協議があったときは，必要な事項を記載又は添付した書面の提出を求めなければならない。この場合において，実施機関は，委託業務の目的を達成するため必要かつやむを得ないと認められ，及び次に掲げる事項の全てが認められる場合を除き，承諾してはならない。

(1) 個人情報の持ち出しに関する協議

イ　実施機関の職員と打合せをするために持ち出すなどの正当な理由があると認められること。

ロ　持ち出しする個人情報の範囲が特定され，及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。

ハ　その他個人情報の保護に関し，安全管理措置が講じられていると認められること。

(2) 契約の目的以外の第三者への提供に関する協議

イ　法令に基づき提供する場合，実施機関の利用目的の範囲内で提供する場合又は法第 69 条第２項各号のいずれかに該当する場合であって，受注者又は第三者の不正な利益を図るために提供するものではないと認められること。

ロ　提供する個人情報の範囲が特定され，及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。

ハ　提供を受ける第三者が提供した目的以外の目的に利用しないと認められ，かつ，利用後，廃棄，返還等の措置が確実に講じられると認められること。

ニ　その他個人情報の保護に関し，安全管理措置が講じられていると認められること。

(3) 複写及び複製に関する協議

イ　複写，又は複製する個人情報の範囲が特定され，及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。

ロ　複写，又は複製した資料等を契約の目的以外の目的に利用しないと認められること。

ハ　複写又は複製後，当該資料等の廃棄，返還等の措置が確実に講じられると認められること。

ニ　その他個人情報の保護に関し，安全管理措置が講じられていると認められること。

(4) 再委託に関する協議

イ　受注者が再委託先に対し，第３(2)と同様の内容を周知するとともに，前項と同様の指示をし，又は報告させ，特記事項と同等の義務を課していると認められ，かつ，これらを証する書類が実施機関に提出されていること。

ロ　再委託を行う事務の範囲及び再委託先に引き渡す個人情報の範囲が特定され，及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。

ハ　再委託先に引き渡した資料等の廃棄，返還等の措置が確実に，かつ，適切に講じられると認められること。

ニ　再委託により事故が発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

ホ　実施機関が承諾した場合を除き，再々委託が禁止されていること。

ヘ　その他再委託に係る個人情報の保護に関し，安全管理措置が講じられていると認められること。

３　実施機関は，受注者から協議のあった前項の事項について，書面により承諾する場合には，個人情報の保護に関し，必要な条件を付して承諾するものとする。

（事故発生時の対応）

第７　実施機関は，委託先において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，直ちに状況を把握し，当該委託先とともに，被害の拡大防止又は復旧，情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じること。また，当該委託先に対して，個人情報の適正管理に関しての指導を行い，当該事故の概要，原因等の事実関係，再発防止のためにとった措置等が記載された報告書の提出を求めること。

（仮名加工情報を取り扱う事務の委託）

第８　第３及び第５から第７まで（第６の２(2)を除く。）の規定は，仮名加工情報を取り扱う事務の委託について準用する。この場合において，第３(2)イ中「法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務，法第 67 条の規定による従事者等の秘密保持」とあるのは，「法第 73 条第５項において準用する同条第２項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

２　実施機関は，契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは，法令に基づき提供する場合を除き，承諾してはならない。

（行政機関等匿名加工情報を取り扱う事務の委託）

第９　第３及び第５から第７まで（第６の２(2)を除く。）の規定は，行政機関等匿名加工情報を取り扱う事務の委託について準用する。この場合において，第３(2)イ中「法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務，法第 67 条の規定による従事者等の秘密保持」とあるのは，「法第 121 条第３項において準用する同条第２項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

２　実施機関は，契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは，法第 109 条第２項各号のいずれかに該当する場合を除き，承諾してはならない。

（匿名加工情報を取り扱う事務の委託）

第 10　第３及び第５から第７まで（第３の(2)ヘ中「とともに，法に違反した場合には，法の規定に基づき処罰される場合がある」及び第６の２(2)を除く。）の規定は，匿名加工情報を取り扱う事務の委託について準用する。この場合において，第３(2)イ中「法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務，法第 67 条の規定による従事者等の秘密保持」とあるのは，「法第 123 条第４項において準用する同条第３項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

２　実施機関は，契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは，法令に基づき提供する場合を除き，法第 123 条第１項の規定による公表を実施機関が行わない限り，承諾してはならない。

附　則

（施行期日）

１　この基準は，平成 28 年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この基準の施行の日において，改正前の個人情報取扱事務の委託基準に基づき同基準第３の(2)に定める周知を行っている場合は，なお従前の例によることができる。

附　則

（施行期日）

１　この基準は，令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この基準の施行前に締結した長期継続契約の個人情報取扱特記事項については，なお従前の例による。

３　この基準の施行の日において，改正前の個人情報取扱事務の委託基準に基づき同基準第３の(2)に定める周知を行っている場合は，なお従前の例によることができる。

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は，個人情報の保護の重要性を認識し，この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は，業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し，又はこの契約を解除された後においても，同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第３　受注者は，業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め，書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は，前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は，事前に書面により報告しなければならない。

３　個人情報管理責任者は，個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

４　業務従事者は，個人情報管理責任者の指示に従い，特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第４　受注者は，個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め，あらかじめ発注者に報告しなければならない。

２　受注者は，作業場所を変更する場合は，事前に発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第５　受注者は，発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き，個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第６　受注者は，業務を行うために個人情報を取得し，又は作成するに当たっては，法第 61 条第１項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り，利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第７　受注者は，発注者の指示がある場合を除き，業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し，又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい，毀損及び滅失の防止等）

第８　受注者は，業務に関して知り得た個人情報の漏えい，毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第９　受注者は，個人情報管理責任者及び業務従事者に対して，在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用

してはならないこと，及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について，教育及び研修を実施しなければならない。

（資料の返還等）

第 10　受注者は，業務を処理するために，（※①発注者から引き渡された，又は受注者自らが取得し，若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し，又は作成した）個人情報が記録された資料は，業務完了後（※使用する必要がなくなった場合は,）直ちに（※①発注者に返還し，又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに，かつ，確実に廃棄する）ものとする。ただし，発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第 11　受注者は，業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

（個人情報の運搬）

第 12　受注者は，業務を処理するため，又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する（※必要がある）ときは，個人情報の漏えい，紛失又は滅失等を防止するため，受注者の責任において，確実な方法により運搬しなければならない。

（再委託の承諾）

第 13　受注者は，業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし，発注者が書面により承諾した場合を除き，第三者にその取扱いを委託してはならない。なお，再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2　受注者は,前項の規定による承諾を受ける場合は,再委託先の名称,再委託する理由,再委託して処理する内容,再委託先において取り扱う情報,再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で,業務の着手前に,書面により再委託する旨を発注者に協議し,その承諾を得なければならない。

3　前項の場合，受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに，発注者に対して，再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4　受注者は,再委託先との契約において,再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5　受注者は，再委託先に対して業務を委託した場合は，その履行状況を管理・監督するとともに，発注者の求めに応じて，管理し，及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（実地調査）

第 14　発注者は，受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用，管理状況等について，随時実地に調査することができる。

（指示及び報告等）

第 15　発注者は，受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため，受注者に対して必要な指示を行い，又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（個人情報に関する取扱要領等の作成）

第 16　受注者は，個人情報の適切な管理を確保するため，業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し，発注者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 17　受注者は，業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず，直ちに発注者に対して，当該事故に関わる個人情報の内容，件数，事故の発生場所，発生状況等を書面により報告し，発注者の指示に従うものとする。

２　発注者は，業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（(※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報）の安全管理措置）

第 18　第１から第５まで及び第７から第 17 までの規定は，（※①法第 73 条第１項に規定する仮名加工情報②法第 121 条第１項に規定する行政機関等匿名加工情報③法第 123 条第１項に規定する匿名加工情報）を取り扱う事務の委託について準用する。

（仮名加工情報の識別行為の禁止）

第 19　受注者は，仮名加工情報を取り扱うに当たっては，当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために，削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し，又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（仮名加工情報の本人への連絡等の禁止）

第 20　受注者は，仮名加工情報を取り扱うに当たっては，法令に基づく場合を除き，電話をかけ，郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により送付し，電報を送達し，ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し，又は住居を訪問するために，当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止）

第 21　受注者は，行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては，法令に基づく場合を除き，当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために，当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（匿名加工情報の識別行為の禁止）

第 22　受注者は，匿名加工情報を取り扱うに当たっては，法令に基づく場合を除き，当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために，当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し，又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

注１　特記事項中の（※）の箇所については，委託等の実態に則して，適切な事項を選択するものとする。

２　特記事項等に違反した場合における契約解除，それに伴う損害賠償については，通常本契約で盛り込まれるものであるため，特記事項中に掲げていないが，本契約において契約事項として措置されてない場合には，措置する必要がある。

３　委託等の実態に則し，必要な事項を追加し，及び不要な事項を削除するものとする。

【参考】

委託契約上の措置例（類型別）

別記「個人情報取扱特記事項」の各事項に関し，委託契約の類型ごとに特記すべき事項は，以下のとおりである。

なお，当該類型は参考であり，委託契約の性質及び実態に則し，必要な事項を追加し，及び不要な事項を削除するなどして，委託事務に係る個人情報の適切な取扱いを確保すること。

【類型１】県が保有する個人情報を受注者に引き渡してその処理を行わせるもの

【類型２】県は個人情報を引き渡さないが，委託事務の性質上，受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

【類型３】委託事務の性質上，特に個人情報を取り扱うことが予定されていないが，受注者が当該事務又は事業の遂行に当たって，個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を取り扱える状況となり得るもの

措　置　項　目	類型１	類型２	類型３
第１　基本的事項	○	○	○
第２　秘密の保持	○	○	○
第３　個人情報管理責任者等	○	○	△
第４　作業場所の特定	○	○	－
第５　個人情報の持ち出しの禁止	○	○	－
第６　保有の制限	○	○	－
第７　個人情報の目的外利用及び提供の禁止	○	○	－
第８　漏えい，毀損及び滅失の防止等	○	○	○
第９　教育の実施	○	○	○
第 10　資料の返還等	○	○	－
第 11　複写又は複製の禁止	○	－	－
第 12　個人情報の運搬	△	△	－
第 13 再委託の承諾	○	○	－
第 14 実地調査	○	○	－
第 15 指示及び報告等	○	○	△
第 16 個人情報に関する取扱要領等の作成	△	△	－
第 17 事故発生時の対応	○	○	△

※　○原則として規定すべき事項。△発注者が必要と認める場合に規定すべき事項。－該当しない。

※　第 18 から第 22 までは，仮名加工情報，行政機関等匿名加工情報又は匿名加工情報を取り扱わない業務においては不要である。

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報保護基準

（平成 17 年３月 28 日　県情公第 75 号総務部長通知）
最終改正（令和５年３月 17 日　県情文第 121 号総務部長通知）

（趣旨）

第１　この基準は，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第１項の規定により，実施機関が公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第１項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第 244 条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合に，個人情報の保護について講ずべき措置に関し，必要な事項を定めるものとする。

（基準の対象となる公の施設の管理）

第２　この基準の対象となる公の施設の管理は，指定管理者が行う公の施設の管理のすべてをいう。

（募集及び選定に当たっての留意事項）

第３　実施機関が指定管理者を募集しようとするときは，次の事項を募集要項に記載するものとする。

(1) 指定管理者は，法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定により，公の施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）で取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年宮城県条例第 43 号）第３条第４号の規定により，個人情報の取扱いを適正に行う体制を整備すること。

(3) 指定管理者及び管理業務に従事している者は，管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないこと。指定管理者の指定の期間が満了し，若しくは指定を取り消され，又は従事者がその職務を退いた後も同様であること。

(4) 指定管理者は，法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）その他の関係法令を遵守すること。

(5) 前各号に規定する事項のほか，管理業務で取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な事項に関すること。

２　実施機関は，申請者から提出された資料のほか，必要に応じて説明又は追加資料等の提出を求めるなどの方法により，申請者の個人情報の安全管理措置の状況等を審査した上で，前項各号の事項及び別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できる者を指定管理者として慎重に選定するものとする。

なお，管理業務において特定個人情報（番号利用法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱うこととなる場合にあっては，実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて，あらかじめ確認すること。

（協定に記載する事項）

第４　実施機関は，指定管理者と公の施設の管理について協定を締結するに当たっては，基本協定書に次の内容を記載するものとする。

(1) 法及び番号利用法の趣旨に即して，管理業務に係る個人情報の保有，利用，提供，適正管理等の取扱いに関する事項並びに個人情報の本人が開示，訂正，利用停止等を求めることができるよう必要な規程を定めること。

(2) 指定管理者は，管理業務に係る個人情報の適正な管理のために必要な措置（組織的，人的，物理的又は技術的安全管理措置）を講じなければならないこと。

(3) 前各号に定めるもののほか，指定管理者が特記事項を遵守しなければならないこと。

２　前項第３号に規定する特記事項に掲げる事項を基本協定書中に記載すること及び必要に応じて，加除修正を加えることを妨げない。

※基本協定書記載例

（個人情報の保護）

第〇条　乙は，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の趣旨に即して，〇〇施設の管理の業務に係る個人情報の保護に関する規程を定め，個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項の細目は，別記〇「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし，乙は当該特記事項を遵守しなければならない。

｛※注｝乙は，「指定管理者」を指す。

（その他の留意事項）

第５　実施機関が，指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては，前条までに規定するほか，次の事項に留意するものとする。

(1) 指定管理者が法第 16 条第２項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には，法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に留意して必要な事項を規定するよう指導するものとする。

(2) 指定管理者が個人情報の取扱いに関し不適正な取扱いをした場合には，管理業務の全部若しくは一部の停止を命じ，又は損害賠償を請求する場合があること，基本協定に違反して個人情報を不当な目的に利用した場合等は，法の規定に基づき処罰される場合があることなどを基本協定の締結に当たって指定管理者に周知すること。

(3) 実施機関は，指定管理者が個人情報の取扱いを含む管理業務を第三者に委託しようとする場合は，当該委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう，契約書等で必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ，特記事項第 10 第１項ただし書の規定により当該委託を承諾してはならない。

(4) 前３号に規定するほか，実施機関は，管理業務で取り扱う個人情報の安全管理措置の状況等について，定期的に調査し，不適切な個人情報の取扱いがなされていると認めるときは，速やかに改善を図るものとする。

（事故発生時の対応）

第６　実施機関は,指定管理者において管理業務に係る個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には,直ちに状況を把握し,当該指定管理者とともに,被害の拡大防止又は復旧,情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じること。また,当該指定管理者に対して,個人情報の適正管理に関しての指導を行い,当該事故の概要,原因等の事実関係,再発防止のためにとった措置等が記載された報告書の提出を求めること。

附　則

（施行期日）

１　この基準は，平成 28 年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この基準の施行の日において改正前の指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報保護基準に基づき同基準第３に定める募集及び選定に着手している場合は，なお従前の例によることができる。

附　則

（施行期日）

１　この基準は，令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この基準の施行前に締結し，令和５年４月１日以降も引き続き協定が継続する基本協定書については，個人情報取扱特記事項の第２中「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号），行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第 27 号)」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号)」に読み替えることとする。

別記○

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は，○○施設の管理運営の業務（以下単に「管理業務」という。）を行うに当たって取り扱う個人情報については，個人の権利利益を侵害することがないよう，その取扱いを適正に行わなければならない。

（個人情報保護規程の制定等）

第２　乙は，管理業務に係る個人情報の適正な取扱いに資するため，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の趣旨に即して，保有，利用，提供及び適正管理等のほか，開示，訂正，利用停止の申出等に関して必要な事項を定めた規程を制定しなければならない。

２　乙は，前項の規定により規程を制定した場合は，甲に報告しなければならない。その規程を変更した場合も同様とする。

（秘密の保持）

第３　乙は，管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。指定の期間が満了し，又は指定を取り消された後においても同様とする。

（個人情報管理者等）

第４　乙は，管理業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び管理業務に従事する者（以下「管理業務従事者」という。）を定めなければならない。

（作業場所の特定）

第５　乙は，個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第６　乙は，甲の指示又は事前の承認がある場合を除き，個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（漏えい，き損及び滅失の防止等）

第７　乙は，管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい，き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

（個人情報の消去等）

第８　乙は，管理業務の目的に照らし，保有の必要がなくなった個人情報については，速やかに，かつ，確実に消去の措置を講じなければならない。ただし，甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

２　乙は，指定の期間が満了し，又は指定を取り消され，乙以外の者に○○施設の管理者が交代した場合にあっては，その保有する個人情報について，甲が指示する方法により速やかに，かつ，確実に引き継ぐものとする。

（従事者等への教育研修等）

第９　乙は，個人情報管理者及び管理業務従事者に対して，在職中及び退職後においても，管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な教育研修の実施その他適切な監督を行わなければならない。

（委託等の禁止）

第 10　乙は，管理業務に係る個人情報の取扱いを含む業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし，甲の承諾がある場合については，この限りでない。なお，委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

２　前項ただし書の規定により，第三者に委託する場合にあっては，乙は，受託者に対し，当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう，必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理）

第 11　乙は，管理業務に係る個人情報の取扱いに関して苦情があったときは，適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（体制の整備）

第 12　乙は，前各条に規定する個人情報の安全管理措置を適切に行うため，必要な管理及び措置を行わせるなど，必要な体制を整備しなければならない。

（実地調査）

第 13　甲は，乙が管理業務で取り扱う個人情報の利用，管理その他の取扱い状況等について，必要に応じ，実地に調査することができる。

（指示及び報告）

第 14　甲は，乙が管理業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため，乙に対して必要な指示を行い，又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第 15　乙は，管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず，直ちに甲に対して，当該事故に関わる個人情報の内容，件数，事故の発生場所，発生状況等を書面により報告し，甲の指示に従うものとする。

２　甲は，管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

注１　「甲」は実施機関を，「乙」は指定管理者をいう。

２　特記事項に掲げる事項を基本協定書中に記載すること及び必要に応じて，加除修正を加えることを妨げない。また，基本協定書に規定された他の項目で，特記事項の規定と同様の効果が得られる場合にあっても，同様とする。

３　特記事項に違反した場合の損害賠償等については，通常基本協定に盛り込まれるものであるため，特記事項中には掲げていないが，基本協定書において措置されていない場合には，措置する必要がある。

情報公開・個人情報保護主任事務取扱要綱

第１　設置

情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図り，あわせて，両制度に係る職員の認識を高めるため，行政文書を保有し，又は個人情報を取り扱う本庁各課室及び各地方機関（以下「主務課等」という。）に情報公開・個人情報保護主任を置く。

第２　充てる職員

情報公開・個人情報保護主任は，主務課等の長が指定する職員とし，原則として文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第４号）第４条に定める文書取扱主任をもって充てるものとする。

第３　職務

情報公開・個人情報保護主任は，主務課等の長の命を受け，次に掲げる事務を処理するものとする。

１　情報公開制度及び個人情報保護制度について所属職員に対する指導を行うこと。

２　開示請求者及び県政情報センター又は県政情報コーナー（以下「県政情報センター等」という。）との連絡調整に関すること。

３　行政文書の開示請求に係る行政文書及び個人情報の開示，訂正又は利用停止請求に係る個人情報を保有する地方機関と本庁主務課室との連絡調整に関すること。

４　主務課等の個人情報の取扱いに関する苦情申出があった場合の個人情報窓口との連絡調整に関すること。

５　所管する事業者の個人情報の取扱いに係る指導監督又は苦情相談の処理に当たっての関係課室等又は苦情相談窓口との連絡調整に関すること。

６　行政資料（行政資料及び配付資料の収集並びに管理に関する要綱（平成２年４月１日施行）第２条第１号に規定する行政資料をいう。）の収集，管理その他県政情報センター等との連絡調整に関すること。

７　主務課等が保有する行政情報の公表の企画及び立案並びに県政情報センター等との連絡調整に関すること。

８　県から出資，出捐又は補助金等の交付を受けた団体の情報公開に係る連絡調整に関すること。

９　一般に提供する情報の質的向上について所属職員に対する指導を行うこと。

附　則

この要綱は，平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 11 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 17 年４月１日から施行する。

宮城県情報公開・個人情報保護調整委員会設置要綱

（設置）

第１　公正で開かれた県政の確立と県の保有する個人情報の適正な取扱いの確保等に対応し，情報公開制度及び個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用するため，宮城県情報公開・個人情報保護調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

（１）情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用及び制度の改善を図るための連絡調整に関すること。

（２）その他情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る必要事項に関すること。

（組織等）

第３　委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織し，別表に掲げる職にある者をもって充てる。

２　委員長は，会務を総理する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

（会議）

第４　委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し，その議長となる。

（関係者の協力）

第５　委員会は，必要があるときは関係者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６　委員会の庶務は，総務部県政情報・文書課において処理する。

（委任）

第７　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は，平成６年６月29日から施行する。

附　則

この要綱は，平成10年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成12年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成12年７月10日から施行する。

附　則

この要綱は，平成14年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成15年５月21日から施行する。

附　則

この要綱は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成17年９月７日から施行する。

附　則

この要綱は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成20年４月25日から施行する。

附　則

この要綱は，平成21年４月15日から施行する。

附　則

この要綱は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成23年４月22日から施行する。

附 則

この要綱は，平成30年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

別表（第３関係）

No.		職　　名	
1	委　員　長	総　務　部	副　部　長
2	副 委 員 長	〃	県政情報・文書課長
3	委　　員	〃	人　事　課　長
4	〃	〃	行政経営推進課長
5	〃	〃	私学・公益法人課長
6	〃	〃	広　報　課　長
7	〃	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課長
8	〃	企　画　部	企画総務課長
9	〃	〃	デジタルみやぎ推進課長
10	〃	環境生活部	環境生活総務課長
11	〃	保健福祉部	保健福祉総務課長
12	〃	経済商工観光部	経済商工観光総務課長
13	〃	農　政　部	農政総務課長
14	〃	水産林政部	水産林政総務課長
15	〃	土　木　部	土木総務課長
16	〃	出　納　局	会　計　課　長
17	〃	企　業　局	公営事業課長
18	〃	教　育　庁	総　務　課　長
19	〃	人事委員会事務局	総　務　課　長
20	〃	監査委員事務局	総　務　課　長
21	〃	警　察　本　部	総　務　課　長
22	〃	労働委員会事務局	審査調整課長

宮城県個人情報保護審査会運営規程

（平成17年宮城県個人情報保護審査会規程第１号）

（趣旨）

第１条　この規程は，個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第 72 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき，宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　会長は，条例第 10 条第１項の規定により，会議を招集しようとするときは，あらかじめ，文書により開催の日時及び場所並びに会議に付する案件を委員に通知するものとする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，この限りでない。

（審査請求に係る審査の原則）

第３条　開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求事案の審査の方法は，次によるものとする。

(1) 開示決定等に係る審査請求事案の審査は，当該審査請求に係る開示請求の対象となった保有個人情報が記録されている行政文書を基に行うものとする。

(2) 訂正決定等に係る審査請求事案の審査は，当該審査請求に係る訂正請求の対象となった保有個人情報が記録されている行政文書を基に行うものとし，必要により，実施機関が行った調査の結果の記録の提出を求めるものとする。

(3) 利用停止決定等に係る審査請求事案の審査は，当該審査請求に係る利用停止請求の対象となった保有個人情報が記録されている行政文書を基に行うものとし，必要により，実施機関が行った調査の結果の記録の提出を求めるものとする。

２　開示請求，訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求事案の審査の方法は，その都度会長が審査会に諮って定めるものとする。

（委員の回避）

第４条　委員は，特定の事件につき特別の利害関係を有すると判断するときは，会長の許可を得て，回避することができる。

２　会長は，自らに特定の事件につき特別の利害関係を有すると判断するときは，条例第９条第３項の規定による会長の職務を代理する委員の許可を得て，回避することができる。

（諮問庁の申出）

第５条　諮問庁は，行政文書に記録されている情報が，その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは，審査会に対し，その旨を申し出ることができる。

（資料）

第６条　審査会は，諮問書の添付書類として又は条例第11条第４項の規定により，諮問庁から行政文書に記録されている保有個人情報の内容及び当該開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を分類し，又は整理した資料（以下「資料」という。）が提出されたときは，その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに，相当の期間を定め，資料に対する意見を記した書面（以下「意見書」という。）の提出を求めることができる。

２　審査会は，前項の意見書が提出されたときは，その写しを当該意見書を提出した審査請

求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。

3　審査会は，前項の規定による送付をしようとするときは，当該意見書を提出した審査請求人等の意見を聴くものとする。ただし，審査会が，その必要がないと認めるときは，この限りでない。

（調査等）

第７条　条例第 11 条第１項の規定により実施機関の職員その他の関係者に対し，出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出その他必要な協力を求める内容及び方法等は，その都度会長が審査会に諮って定めるものとする。

2　審査請求に係る事件に関しては，前条に定めるもののほか，条例第 11 条第５項の規定により審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めること，適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ，又は鑑定を求めることその他必要な調査を行う方法等は，その都度会長が審査会に諮って定めるものとする。

3　審査会は，審査会に提出された意見書又は資料について，鑑定を求めるときは，前項の規定にかかわらず，当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴くものとする。ただし，審査会が，その必要がないと認めるときは，この限りでない。

（意見陳述等）

第８条　条例第 12 条第１項の規定による意見の陳述に係る申立ては，書面によるものとする。

（補佐人）

第９条　審査会は，条例第 12 条第２項の規定により審査会の会議に出席して意見又は説明を述べる審査請求人等から補佐人の付添いの申立てがあった場合において，その申立てが相当であると認めたときは，補佐人の付添いを認めることができる。

2　前項の申立ては，書面によるものとする。

（意見等の陳述者の数）

第 10 条　条例第 12 条の規定により審査会の会議に出席して意見又は説明を述べる者（審査請求人等の代理人及び補佐人を含む。）の数は，５人以内とする。ただし，審査会が特に必要と認める場合は，この限りでない。

（提出資料の閲覧等）

第11条　条例第14条第２項に規定する閲覧等の申請は，書面によるものとする。

2　審査会は，前項の申請があったときは，閲覧等に応じるか否かについて書面により回答するものとする。

3　閲覧等に応じる場合における提出資料の閲覧等は，県政情報センターにおいて行うものとする。

（答申内容等の公表）

第 12 条　審査会は，諮問に対する答申をしたとき，又は条例第６条第２項の規定による建議をしたときは，その内容が記載された資料を県政情報センター及び県政情報コーナーへ送付し，公表するものとする。

（会議録の作成等）

第 13 条　審査会は，次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 会議に付した事案の件名
(4) 議事の概要
(5) その他必要事項

2　会議録は，会長が署名して確定する。

3　会議録及び審査会の審議資料は，条例第15条に定める会議開催の原則に従い公開又は非公開とする。ただし，会長が特に認めたときは，この限りでない。

（委任）

第14条　この規程に定めるもののほか，審査会の運営に関して必要な事項は，会長が審査会に諮って定める。

附　則

1　この規程は，平成17年４月１日から施行する。

2　宮城県個人情報保護審査会運営要領（平成８年11月14日施行）は，廃止する。

附　則

この要綱は，平成21年４月23日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成28年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の日前にされた開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は施行の日前にされた開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和５年４月１日から施行する。

2　次に掲げる審査請求に係る調査審議については，なお従前の例による。

(1) 廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第27号）の規定による開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求

(2) 開示請求，訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求であって，前条の規定の施行の際現に提起されているもの

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱

（平成15年宮城県告示第310号）

（趣旨）

第１条　この要綱は，県政情報センター及び県政情報コーナーの設置，運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　行政文書の開示及び情報提供（以下「情報公開」という。）並びに保有個人情報の開示等の事務を行う窓口として，県政情報センター及び県政情報コーナー（以下「県政情報センター等」という。）を設置する。

２　県政情報センター等の名称及び位置は，次のとおりとする。

名　　称	位　　置
県政情報センター	仙台市（宮城県庁行政庁舎地下一階）
大河原地方県政情報コーナー	柴田郡大河原町（大河原地方振興事務所内）
大崎地方県政情報コーナー	大崎市（北部地方振興事務所内）
栗原地方県政情報コーナー	栗原市（北部地方振興事務所栗原地域事務所内）
登米地方県政情報コーナー	登米市（東部地方振興事務所登米地域事務所内）
石巻地方県政情報コーナー	石巻市（東部地方振興事務所内）
気仙沼地方県政情報コーナー	気仙沼市（気仙沼地方振興事務所内）

（管理）

第３条　県政情報センターは総務部県政情報・文書課長が，県政情報コーナーは地方振興事務所長が管理する。

（業務）

第４条　県政情報センター等において行う業務は，次のとおりとする。

(1) 県政情報センター

イ　情報公開及び個人情報保護についての案内及び相談に関すること。

ロ　行政文書開示の事務及び保有個人情報の開示等の事務についての連絡調整に関すること。

ハ　行政文書開示請求書及び保有個人情報開示請求書等の受付に関すること。

ニ　行政文書の開示決定等若しくは開示請求に係る不作為又は保有個人情報の開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等若しくは開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求書の受付に関すること。

ホ　行政文書の検索資料及び個人情報ファイル簿の管理並びにこれらの閲覧に関すること。

ヘ　行政資料，公表資料その他県政情報センターにおいて利用に供される資料（トにおいて「行政資料等」という。）の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）等情報提供に関すること。

ト　情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第13条第２項又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第72号）第４条第２項若しくは第14条第５項に規定する供与，死者に関する情報が記録された行政文書の写しの交付，行政資料等の写しの交付その他の物品の供与に要する費用の徴収に関すること。

チ　県の発行する印刷物の販売に関する規則（平成10年宮城県規則第22号）に基づく有償印刷物の販売に関すること。

リ　出資団体等の情報公開に係る事務についての連絡調整に関すること。

(2) 県政情報コーナー

イ　情報公開及び個人情報保護についての案内及び相談に関すること。

ロ　行政文書開示の事務及び保有個人情報の開示等の事務についての連絡調整に関すること。

ハ　行政文書開示請求書及び保有個人情報開示請求書等の受付に関すること。

ニ　本庁各課（室）及び県政情報コーナーの置かれている地方振興事務所の所管区域内に存する地方機関に係る行政文書の検索資料の管理及び閲覧に関すること。

ホ　行政資料，公表資料その他県政情報コーナーにおいて利用に供される資料（へにおいて「行政資料等」という。）の閲覧等情報提供に関すること。

ヘ　情報公開条例第13条第２項又は個人情報の保護に関する法律施行条例第４条第２項若しくは第14条第５項に規定する供与，死者に関する情報が記録された行政文書の写しの交付，行政資料等の写しの交付その他の物品の供与に要する費用の徴収に関すること。

ト　県の発行する印刷物の販売に関する規則に基づく有償印刷物の販売に関すること。

チ　出資団体等の情報公開に係る事務についての連絡調整に関すること。

（利用者の遵守事項等）

第５条　県政情報センター等を利用する者（以下「利用者」という。）は，職員の指示に従うとともに，利用する行政資料，公表資料その他県政情報センター等において利用に供される資料（以下「行政資料等」という。）を丁寧に取り扱わなければならない。

２　利用者は，県政情報センター等の秩序を乱し，又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（利用時間）

第６条　県政情報センター等の利用時間は，午前９時から午後５時までとする。ただし，総務部県政情報・文書課長又は地方振興事務所長（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは，利用時間を変更することができる。

（休業日）

第７条　県政情報センター等の休業日は，宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第１条第１項に規定する県の休日とする。ただし，管理者が必要と認めるときは，休業日を変更し，又は臨時の休業日を設けることができる。

（行政資料等の貸出し）

第８条　管理者は，利用者に行政資料等を貸し出すことができる。

２　管理者は，利用者に行政資料等を貸し出すときは，行政資料等貸出申込書（様式第１号）に必要な事項を記入の上提出させるものとする。この場合において，管理者は，当該利用者に対し，身元

を証明する書類の提示を求めることができるものとする。

3　行政資料等の貸出しは，１人につき５冊以内とする。

4　行政資料等の貸出期間は，７日以内とする。ただし，管理者が必要と認めるときは，貸出期間中であっても返還を求めることができる。

（行政資料等の写しの交付等）

第９条　利用者は，行政資料等の写しの交付その他の物品の供与（以下「写しの交付等」という。）を受けようとするときは，行政資料等の写しの交付等申込書（様式第２号）を管理者に提出するものとする。

2　管理者は，前項の規定により申込みがあったときは，当該行政資料等の写しの交付等を行うものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，管理者は写しの交付等を認めないものとする。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるとき。

(2) 別の定めにより写しの交付等を認めないこととされているとき。

(3) 県政情報センター等の管理上支障があると認められるとき。

3　前項の規定による行政資料等の写しの交付等の部数は，行政資料等ごとに各１部とする。

4　前３項に定めるもののほか，行政資料等の写しの交付等に関し必要な事項は別に定める。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか，県政情報センター等の運営について必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は，平成15年４月１日から施行する。

（県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の廃止）

2　県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成10年宮城県告示第408号）は，廃止する。

附　則

この告示は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成28年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成30年４月１日から施行する。

附　則

この告示は，令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

行政資料等貸出申込書

年　月　日

宮城県総務部県政情報・文書課長
宮城県　　地方振興事務所長　殿

住　所
（職員は，所属課（室）・公所名）
氏　名
電話番号（　　）　　－
（日中連絡が可能な電話番号を御記入ください）

分類記号	資料名	返還予定月日	返還月日
		月　日	月　日
－			
－			
		月　日	月　日
－			
－			
		月　日	月　日
－			
－			
		月　日	月　日
－			
－			
		月　日	月　日
－			
－			

注：１　太線内について，記入願います。
　　２　貸出期間は，７日以内ですが，できるだけ早期にお返し願います
　　３　分類記号は，資料の背表紙に貼ってある番号を記入願います。番号がない資料については，記入の必要はありません。

＜職員記入欄＞　この欄には，記入しないでください。

身元確認方法	１　運転免許証　２　身分証明書　３　その他（　　）	担当者	

様式第２号（第９条関係）

行政資料等の写しの交付等申込書

年　月　日

宮城県総務部県政情報・文書課長
宮城県　　地方振興事務所長　殿

住　所

氏　名

次のとおり行政資料等の写しの交付等を申し込みます。

分類記号	資料名	複写を希望する該当ページ	種別（いずれかに○）	数量 単価	金額
			1 白　黒 2 カラー 3 その他 （　　）		円
―				円	
―					
			1 白　黒 2 カラー 3 その他 （　　）		円
―				円	
―					
			1 白　黒 2 カラー 3 その他 （　　）		円
―				円	
―					
			1 白　黒 2 カラー 3 その他 （　　）		円
―				円	
―					
			1 白　黒 2 カラー 3 その他 （　　）		円
―				円	
―					
計					円

注１：太線内について，記入願います。ただし，窓口でお申し込みの際は，住所及び氏名の記入の必要はありません。

２：分類記号は，資料の背表紙に貼ってある番号を記入願います。番号がない資料については，記入の必要はありません。

＜職員記入欄＞この欄には，記入しないでください。

領収済　　年　　月　　日	□代金　　円　□送料　　円

○行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用

平成十五年三月三十一日
宮城県告示第三百十一号
改正　平成一六年三月三一日告示第四三三号
平成一八年三月三一日告示第四二九号
平成二一年三月三一日告示第二九七号
平成二八年三月三一日告示第三四四号
令和五年三月三一日告示第二五二号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）第十三条第二項の規定により供与を受ける物品、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十七条第一項の規定により供与を受ける物品、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第十四条第二項の規定により供与を受ける物品並びに県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて供与を受ける複写物、電磁的記録、電磁的記録を出力した書面その他の公表資料の写し等（以下これらを総称して「供与物品」という。）に対して負担しなければならない費用等に関する事項を次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年宮城県告示第七百七十八号（行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用）は、平成十五年三月三十一日限り、廃止する。

一　供与物品に対して負担しなければならない費用

1　紙を供与する場合は、一枚につき十円（単色）、三十円（多色）とする。

2　紙以外のものを供与する場合は、供与物品の作成に要する実費とし、その金額に十円未満の端数があるときは、その端数を十円に切り上げるものとする。

3　２の場合において、供与物品となる記録媒体が単価契約の対象である場合は、２にいう供与物品の作成に要する実費とは、当該年度における単価契約の単価とする。

4　供与物品に対して負担しなければならない費用は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて掲示して公表しなければならない。

二　供与物品の作成

1　供与物品の作成は、県の職員が、県の機器及び県の物品を用いて行うものとする。

2　原本（供与物品を作成する対象の行政文書その他の物をいう。）の大きさ、種別、容量等と等しく供与物品を作成するものとする。ただし、利用者が希望する場合において、複写作業に著しい支障を及ぼさないときは、拡大又は縮小を行うことができる。

3　供与物品（紙）を作成する場合

(1)　日本工業規格A列三番を最大とする。この場合において、原本の大きさが日本工業規格A列三番を超えるときは、分割して複写するものとする。

(2)　原本の大きさが日本工業規格A列三番を超える場合を除き、原本一枚につき一枚を作成するものとし、二枚以上の原本により一枚を作成することは、行わない。ただし、製本された原本（加除式のものを含む。）を見開きで複写する場合は、この限りでない。

(3)　両面への作成は行わないものとする。ただし、両面印刷されている公表資料等で、製本されていないものを複写する場合等は、二倍の費用を負担させて両面への作成を行うこ

とができる。

4　供与物品（紙を除く。）を作成する場合

(1)　未使用の記録媒体を使用して作成する。

(2)　原本一部につき一部を作成するものとする。

三　供与物品の送付のために負担しなければならない費用

郵送等のために要する費用は、郵便料金、宅配便等の実費とする。

四　費用の納入方法

1　供与物品の交付を受けるときは、その費用は、現金により納付しなければならない。

2　1にかかわらず、郵送により供与物品の交付を受ける場合で、当該交付を受ける者が国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体であるときは、知事の発行する納入通知書により費用を納入することができる。

3　2の場合において、郵便料金の実費は、当該郵便料金相当額の郵便切手を提出することによって代えることができる。

五　その他

供与物品又はその作成について、一から四までによることができない特別の事情があるときは、その都度、知事が定める。

改正文（平成一六年告示第四三三号）抄

平成十六年四月一日から施行する。

改正文（平成一八年告示第四二九号）抄

平成十八年四月一日から施行する。

改正文（平成二一年告示第二九七号）抄

平成二十一年四月一日から施行する。

改正文（平成二八年告示第三四四号）抄

平成二十八年四月一日から施行する。

改正文（令和五年告示第　　号）抄

令和五年四月一日から施行する。

令和５年４月１日改正

行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用（平成１５年宮城県告示第３１１号）一の４の規定により，供与物品に対して負担しなければならない費用

種類	規格	単価(円)	備考
白黒コピー	A3 判まで	１０	両面コピーの場合，１枚当たり 20 円
カラーコピー	A3 判まで	３０	両面コピーの場合，１枚当たり 60 円
ＣＤ－Ｒ	700MB	６０	
ＤＶＤ－Ｒ (データ用)	4.7GB	７０	
ＢＤ－Ｒ (録画用)	25GB	１００	
ＤＶＤ－Ｒ (録画用)	実費による		
フロッピーディスク			
MOディスク			
カセットテープ			
ビデオテープ			

情 報 公 開 条 例（抄）

（平成 11 年宮城県条例第 10 号）

（他の法令による開示の実施との調整）

第 18 条　この章の規定は，他の法令の規定により，何人にも開示請求に係る行政文書が第２条第３項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては，当該期間内に限る。）には，同項の規定にかかわらず，当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については，適用しない。ただし，当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは，この限りでない。

２　省　略

３　省　略

４　省　略

Ⅲ　関係法規

目　　次

1　個人情報の保護に関する法律（抄）　…… 366
2　個人情報の保護に関する法律施行令（抄）　…… 395
3　個人情報の保護に関する法律施行規則（抄）　…… 404
4　個人情報の保護に関する法律施行条例　…… 411
5　個人情報の保護に関する法律施行細則　…… 416
6　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）　461

個人情報の保護に関する法律（抄）

（平成 15 年法律第 57 号）

＜最終改正＞（令和３年法律第 37 号）

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　国及び地方公共団体の責務等（第４条―第６条）
第３章　個人情報の保護に関する施策等
第１節　個人情報の保護に関する基本方針（第７条）
第２節　国の施策（第８条―第 11 条）
第３節　地方公共団体の施策（第 12 条―第 14 条）
第４節　国及び地方公共団体の協力（第 15 条）
第４章　個人情報取扱事業者等の義務等
第１節　総則（第 16 条）
第２節　個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第 17 条―第 40 条）
第３節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第 41 条・第 42 条）
第４節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第 43 条―第 46 条）
第５節　民間団体による個人情報の保護の推進（第 47 条―第 56 条）
第６節　雑則（第 57 条―第 59 条）
第５章　行政機関等の義務等
第１節　総則（第 60 条）
第２節　行政機関等における個人情報等の取扱い（第 61 条―第 73 条）
第３節　個人情報ファイル（第 74 条・第 75 条）
第４節　開示，訂正及び利用停止
第１款　開示（第 76 条―第 89 条）
第２款　訂正（第 90 条―第 97 条）
第３款　利用停止（第 98 条―第 103 条）
第４款　審査請求（第 104 条―第 107 条）
第５款　条例との関係（第 108 条）
第５節　行政機関等匿名加工情報の提供等（第 109 条―第 123 条）
第６節　雑則（第 124 条―第 129 条）
第６章　個人情報保護委員会
第１節　設置等（第 130 条―第 145 条）
第２節　監督及び監視
第１款　個人情報取扱事業者等の監督（第 146 条―第 152 条）
第２款　認定個人情報保護団体の監督（第 153 条―第 155 条）
第３款　行政機関等の監視（第 156 条―第 160 条）
第３節　送達（第 161 条―第 164 条）
第４節　雑則（第 165 条―第 170 条）
第７章　雑則（第 171 条―第 175 条）
第８章　罰則（第 176 条―第 185 条）
附則

（定義）

第２条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第２号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

３　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

４　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

５　この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第１項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第１項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

６　この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第１項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第１項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7　この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

(2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第１項及び第２項に規定する機関（これらの機関のうち第４号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

(3) 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する機関（第５号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

(4) 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第２項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第１項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

(5) 国家行政組織法第８条の２の施設等機関及び同法第８条の３の特別の機関で、政令で定めるもの

(6) 会計検査院

9　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。

11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第３章及び第 69 条第２項第３号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第２に掲げる法人を除く。第 16 条第２項第３号、第 63 条、第 78 条第１項第７号イ及びロ、第 89 条第４項から第６項まで、第 119 条第５項から第７項まで並びに第 125 条第２項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第１号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第２号若しくは第３号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第 16 条第２項第４号、第 63 条、第 78 条第１項第７号イ及びロ、第 89 条第７項から第９項まで、第 119 条第８項から第 10 項まで並びに第 125 条第２項において同じ。）

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第 12 条　地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第 13 条　地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第 14 条　地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（定義）

第 16 条　この章及び第８章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

２　この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等

(4) 地方独立行政法人

３・４　略

５　この章、第６章及び第７章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 41 条第１項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第２項各号に掲げる者を除く。

６　この章、第６章及び第７章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 43 条第１項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第２項各号に掲げる者を除く。

７　この章、第６章及び第７章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 31 条第１項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第２項各号に掲げる者を除く。

８　略

（適用の特例）

第 58 条　個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第 32 条から第 39 条まで及び第四節の規定は、適用しない。

(1) 別表第２に掲げる法人

(2) 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第１号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第２号若しくは第３号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

２　次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第 32 条から第 39 条まで及び第４節を除く。）及び第６章から第８章までの規定を適用する。

(1) 地方公共団体の機関　医療法（昭和 23 年法律第 105 号）第１条の５第１項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第２項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する大学の運営

(2) 独立行政法人労働者健康安全機構　病院の運営

第５章　行政機関等の義務等

第１節　総則

（定義）

第 60 条　この章及び第８章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第８章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第２条第２項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第２条第２項に規定する法人文書（同項第４号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第２条第２項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

２　この章及び第８章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

３　この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第５条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除き、同条第２号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第５条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除き、同条第２号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規

定する不開示情報（行政機関情報公開法第５条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第 75 条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第３条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第２条第１項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第３条、独立行政法人等情報公開法第３条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ　行政機関情報公開法第 13 条第１項若しくは第２項、独立行政法人等情報公開法第 14 条第１項若しくは第２項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第１項又は第２項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 116 条第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

４　この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

５　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第２節　行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第 61 条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 66 条第２項第３号及び第４号、第 69 条第２項第２号及び第３号並びに第４節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

２　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第 62 条　行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第 63 条　行政機関の長（第２条第８項第４号及び第５号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第 64 条　行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第 65 条　行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第 66 条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者　当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）　公の施設（同法第 244 条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第１項各号に掲げる者　法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第２項各号に掲げる者　同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第 67 条　個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第２項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第 68 条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員

会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2　前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第 69 条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 70 条　行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第 71 条　行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第 16 条第 3 項に規定する個人データの取扱いについて前章第 2 節の規定により同条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措

置に相当する措置（第３項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第２項第４号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

２　行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

３　行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第１項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第２項第４号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 72 条　行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 73 条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 128 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

２　行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第 41 条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

４　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

５　前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第３節　個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第 74 条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第９号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第３項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第５号若しくは前号に掲げる事項を次条第１項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

(9) 第 76 条第１項、第 90 条第１項又は第 98 条第１項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(10) 第 90 条第１項ただし書又は第 98 条第１項ただし書に該当するときは、その旨

(11) その他政令で定める事項

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

(2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

(6) １年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

(10) 第３号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

(11) 第 60 条第２項第２号に係る個人情報ファイル

3　行政機関の長は、第１項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 75 条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第 10 号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第２項第１号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3　第１項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第１項第５号若しくは第７号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第１項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第４節　開示、訂正及び利用停止

第１款　開示

（開示請求権）

第 76 条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第 127 条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第 77 条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

２　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第 78 条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 76 条第２項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第３号、次条第２項並びに第 86 条第１項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第２条第４項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第２条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 行政機関の長が第 82 条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関と

の信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第５条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（部分開示）

第 79 条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　開示請求に係る保有個人情報に前条第１項第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害される

おそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 80 条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第 81 条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第 82 条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第 83 条　開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 84 条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第 85 条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 82 条第 1 項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 86 条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 105 条第 2 項第 3 号及び第 107 条第 1 項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 80 条の規定により開示しようとするとき。

3　行政機関の長等は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 105 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 87 条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2　行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4　前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第 88 条　行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第１項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第１項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第 89 条　略

２　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

３　前２項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

４～９　略

第２款　訂正

（訂正請求権）

第 90 条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 98 条第１項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第 88 条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの

２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第 127 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

３　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第 91 条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 92 条　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 93 条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第 94 条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 91 条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第 95 条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第 96 条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第 85 条第３項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 93 条第１項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 97 条　行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第３款　利用停止

（利用停止請求権）

第 98 条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、

当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 61 条第２項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 69 条第１項及び第２項又は第 71 条第１項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第 127 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

３　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第 99 条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第 100 条　行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第 101 条　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第 102 条　前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 99 条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政

機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第 103 条　行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第１項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第４款　審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第 104 条　行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第９条、第 17 条、第 24 条、第２章第３節及び第４節並びに第 50 条第２項の規定は、適用しない。

２　行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第２章の規定の適用については、同法第 11 条第２項中「第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第４条（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 107 条第２項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第 13 条第１項及び第２項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第 25 条第７項中「あったとき、又は審理員から第 40 条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第 44 条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第 50 条第１項第４号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第１項の規定による諮問を要しない場合（同項第２号又は第３号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第２号又は第３号に該当する場合にあっては同項第２号又は第３号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第 50 条第１項第４号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第 105 条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2　前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び第 107 条第１項第２号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3　前３項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第１項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第 81 条第１項又は第２項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第 106 条　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第９条第１項から第３項まで、第 17 条、第 40 条、第 42 条、第２章第４節及び第 50 条第２項の規定は、適用しない。

2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

表　（略）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 107 条　第 86 条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第５款　条例との関係

第 108 条　この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第５節　行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第 109 条　行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

２　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

３　第 69 条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

４　前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第 110 条　行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第 60 条第３項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 75 条第１項の規定の適用については、同項中「第 10 号」とあるのは、「第 10 号並びに第 110 条各号」とする。

(1) 第 112 条第１項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第 112 条第１項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第 111 条　行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第１号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第１項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第 112 条　前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

２　前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第 116 条第１項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3　前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第１項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第５号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

（欠格事由）

第 113 条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

(2) 心身の故障により前条第１項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

(5) 第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して２年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第 114 条　行政機関の長等は、第 112 条第１項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第 112 条第１項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第 112 条第２項第３号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 第 112 条第２項第３号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第 116 条第１項の基準に適合するものであること。

(4) 第 112 条第２項第５号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 第 112 条第２項第６号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第 112 条第２項第５号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第７号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2　行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第 112 条第１項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3　行政機関の長等は、第１項の規定により審査した結果、第 112 条第１項の提案が第１項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第 115 条　前条第２項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第 116 条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

２　前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第 117 条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 110 条の規定により読み替えて適用する第 75 条第１項の規定の適用については、同項中「並びに第 110 条各号」とあるのは、「、第 110 条各号並びに第 117 条各号」とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

(2) 次条第１項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第１項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第 118 条　前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第１号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

２　第 112 条第２項及び第３項並びに第 113 条から第 115 条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第 112 条第２項中「次に」とあるのは「第１号及び第４号から第８号までに」と、同項第４号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第 116 条第１項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第８号中「前各号」とあるのは「第１号及び第４号から前号まで」と、第 114 条第１項中「次に」とあるのは「第１号及び第４号から第７号までに」と、同項第７号中「前各号」とあるのは「第１号及び前３号」と、同条第２項中「前項各号」とあるのは「前項第１号及び第４号から第７号まで」と、同条第３項中「第１項各号」とあるのは「第１項第１号及び第４号から第７号まで」と読み替えるものとする。

（手数料）

第 119 条　第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

２　前条第２項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3　第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4　前条第２項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5　第 115 条の規定（前条第２項において準用する場合を含む。第８項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6　前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7　独立行政法人等は、前２項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8　第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第３項又は第４項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10　地方独立行政法人は、前２項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第 120 条　行政機関の長等は、第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第 113 条各号（第 118 条第２項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第 121 条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第 109 条第４四項に規定する削除情報及び第 116 条第１項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3　前２項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第 122 条　行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第３項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第 123 条　行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

２　行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

３　行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　前２項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第６節　雑則

（適用除外等）

第 124 条　第４節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

２　保有個人情報（行政機関情報公開法第５条、独立行政法人等情報公開法第５条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４節（第４款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第 125 条　第 58 条第２項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第１節、第 66 条第２項（第４号及び第５号（同項第４号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第１項、第 75 条、前２節、前条第２項及び第 127 条を除く。）の規定、第 176 条及び第 180 条の規定（これらの規定のうち第 66 条第２項第４号及び第５号（同項第４号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第 181 条の規定は、適用しない。

２　第 58 条第１項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第１号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第２号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第１節、第 75 条、前２節、前条第２項、第 127 条及び次章から第８章まで（第 176 条、第 180 条及び第 181 条を除く。）の規定を適用する。

３　第 58 条第１項各号及び第２項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第 98 条の規定の適用については、同条第１項第１号中「第 61 条第２項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第２号中「第 69 条第１項及び第２項又は第 71 条第１項」とあるのは「第 27 条第１項又は第 28 条」とする。

（権限又は事務の委任）

第 126 条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第２節から前節まで（第 74 条及び第４節第４款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第 127 条　行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 112 条第１項若しくは第 118 条第１項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第 128 条　行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第 129 条　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第３章第３節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第６章　個人情報保護委員会

（施行の状況の公表）

第 165 条　委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

２　委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第 166 条　地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

２　委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第 167 条　地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

２　委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（地方公共団体が処理する事務）

第 170 条　この法律に規定する委員会の権限及び第 150 条第１項又は第４項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第８章　罰則

第 176 条　行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第２項各号に定める業務若しくは第 73 条第５項若しくは第 121 条第３項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第２項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条　第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 181 条　行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 183 条　第 176 条、第 177 条及び第 179 条から第 181 条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 184 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第 178 条及び第 179 条　１億円以下の罰金刑

(2) 第 182 条　同条の罰金刑

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 185 条　次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(1) 第 30 条第２項（第 31 条第３項において準用する場合を含む。）又は第 56 条の規定に違反した者

(2) 第 51 条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 偽りその他不正の手段により、第 85 条第３項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附　則

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

第７条　都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第１項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第 110 条及び第 111 条の規定の適用については、当分の間、第 110 条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第 111 条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附　則　（令和３年５月 19 日法律第 37 号）

（第 51 条と条例との関係）

第 10 条　地方公共団体の条例の規定で、第 51 条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第 51 条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

２　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成９年法律第 89 号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成９年法律第 48 号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）
預金保険機構	預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）

別表第２（第２条，第 58 条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

個人情報の保護に関する法律施行令

（平成 15 年政令第 507 号）

＜最終改正＞（令和４年政令第 177 号）

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　個人情報取扱事業者等の義務等（第４条―第 15 条）
第３章　行政機関等の義務等（第 16 条―第 32 条）
第４章　個人情報保護委員会（第 33 条―第 40 条）
附則

第１章　総則

（個人識別符号）

第１条　個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第６条第１項第１号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第１項第１号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第７条第 13 号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第９条第２項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第３項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 12 条第３項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第２条　法第２条第３項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定

める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第３章　行政機関等の義務等

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第 16 条　法第 60 条第１項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ　当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ　当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ　次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

①　当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第５条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

②　当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

③　当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ　当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ　当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

（行政機関等匿名加工情報ファイル）

第 17 条　法第 60 条第４項第２号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

（機関ごとに定める行政機関の長）

第 18 条　法第 63 条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
(1) 警察庁にあっては、警察庁長官
(2) 最高検察庁にあっては、検事総長
(3) 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
(4) 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
(5) 区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（安全管理措置を講ずべき業務）

第 19 条　法第 66 条第２項第３号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の３において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務
(2) 計量法（平成４年法律第 51 号）第 168 条の２（第９号に係る部分に限る。）又は第 168 条の３第１項の規定に基づき行う業務
(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 15 条の２第１項（同法第 17 条の２第６項、第 35 条の３第３項及び第 47 条第３項において準用する場合を含む。）又は第 63 条第１項の規定に基づき行う業務
(4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第１項の規定に基づき行う業務
(5) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第１項の規定に基づき行う業務
(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第２条第４項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
(7) がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第１項の規定に基づき行う業務
(8) 法第 58 条第１項第２号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

２　法第 66 条第２項第４号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
(1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第２条第４項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
(2) 法第 58 条第２項第１号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第 20 条　法第 74 条第１項第 11 号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
(2) その他個人情報保護委員会規則で定める事項

２　法第 74 条第２項第９号の政令で定める数は、1,000 人とする。

３　法第 74 条第２項第 10 号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ　次に掲げる者又はこれらの者であった者

①　当該機関以外の行政機関等の職員

②　行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

③　行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

④　行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に１年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ　法第 74 条第２項第３号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 法第 74 条第２項第３号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 21 条　行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第 75 条第２項各号に掲げるもの及び同条第３項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第４項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

２　個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

３　行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

４　行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第 74 条第２項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

５　行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

６　法第 75 条第１項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 60 条第２項第１号に係る個人情報ファイル又は同項第２号に係る個人情報ファイルの別

(2) 法第 60 条第２項第１号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

７　法第 75 条第２項第３号の政令で定める個人情報ファイルは、法第 60 条第２項第２号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第 75 条第１項の規定による公表に係る法第 60 条第２項第１号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求における本人確認手続等）

第 22 条　開示請求をする者は、行政機関の長等（法第 126 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第 25 条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード、

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

２　開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたもの

３　法第 76 条第２項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

４　開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第 85 条第１項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

５　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）

第 23 条　開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第 87 条第１項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第１項第４号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（開示決定の際に通知すべき事項）

第 24 条　法第 82 条第１項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第 87 条第３項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2　開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第 82 条第１項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）　その旨及び前項各号に掲げる事項
(2) 前号に掲げる場合以外の場合　その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 25 条　行政機関の長等は、法第 86 条第１項又は第２項の規定により、同条第１項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2　法第 86 条第１項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 開示請求の年月日
(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3　法第 86 条第２項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 前項各号に掲げる事項
(2) 法第 86 条第２項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

（開示の実施の方法等の申出）

第 26 条　法第 87 条第３項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2　第 24 条第２項第１号に掲げる場合に該当する旨の法第 82 条第１項の規定による通知があった場合において、第 23 条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第 87 条第３項の規定による申出は、することを要しない。

3　法第 87 条第３項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（写しの送付の求め）

第二十八条　１～３　略

4　地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

５～６　略

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第 29 条　第 22 条（第４項及び第５項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第３項中「第 76 条第２項」とあるのは、訂正請求については「第 90 条第２項」と、利用停止請求については「第 98 条第２項」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第 30 条　法第 106 条の規定により同条第１項の審査請求について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成 27年政令第 391 号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第３条第２項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第５条	法第 29 条第１項本文	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 29 条第１項本文
第６条第１項	弁明書は	個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 29 条第２項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第６条第２項	法第 29 条第５項	個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 29 条第５項
第７条第１項	反論書は	個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 30 条第１項の規定により提出する反論書は
	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）
	を、法第 30 条第２項に規定する	とし、個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 30 条第２項の規定により提出する
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）
	を、それぞれ提出しなければならない	とする
第７条第２項	法第 30 条第３項	個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 30 条第３項
第８条	審理員	審査庁
	審理関係人がある	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合

		にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある
第９条	審理員	審査庁
	法第 37 条第２項	個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 37 条第２項
第 10 条、第 11 条及び第 14 条第１項	法第 38 条第１項	個人情報保護法第 106 条第２項において読み替えて適用する法第 38 条第１項

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第 31 条　法第 119 条第１項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに 3,950 円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

２　法第 119 条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者　法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第１項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　12,600 円

３　略

４　法第 119 条第３項の政令で定める額は、第１項に定める額とする。

５　法第 119 条第４項の同条第３項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第２項に定める額とする。

第４章　個人情報保護委員会

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第 40 条　法第 26 条第１項、法第 146 条第１項、法第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、法第 163 条並びに法第 164 条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第 150 条第１項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第４項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が２以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

２　前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

３　第１項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第 35 条第１項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第４章第２節

から第４節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第 26 条第１項の規定による権限を行使したときは、直ちに)、その間に行った検査等事務の結果について、第 35 条第１項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

４　第１項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

個人情報の保護に関する法律施行規則

（平成 28 年個人情報保護委員会規則第３号）
＜最終改正＞（令和４年個人情報保護委員会規則第４号）

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第２条　個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第３条　令第１条第７号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 令第１条第７号イに掲げる証明書　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(2) 令第１条第７号ロに掲げる証明書　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(3) 令第１条第７号ハに掲げる証明書　同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第４条　令第１条第８号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第３条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第２条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

(4) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の４第１項第５号の在留カードの番号

(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第１項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号）第 10 条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第５条　令第２条第１号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害

(2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第 43 条　法第 68 条第１項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第１項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第１項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第 68 条第１項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

（個人情報保護委員会への報告）

第 44 条　行政機関の長等は、法第 68 条第１項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(4) 原因

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(6) 本人への対応の実施状況

(7) 公表の実施状況

(8) 再発防止のための措置

(9) その他参考となる事項

２　前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が前条第３号に定めるものである場合にあっては、60 日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

３　法第 68 条第１項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記

様式第６による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第 45 条　行政機関の長等は、法第 68 条第２項本文の規定による通知をする場合には、第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第１項第１号、第２号、第４号、第５号及び第９号に定める事項を通知しなければならない。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第 46 条　法第 71 条第１項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1)　行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

(2)　保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第 47 条　法第 71 条第２項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

２　法第 71 条第２項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　当該外国の名称

(2)　適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3)　当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

３　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第 71 条第１項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第１号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第２号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

(1)　前項第１号に定める事項が特定できない旨及びその理由

(2)　前項第１号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

４　第２項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第 71 条第１項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第２項第３号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

（外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等）

第 48 条　法第 71 条第３項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1)　当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2)　当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

２　法第 71 条第３項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

３　行政機関の長等は、法第 71 条第３項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞な

く、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

(1) 当該第三者による法第 71 条第１項に規定する体制の整備の方法

(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要

(3) 第１項第１号の規定による確認の頻度及び方法

(4) 当該外国の名称

(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

(6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

(7) 前号の支障に関して第１項第２号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

４　行政機関の長等は、法第 71 条第３項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

５　行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（電磁的方法）

第 49 条　法第 73 条第４項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第２条第１号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（提案の募集の方法）

第 53 条　法第 111 条の規定による提案の募集は、毎年度１回以上、当該募集の開始の日から 30 日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

２　提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

（提案の方法等）

第 54 条　法第 112 条第１項の提案は、別記様式第７により行うものとする。

２　代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

３　法第 112 条第２項第８号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

４　法第 112 条第３項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事

務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前６月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前２号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

(4) 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

５　前項の規定は、代理人によって第１項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第１号から第３号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

６　法第 112 条第３項第１号（法第 118 条第２項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第８によるものとする。

７　行政機関の長等は、法第 112 条第２項の規定により提出された書面又は同条第３項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第１項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）

第 55 条　法第 113 条第２号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数）

第 56 条　法第 114 条第１項第２号の個人情報保護委員会規則で定める数は、1,000 人とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間）

第 57 条　法第 114 条第１項第５号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第 112 条第２項第５号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第 58 条　法第 114 条第１項第７号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第 59 条　法第 114 条第２項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第９の通知書により行うものとする。

(1) 別記様式第 10 により作成した法第 115 条（法第 118 条第２項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

２　法第 114 条第２項第２号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額

(2) 手数料等の納付方法

(3) 手数料等の納付期限

(4) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

３　法第 114 条第３項の規定による通知は、別記様式第 11 の通知書により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第 61 条　法第 115 条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第 59 条第１項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第 62 条　法第 116 条第１項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

(4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第 63 条　法第 117 条第１号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第 64 条　第 54 条（同条第６項を除く。）、第 55 条、第 57 条、第 59 条（同条第１項第１号を除く。）から第 61 条までの規定は、法第 118 条第１項の提案をする場合について準用する。この場合において、第 54 条第１項及び第２項中「別記様式第７」とあるのは「別記様式第 12」と、第 59 条第１項中「別記様式第９」とあるのは「別記様式第 13」と、第 59 条第３項中「別記様式第 11」とあるのは「別記様式第 14」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準）

第 65 条　法第 121 条第２項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第 66 条　法第 123 条第１項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

２　法第 123 条第１項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第 67 条　法第 123 条第３項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（条例を定めたときの届出）

第 70 条　法第 167 条第 1 項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第 15 による届出書を提出する方法）により行うものとする。

個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和４年宮城県条例第 72 号）

（趣旨）

第１条　この条例は，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は，特別の定めのある場合を除くほか，法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは，知事，公営企業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

（開示の手続）

第３条　開示決定を受けた者は，法第 82 条第１項の規定による通知があった日から 90 日以内に開示を受けなければならない。ただし，当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは，この限りでない。

２　法第 87 条第１項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は，法第 77 条第２項に規定する書類を提示し，又は提出しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第４条　法第 89 条第２項に規定する手数料は，徴収しない。

２　法第 87 条第１項の規定により保有個人情報の開示を受け，写しの交付その他の物品の供与を受ける者は，当該供与に要する費用を負担しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第５条　法第 119 条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額は，21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに 3,950 円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

２　法第 119 条第４項の規定により納付しなければならない手数料の額は，次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者　法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　12,600 円

（審査会の設置等）

第６条　法第 105 条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定による諮問及び他の法令の規定による諮問に関する事項について調査審議するため，宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は，前項に規定するもののほか，個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について，実施機関に建議することができる。

（組織）
第７条　審査会は，委員５人以内で組織する。
２　委員は，学識経験を有する者のうちから，知事が任命する。
（任期）
第８条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２　委員は，再任されることができる。
（会長）
第９条　審査会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。
２　会長は，会務を総理し，審査会を代表する。
３　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。
（会議）
第 10 条　審査会の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。
２　審査会の会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　審査会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（審査会の調査権限）
第 11 条　審査会は，必要があると認めるときは，実施機関の職員その他の関係者に対し，出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
２　審査会は，必要があると認めるときは，法第 105 条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し，開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては，何人も，審査会に対し，その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
３　諮問庁は，審査会から前項の規定による求めがあったときは，これを拒んではならない。
４　審査会は，必要があると認めるときは，諮問庁に対し，第２項の規定により提示された保有個人情報に含まれている情報の内容及び開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し，審査会に提出するよう求めることができる。
５　第２項及び前項の規定によるもののほか，審査会は，審査請求に係る事件に関し，審査請求人，参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること，適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
（意見の陳述）
第 12 条　審査会は，審査請求人等から申立てがあったときは，当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし，審査会が，その必要がないと認めるときは，この限りでない。
２　前項本文の場合においては，審査請求人又は参加人は，審査会の承認を得て，補佐人とともに出席することができる。
（意見書等の提出）
第 13 条　審査請求人等は，審査会に対し，意見書又は資料を提出することができる。この場合において，審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは，その期間内にこれ

を提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第 14 条　審査会は，第 11 条第４項若しくは第５項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは，当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては，当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし，第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき，その他正当な理由があるときは，この限りでない。

２　審査請求人等は，審査会に対し，審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては，記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては，当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付その他の物品の供与（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において，審査会は，第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき，その他正当な理由があるときでなければ，その閲覧等を拒むことができない。

３　審査会は，第１項の規定による送付をし，又は閲覧等をさせようとするときは，当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし，審査会が，その必要がないと認めるときは，この限りでない。

４　審査会は，閲覧等について，日時及び場所を指定することができる。

５　第２項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は，当該供与に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議の会議の非公開）

第 15 条　諮問庁からの諮問及び宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年宮城県条例第 67 号）第 45 条第１項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は，公開しない。

（答申書の送付等）

第 16 条　審査会は，諮問に対する答申をしたときは，答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに，答申の内容を公表するものとする。

２　審査会は，第６条第２項の規定による建議をしたときは，その内容を公表するものとする。

（答申の尊重）

第 17 条　諮問庁は，諮問に対する答申があったときは，その答申を尊重して，審査請求についての裁決を行わなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

（審査会への委任）

第 19 条　この条例に定めるもののほか，審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は，会長が審査会に諮って定める。

（運用状況の公表）

第 20 条　知事は，毎年度，各実施機関における個人情報の保護制度の運用状況を取りまとめ，これを公表しなければならない。

（実施機関への委任）

第 21 条　この条例に定めるもののほか，法及びこの条例の施行に関し必要な事項は，実施機関が別に定める。

（罰則）

第 22 条　第 18 条の規定に違反して秘密を漏らした者は，１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

に処する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和５年４月１日から施行する。

（旧条例の廃止）

第２条　個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第 27 号。以下「旧条例」という。）は，廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧条例第 13 条及び第 15 条第２項の規定による職務上又は事務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない義務については，前条の規定の施行後も，なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第３号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者（以下「旧実施機関の職員である者」という。）又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者（以下「旧実施機関の職員であった者」という。）のうち，同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

２　前条の規定の施行の際現にされている旧条例第 16 条，第 27 条又は第 33 条の規定による旧個人情報の開示，訂正及び利用停止請求については，法第 76 条，第 90 条又は第 98 条の規定による保有個人情報の開示，訂正及び利用停止請求とみなす。この場合において，旧条例第 21 条第１項，第 30 条第１項又は第 36 条第１項の規定による決定の義務及び旧条例第 21 条第４項（旧条例第 30 条第４項及び第 36 条第４項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長については，なお従前の例による。

３　前条の規定の施行の際現にされている旧条例第 37 条の規定による諮問における調査審議については，なお従前の例による。

４　旧条例第 46 条第１項の規定により置かれた宮城県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）は，第６条第１項の規定により置かれた審査会となり，同一性をもって存続するものとする。この場合において，旧審査会の委員である者の任期は，第８条第１項の規定にかかわらず，令和６年 10 月 13 日までとする。

５　前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第 57 条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については，前条の規定の施行後も，なお従前の例による。

６　前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は，１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

７　次に掲げる者が，正当な理由がないのに，前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって，個人の氏名，生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは，２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

(2) 第１項第２号に掲げる者

８　前項各号に掲げる者が，正当な理由がないのに，前条の規定の施行前において旧実施機関が

保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（前項に規定するものを除き，その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは，１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

9　第７項各号に掲げる者が，その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録されている旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

10　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は公の施設の管理の事務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して前３項の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各項の罰金刑を科する。

11　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には，その代表者又は管理人が，その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか，法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第４条　附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については，その失効後も，なお従前の例による。

個人情報の保護に関する法律施行細則

令和５年宮城県規則第９号

（趣旨）

第１条　この規則は，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。），個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第２条　法第75条第１項の帳簿は，個人情報ファイル簿（様式第１号）とする。

（開示請求書）

第３条　法第77条第１項の規定により提出する書面は，保有個人情報開示請求書（様式第２号）によるものとする。

（開示決定等通知書）

第４条　法第82条第１項の規定による通知は，保有個人情報の開示をする旨の決定について（様式第３号）によるものとする。

２　法第82条第２項の規定による通知は，保有個人情報の開示をしない旨の決定について（様式第４号）によるものとする。

（開示決定等の期限延長通知書）

第５条　法第83条第２項の規定による通知は，保有個人情報開示決定等の期限の延長について（様式第５号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例規定の適用）

第６条　法第84条の規定による通知は，保有個人情報の開示決定等期限の特例規定の適用について（様式第６号）によるものとする。

（開示請求事案の移送）

第７条　法第85条第１項の規定による移送は，保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（様式第７号）によるものとする。

２　法第85条第１項の規定による通知は，保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（様式第８号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第８条　法第86条第１項の規定による通知は，保有個人情報の開示請求に関する意見について（様式第９号）によるものとする。

２　法第86条第２項の規定による通知は，保有個人情報の開示請求に関する意見について（様式第10号）によるものとする。

３　法第86条第１項及び第２項の規定による意見書の提出は，保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第11号）によるものとする。

４　法第86条第３項の規定による通知は，反対意見書に係る個人情報の開示決定について（様式第12号）によるものとする。

（開示の実施等）

第９条　法第87条第１項に規定する行政機関等が定める電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は，次に掲げる方法（条例第２条第２項の実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるものに限る。）とする。

(1)　当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３

判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
(2) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により出力又は再生したものの閲覧，視聴又は聴取
(3) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
(4) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複写したものの交付
２　法第87条第１項及び前項第１号又は第２号の規定により保有個人情報が記録されている文書又は図画及び電磁的記録（以下この項及び次項において「文書等」という。）を閲覧，視聴又は聴取する者は，当該文書等を丁寧に取り扱うとともに，これを汚損し，若しくは破損し，又は改ざんしてはならない。
３　知事は，前項の規定に違反し，又は違反するおそれのある者に対し，当該文書等の閲覧，視聴又は聴取を中止させ，又は禁止することができる。
４　法第87条第３項の規定による申出は，保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第13号）によるものとする。
５　政令第28条第４項の地方公共団体の規則で定める方法は，現金又は郵便為替で納付する方法とする。
（訂正請求書）
第10条　法第91条第１項の規定により提出する書面は，保有個人情報訂正請求書（様式第14号）によるものとする。
（訂正決定等通知書）
第11条　法第93条第１項の規定による通知は，保有個人情報の訂正をする旨の決定について（様式第15号）によるものとする。
２　法第93条第２項の規定による通知は，保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（様式第16号）によるものとする。
（訂正決定等の期限延長通知書）
第12条　法第94条第２項の規定による通知は，保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（様式第17号）によるものとする。
（訂正決定等の期限の特例規定の適用）
第13条　法第95条の規定による通知は，保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（様式第18号）によるものとする。
（訂正請求事案の移送）
第14条　法第96条第１項の規定による移送は，保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（様式第19号）によるものとする。
２　法第96条第１項の規定による通知は，保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（様式第20号）によるものとする。
（保有個人情報の提供先への通知）
第15条　法第97条の規定による通知は，提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（様式第21号）によるものとする。
（利用停止請求書）
第16条　法第99条第１項の規定により提出する書面は，保有個人情報利用停止請求書（様式第22号）によるものとする。
（利用停止決定等通知書）
第17条　法第101条第１項の規定による通知は，保有個人情報の利用停止をする旨の決定に

ついて（様式第23号）によるものとする。
２　法第101条第２項の規定による通知は，保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（様式第24号）によるものとする。
（利用停止決定等の期限延長通知書）
第18条　法第102条第２項の規定による通知は，保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（様式第25号）によるものとする。
（利用停止決定等の期限の特例規定の適用）
第19条　法第103条の規定による通知は，保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（様式第26号）によるものとする。
（審査会への諮問）
第20条　法第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定による宮城県個人情報保護審査会への諮問は，次の各号に掲げる審査請求の区分に応じ，当該各号に定める書面によるものとする。
(1) 法第82条の規定に基づく開示決定等に係る審査請求　諮問書（様式第27号）
(2) 法第93条の規定に基づく訂正決定等に係る審査請求　諮問書（様式第28号）
(3) 法第101条の規定に基づく利用停止決定等に係る審査請求　諮問書（様式第29号）
(4) 法第76条の規定に基づく開示請求，法第90条の規定に基づく訂正請求及び法第98条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為に関する審査請求　諮問書（様式第30号）
２　法第105条第３項において読み替えて準用する同条第２項の規定による通知は，宮城県個人情報保護審査会への諮問について（様式第31号）によるものとする。
（適用除外）
第21条　政令第16条第２号の地方公共団体の長が指定する施設は，次に掲げるものとする。
(1) 県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成15年宮城県告示第310号）第２条第１項に規定する県政情報センター及び県政情報コーナー
(2) 行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）第35条第４項第８号に規定する環境情報センター
（運用状況の公表）
第22条　条例第20条の規定による運用状況の公表は，宮城県公報に登載して行うものとする。
附　則
（施行期日）
１　この規則は，令和５年４月１日から施行する。
（旧規則の廃止）
２　個人情報保護条例施行規則（平成８年宮城県規則第69号。以下「旧規則」という。）は，廃止する。
（諸様式に関する経過措置）
３　旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては，当分の間，改正後の個人情報の保護に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

様式第１号（第２条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称	宮城県	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　□有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれるときは，その旨		
備考		

様式第２号（第３条関係）

（ 表　面 ）

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（ふりがな）
氏　名
住所又は居所　〒
電話（　　）　　－
電子メールアドレス（任意）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
イ又はロに○印を付してください。イを選択した場合は，実施の方法及び希望日を記載してください。

イ　個人情報窓口における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ □閲覧（必要に応じて写しの交付＊） □写しの交付のみ＊
＊写しの交付には複写料がかかります。
＜実施の希望日＞ □　　年　　月　　日以降　□　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間
ロ　本人限定受取郵便による写しの送付＊を希望する。＊送付には郵送料と複写料がかかります。

３　本人確認等

イ　開示請求者　　□ 本人　　□ 法定代理人　　□ 任意代理人

ロ　請求者本人確認書類
□ 運転免許証　　□ 健康保険被保険者証　　□ 個人番号カード
□ 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□ その他（　　）
※ 郵送により請求をする場合には，本請求書に加えて住民票の写し等を添付してください。

ハ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
(ｲ) 本人の状況　□ 未成年者（　　年　　月　　日生）　□ 成年被後見人
□ 任意代理人委任者
（ふりがな）
(ﾛ) 本人の氏名
(ﾊ) 本人の住所又は居所　〒
(ﾆ) 本人の電話番号（　　）　－

ニ　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示し，又は提出してください。
請求資格確認書類　　□ 戸籍謄本　□ 登記事項証明書　□ その他（　　）

ホ　任意代理人が請求する場合，次の書類を提示し，又は提出してください。
請求資格確認書類　　□ 委任状　　□ その他（　　）

※　次の欄には記入しないでください

担当課（室）所		電話	（　　）　－　　内線

（ 裏　面 ）

1　「氏名」，「住所又は居所」，「電話」，「電子メールアドレス」

開示請求者（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）の氏名（４（1）の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので，正確に記載してください。

連絡を行う際に必要になりますので，開示請求者本人と直接連絡が可能な電話番号（必須）及び電子メールアドレス（任意）を記載してください。

2　「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など，開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3　「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）における開示の実施の方法，個人情報窓口における開示を希望する場合の希望日）について，希望がありましたら記載してください。

なお，実施の方法は県が定めるところによりますので，希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については，開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により，別途申し出ることもできます。

4　本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における開示請求の場合

来庁して個人情報窓口において保有個人情報の開示請求をする場合には，本人確認のため，個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に規定する運転免許証，健康保険の被保険者証，個人番号カード（ただし，個人番号通知カードは不可），在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し，又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は，個人情報窓口に事前に相談してください。

(2) 郵送による開示請求の場合

郵送により保有個人情報の開示請求をする場合には，(1) の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し（ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は，個人情報窓口に事前に相談してください。

なお，個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は，表面のみ複写し，住民票の写しについては，個人番号の記載がある場合，当該個人番号を黒塗りしてください。

また，被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は，保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は，代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，本人の氏名，本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち，法定代理人が開示請求をする場合には，戸籍謄本，戸籍抄本，成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し，又は提出してください。

なお，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は，市町村等が発行する公文書であり，その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち，任意代理人が開示請求をする場合には，委任状その他その資格を証明する書類（ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

また，委任状については，①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし，開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証，個人番号カード（ただし，個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお，委任状は，その複写物による提出は認められません。

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき，下記のとおり，開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

２　不開示とした部分とその理由

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。),この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　開示する保有個人情報の利用目的

４　開示の実施の方法等　（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 個人情報窓口における開示を実施することができる期間，時間及び場所
期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（土・日曜，祝祭日を除く。）
時間：
場所：

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

（※裏面又は別紙）

保有個人情報の開示をする旨の決定（通知）に係る説明事項

1　「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については，（※）表面（又は別紙）の保有個人情報の開示をする旨の決定の通知（以下「通知」といいます。）を受け取った日から30日以内に，同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は，通知の４(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）における開示の実施を選択される場合は，通知の４(2)「個人情報窓口における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から，希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は，通知の「連絡先」に記載した担当班まで連絡してください。

なお，開示の実施の準備を行う必要がありますので，「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には当方に届くように提出願います。

また，本人限定受取郵便による写しの送付を希望される場合は，「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

なお，この場合は，別途，複写及び郵送に係る費用を負担していただくこととなります。

2　決定に対する審査請求等

この決定に不服がある場合には，行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定に基づき，審査請求又は決定の取消の訴え（取消訴訟）を提起することができます。

これについて詳しくは，通知の「２　不開示とした部分とその理由」の（教示）をお読みください。

3　開示の実施について

(1) 個人情報窓口における開示の実施を選択され，その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は，開示を受ける当日，個人情報窓口に来られる際に，この通知をお持ちください。

(2) 本人限定受取郵便による写しの送付を希望された場合は，「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の送付後にこちらからお知らせする送付に要する費用を現金書留又は国内郵便為替により納付してください。

(3) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第72号）第３条の規定により，この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなります。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合は，連絡先の担当班までご連絡ください。

4　連絡先

開示の実施方法等，審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら，連絡先の担当班までお問い合わせください。

（※）保有個人情報の開示をする旨の決定（通知）が２枚にわたる場合は，本説明事項は別紙となります。

様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第２項の規定により，下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)，この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第５号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第２項の規定により，下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第６号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により，下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い，残りの部分については，次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年　　月　　日

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第７号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県知事　　印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第１項の規定により，下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏　　名： 住所又は居所：〒 電話番号：（　　）　　－ 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　□ 未成年者（　　年　月　日生）　□ 成年被後見人 □ 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所：〒 本人の電話番号：（　　）　　－
添付資料等	・　開示請求書 ・　移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には，その旨）

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第８号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第１項の規定により，下記のとおり移送したので通知します。

なお，保有個人情報の開示決定等は，下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室所名： 所在地：〒 電話番号：（　　）　　－

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第９号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため，同法第86条第１項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室所名） （連絡先） 所在地：〒 電話番号：（　　）　　－
意見書の提出期限	年　　月　　日

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 10 号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第77条第１項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため，法第86条第２項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
法第86条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由	適用区分　□　第１号　□　第２号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室所名） （連絡先） 所在地：〒 電話番号：（　　）　　－
意見書の提出期限	年　　月　　日

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第11号（第８条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（法人その他の団体にあっては，その団体の代表者名）
住所又は居所
（法人その他の団体にあっては，その主たる事務所の所在地）

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について，下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	（電　話）（　　）　　－　　（内線） （ＦＡＸ）（　　）　　－ （電子メールアドレス）

【様式第11号（第８条関係）】

（別紙）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書の記載方法

１　「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合，「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また，「支障がある」を選択された場合には，(1) 支障がある部分，(2) 支障の具体的理由について記載してください。

２　「連絡先」

本意見書の内容について，内容の確認等をする場合がありますので，確実に連絡が取れる電話番号，ＦＡＸ（ファクシミリ）番号，電子メールアドレス等を記載してください。

３　担当連絡先

本件の記載方法，内容等について不明な点がありましたら，次の連絡先に連絡してください。

＜連絡先＞ 宮城県　　部　　課（室）所　　班

電　話:

ＦＡＸ:

e-mail:

様式第12号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

あなた（貴団体）から　　年　　月　　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については，下記のとおり開示決定しましたので，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第３項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　　月　　日
開示を実施する日	年　　月　　日

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)，この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第13号（第９条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（ふりがな）
氏 名
住所又は居所　〒
電話（　　）　　―
電子メールアドレス（任意）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第３項の規定に基づき，下記のとおり申出をします。

記

１　保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：　　第　　号
日　　付：　　年　　月　　日

２　求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲　　覧	①　全部 ②　一部（　　）
	(2) 複写したものの交付	①　全部 ②　一部（　　）

３　開示の実施を希望する日
年　　月　　日　　午前　・　午後

４　本人限定受取郵便による写しの送付の希望の有無　〔□ 有　　□ 無〕

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第14号（第10条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（ふりがな）
氏名
住所又は居所 〒
電話（　　）　　―
電子メールアドレス（任意）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：　　日付：　　年　　月　　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1　訂正請求者　　□　本人　　□　法定代理人　　□　任意代理人
2　請求者本人確認書類 □ 運転免許証　　□ 健康保険被保険者証　　□ 個人番号カード □ 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □ その他（　　） ※ 郵送により請求する場合には，加えて住民票の写し等を添付してください。
3　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 □ 未成年者（　　年　　月　　日生）　□ 成年被後見人 □ 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所 (4) 本人の電話番号　（　　）　　―
4　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示し，又は提出してください。 請求資格確認書類　　□ 戸籍謄本　□ 登記事項証明書　□ その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合，次の書類を提示し，又は提出してください。 請求資格確認書類　　□ 委任状　　□ その他（　　）

※　次の欄には記入しないでください

担当課（室）所		電 話	（　）　－　　内線

【様式第14号（第10条関係）】

（別　紙）

保有個人情報訂正請求書の記載方法

1　「氏名」，「住所又は居所」，「電話番号」，「電子メールアドレス」

訂正請求者（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）の氏名（６(1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので，正確に記入してください。

また，連絡を行う際に必要になりますので，訂正請求者本人と直接連絡可能な電話番号（必須）及び電子メールアドレス（任意）も記載してください。

2　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

なお，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって，法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第１項第２号）

4　「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお，本欄に記載しきれない場合には，本欄を参考に別葉に記載し，本請求書に添付して提出してください。

5　訂正請求の期限について

訂正請求は，法第90条第３項の規定により，保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

（裏面へ続く）

6　本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における訂正請求の場合

来庁して個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）において訂正請求をする場合，本人確認のため，個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証，健康保険の被保険者証，個人番号カード（ただし，個人番号通知カードは不可。），在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し，又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，本人確認書類の提示又は提出ができない場合は，個人情報窓口に事前に相談してください。

(2) 郵送による訂正請求の場合

郵送により保有個人情報の訂正請求をする場合には，(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し（ただし，訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は，個人情報窓口に事前に相談してください。

なお，個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は，表面のみを複写し，住民票の写しについては，個人番号の記載がある場合，個人番号を黒塗りしてください。また，被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は，保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は，代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，本人の氏名，本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち，法定代理人が訂正請求をする場合には，戸籍謄本，戸籍抄本，成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし，訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し，又は提出してください。

なお，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は，市町村等が発行する公文書であり，その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち，任意代理人が訂正請求をする場合には，委任状その他その資格を証明する書類（ただし，訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし，委任状については，①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし，訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証，個人番号カード（ただし，個人番号通知カードは不可。）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお，委任状は，その複写物による提出は認められません。

様式第 15 号（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第１項の規定により，下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)，この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 16 号（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第２項の規定により，訂正をしない旨の決定をしたので，下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)，この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 17 号（第 12 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第２項の規定により，下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 18 号（第 13 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により，下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　　月　　日

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 19 号（第 14 条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県知事　　印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により，下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏　　名： 住所又は居所：〒 電話番号：（　　）　　－ 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所：〒 本人の電話番号：（　　）　　－
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には，その旨）

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 20 号（第 14 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により，下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお，保有個人情報の訂正決定等は，下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 所在地：〒 電話番号：
備考	

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第21号（第15条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県知事　　印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

貴殿（貴団体，貴職）に提供している下記の保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので，同法第97条の規定により，通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名，住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 22 号（第 16 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（ふりがな）
氏　名
住所又は居所　〒
電話（　　）　　－
電子メールアドレス（任意）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：　　日付：　　年　　月　　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第１号該当　→　☐ 利用の停止，　☐ 消去 ☐ 第２号該当　→　提供の停止 （理由）

1　利用停止請求者　　☐本人　　☐法定代理人　　☐任意代理人
2　請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証　　☐ 健康保険被保険者証　　☐ 個人番号カード ☐ 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（　　） ※　郵送により請求する場合には，加えて住民票の写し等を添付してください。
3　**本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）** (1) 本人の状況　☐ 未成年者（　　年　　月　　日生）　☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所 (4) 本人の電話番号　（　　）　　－
4　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示し，又は提出してください。 請求資格確認書類　　☐ 戸籍謄本　☐ 登記事項証明書　☐ その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合，次の書類を提示し，又は提出してください。 請求資格確認書類　　☐ 委任状　　☐ その他（　　）

※　次の欄には記入しないでください

担当課（室）所		電 話	（　　）　－　　内線

（別　紙）

保有個人情報利用停止請求書の記載方法

1　「氏名」，「住所又は居所」，「電話」，「電子メールアドレス」

利用停止請求者（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）の氏名（６(1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので，正確に記入してください。

また，連絡を行う際に必要になりますので，利用停止請求者本人と直接連絡可能な電話番号（必須）及び電子メールアドレス（任意）も記載してください。

2　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

なお，個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって，法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第１項第２号）

4　「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は，「第１号該当」，「第２号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

イ　「第１号該当」には，法第61条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき，法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき，法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第１項及び第２項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されていると考えるときに，□にレ点を記入してください。

また，「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

ロ　「第２号該当」には，法第69条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第１項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに，□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は，利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお，本欄に記載しきれない場合には，本欄を参考に別葉に記載し，本請求書に添付して提出してください。

（裏面へ続く）

5　利用停止請求の期限について

利用停止請求は，法第98条第３項の規定により，保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6　本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における利用停止請求の場合

来庁して個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）において利用停止請求をする場合，本人確認のため，個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証，健康保険の被保険者証，個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可），在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し，又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，本人確認書類の提示又は提出ができない場合は，個人情報窓口に事前に相談してください。

(2) 郵送による利用停止請求の場合

郵送により保有個人情報の利用停止請求をする場合には，(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し（ただし，利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は，個人情報窓口に事前に相談してください。

なお，個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は，表面のみ複写し，住民票の写しについては，個人番号の記載がある場合，当該個人番号を黒塗りしてください。また，被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は，保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は，代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，本人の氏名，本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち，法定代理人が利用停止請求をする場合には，戸籍謄本，戸籍抄本，成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし，利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し，又は提出してください。

なお，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は，市町村等が発行する公文書であり，その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち，任意代理人が利用停止請求をする場合には，委任状その他その資格を証明する書類（ただし，利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし，委任状については，①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし，利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証，個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお，委任状は，その複写物による提出は認められません。

様式第 23 号（第 17 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第１項の規定により，下記のとおり，利用停止をすることに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)，この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 24 号（第 17 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第２項の規定により，利用停止をしないことに決定をしたので，下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

（教示）

(1) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には，審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内)に,宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。),この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは，決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第25号（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第２項の規定により，下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 26 号（第 19 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により，下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　　月　　日

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

様式第 27 号（第 20 条関係）

第　　号
年　　月　　日

宮城県個人情報保護審査会会長　殿

宮城県知事　　印

諮　問　書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定により諮問します。

様式第27号（第20条関係）

（別　紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る開示決定等 （開示決定等の種類） □ 開示決定 □ 一部開示決定 （該当不開示条項） □ 不開示決定 （該当不開示条項）	(1)　開示決定等の日付，文書番号 (2)　開示決定等をした者 (3)　開示決定等の概要
3　審　査　請　求	(1)　審 査 請 求 日 (2)　審 査 請 求 人 (3)　審査請求の趣旨
4　諮　問　の　理　由	
5　参　加　人　等	
6　添　付　書　類　等	①　保有個人情報開示請求書（写し） ②　保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し） ③　審査請求書（写し） ④　弁明書（写し） ⑤　開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等（写し） ⑥　その他参考資料
7　諮問庁担当課（室），班，電話番号	

（注1）　２の「（開示決定等の種類）」については，該当する開示決定等の□をチェックすること。
　また，一部開示決定又は不開示決定の場合には，該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第１項各号，同法第81条又は文書不存在）を記載すること。

（注2）　４の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」，「全部開示とすることが適当と考えるが，第三者の反対意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3）　６の⑥の「その他参考資料」とは，例えば，第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代，同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面，個人情報の保護に関する法律第83条第２項又は同法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第 28 号（第 20 条関係）

第　　号
年　　月　　日

宮城県個人情報保護審査会会長　殿

宮城県知事　　印

諮　問　書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定により諮問します。

様式第28号（第20条関係）

（別　紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る訂正決定等 （訂正決定等の種類） □ 訂正決定 □ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付，文書番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3　審　査　請　求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
4　諮　問　の　理　由	
5　参　加　人　等	
6　添　付　書　類　等	①　保有個人情報訂正請求書（写し） ②　保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③　審査請求書（写し） ④　弁明書（写し） ⑤　その他参考資料
7　諮問庁担当課（室），班，電話番号	

（注1）　２の「（訂正決定等の種類）」については，該当する訂正決定等の□をチェックすること。

（注2）　４の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3）　６の⑤の「その他参考資料」とは，例えば，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代，同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面，個人情報の保護に関する法律第94条第２項又は同法第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお，審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には，当該根拠資料を添付する。

様式第 29 号（第 20 条関係）

第　　号
年　　月　　日

宮城県個人情報保護審査会会長　殿

宮城県知事　　印

諮　問　書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定により諮問します。

様式第29号（第20条関係）

（別　紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 （利用停止決定等の種類） □利用停止決定 □不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付，文書番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3　審　査　請　求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
4　諮　問　の　理　由	
5　参　加　人　等	
6　添　付　書　類　等	①　保有個人情報利用停止請求書（写し） ②　保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（写し） ③　審査請求書（写し） ④　弁明書（写し） ⑤　その他参考資料
7　諮問庁担当課（室），班，電話番号	

（注1）　2の「（利用停止決定等の種類）」については，該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

（注2）　4の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3）　6の⑤の「その他参考資料」とは，例えば，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代，同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面，個人情報の保護に関する法律第102条第２項又は同法第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお，審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には，当該根拠資料を添付する。

様式第 30 号（第 20 条関係）

第　　号
年　　月　　日

宮城県個人情報保護審査会会長　殿

宮城県知事　　印

諮　問　書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づく開示請求［第90条の規定に基づく訂正請求，第98条の規定に基づく利用停止請求］に係る不作為について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定により諮問します。

様式第 30 号（第 20 条関係）

（別　紙）

1　開示請求[訂正請求，利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る開示請求［訂正請求，利用停止請求］	(1) 開示請求［訂正請求，利用停止請求］の日付 (2) 開示請求［訂正請求，利用停止請求］の宛先
3　補正に要した日数，開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]の期限	
4　審　査　請　求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
5　諮　問　の　理　由	
6　参　加　人　等	
7　添　付　書　類　等	①　保有個人情報開示請求書［訂正請求書，利用停止請求書］（写し） ②　審査請求書（写し） ③　弁明書（写し） ④　その他参考資料
8　諮問庁担当課（室），班，電話番号	

（注1）　1の「開示請求［訂正請求，利用停止請求］に係る保有個人情報の名称等」については，開示請求の場合には，当該開示請求に係る保有個人情報の名称を，訂正請求又は利用停止請求の場合には，当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

（注2）　3の「補正に要した日数，開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]の期限」については，補正を求めた場合には当該補正に要した日数を，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第83条第２項[法第94条第２項，法第102条第２項]の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]の期限を，法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限[法第95条又は法第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限]を，それぞれ記述すること。

（注3）　5の「諮問の理由」については，例えば，「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（※）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第３条に規定する「相当の期間」を指す。

（注4）　7の④の「その他参考資料」とは，例えば，第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や，行政不服審査法第11条の総代，同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面，法第83条第２項又は法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第 31 号（第 20 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県知事　　印

宮城県個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年　　月　　日付けの宮城県知事に対する審査請求について，下記のとおり宮城県個人情報保護審査会に諮問したので，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第３項において準用する同条第２項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等［訂正決定等，利用停止決定等］	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年　　月　　日

（注）「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]」の欄については，開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]の日付・文書番号，開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]をした者，開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]の種類（開示決定，不開示決定等）を記載する。

＜連絡先＞
宮城県　　部　　課（室）所　　班
電　話:
ＦＡＸ:
e-mail:

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成 25 年法律第 27 号）

＜最終改正＞（令和４年法律第 26 号）

（定義）

第２条　１～７　略

８　この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第７条第１項及び第２項、第８条並びに第 48 条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

９　この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10～15　略

（提供の求めの制限）

第 15 条　何人も、第 19 条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第 20 条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）

第 16 条　個人番号利用事務等実施者は、第 14 条第１項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第 19 条　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第１項、厚生年金保険法第 100 条の２第５項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

(2)　個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第 12 号に規定する場合を除く。）。

(3)　本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

(4)　一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

(5)　機構が第 14 条第２項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

(6)　特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継

に伴い特定個人情報を提供するとき。

(7) 住民基本台帳法第 30 条の６第１項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

(8) 別表第２の第１欄に掲げる者（法令の規定により同表の第２欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第３欄に掲げる者（法令の規定により同表の第４欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(9) 条例事務関係情報照会者（第９条第２項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第２の第２欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第 26 条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(10) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第 46 条第４項若しくは第５項、第 48 条第７項、第 72 条の 58、第 317 条又は第 325 条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第２条第１号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(12) 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第２条第５項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第１項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第９条第４項に規定する書面（所得税法第 225 条第１項（第１号、第２号、第８号又は第 10 号から第 12 号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(13) 第 35 条第１項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員

会」という。）に提供するとき。

(14) 第 38 条の 7 第 1 項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

(15) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第 36 条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

(16) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(17) その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第 20 条　何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

（情報提供等の記録）

第 23 条　情報照会者及び情報提供者は、第 19 条第 8 号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

(1) 情報照会者及び情報提供者の名称

(2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

(3) 特定個人情報の項目

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

2　前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

(1) 個人情報保護法第 78 条第 1 項（個人情報保護法第 125 条第 2 項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(2) 第 31 条第 3 項において準用する個人情報保護法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3　略

（個人情報保護法の特例）

第 30 条　行政機関等（個人情報保護法第 125 条第 2 項の規定により個人情報保護法第 2 条第 11 項第 3 号に規定する独立行政法人等又は同項第 4 号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第 58 条第 1 項各号に掲げる者（次条第 1 項において「みなし独立行政法人等」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第 23 条（第 26 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 88 条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第69条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的（独立行政法人等にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第９条第５項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的）
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第69条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第69条第２項第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第89条第３項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第89条第５項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第１項の規定により読み替えて適用する第89条第３項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第89条第８項	定める	定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第１項の規定により読み替えて適用する第89条第３項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第98条第１項第１号	又は第69条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第１項の規定により読み替えて適用する第69条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第98条第１項第２号	第69条第１項及び第２項又は第71条第１項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

第 125 条第３項の規定により読み替えて適用する第 98 条第１項第１号	第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 30 条第２項の規定により読み替えて適用する第 18 条第１項、第２項及び第３項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）若しくは第 19 条の規定に違反して利用されているとき、同法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 125 条第３項の規定により読み替えて適用する第 98 条第１項第２号	第 27 条第１項又は第 28 条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条

２　略

（情報提供等の記録についての特例）

第 31 条　行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が保有し、又は保有しようとする第 23 条第１項及び第２項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第 69 条第２項から第４項まで、第 70 条、第 85 条、第 88 条、第 96 条及び第５章第４節第３款の規定（みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第 85 条、第 88 条、第 96 条及び第５章第４節第３款の規定）は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 69 条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第 89 条第３項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第 89 条第５項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定

		の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号）第31条第１項の規定により読み替えて適用する第89条第３項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第89条第８項	定める	定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条第１項の規定により読み替えて適用する第89条第３項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第97条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第８号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第９号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第１項及び第２項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長等以外のものに限る。）

２・３　略

個人情報保護事務の手引

令和６年１０月発行

発行　宮城県総務部県政情報・文書課

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

電話　022-211-2270

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyohokokai/